

広島高速 4 号線延伸事業
(都市計画道路広島西風新都線)
構 想 段 階 評 価 書

令和 6 年 (2024 年) 12 月

広島市

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び数値地図（国土基本情報）オンラインを加工し、作成したものです。また、地図の作成に当たっては、国土地理院発行の基盤地図情報を使用しています。

なお、承諾を得ず、本書の複製、転用、販売、貸与及び他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

目 次

第1章 都市計画第一種道路事業の名称及びこの事業に係る都市計画決定権者	1-1 (1)
1.1 都市計画第一種道路事業の名称	1-1 (1)
1.2 第一種道路事業都市計画決定権者	1-1 (1)
1.3 第一種道路事業予定者	1-1 (1)
第2章 都市計画第一種道路事業の目的及び内容	2-1 (2)
2.1 都市計画第一種道路事業の目的	2-1 (2)
2.2 都市計画第一種道路事業の経緯	2-2 (3)
2.3 都市計画第一種道路事業の内容	2-3 (4)
2.3.1 都市計画第一種道路事業の種類	2-3 (4)
2.3.2 事業実施想定区域の位置	2-3 (4)
2.3.3 都市計画第一種道路事業の規模	2-3 (4)
2.3.4 都市計画第一種道路事業に係る道路車線の数	2-3 (4)
2.3.5 都市計画第一種道路事業に係る道路の設計速度	2-3 (4)
2.3.6 位置等に関する複数案の設定	2-3 (4)
2.3.7 上位計画	2-4 (5)
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1 (7)
3.1 自然的状況	3-1 (7)
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	3-3 (9)
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-20 (26)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-26 (32)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-29 (35)
3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況 ..	3-33 (39)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-56 (62)
3.2 社会的状況	3-64 (70)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-67 (73)
3.2.2 土地利用の状況	3-72 (78)
3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）	3-76 (82)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-77 (83)
3.2.5 交通の状況	3-80 (86)
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	3-84 (90)
3.2.7 下水道の整備状況	3-87 (93)
3.2.8 廃棄物の状況	3-87 (93)
3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象 に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-90 (96)

第4章 都市計画における評価基準及び評価等の方法.....	4-1 (131)
4.1 都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準.....	4-1 (131)
4.2 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目及び評価の方法.....	4-2 (132)
4.2.1 評価項目の選定.....	4-2 (132)
4.2.2 評価の方法.....	4-2 (132)
4.3 自然的環境の整備又は保全に関する評価項目及び評価の方法.....	4-3 (133)
4.3.1 評価項目の選定.....	4-3 (133)
4.3.2 評価の方法.....	4-5 (135)
4.4 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目及び評価の方法.....	4-6 (136)
4.4.1 評価項目の選定.....	4-6 (136)
4.4.2 評価の方法.....	4-6 (136)
4.5 円滑な都市活動の確保に関する評価項目及び評価の方法.....	4-7 (137)
4.5.1 評価項目の選定.....	4-7 (137)
4.5.2 評価の方法.....	4-7 (137)
4.6 良好な都市環境の保持に関する評価項目及び評価の方法.....	4-8 (138)
4.6.1 評価項目の選定.....	4-8 (138)
4.6.2 評価の方法.....	4-8 (138)
第5章 評価等の結果.....	5-1 (139)
5.1 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価結果.....	5-5 (143)
5.1.1 上位計画との整合性.....	5-5 (143)
5.2 自然的環境の整備又は保全に関する評価結果.....	5-7 (145)
5.2.1 大気質.....	5-7 (145)
5.2.2 騒音.....	5-11 (149)
5.2.3 振動.....	5-15 (153)
5.2.4 動物.....	5-19 (157)
5.2.5 植物.....	5-23 (161)
5.2.6 生態系.....	5-26 (164)
5.2.7 景観.....	5-30 (168)
5.2.8 人と自然との触れ合いの活動の場.....	5-35 (173)
5.3 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価結果.....	5-39 (177)
5.3.1 適切な道路の配置.....	5-39 (177)
5.3.2 用地取得に伴うリスク.....	5-40 (178)
5.4 円滑な都市活動の確保に関する評価結果.....	5-41 (179)
5.4.1 災害時のネットワークの向上.....	5-41 (179)
5.4.2 周辺道路の渋滞緩和.....	5-42 (180)
5.4.3 市街地への移動時間の短縮.....	5-43 (181)
5.4.4 交通事故の減少.....	5-44 (182)
5.5 良好な都市環境の保持に関する評価結果.....	5-45 (183)
5.5.1 農業的土地利用への影響.....	5-45 (183)
5.5.2 通過交通の排除.....	5-46 (184)
資料編.....	資料-1

第1章 都市計画第一種道路事業の名称及びこの事業に係る都市計画決定権者

1.1 都市計画第一種道路事業の名称

指定都市高速道路 広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）

1.2 第一種道路事業都市計画決定権者

都市計画決定権者の名称：広島市

代 表 者 の 氏 名：広島市長 松井 一實

住 所：〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

第2章 都市計画第一種道路事業の目的及び内容

2.1 都市計画第一種道路事業の目的

広島高速 4 号線（都市計画道路広島西風新都線）は、広島市の都心と「ひろしま西風新都」の都市づくりが進む北西部を結ぶ指定都市高速道路である。現在、西区「中広」から安佐南区「沼田」までの区間が供用しているが、山陽自動車道とは接続しておらず、乗り継ぐためには、一旦、一般道路を経由する必要がある。

このため、広島高速 4 号線を延伸して山陽自動車道と接続させることで、高速自動車道路網のミッシングリンクを解消し、本市が進める「200 万人広島都市圏構想※」の実現に向けて、圏域内の交流・連携を一層強化するための基盤となる広域幹線道路ネットワークの充実・強化を図るものである。また、乗り継ぎのために「ひろしま西風新都内」の一般道路を通過していた交通が計画道路に転換され、一般道路の混雑緩和が期待できる。

なお、本事業は、環境影響評価法施行令別表第一の一の項のハに該当する 4 車線以上の指定都市高速道路の新設事業であり、さらに都市施設として都市計画に定められる事業であることから、環境影響評価法における都市計画第一種道路事業に該当するものである。広島高速 4 号線延伸部の位置図は、図 2.1-1 に示すとおりである。

※「200万人広島都市圏構想」<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/15650.html>



図 2.1-1 広島高速 4 号線延伸部の位置図

2.2 都市計画第一種道路事業の経緯

広島高速4号線の中広・沼田間（広島西風新都線）は、平成7年に都市計画決定され、平成13年に供用している。

山陽自動車道までの延伸区間については、当時計画されていた「都市センター地区土地区画整理事業」を経由しない五日市ICへの接続として、平成8年に山陽自動車道の整備計画に位置付けられ、関係機関等との調整が進められた。

そのような中、平成16年に全市的な公共事業の見直しが行われ、「都市センター地区土地区画整理事業」が中止となったことから、これを受け山陽自動車道へ最短距離で接続する「直結ルート案」の検討を開始した。

「直結ルート案」と「五日市ICルート案」の位置図は、図2.2-1に示すとおりである。

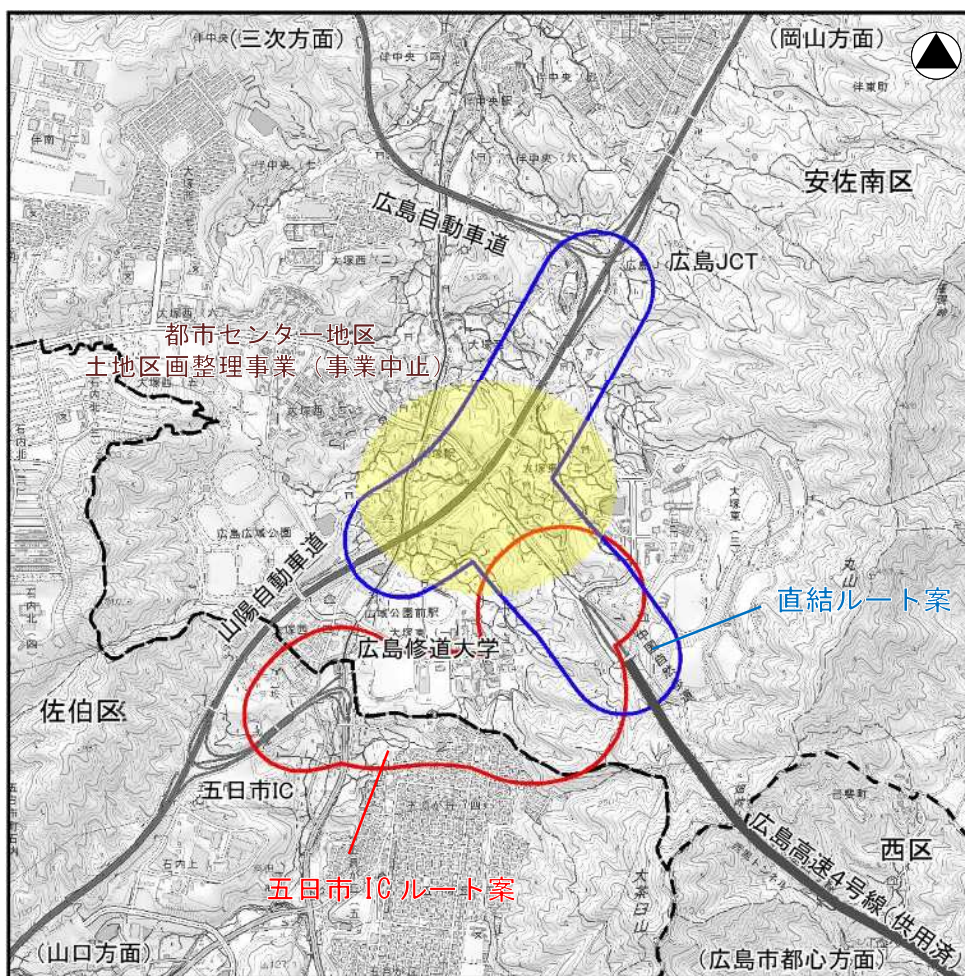


図 2.2-1 事業の経緯

2.3 都市計画第一種道路事業の内容

2.3.1 都市計画第一種道路事業の種類

指定都市高速道路の新設

2.3.2 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置は、図 2.3-1 に示すとおりである。

起点：広島県広島市

終点：広島県広島市

2.3.3 都市計画第一種道路事業の規模

延長：約 1.0km～約 2.4km

2.3.4 都市計画第一種道路事業に係る道路車線の数

4 車線

2.3.5 都市計画第一種道路事業に係る道路の設計速度

60km/h

2.3.6 位置等に関する複数案の設定

本事業に係る構想段階評価の検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定する必要がある。

複数案の選定にあたっては、広島高速 4 号線と山陽自動車道を接続させ広域幹線道路ネットワークの充実・強化を図るという目的に対して、地形・地質条件や周辺環境、これまでの経緯などを踏まえて選定することとし、以下に示す 2 案を設定した。

《ルート案①（直結ルート案）》

既存の道路空間を活用し山陽自動車道に最短距離で接続するルート

《ルート案②（五日市 IC 接続ルート案）》

広島修道大学の南側を通り山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート

（山陽自動車道の現整備計画に位置付けられているルート）

2.3.7 上位計画

(1) 広島市総合計画

広島市が策定する全ての計画の最上位に位置付けられる「広島市総合計画」において、「活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり」として、中四国地方の中核都市である本市の都市機能をより高めるため、都市交通の高速性・定時制を強化する自動車専用道路網を整備することとしている。

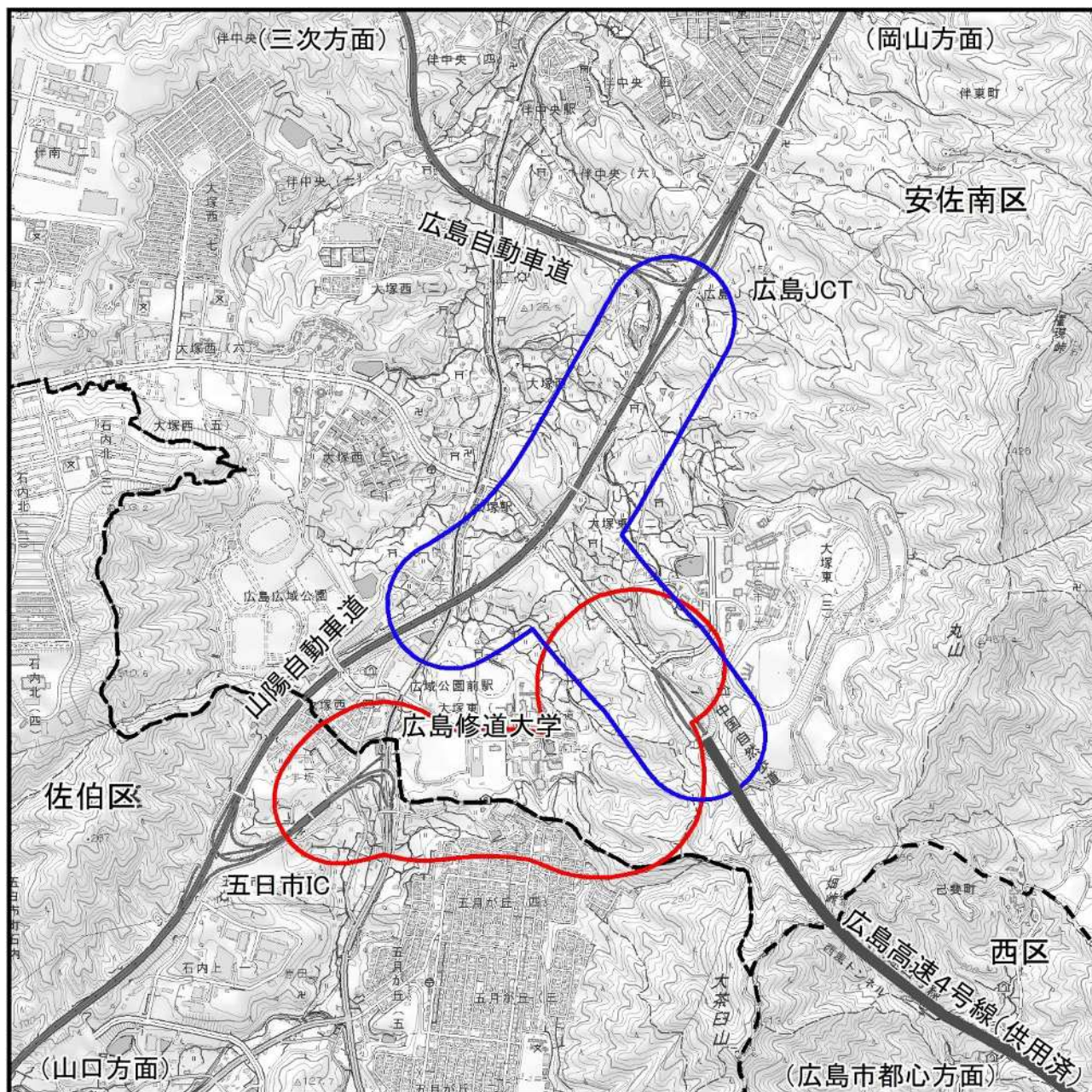
また、少子化・高齢化・人口減少に対応するため、広島広域都市圏の29市町と連携して、圏域経済を活性化し、自律的な発展を図ることなどにより、令和32年(2050年)以降も圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでおり、今後とも、ヒトやモノが循環する基盤となる広域的な交通ネットワークの充実強化を進める必要があるとしている。

(2) 広島市総合交通戦略

「広島市総合計画」を上位計画とした交通分野における部門計画である「広島市総合交通戦略」において、市域のみならず広島県全体の活力を生み、中四国地方の発展を牽引していくための基盤となる幹線道路網整備として、「広島高速4号線延伸」が位置付けられている。

(3) 広島市都市計画マスタープラン

住民に最も近い基礎自治体である市町村が、住民の意見を反映して策定する都市計画の基本方針である「広島市都市計画マスタープラン」において、高速性・定時制に優れた自動車専用道路ネットワークの形成として、「広島高速4号線延伸」が位置付けられている。



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

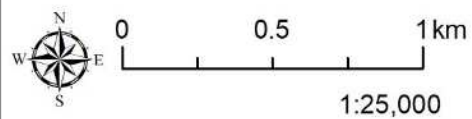


図 2.3-1 事業実施想定区域位置図

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲の対象地域は、広島県広島市安佐南区及び佐伯区とした。

自然的状況及び社会的状況の概況調査における事業実施想定区域及びその周囲については、事業実施想定区域とこれを中心としたその周囲約 3km をその範囲とし、主にこの範囲を含む縮尺 2 万 5 千分の 1、縮尺 3 万分の 1、縮尺 5 万分の 1、約 10km を含む縮尺 10 万分の 1、約 40km を含む縮尺 30 万分の 1 の図面を調査項目の特性に応じて使い分けた。

3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果は、表 3.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.1-1(1) 事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	1. 気象 広島地域気象観測所における気象観測結果（平年値）は、年間の平均気温は 16.5℃、平均風速は 3.6m/s、最多風向は北北東、年日照時間は 2,033.1 時間、年降水量は 1572.2mm となっている。
	2. 大気質 令和 3 年度（2021 年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準を達成していたが、光化学オキシダントは環境基準未達成であった。また、過去 5 年間での大気質調査結果の経年変化をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、各年において環境基準を達成していたが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、環境基準を未達成である年があった。 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における大気汚染に係る苦情件数は、32 件であった。
	3. 騒音 事業実施想定区域及びその周囲において、国又は自治体等が実施した環境騒音に係る調査結果は公表されていない。 事業実施想定区域及びその周囲では道路交通騒音の常時監視が実施されている。このうち、環境基準を超過している測定地点は、番号 4 広島湯来線（昼間 73dB・夜間 69dB）、番号 6 広島湯来線（昼間 73dB・夜間 67dB）、番号 8 原田五日市線（昼間 72dB・夜間 65dB）、番号 14 広島豊平線（昼間 69dB・夜間 67dB）、番号 15 国道 183 号（昼間 72dB・夜間 68dB）の 5 地点であった。 事業実施想定区域及びその周囲では、新幹線鉄道騒音調査（広島市佐伯区利松二丁目）が実施されている。新幹線鉄道の軌道中心線から 12.5m の地点では 74dB、25m の地点では 72dB、50m の地点では 68dB、100m の地点では 63dB であった。 事業実施想定区域及びその周囲において、国又は自治体等が実施した航空機騒音に係る調査結果は公表されていない。 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における騒音に係る苦情件数は、134 件であった。
	4. 振動 事業実施想定区域及びその周囲では道路交通振動の常時監視が実施されている。すべての地点で、規制基準を満たしていた。 事業実施想定区域及びその周囲では、新幹線鉄道振動調査（広島市佐伯区利松二丁目）が実施されている。新幹線鉄道の軌道中心線から 25m の地点では 51dB、50m の地点では 49dB であった。 令和 3 年度（2021 年度）の広島市における振動に係る苦情件数は、13 件であった。
	5. その他 事業実施想定区域及びその周囲では、国又は自治体等が実施した低周波音に係る調査結果は公表されていない。
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	1. 水象 事業実施想定区域及びその周囲における主な河川として、一級河川太田川水系の前原川、西の谷川、大塚川、大塚川支川が存在する。南側には二級河川八幡川水系の石内川、半坂川が存在する。なお、事業実施想定区域及びその周囲に湖沼及び海域は存在しない。
	2. 水質 事業実施想定区域及びその周囲では、八幡川上下流 4 箇所、石内川 3 箇所、梶毛川 1 箇所、吉山川 1 箇所、古川下流 1 箇所、安川 4 箇所、奥畑川 1 箇所及び大塚川 1 箇所の計 16 箇所で公共用水域の水質測定が実施されている。水質測定結果をみると、生活環境項目については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び大腸菌群数が環境基準値を超過する時期があった。また、栄養塩類については、いずれの検出量も極めて微量であった。 なお、事業実施想定区域及びその周囲において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、公共用水域水質のダイオキシン類濃度測定地点は古川大正橋、太田川安芸大橋及び八幡川泉橋で実施されている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。

表 3.1-1(2) 事業実施想定区域及びその周囲の自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3. 水底の底質 事業実施想定区域及びその周囲では、底質調査は行われていない。なお、公共用水域における底質のダイオキシン類調査地点は古川大正橋、太田川安芸大橋及び八幡川泉橋で実施されている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。 4. 地下水 事業実施想定区域及びその周囲では、概況調査として平成 29 年度(2018 年度)～令和 3 年度(2022 年度)にかけて、安佐南区 9 箇所及び佐伯区 4 箇所の計 13 箇所で地下水調査が行われている。また、継続監視調査として安佐南区の 1 箇所ですべて毎年調査が行われている。水質測定結果をみると、いずれの検出量も極めて微量であり、環境基準を満足していた。 また、事業実施想定区域及びその周囲では、ダイオキシン類濃度測定地点が 4 箇所測定されている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。 5. その他 令和 3 年度(2021 年度)の広島市における水質汚濁に係る苦情件数は、66 件であった。
土壌及び地盤の状況	1. 土壌 事業実施想定区域及びその周囲の土壌は、粗粒残積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低地土壌が広く分布している。 事業実施想定区域及びその周囲において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」並びに「形質変更時要届出区域」の指定区域はない。 事業実施想定区域及びその周囲において、ダイオキシン類対策特別措置法による一般環境土壌の測定が安佐南区で 10 箇所、佐伯区で 4 箇所行われている。検出量は極めて微量であり、環境基準を満足していた。 令和 3 年度(2021 年度)の広島市における土壌汚染に係る苦情件数は、0 件であった。 2. 地盤 事業実施想定区域及びその周囲において地盤沈下の測定は実施されていない。また、事業実施想定区域及びその周囲において工業用水法や建築物用地下水採取規制法に係る区域は指定されていない。 令和 3 年度(2021 年度)の広島市における地盤沈下に係る苦情件数は、0 件であった。
地形及び地質の状況	1. 地形 事業実施想定区域及びその周囲の地形は、丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布する。 2. 地質 事業実施想定区域及びその周囲の地質は、火成岩の花崗岩質岩石や砂(がち)が広く分布する。 3. 重要な地形・地質 事業実施想定区域及びその周囲には、重要な地形・地質は存在しない。 4. 活断層 事業実施想定区域及びその周囲の活断層は、己斐一広島西縁起震断層が分布する。
動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況	1. 動物 事業実施想定区域及びその周囲において、重要な動物として、哺乳類 8 種、鳥類 59 種、爬虫類 3 種、両生類 7 種、昆虫類 36 種、淡水魚類 18 種、底生動物 6 種が確認された。また、動物の注目すべき生息地として、コウモリ類ハイリスク種(オヒキコウモリ)及びクマタカの生息情報が得られた。 2. 植物 事業実施想定区域及びその周囲において、重要な植物として、56 種が確認された。なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木は確認されなかった。事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は、山間部はコナラ群落(Ⅶ)及びアカマツ群落(Ⅶ)、丘陵部は竹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占める。平地は水田雑草群落及び市街地が大部分を占めており、緑の多い住宅地がパッチ上に分布している。 3. 生態系 事業実施想定区域及びその周囲において、重要な自然環境のまとまりの場として、保安林が分布する。
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	1. 景観 事業実施想定区域及びその周囲には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定される「保存樹」が存在する。また、事業実施想定区域を眺望できる地点として、広島広域公園などが存在する。 2. 人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、広島広域公園、中国自然歩道及びひろしま森巡りコースが存在する。

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

事業実施想定区域及びその周囲における最寄りの気象観測所の概要は表 3.1-2、位置は図 3.1-2 に示すとおりである。

広島地域気象観測所における気象観測結果（平年値）は、表 3.1-3 に示すとおりであり、年間の平均気温は 16.5℃、平均風速は 3.6m/s、最多風向は北北東、年日照時間は 2,033.1 時間、年降水量は 1572.2mm となっている。また、広島地域気象観測所における令和 4 年（2022 年）1 月～12 月の気象概況は表 3.1-4、風配図は図 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-2 事業実施想定区域及びその周囲の気象観測所の概要

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風向・ 風速計の 高さ	観測項目				
					気温	風向・ 風速	降水量	積雪	日照時間
広島 地域気象観測所	広島県広島市中区 上八丁堀 6-30	緯度 34° 23.9′ 経度 132° 27.7′	4.0m	95.4m	○	○	○	—	○

出典：「地域気象観測所一覧」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、気象庁 HP
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/ame_master.pdf）

表 3.1-3 広島地域気象観測所における地上気象観測結果（平年値）

項目名	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温（℃）	16.5	5.4	6.2	9.5	14.8	19.6	23.2	27.2	28.5	24.7	18.8	12.9	7.5
日最高気温 （℃）	21.1	9.9	10.9	14.5	19.8	24.4	27.2	30.9	32.8	29.1	23.7	17.7	12.1
日最低気温 （℃）	12.7	2.0	2.4	5.1	10.1	15.1	19.8	24.1	25.1	21.1	14.9	8.9	4.0
平均風速(m/s)	3.6	3.5	3.6	3.8	3.7	3.4	3.1	3.2	3.4	3.9	4.1	3.9	3.7
最多風向	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	南南西	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東
日照時間(時間)	2033.1	138.6	140.1	176.7	191.9	210.8	154.6	173.4	207.3	167.3	178.6	153.3	140.6
降水量(mm)	1572.2	46.2	64.0	118.3	141.0	169.8	226.5	279.8	131.4	162.7	109.2	69.3	54.0

注）各項目の平年値は、平成 3 年（1991 年）～令和 2 年（2020 年）の 30 年間の観測値を算出した。

出典：「過去の気象データダウンロード」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、気象庁 HP
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>）

表 3.1-4 広島地域気象観測所の気象概況（令和 4 年（2022 年）1 月～12 月）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				
	合計	日 最大	最大		平均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速	
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向
1	12.0	9.5	1.5	0.5	5.3	10.1	1.7	13.1	-0.5	3.1	10.7	北北西	15.2	北北西
2	17.0	11.0	2.5	0.5	4.8	9.7	1.1	14.9	-2.4	3.2	11.1	西	16.2	西
3	124.0	46.0	8.5	2.0	11.5	16.4	7.3	22.3	1.3	3.1	11.5	西南西	20.9	西
4	150.0	54.0	11.0	5.0	16.4	21.3	12.0	27.9	4.6	3.4	14.2	北北東	20.4	北北東
5	31.0	16.0	3.0	1.0	20.0	24.9	15.7	31.1	8.3	2.9	10.3	西	14.4	西
6	99.0	28.0	9.0	4.5	24.2	28.5	20.8	33.6	15.2	3.1	9.9	南南西	15.6	南
7	319.0	105.5	53.0	15.5	28.1	32.1	25.1	37.1	23.0	2.7	8.2	北	13.2	南
8	148.0	67.5	26.5	9.5	29.2	33.1	26.3	35.7	21.1	3.1	8.8	南南西	14.0	南南西
9	222.5	131.5	25.0	10.5	26.0	30.2	22.5	35.0	16.9	3.8	14.5	北北西	22.9	北東
10	22.0	12.0	7.0	3.0	18.9	24.1	14.8	29.6	9.2	3.8	10.6	北北東	14.8	北
11	42.0	22.0	7.5	2.0	14.9	20.2	10.7	24.1	7.1	3.5	10.1	北	18.0	北
12	26.0	18.0	5.0	1.0	6.4	10.9	3.0	16.6	-1.8	3.3	11.5	西	18.2	西
年	1,212.5	131.5	53.0	15.5	17.1	21.8	13.4	37.1	-2.4	3.3	14.5	北北東	22.9	北東

出典：「過去の気象データダウンロード」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、気象庁 HP
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>）

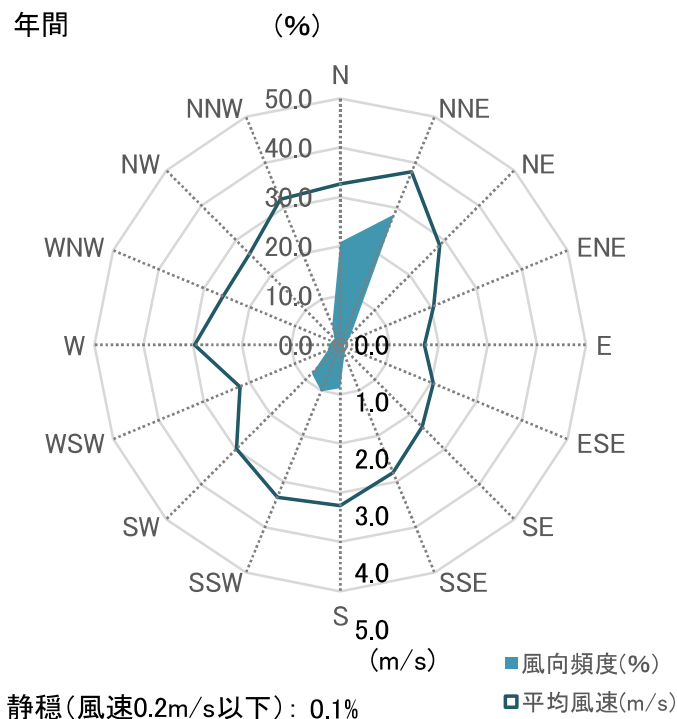
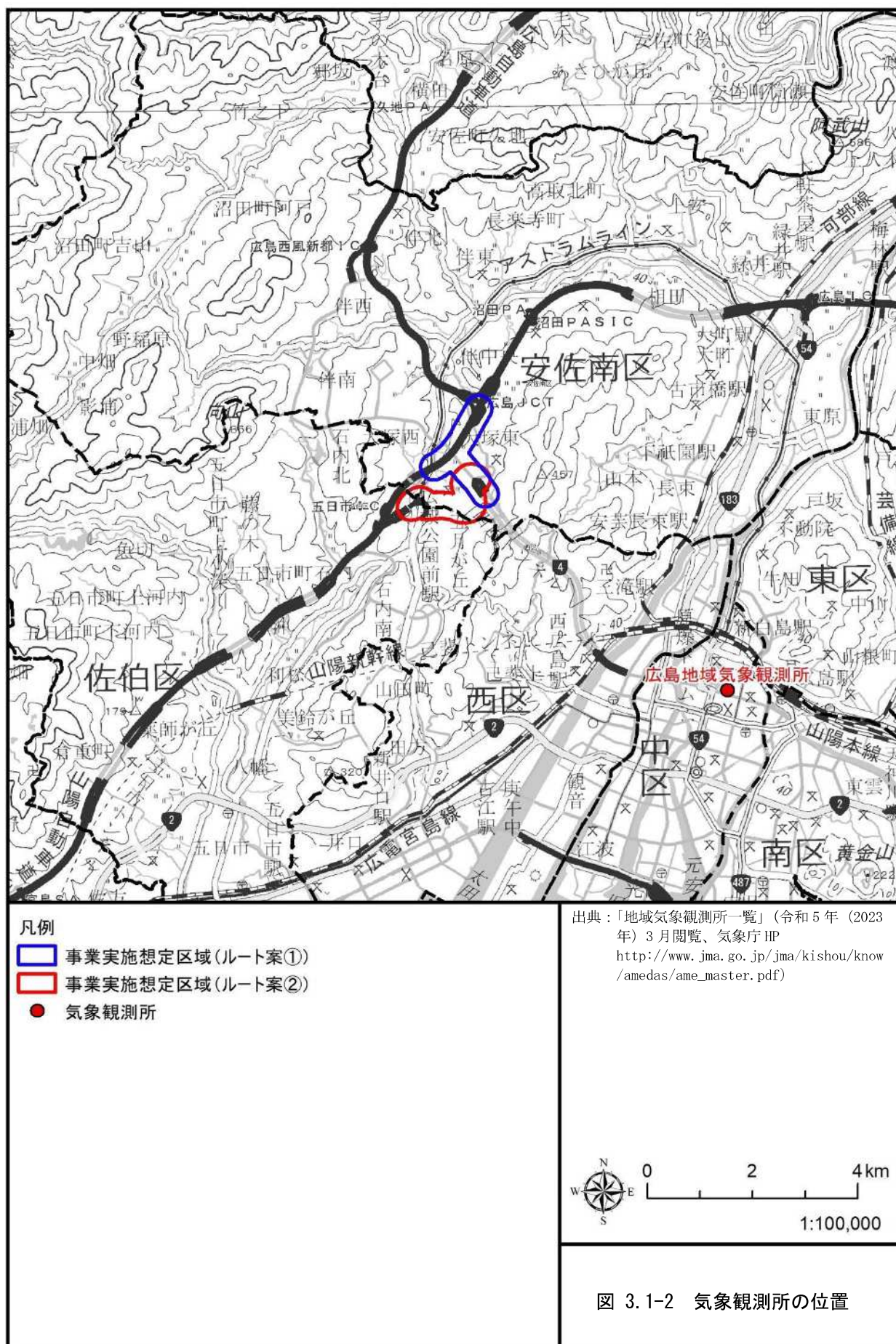


図 3.1-1 広島地域気象観測所の風配図（令和 4 年（2022 年）1 月～12 月）

出典：「過去の気象データダウンロード」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、気象庁 HP
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>）



(2) 大気質の状況

(a) 大気質の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、一般環境大気測定局の伴小学校及び安佐南区役所が存在し、自動車排出ガス測定局は古市小学校が存在する（以下、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を併せて「大気汚染常時監視測定局」という）。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視地点は安佐南区役所に設置されている。

事業実施想定区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局の位置は、図 3.1-3 に示すとおりである。

令和 3 年度（2021 年度）における大気汚染常時監視測定局による環境基準達成状況の概要は、表 3.1-5 に示すとおりである。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及びダイオキシン類は、環境基準を達成していたが、光化学オキシダントは環境基準未達成であった。

また、過去 5 年間での大気質調査結果の経年変化は、表 3.1-7(1)～(6) に示すとおりである。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、各年において環境基準を達成していたが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、環境基準を未達成である年があった。

表 3.1-5 令和 3 年度（2021 年度）における大気質の環境基準達成状況（常時監視）

区分	市町村	測定局	項目	測定物質						
				二酸化硫黄 (SO ₂) 日平均値の 2%除外値 ^{注2)}	二酸化窒素 (NO ₂) 日平均値の 年間 98%値 ^{注1)}	光化学オキシ ダント (O ₃) 昼間の 1 時間値	浮遊粒子状 物質 (SPM) 日平均値の 2%除外値	一酸化炭素 (CO) 日平均値の 2%除外値	微小粒子状 物質 (PM2. 5) 日平均値の 年間 98%値	ダイオキシ ン類 年平均値
一般局	広島市	伴小学校	測定値	0. 002ppm	0. 018ppm	0. 101ppm	0. 031 mg/m ³	—	16. 8 μ g/m ³	—
			達成状況 ^{注3)}	○	○	×	○	—	○	—
		安佐南区役所	測定値	0. 002ppm	0. 016ppm	0. 107ppm	0. 028 mg/m ³	—	19. 2 μ g/m ³	0. 017 pg-TEQ/m ³
			達成状況 ^{注3)}	○	○	×	○	—	○	○
自排局		古市小学校	測定値	—	0. 019ppm	—	0. 026 mg/m ³	—	21. 7 μ g/m ³	—
			達成状況 ^{注3)}	—	○	—	○	—	○	—
環境基準				1 時間値の 日平均値 0. 04ppm 以下 かつ 1 時間値 0. 1ppm 以下	1 時間値の 日平均値 0. 04ppm 以上 0. 06ppm 以下 又はそれ以下	1 時間値 0. 06ppm 以下	1 時間値の 日平均値 0. 10mg/m ³ 以下 かつ 1 時間値 0. 20mg/m ³ 以下	1 時間値の 日平均値 10ppm 以下か つ 8 時間平均値 20ppm 以下	年平均値 15 μ g/m ³ 以下 かつ日平 均値 35 μ g/m ³ 以下	0. 6 pg-TEQ/ m ³ 以下

注1) 「日平均値の年間 98%値」とは、年間にわたる日平均値のうち低い方から 98%目にあたる数値を示したものである。

注2) 「日平均値の 2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均の最高値である。

注3) 「—」は未測定の項目を示す。また、「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を示す。

注4) 「一般局」は一般環境大気測定局を示し、「自排局」は、自動車排出ガス測定局を示す。

出典：「令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

「令和 3 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

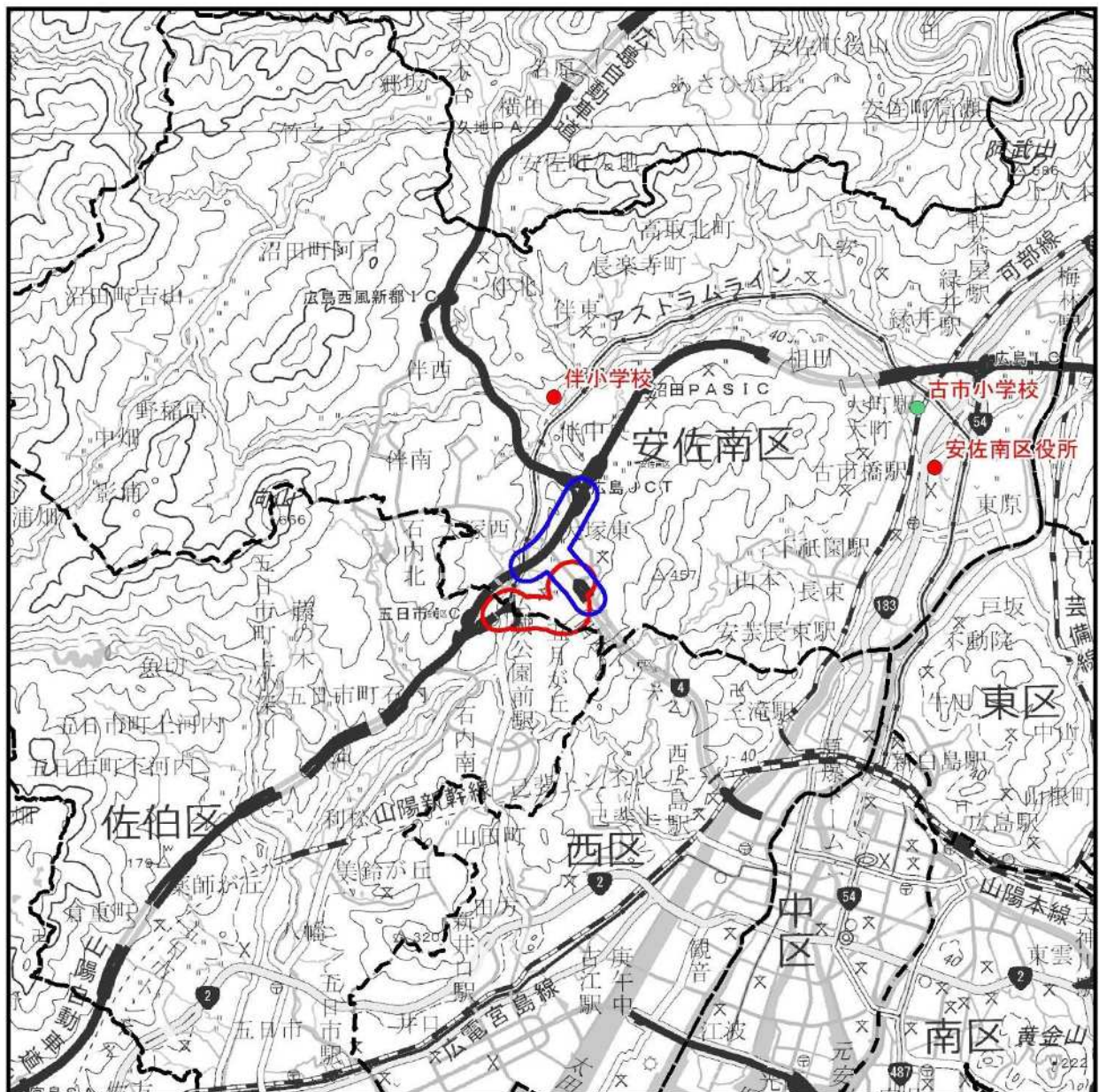
(b) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「令和4年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和5年（2023年）3月、広島市）によれば公害苦情件数(大気質)は、表 3.1-6 に示すとおりであり、令和3年度（2021年度）は32件であった。

表 3.1-6 公害苦情件数(大気質)

年度				
平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
21	24	44	30	32

出典：令和4年度版 広島市の環境（環境白書）（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

大気汚染常時監視測定局

● 一般環境大気測定局

● 自動車排ガス測定局

出典：令和4年度版 広島市の環境（環境白書）（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）

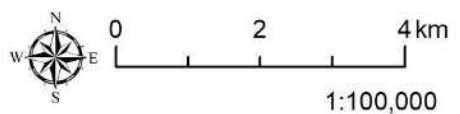
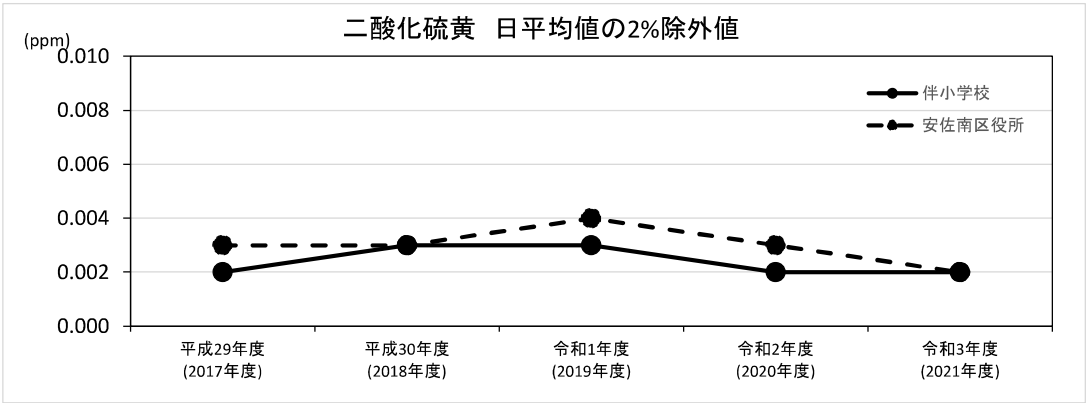


図 3.1-3 大気汚染常時監視測定局の位置図

表 3. 1-7(1) 伴小学校・安佐南区役所測定局における大気質調査結果の経年変化（二酸化硫黄）

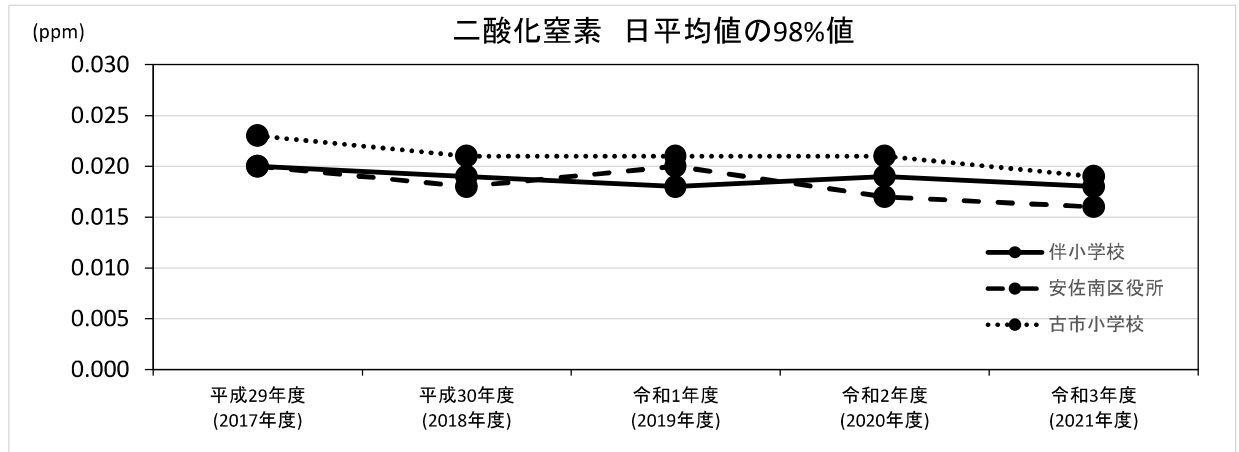
市町名	測定局	年度	日有効測定	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
広島市	伴小学校	H29	362	8,647	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0
		H30	365	8,670	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.003	○	0
		R1	365	8,698	0.001	0	0.0	0	0.0	0.026	0.003	○	0
		R2	363	8,656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.002	○	0
		R3	364	8,666	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.002	○	0
	安佐南区役所	H29	361	8,628	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0
		H30	364	8,665	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0
		R1	363	8,648	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.004	○	0
		R2	365	8,675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.003	○	0
		R3	363	8,656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.002	○	0



出典：「平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）」
(令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市)

表 3. 1-7(2) 伴小学校・安佐南区役所・古市小学校測定局における
大気質調査結果の経年変化（二酸化窒素）

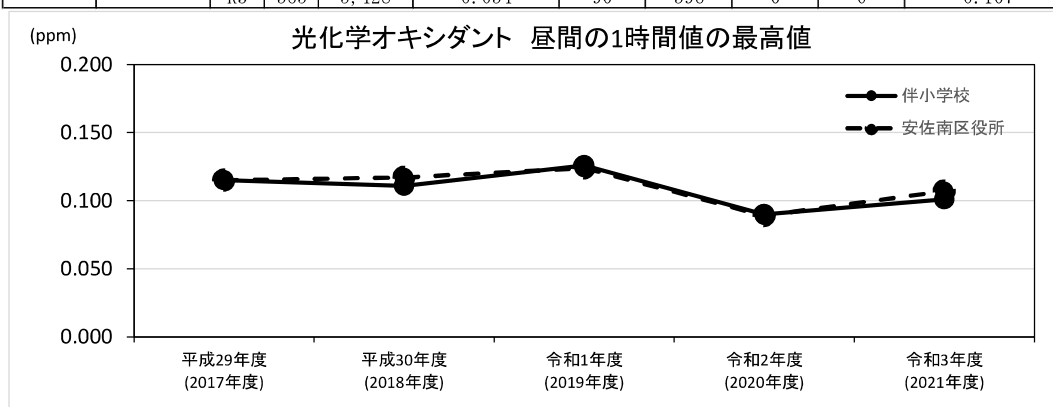
市町名	区分	測定局	年度	日有効測定	測定時間	年平均値	の1最時高間値	環境基準との対比					
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の98%値 (ppm)	適合状況 適○・否×
								(日)	(%)	(日)	(%)		
広島市	一般局	伴小学校	H29	354	8,514	0.009	0.047	0	0.0	0	0.0	0.020	○
			H30	354	8,461	0.008	0.038	0	0.0	0	0.0	0.019	○
			R1	358	8,547	0.008	0.037	0	0.0	0	0.0	0.018	○
			R2	358	8,571	0.008	0.044	0	0.0	0	0.0	0.019	○
			R3	356	8,526	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0.018	○
		安佐南区役所	H29	359	8,596	0.010	0.053	0	0.0	0	0.0	0.020	○
			H30	359	8,584	0.009	0.044	0	0.0	0	0.0	0.018	○
			R1	356	8,554	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0.020	○
			R2	336	8,089	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0.017	○
			R3	335	8,070	0.008	0.045	0	0.0	0	0.0	0.016	○
	自排局	古市小学校	H29	353	8,438	0.012	0.051	0	0.0	0	0.0	0.023	○
			H30	354	8,472	0.012	0.048	0	0.0	0	0.0	0.021	○
			R1	334	7,976	0.011	0.043	0	0.0	0	0.0	0.021	○
			R2	361	8,598	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0.021	○
			R3	358	8,563	0.010	0.046	0	0.0	0	0.0	0.019	○



出典：「平成30年度版～令和4年度版 広島市の環境（環境白書）」
(令和5年(2023年)3月閲覧、広島市)

表 3.1-7(3) 伴小学校・安佐南区役所測定局における大気質調査結果の経年変化（光化学オキシダント）

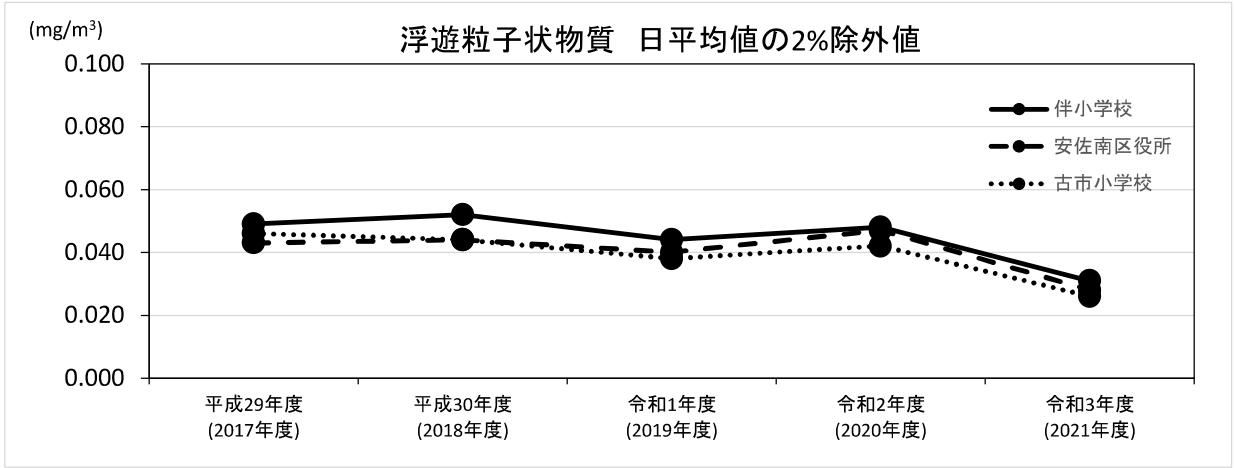
市町名	測定局	年度	日 昼 間 測 数 定	時 昼 間 測 間 定	昼間の1時間値 の年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値 の最高値
			(日)	(時間)		(日)	(時間)	(日)	(時間)	
広島市	伴小学校	H29	364	5,390	0.034	108	571	0	0	0.115
		H30	365	5,407	0.032	83	437	0	0	0.111
		R1	366	5,452	0.033	83	497	2	7	0.126
		R2	365	5,417	0.032	77	381	0	0	0.090
		R3	365	5,431	0.033	81	356	0	0	0.101
	安佐南 区役所	H29	365	5,480	0.037	130	833	0	0	0.115
		H30	365	5,421	0.034	92	559	0	0	0.117
		R1	366	5,437	0.033	82	525	1	4	0.124
		R2	365	5,424	0.032	75	383	0	0	0.089
		R3	365	5,428	0.034	90	396	0	0	0.107



出典：「平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）」
（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

表 3.1-7(4) 伴小学校・安佐南区役所・古市小学校測定局における
大気質調査結果の経年変化（浮遊粒子状物質）

市町名	区分	測定局	年度	日有効測定数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
				(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
広島市	一般局	伴小学校	H29	363	8,711	0.020	0	0.0	0	0.0	0.166	0.049	○	0
			H30	364	8,717	0.021	0	0.0	0	0.0	0.106	0.052	○	0
			R1	366	8,762	0.018	0	0.0	0	0.0	0.118	0.044	○	0
			R2	363	8,716	0.018	0	0.0	0	0.0	0.143	0.048	○	0
			R3	365	8,736	0.016	0	0.0	0	0.0	0.070	0.031	○	0
		安佐南区役所	H29	363	8,706	0.018	0	0.0	0	0.0	0.091	0.043	○	0
			H30	365	8,730	0.017	0	0.0	0	0.0	0.099	0.044	○	0
			R1	366	8,754	0.016	0	0.0	0	0.0	0.132	0.040	○	0
			R2	365	8,732	0.015	0	0.0	0	0.0	0.117	0.047	○	0
			R3	361	8,691	0.014	0	0.0	0	0.0	0.064	0.028	○	0
	自排局	古市小学校	H29	365	8,721	0.018	0	0.0	0	0.0	0.109	0.046	○	0
			H30	365	8,716	0.017	0	0.0	0	0.0	0.102	0.044	○	0
			R1	364	8,734	0.015	0	0.0	0	0.0	0.117	0.038	○	0
			R2	363	8,705	0.015	0	0.0	0	0.0	0.111	0.042	○	0
			R3	365	8,737	0.013	0	0.0	0	0.0	0.068	0.026	○	0



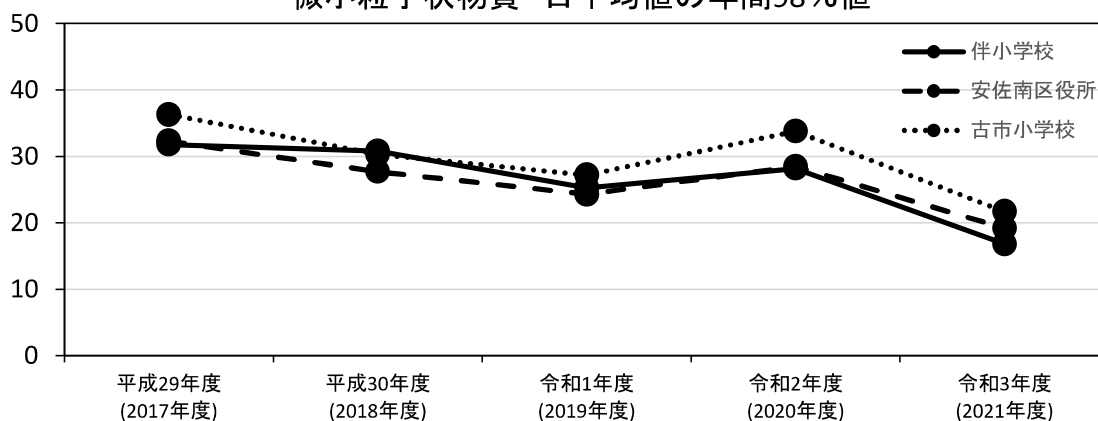
出典：「平成30年度版～令和4年度版 広島市の環境（環境白書）」
（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）

表 3.1-7(5) 伴小学校・安佐南区役所・古市小学校測定局における
大気質調査結果の経年変化（微小粒子状物質）

市町名	区分	測定局	年度	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	
				(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
広島市	一般局	伴小学校	H29	361	12.2	31.8	3	0.8
			H30	363	11.2	30.8	3	0.8
			R1	364	9.6	25.3	0	0.0
			R2	361	9.1	28.2	2	0.6
			R3	362	7.4	16.8	0	0.0
		安佐南区役所	H29	363	12.6	32.3	0	0.0
			H30	361	11.0	27.7	3	0.8
			R1	364	10.2	24.3	0	0.0
			R2	363	9.7	28.5	1	0.3
			R3	363	8.6	19.2	0	0.0
	自排局	古市小学校	H29	362	14.9	36.3	8	2.2
			H30	362	13.1	30.3	4	1.1
			R1	363	12.0	27.2	0	0.0
			R2	361	14.3	33.8	6	1.7
			R3	332	9.9	21.7	0	0.0

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

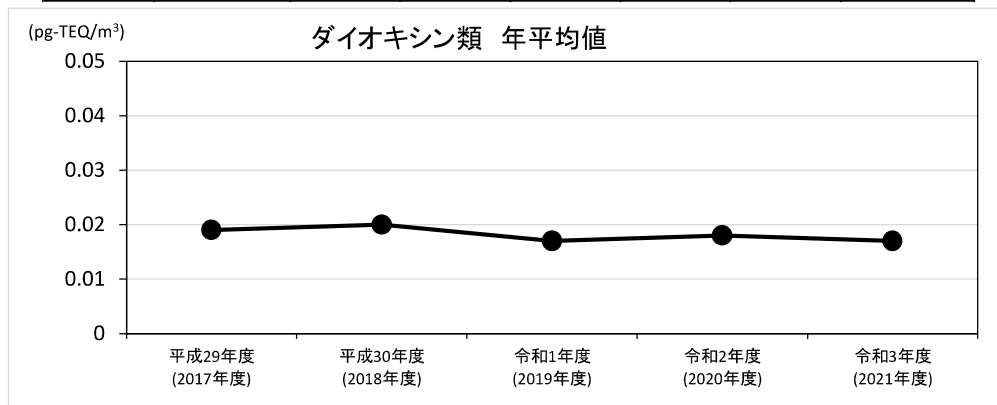
微小粒子状物質 日平均値の年間98%値



出典：「平成30年度版～令和4年度版 広島市の環境（環境白書）」
(令和5年(2023年)3月閲覧、広島市)

表 3.1-7(6) 安佐南区役所測定局における大気質調査結果の経年変化（ダイオキシン類）

市町名	測定局	年度	春	夏	秋	冬	年平均値
			(pg-TEQ/m ³)				
広島市	安佐南区役所	H29	0.020	0.011	0.009	0.034	0.019
		H30	0.015	0.013	0.010	0.040	0.020
		R1	0.010	0.013	0.029	0.016	0.017
		R2	0.011	0.021	0.029	0.012	0.018
		R3	0.010	0.012	0.025	0.019	0.017



出典：「平成 29 年度版～令和 3 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」
(令和 5 年 (2023 年) 3 月閲覧、広島市)

(3) 騒音の状況

(a) 環境騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、国又は自治体等が実施した環境騒音に係る調査結果は公表されていない。

(b) 道路交通騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲では道路交通騒音の常時監視が実施されており、測定地点及び測定結果は、それぞれ図 3.1-4、表 3.1-8 に示すとおりである。

表 3.1-8 道路交通騒音測定結果（平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度））

番号	対象道路 路線名	騒音 (dB)		環境基準		調査年度	住所
		昼間	夜間	昼間	夜間		
1	山陽自動車道	52(○)	48(○)	70	65	令和 2 年度	広島市安佐南区 伴東 8 丁目 61 番
2	市道佐伯 1 区 376 号線	66(○)	57(○)	70	65	令和 2 年度	広島市佐伯区 石内南 1 丁目 15
3	市道佐伯 1 区 368・373 号線	54(○)	48(○)	70	65	令和 2 年度	広島市佐伯区 石内南 2 丁目 19
4	主要地方道広島湯来線	73(×)	69(×)	70	65	令和 3 年度	広島市佐伯区 五日市町大字石内 5761
5	主要地方道五日市筒賀線	67(○)	64(○)	70	65	平成 30 年度	広島市佐伯区 城山 1 丁目 3 番
6	主要地方道広島湯来線	73(×)	67(×)	70	65	令和 3 年度	広島市安佐南区 大塚西 2 丁目 (宮が瀬橋バス停付近)
7	主要地方道広島湯来線	68(○)	64(○)	70	65	令和 3 年度	広島市安佐南区 伴中央 4 丁目 23 番
8	一般県道原田五日市線	72(×)	65(○)	70	65	令和 2 年度	広島市佐伯区 八幡東 4 丁目 28 番
9	一般県道原田五日市線	65(○)	58(○)	70	65	平成 29 年度	広島市佐伯区 五日市町石内 3289-1
10	市道安佐南 4 区 454 号線	70(○)	63(○)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 大塚東 1 丁目 17 番
11	市道安佐南 4 区 486・490・739 号線 市道佐伯 1 区 371 号線	63(○)	57(○)	70	65	令和元年度	広島市佐伯区 石内北 1 丁目 1 番
12	市道安佐南 4 区 488・489 号線	65(○)	61(○)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 伴南 4 丁目 3 番
13	市道安佐南 4 区 486 号線	66(○)	63(○)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 伴西 3 丁目 9 番
14	主要地方道広島豊平線	69(○)	67(×)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 相田 2 丁目 7 番
15	一般国道 183 号	72(×)	68(×)	70	65	平成 29 年度	広島市安佐南区 長束 2 丁目 1 番 23

注) 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時

出典：平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）
騒音 (dB) 昼間・夜間の (○) は、環境基準を満足しており、(×) は、環境基準を超過していた。

(c) 新幹線鉄道騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲の南側に山陽新幹線が敷設されており、新幹線鉄道騒音調査が実施されている。事業実施想定区域及びその周囲における令和 3 年度（2021 年度）の新幹線鉄道騒音測定地点及び調査結果は、それぞれ図 3.1-4、表 3.1-9 に示すとおりである。

表 3.1-9 新幹線鉄道騒音測定結果（令和 3 年度(2021 年度)）

地点番号	区分	測定場所 (用途地域)	測定 年月日	軌道 構造	防音壁の種 類(軌道面か らの高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道中心 からの 距離 (m)	騒音 レベル (dB(A))
1	新幹線	広島市佐伯区 利松二丁目 (第 1 種住居地域)	令和 4 年 1 月 6 日	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブ [※] 有)	逆 L (吸音材有) (2.03m)	254	12.5	74
						255	25	72
						249	50	68
						248	100	63

注) 騒音レベルは、測定した騒音のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したもの。

出典：令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

(d) 航空機騒音の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、国又は自治体等が実施した航空機騒音に係る調査結果は公表されていない。

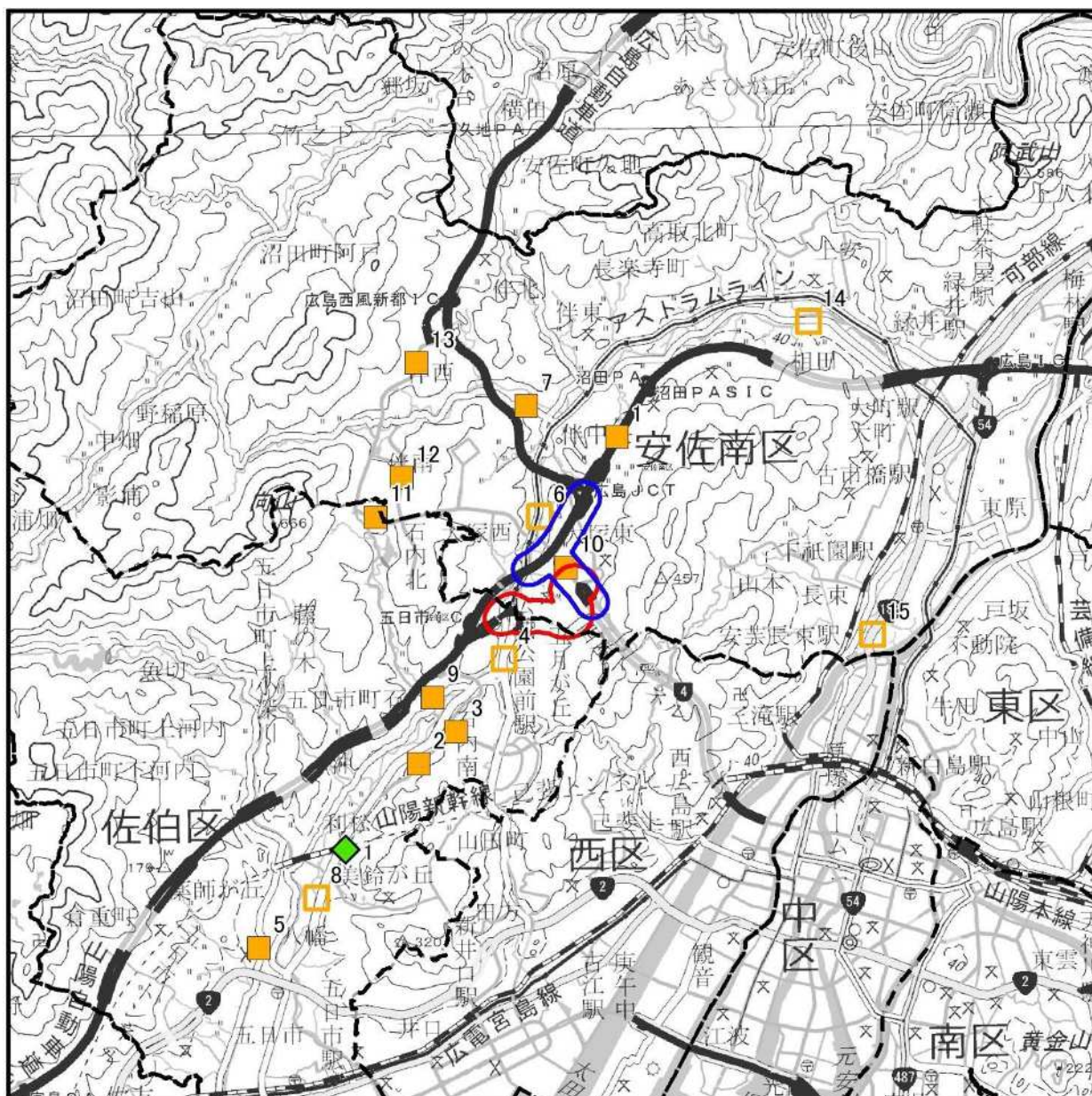
(e) 騒音に係る苦情の発生状況

「令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 5 年（2023 年）3 月、広島市）によれば公害苦情件数(騒音)は、表 3.1-10 に示すとおりであり、令和 3 年度（2021 年度）は、134 件であった。

表 3.1-10 公害苦情件数(騒音)

年度				
平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
140	120	159	170	134

出典：令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

◆ 新幹線鉄道騒音測定地点

道路交通騒音測定地点

■ 環境基準達成

■ 環境基準超過

出典：令和4年度版 広島市の環境（環境白書）（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）

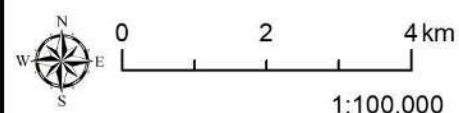


図 3.1-4 道路交通騒音・新幹線鉄道騒音測定の位置図

(4) 振動の状況

(a) 道路交通振動の状況

事業実施想定区域及びその周囲では道路交通振動の常時監視が実施されており、測定結果及び測定地点は、それぞれ表 3.1-11、図 3.1-5 に示すとおりである。

表 3.1-11 道路交通振動測定結果（令和 3 年度(2021 年度)）

番号	対象道路	振動(dB)		調査年度	住所
	路線名	昼間	夜間		
1	主要地方道五日市筒賀線	40	33	平成 30 年度	広島市佐伯区城山 1 丁目 3 番
2	一般県道原田五日市線	42	36	令和 2 年度	広島市佐伯区八幡東 4 丁目 28 番
3	主要地方道広島豊平線	44	39	令和元年度	広島市安佐南区相田 2 丁目 7 番
4	一般国道 183 号	42	35	平成 29 年度	広島市安佐南区長束 2 丁目 1 番 23

注) 昼間：7時～19時 夜間：19時～7時

出典：平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

(b) 新幹線鉄道振動の状況

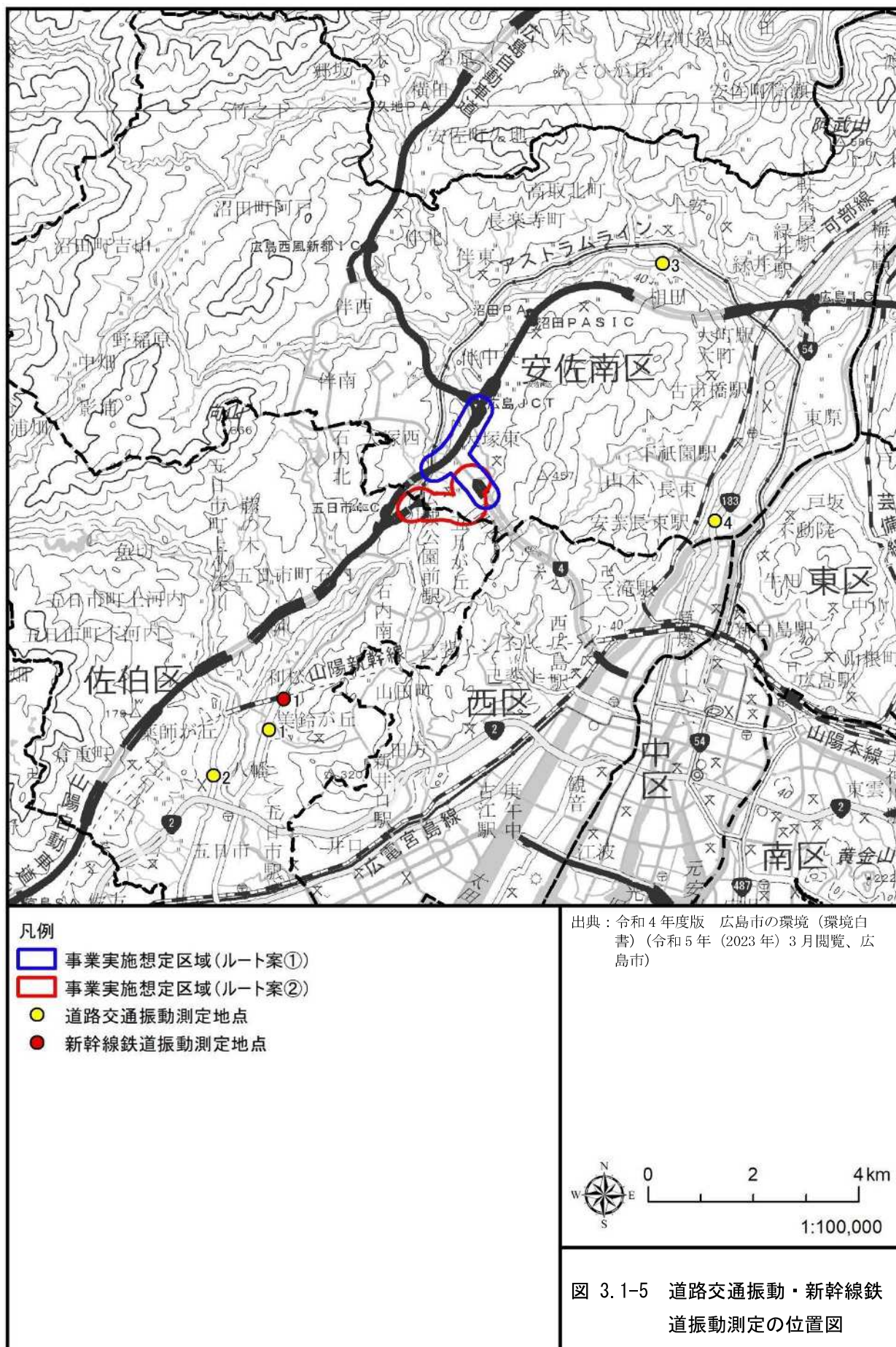
事業実施想定区域及びその周囲の南側に山陽新幹線が敷設されており、新幹線鉄道振動調査が実施されている。事業実施想定区域及びその周囲における令和 3 年度（2021 年度）の新幹線鉄道振動測定地点及び調査結果は、それぞれ図 3.1-5、表 3.1-12 に示すとおりである。

表 3.1-12 新幹線鉄道振動測定結果（令和 3 年度(2021 年度)）

地点番号	区分	測定場所 (用途地域)	測定 年月日	軌道 構造	防音壁の種類(軌道面からの高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道中心 からの 距離 (m)	振動 レベル (dB)
1	新幹線	広島市佐伯区利松二丁目 (第 1 種住居地域)	令和 4 年 1 月 6 日	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブ [※] 有)	逆 L (吸音材有) (2.03m)	254 255 249 248	12.5 25 50 100	— 51 49 —

注) 振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したもの。

出典：令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）



(c) 振動に係る苦情の発生状況

「令和4年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和5年（2023年）3月、広島市）によれば公害苦情件数（振動）は、表 3.1-13 に示すとおりであり、令和3年度（2021年度）は、13件であった。

表 3.1-13 公害苦情件数（振動）

年度				
平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
22	18	18	14	13

出典：令和4年度版 広島市の環境（環境白書）（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）

(5) その他の大気に係る環境の状況

(a) 低周波音の状況

事業実施想定区域及びその周囲では、国又は自治体等が実施した低周波音に係る調査結果は公表されていない。

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周囲の水象の状況は図 3.1-6 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における主な河川として、一級河川太田川水系の前原川、西の谷川、大塚川、大塚川支川が存在する。南側には二級河川八幡川水系の石内川、半坂川が存在する。

なお、事業実施想定区域及びその周囲に湖沼及び海域は存在しない。

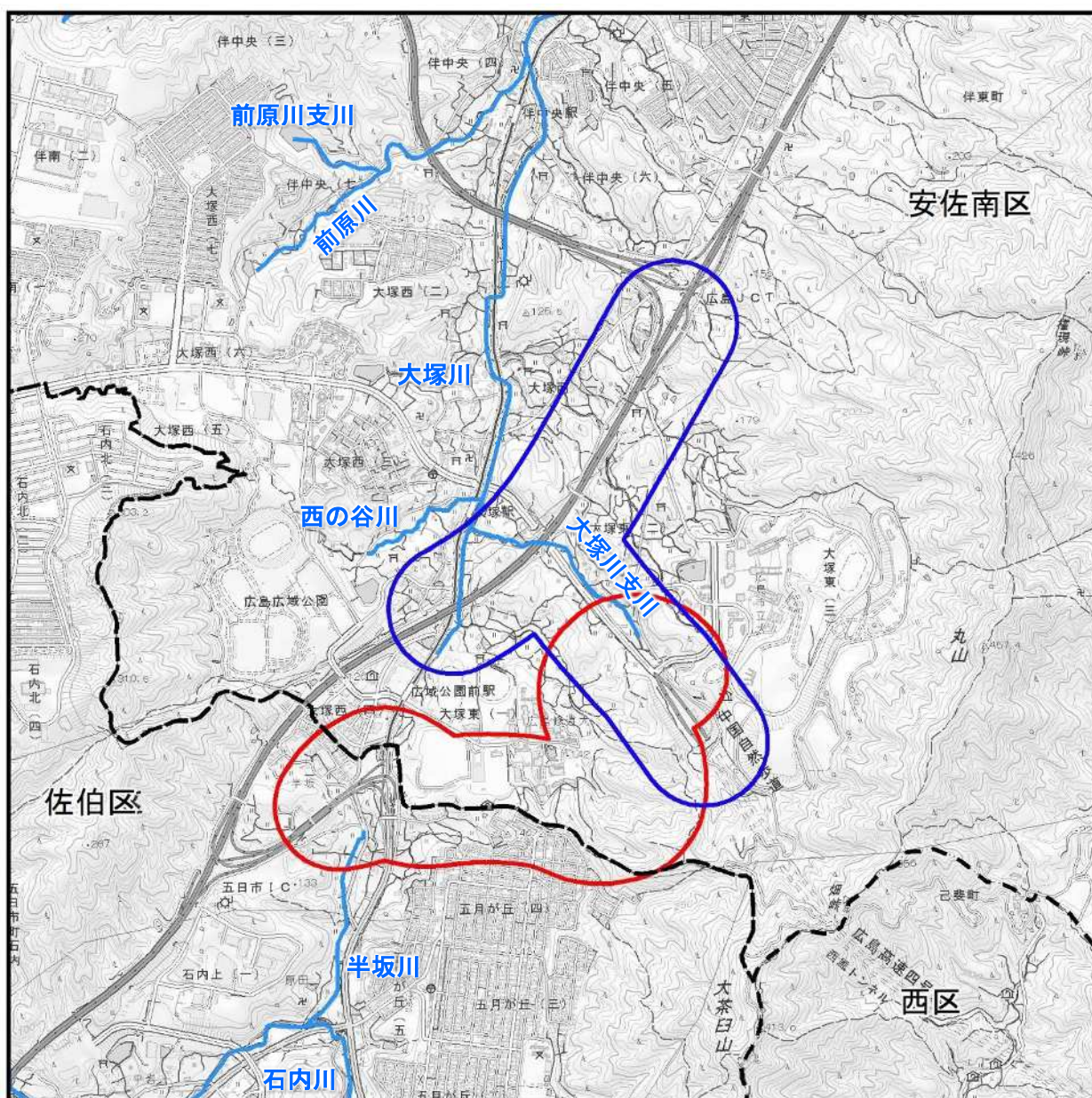
(2) 水質の状況

事業実施想定区域及びその周囲では、環境基本法（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日号外法律第50号）第16条の規定に基づき、広島県が指定した「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定」に該当する公共用水域として、「安川」（類型：B）が存在する。事業実施想定区域及びその周囲における水域類型指定状況は、図 3.1-7 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、広島市の公共用水域の水質測定計画に基づき、八幡川上下流4箇所、石内川3箇所、梶毛川1箇所、吉山川1箇所、古川下流1箇所、安川4箇所、奥畑川1箇所及び大塚川1箇所の計16箇所で公共用水域の水質測定が実施されている。各水質測定地点での水質測定結果は、表 3.1-14 及び表 3.1-15 に示すとおりである。

水質測定結果をみると、生活環境項目については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量及び大腸菌群数が環境基準値を超過する時期があった。また、栄養塩類については、いずれの検出量も極めて微量であった。

なお、事業実施想定区域及びその周囲においては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号、最終改正：平成26年6月18日号外法律第72号）第26条に基づく、公共用水域水質のダイオキシン類濃度測定地点は古川大正橋、太田川安芸大橋及び八幡川泉橋で実施されており、各水質測定地点での水質測定結果は、表 3.1-16 に示すとおりである。



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 河川

出典：「国土数値情報 河川データ」(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
 令和4年度版 広島市の環境(環境白書)(令和5年(2023年)3月閲覧、広島市)

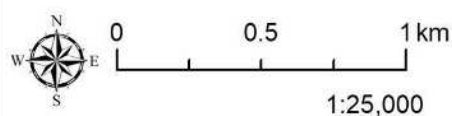


図 3.1-6 水象の状況

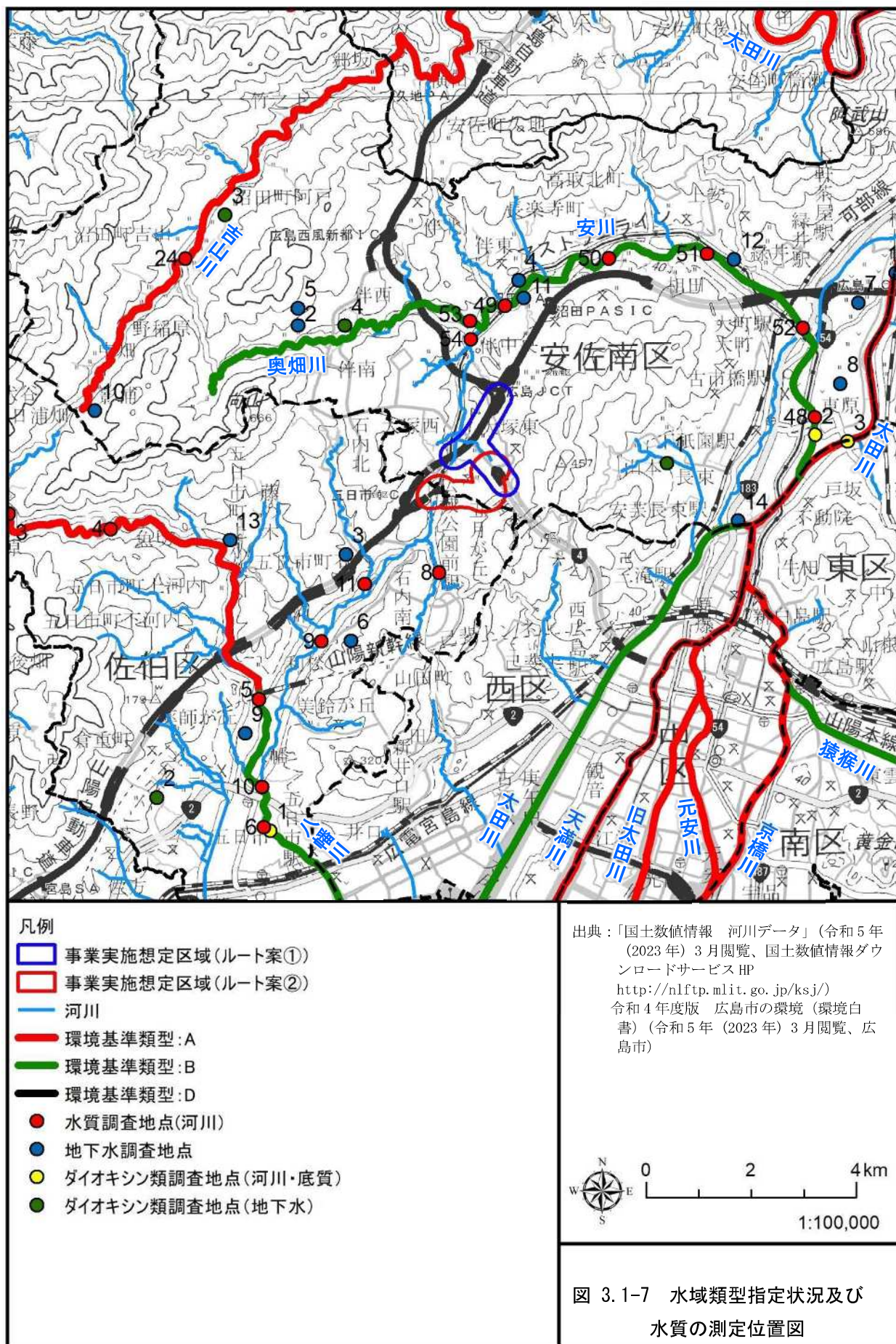


表 3.1-14 公共用水域における生活環境項目の水質測定結果（河川）（令和 3 年度(2021 年度)）

水域名	番号	地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌群数		COD
				最小 ～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (MPN/100ml)	m/n	平均 (mg/L)
八幡川 上流	3	魚切貯水池上流	A	7.3～8.1	0/12	10	0/12	0.6	0/12	3	0/12	6.6×10^3	8/12	1.7
	4	魚切貯水池	A	7.1～9.0	1/24	9.5	0/24	1.1	2/24	2	0/24	2.1×10^3	10/24	2.3
	5	郡橋		7.4～8.2	0/12	10	0/12	1.0	0/12	4	0/12	2.0×10^4	9/12	2.5
八幡川 下流	6	泉橋	B	7.4～8.5	0/12	11	0/12	1.3	0/12	6	1/12	1.7×10^4	8/12	2.9
石内川	8	原田下橋	—	7.7～7.8	—/2	9.8	—/2	3.0	—/2	3	—/2	1.7×10^4	—/2	4.9
	9	鳴谷橋		7.5～7.8	—/2	10	—/2	1.5	—/2	3	—/2	1.8×10^4	—/2	3.1
	10	石内川 河口		7.3～8.0	—/12	9.8	—/12	1.1	—/12	3	—/12	8.9×10^3	—/12	2.2
梶毛川	11	梶毛川河 口	—	7.4～7.7	—/4	9.9	—/4	1.1	—/4	3	—/4	1.0×10^4	—/4	2.5
吉山川	24	戸山	A	7.2～7.4	0/6	10	0/6	0.7	0/6	2	0/6	5.4×10^3	5/6	1.6
古川下 流	48	東原	B	7.3～9.6	3/48	9.9	0/48	1.4	1/48	10	3/48	6.7×10^4	42/48	2.8
安川	49	大塚川 下流	B	7.5～7.9	0/12	10	0/12	2.5	2/12	3	0/12	5.0×10^5	9/12	3.1
	50	下 地		7.4～8.3	0/12	10	0/12	0.9	0/12	2	0/12	8.4×10^4	12/12	2.1
	51	上 安		7.4～8.6	0/12	11	0/12	1.0	0/12	3	0/12	5.6×10^4	12/12	2.1
	52	五軒屋		7.3～8.9	1/12	10	0/12	0.9	0/12	4	0/12	6.8×10^4	12/12	2.0
奥畑川	53	奥畑川	—	7.3～7.7	—/4	9.9	—/4	0.7	—/4	2	—/4	1.1×10^4	—/4	1.9
大塚川	54	大塚川	—	7.5～8.1	—/4	9.2	—/4	7.2	—/4	2	—/4	9.1×10^5	—/4	6.7
環境基準			A	6.5～8.5		7.5mg/L 以上		2mg/L 以下		25mg/L 以下		1,000MPN/100ml 以下		—
			B	6.5～8.5		5mg/L 以上		3mg/L 以下		25mg/L 以下		5,000MPN/100ml 以下		—

注1) m/n は（環境基準値を超える検体数）／（総検体数）を示す。

出典：令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

表 3.1-15 公共用水域における栄養塩類の水質測定結果（河川）（令和 3 年度(2021 年度)）

水域名	番号	地点名	全窒素	アンモニア 態窒素	亜硝酸 態窒素	硝酸態 窒素	全りん	りん酸態 りん
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	0.66	0.01	0.006	0.64	0.030	0.020
	4	魚切貯水池	0.63	0.03	0.007	0.50	0.027	0.008
	5	郡橋	0.58	0.01	0.005	0.47	0.043	0.020
八幡川下流	6	泉橋	0.67	0.01	0.005	0.56	0.044	0.021
古川下流	48	東原	0.77	0.02	0.013	0.57	0.021	0.013
安川	52	五軒屋	1.0	0.01	0.008	0.89	0.026	0.019

注1) 各項目の数値は、年平均値を示す。

出典：令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

表 3.1-16 公共用水域におけるダイオキシン類調査結果（河川）（令和 3 年度(2021 年度)）

単位：pg-TEQ/L

地点	調査地点	結果(年平均)	環境基準値
1	八幡川 泉橋	0.094	1 以下
2	古川 大正橋	0.088	
3	太田川 安芸大橋	0.058	

出典：令和 3 年度ダイオキシン類環境調査測定結果（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市）

(3) 水底の底質の状況

事業実施想定区域及びその周囲では、底質調査が行われていない。なお、公共用水域における底質のダイオキシン類調査地点は古川大正橋、太田川安芸大橋及び八幡川泉橋で実施されており、各底質測定地点での底質測定結果は、表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-17 公共用水域におけるダイオキシン類調査結果(底質) (令和3年度(2021年度))

単位: pg-TEQ/g

地点	調査地点	結果(年平均)	環境基準値
1	八幡川 泉橋	0.16	150 以下
2	古川 大正橋	0.17	
3	太田川 安芸大橋	0.16	

出典: 令和3年度ダイオキシン類環境調査測定結果(令和5年(2023年)3月閲覧、広島市)

(4) 地下水の状況

事業実施想定区域及びその周囲では、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正:平成29年6月2日号外法律第45号)第15条に基づく、地下水の水質測定地点が設置されている。

事業実施想定区域及びその周囲では、概況調査として平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)にかけて、安佐南区9箇所及び佐伯区4箇所の計13箇所で地下水調査が行われている。また、継続監視調査として安佐南区の1箇所で毎年調査が行われている。各水質測定地点での水質測定結果は、表 3.1-18 (1)～(2)に示すとおりである。

水質測定結果をみると、いずれの検出量も極めて微量であり、環境基準を満足していた。

なお、平成28年度(2016年度)～令和3年度(2021年度)のダイオキシン類測定結果によれば、事業実施想定区域及びその周囲では、ダイオキシン類濃度測定地点が4箇所測定されており、測定結果は、表 3.1-19 に示すとおりである。

表 3.1-18(1) 地下水質調査結果

単位: mg/L

調査 年度	地点	地点名	カルシウム	全 シアン	鉛	六価 クロム	ヒ素	総 水銀	PCB	ジクロロ ロメタン	四 塩 化 炭素	クロロ エチレン	1,2- ジクロロ エタン	1,1- ジクロロ エチレン	1,2- ジクロロ エチレン	1,1,1- トリクロロ エタン
R3	概1	安佐南区①	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概2	安佐南区②	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概3	佐伯区	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	継14	安佐南区	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
R2	概4	安佐南区①	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概5	安佐南区②	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概6	佐伯区①	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
R1	概7	安佐南区①	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概8	安佐南区②	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概9	佐伯区③	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
H30	概10	安佐南区①	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概11	安佐南区②	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
H29	概12	安佐南区	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	概13	佐伯区②	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
環境基準値			0.003 以下	検出 され ない こと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出 され ない こと	0.02 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下

注1) 「N.D.」: 検出されず(定量下限値未満)

注2) 地点の「概」は概況調査地点、「継」は継続監視調査地点を示す。

出典: 平成30年度版～令和4年度版 広島市の環境(環境白書)(令和5年(2023年)3月閲覧、広島市)

表 3.1-18 (2) 地下水質調査結果

単位：mg/L

調査年度	地点	地点名	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チケラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキシン
R3	概 1	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6.0	0.18	0.03	N. D.
	概 2	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.20	N. D.	N. D.	N. D.
	概 3	佐伯区	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.85	N. D.	N. D.	N. D.
	継 14	安佐南区	—	0.001	0.0009 ～ 0.0010	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 0.01	0.61～ 0.73	0.14	—
R2	概 4	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.8	N. D.	N. D.	N. D.
	概 5	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.29	N. D.	N. D.	N. D.
	概 6	佐伯区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.5	0.26	N. D.	N. D.
R1	概 7	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	8.1	0.17	0.03	N. D.
	概 8	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.9	0.10	0.01	N. D.
	概 9	佐伯区③	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.9	0.59	N. D.	N. D.
H30	概 10	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.73	N. D.	N. D.	N. D.
	概 11	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.34	N. D.	N. D.	N. D.
H29	概 12	安佐南区	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3.8	0.10	N. D.	N. D.
	概 13	佐伯区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.79	0.44	N. D.	N. D.
環境基準値			0.006 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下	0.05 以下

注1) 「N. D.」：検出されず(定量下限値未満)

注2) 地点の「概」は概況調査地点、「継」は継続監視調査地点を示す。

出典：平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）(令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市)

表 3.1-19 地下水ダイオキシン類調査結果

単位：pg-TEQ/L

調査年度	地点	調査地点	結果	環境基準値
R3	1	安佐南区祇園 5 丁目	0.014	1 以下
R2	2	佐伯区三宅 2 丁目	0.014	
H30	3	安佐南区沼田町阿戸	0.023	
H28	4	安佐南区沼田町伴	0.015	

出典：平成 28 年度～令和 3 年度ダイオキシン類環境調査測定結果

(令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市)

(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）(令和 5 年（2023 年）3 月、広島市）によれば公害苦情件数(水質汚濁)は、表 3.1-20 に示すとおりであり、令和 3 年度（2021 年度）は、66 件であった。

表 3.1-20 公害苦情件数(水質汚濁)

年度				
平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
92	100	83	76	66

出典：令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）(令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市)

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

(a) 土壌の状況

事業実施想定区域及びその周囲の土壌の状況は、図 3.1-8 に示すとおり、粗粒残積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低地土壌が広く分布している。

(b) 土壌汚染の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、令和 4 年 10 月現在、土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 45 号）に基づく「要措置区域」並びに「形質変更時要届出区域」の指定区域はない（「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市 HP<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13347.html>）による）。また、事業実施想定区域及びその周囲において、ダイオキシン類対策特別措置法による一般環境土壌の測定が、図 3.1-9 に示す地点で行われており、測定結果は、表 3.1-21 に示すとおりである。

表 3.1-21 一般環境土壌ダイオキシン類調査結果

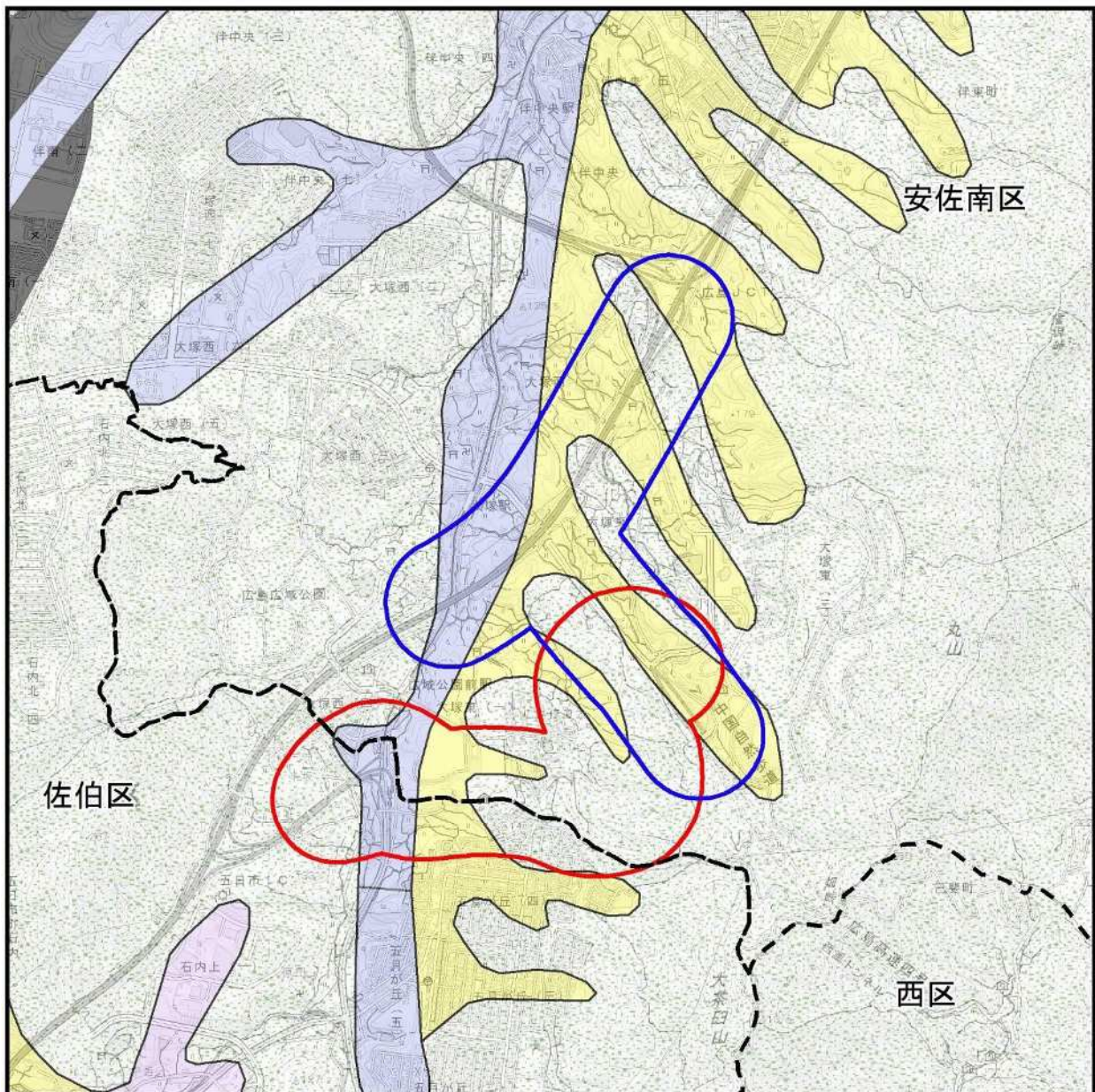
単位：pg-TEQ/g

調査年度	地点	調査地点	結果	環境基準値
R2	1	佐伯区石内南 4 丁目	0.054	1,000 以下
	2	佐伯区倉重町	0.19	
	3	佐伯区坪井町	0.096	
	4	佐伯区河内南 1 丁目	0.95	
H28	5	安佐南区大塚西 5 丁目	0.10	
	6	安佐南区伴南 1 丁目	0.22	
	7	安佐南区伴西 1 丁目	0.058	
	8	安佐南区山本新町 2 丁目	0.57	
	9	安佐南区祇園 1 丁目	0.089	
H27	10	安佐南区八木 1 丁目	0.013	
	11	安佐南区毘沙門台 3 丁目	0.21	
	12	安佐南区高取北 4 丁目	1.5	
	13	安佐南区大塚東 3 丁目	0.28	
	14	安佐南区大塚西 7 丁目	0.29	

出典：平成 27 年度～令和 3 年度ダイオキシン類環境調査測定結果
(令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市)

(c) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月、広島市）によれば、平成 29 年度～令和 3 年度（2017～2021 年度）の事業実施想定区域及びその周囲における土壌汚染に係る苦情件数は 0 件であった。



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 粗粒残積性未熟土壌
- 粗粒灰色低地土壌
- 乾性褐色森林土壌(黄褐色)
- 褐色低地土壌
- 灰色低地土壌

出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 土壌図」(令和 5 年 (2023 年) 3 月閲覧、国土調査 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/download/index.html>)

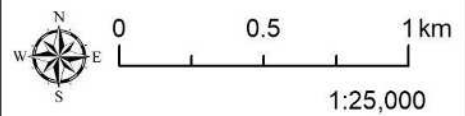
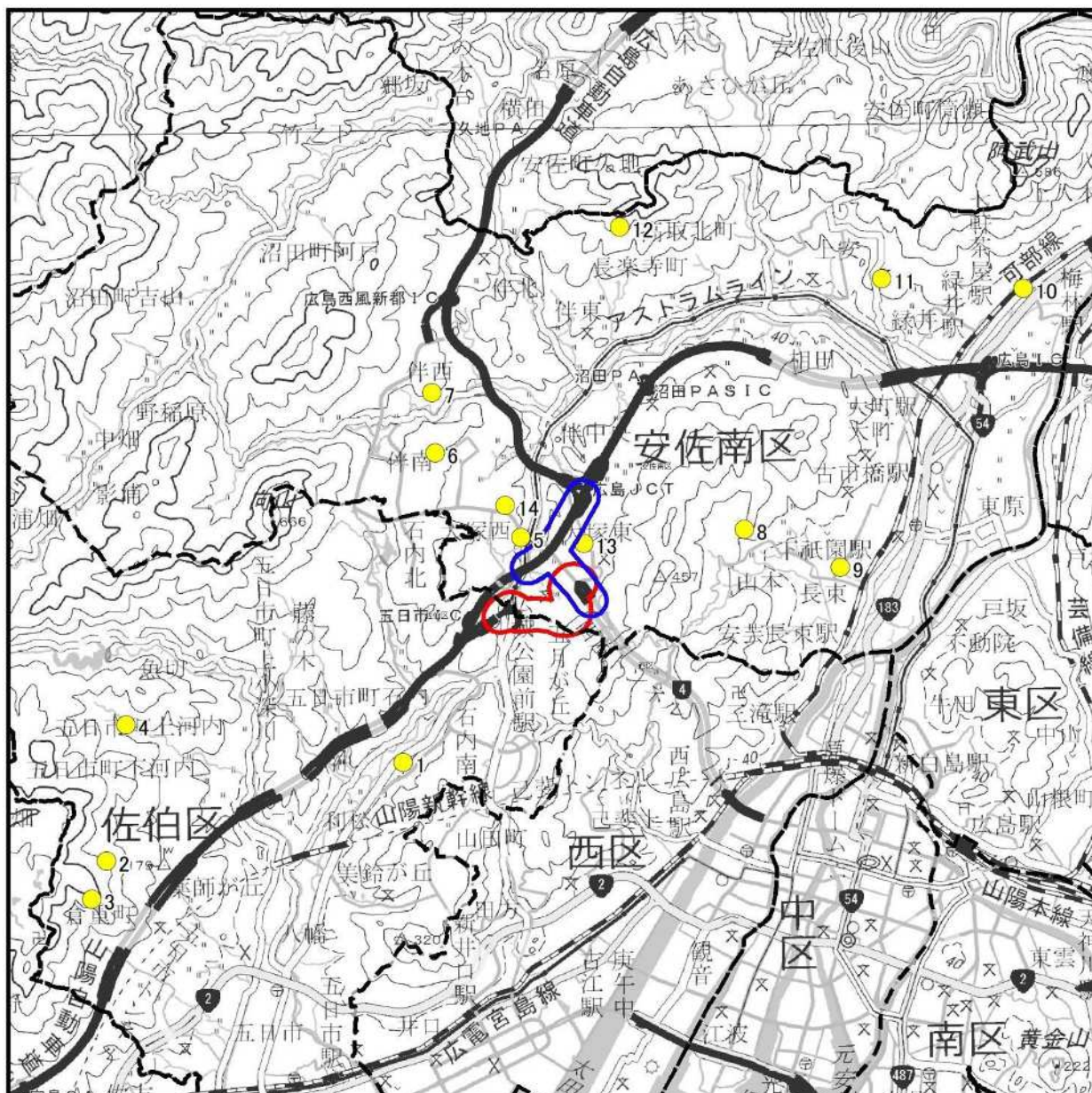


図 3.1-8 土壌図



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 一般環境土壌調査地点(ダイオキシン類)

出典：平成27年度～令和4年度版 ダイオキシン類環境調査結果一覧（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）

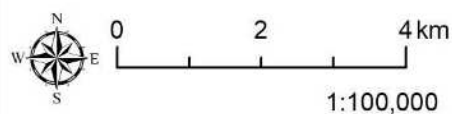


図 3.1-9 土壌調査位置図

(2) 地盤の状況

(a) 地盤沈下の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（令和 3 年度版）」（環境省）によれば、事業実施想定区域及びその周囲において地盤沈下の測定は実施されていない。また、事業実施想定区域及びその周囲において工業用水法や建築物用地下水採取規制法に係る区域は指定されていない。

(b) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 5 年（2023 年）3 月、広島市）によれば、平成 29 年度～令和 3 年度（2017～2021 年度）の事業実施想定区域及びその周囲における地盤沈下に係る苦情件数は 0 件であった。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

事業実施想定区域及びその周囲の地形の状況は、図 3.1-10 に示すとおり、丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布する。

(2) 地質の状況

事業実施想定区域及びその周囲の表層地質の状況は図 3.1-11 に示すとおり、火成岩の花崗岩質岩石や砂（がち）が広く分布する。

(3) 重要な地形・地質

事業実施想定区域及びその周囲における重要な地形・地質は、表 3.1-22 に示す法令及び資料に基づいて選定した。

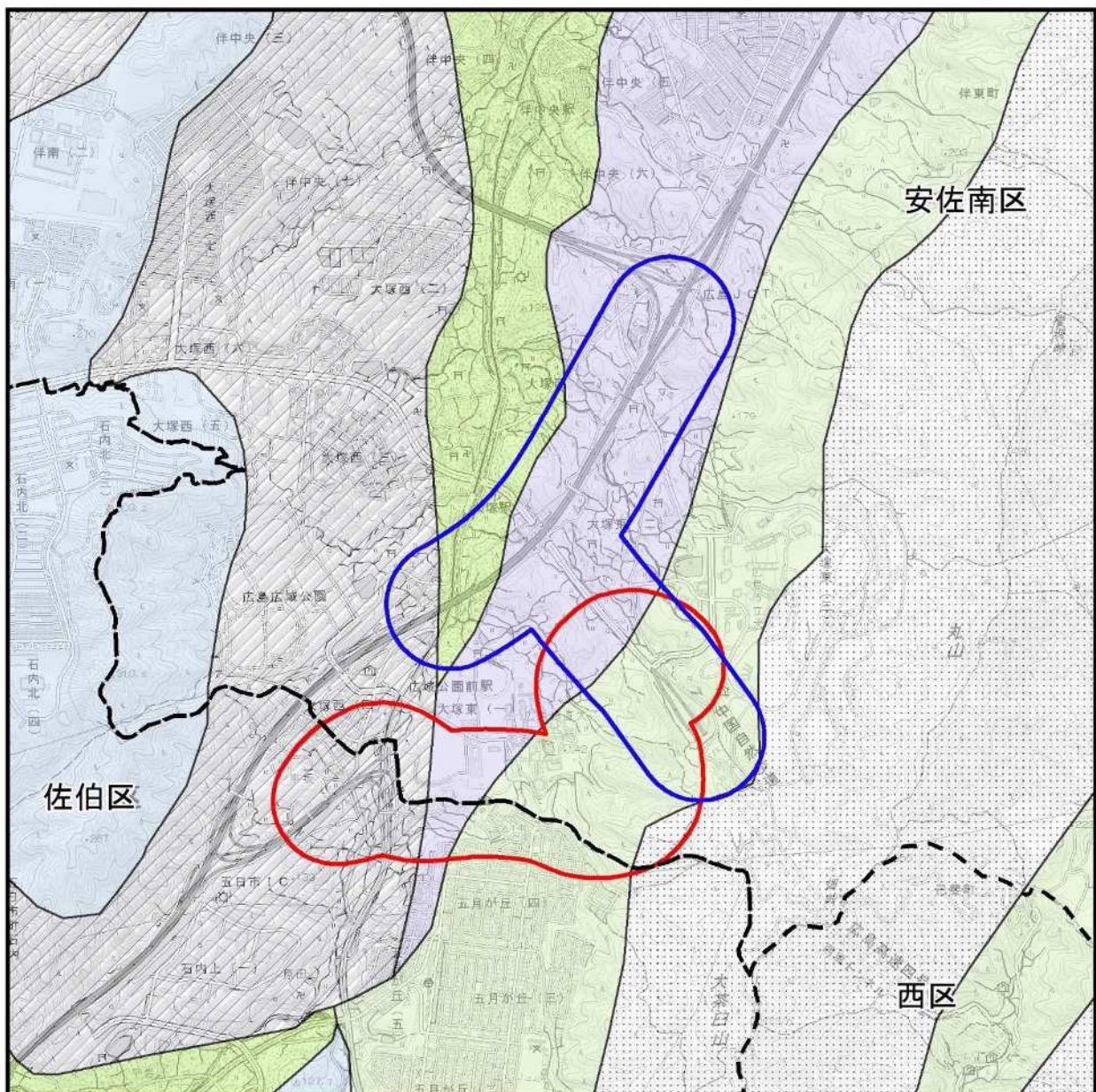
事業実施想定区域及びその周囲において、「文化財保護法」等に基づく地形・鉱物天然記念物、「日本の地形レッドデータブック」（小泉・青木）及び「日本の典型地形」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土地理院）に基づく重要な地形・地質は存在しない。

表 3.1-22 重要な地形・地質の選定基準

No.	選定基準
I	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号） 「広島県文化財保存活用大綱」（令和 3 年（2021 年）3 月、広島県教育委員会 HP） 「広島市文化財保護条例」（昭和 43 年条例第 20 号） に基づく地質・鉱物天然記念物
II	「日本の地形レッドデータブック第 1 集」（平成 12 年（2000 年）、小泉・青木） 「日本の地形レッドデータブック第 2 集—保存すべき地形—」（平成 14 年（2002 年）、小泉・青木）
III	「日本の典型地形」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土交通省国土地理院 HP https://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html ）

(4) 活断層の状況

「活断層データベース」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、産業技術総合研究所）によれば、事業実施想定区域及びその周囲の活断層の状況は図 3.1-12 に示すとおり、己斐—広島西縁起震断層が分布する。



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 中起伏山地
- 大起伏丘陵地
- 扇状地性低地
- 小起伏山地
- 小起伏丘陵地
- 山麓地Ⅱ

出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 地形分類図」(令和 5 年(2023 年) 3 月閲覧、国土調査 HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspec t/landclassification/download/index. html>)

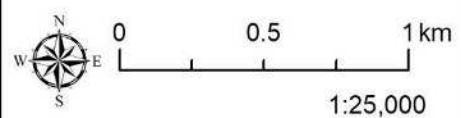
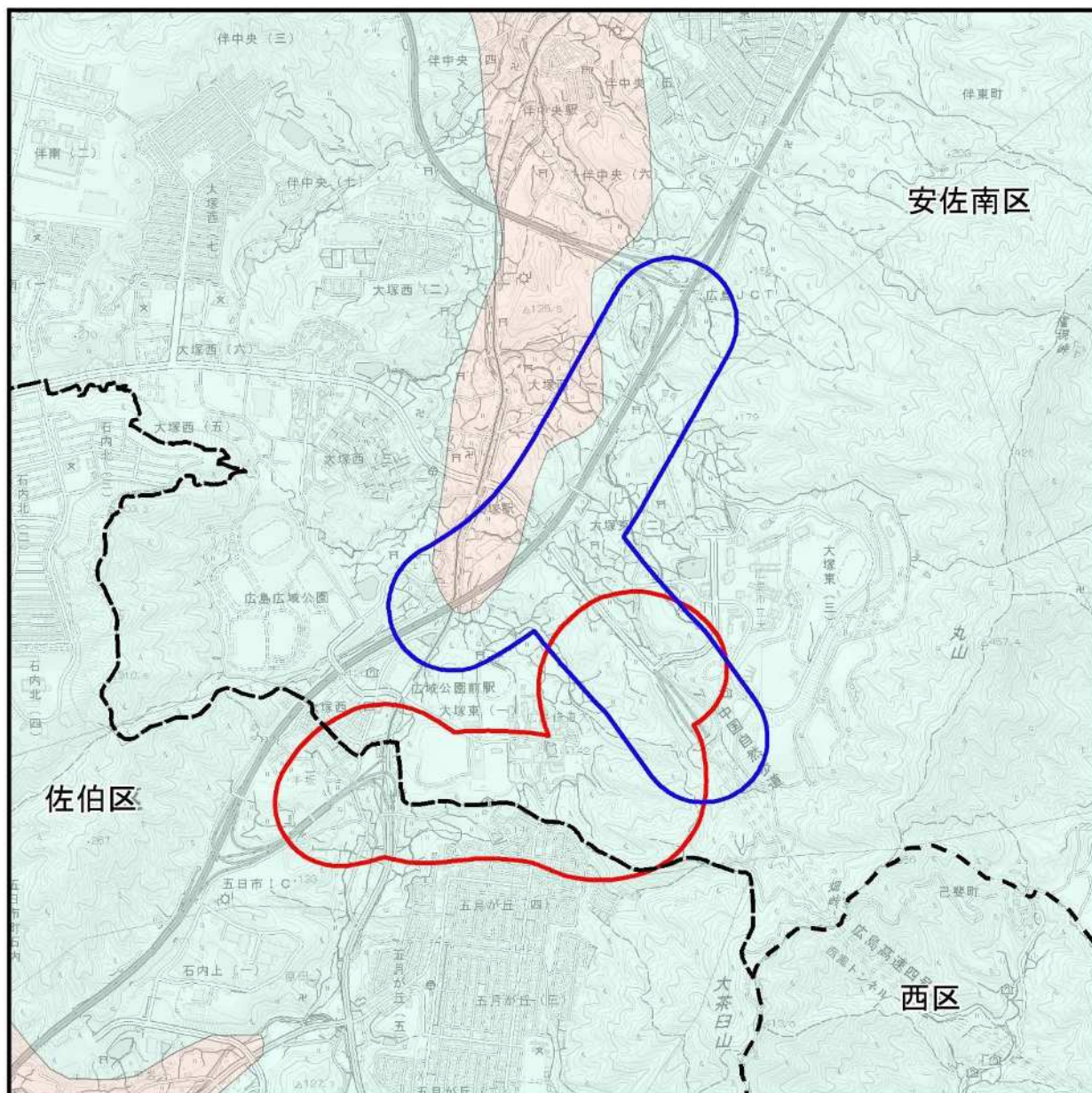


図 3.1-10 地形分類図



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 砂(がち)
- 花崗岩質岩石

出典：「20 万分の 1 日本シームレス地質図 V2」
 (令和 5 年 (2023 年) 3 月閲覧、産総研
 地質調査総合センターHP
<https://gbank.gsj.jp/seamless/>)

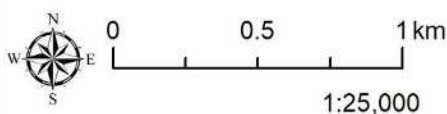
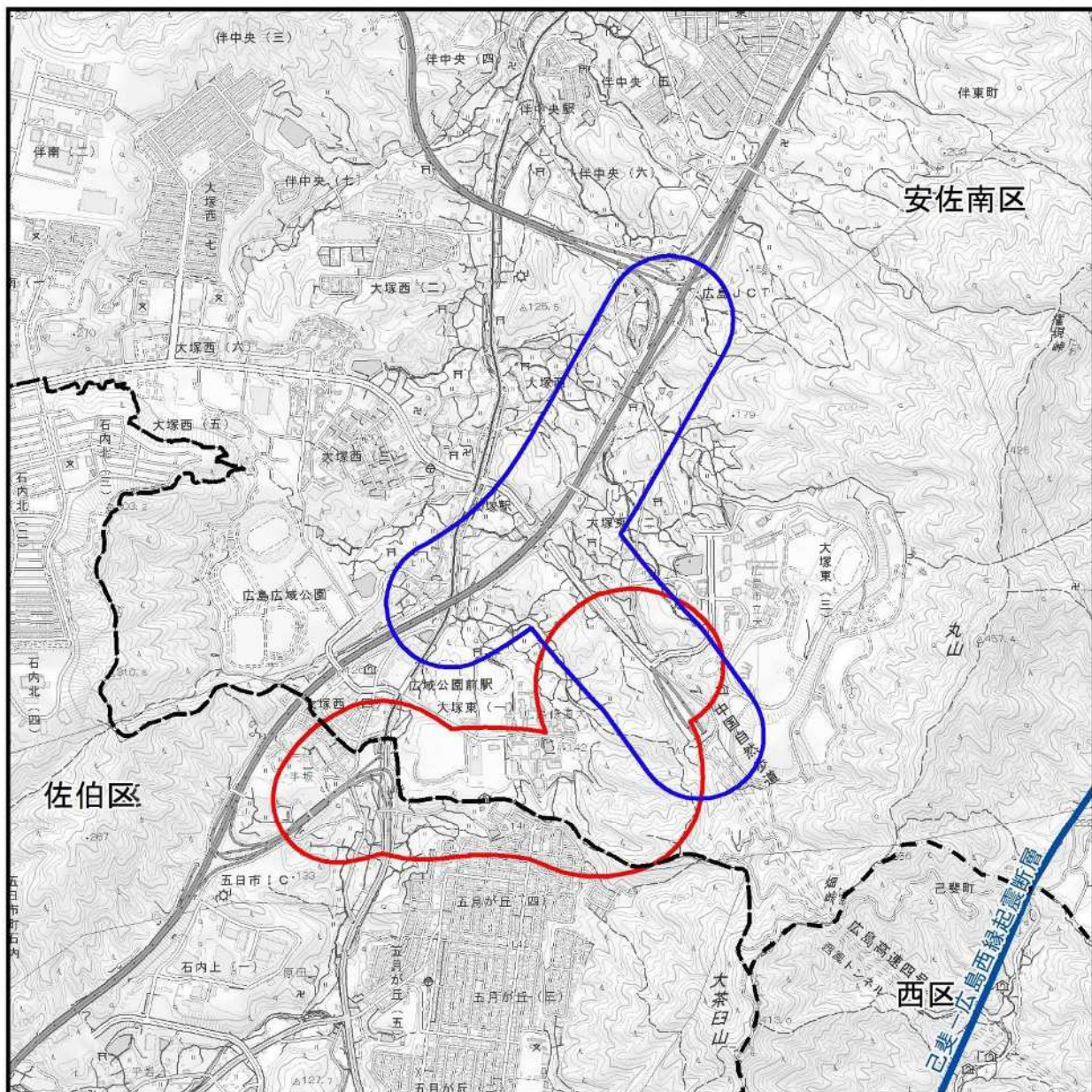


図 3.1-11 表層地質図



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 活断層

出典：「活断層データベース」(令和5年(2023年)3月閲覧、産業技術総合研究所
<https://gbank.gsj.jp/activefault/index>)

※本データは、「活断層データベース」の情報をもとに、活断層の位置をGISデータに加工したものである

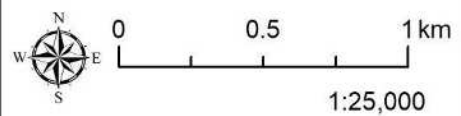


図 3.1-12 活断層図

3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況

(1) 収集文献

事業実施想定区域及びその周囲の動植物の生息・生育状況を把握するにあたり、収集した文献は、表 3.1-23 に示すとおりである。

表 3.1-23 動植物に係る収集文献

No.	収集文献	分類群							
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類	底生動物	植物
1	「生物多様性情報システム データベース検索 第2回動植物分布調査」(昭和53～55年度(1978～1980年度)、環境庁)	○	○			○			
2	「生物多様性情報システム データベース検索 第3回動植物分布調査」(昭和58～63年度(1983～1988年度)、環境庁)		○						
3	「生物多様性情報システム データベース検索 第4回動植物分布調査」(昭和63～平成5年度(1988～1993年度)、環境庁)	○		○	○	○	○		
4	「生物多様性情報システム データベース検索 第5回動植物分布調査」(平成5～10年度(1993～1998年度)、環境省)	○		○	○	○	○		
5	「生物多様性情報システム データベース検索 第6回動植物分布調査」(平成11～17年度(1999～2005年度)、環境省)	○							
6	「レッドデータブックひろしま2021」(令和4年(2022年)、広島県)	○	○	○	○	○	○	○	○
7	「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年(2000年)、広島市)	○	○	○	○	○	○	○	○
8	「五日市町誌上巻」(昭和49年(1974年)、五日市町誌編集委員会)	○	○			○	○		○
9	「沼田町史」(昭和55年(1980年)、広島市)								○
10	「比婆科学」(昭和64年～令和4年(1989年～2022年)、比婆科学教育振興会)	○	○	○	○	○	○	○	○
11	「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年(1991年)、広島県)	○	○	○	○	○	○	○	○
12	「広島市植物公園紀要」(平成4年～28年(1992年～2016年)、広島市植物公園)								○
13	「広島県の両生・爬虫類」(平成8年(1996年)、中国新聞社)			○	○				
14	「広島虫の会会報」(平成8年～令和2年(1996年～2020年)、広島虫の会)					○			
15	「広島県植物誌」(平成9年(1997年)、中国新聞社)								○
16	「広島県の哺乳類」(平成12年(2000年)、中国新聞社)	○							
17	「ひろしま野鳥図鑑増補改訂版」(平成14年(2002年)、中国新聞社)		○						
18	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成16年(2004年)、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力))		○						
19	「広島県昆虫誌(改訂増補版)Ⅰ～Ⅳ」(平成26年(2014年)、比婆科学教育振興会)					○			
20	「広島県のカミキリムシ」(平成30年(2018年)、広島虫の会)					○			

(2) 動物相の状況

(a) 主な動物相の状況

文献その他の資料により事業実施想定区域及びその周囲で確認された動物相の概況は、表 3.1-24 に示すとおりである。

なお、文献その他の資料による動物の各分類群の確認種目録は資料編に示す。

表 3.1-24 文献その他の資料による動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	7 目 15 科 24 種	ジネズミ、カワネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、アブラコウモリ、コテングコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンモモンガ、ムササビ、ヤマネ、アカネズミ、ヒメネズミ、ドブネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、ニホンイタチ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ
鳥 類	19 目 52 科 201 種	キジ、カルガモ、カンムリカイツブリ、キジバト、アオサギ、クイナ、ホトトギス、カッコウ、ヨタカ、アマツバメ、コチドリ、イソシギ、ハチクマ、サシバ、クマタカ、アオバズク、コゲラ、モズ、カケス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、カワガラス、トラツグミ、キビタキ、オオルリ、ハクセキレイ、カワラヒワ、イカル、カシラダカ、アオジ、クロジ等
爬虫類	2 目 7 科 12 種	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	2 目 5 科 14 種	チュウゴクブチサンショウウオ、オオサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類 (クモ類を含む)	11 目 127 科 828 種	キノボリトタテグモ、トゲトビイロカゲロウ、モンカゲロウ、ヨシノマダラカゲロウ、ナミヒラタカゲロウ、アオイトトンボ、ニホンカワトンボ、タベサナエ、シオカラトンボ、トノサマバッタ、アブラゼミ、チャバネアオカメムシ、ルリシジミ、スジコガネ、カブトムシ、ホソアシナガタマムシ、モトヨツコブエグリゴミムシダマシ、ホソカミキリ、ミナミキイロケアリ、キアシハナダカバチモドキ等
淡水魚類	8 目 15 科 40 種	スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、ギンブナ、ヤリタナゴ、アブラボテ、オイカワ、カワムツ、タカハヤ、ウグイ、モツゴ、ムギツク、カマツカ、ズナガニゴイ、ニゴイ、イトモロコ、ドジョウ、オオシマドジョウ、イシドジョウ、ギギ、ナマズ、アカザ、アユ、ミナミメダカ、オヤニラミ、カジカ、ドンコ、マハゼ、ヌマチチブ、カワヨシノボリ等
底生動物	4 目 8 科 9 種	オオタニシ、カワニナ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、カタハガイ、ミナミヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ

(b) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

事業実施想定区域及びその周囲の動物の重要な種は表 3.1-25 に、注目すべき生息地は表 3.1-26 に示す法令や規制等の選定基準に基づいて選定した。

表 3.1-25 動物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	
A 注)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物(特天)・天然記念物(国天)	
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・天然記念物(県天)	
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・天然記念物(市天)	
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特一国内) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特二国内)	
C	「広島県野生生物の種の保護に関する条例」(平成 6 年条例第 1 号)	・指定野生生物種(指定) ・特定野生生物種(特定)	
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年(2020 年)3 月、環境省)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 IA 類(CR) ・絶滅危惧 IB 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU)	・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
E	「レッドデータブックひろしま 2021」(令和 4 年(2022 年)3 月、広島県)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT)	・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・要注目種(AN)
F	「広島市の生物ーまもりたい生命の営みー」(平成 12 年(2000 年)3 月、広島市) 「広島市の生物 補遺版」(平成 18 年(2006 年)10 月、広島市)	・絶滅(絶滅) ・野生絶滅(野絶) ・絶滅危惧(絶危) ・準絶滅危惧(準絶)	・軽度懸念(軽度) ・情報不足(不足) ・環境指標種(指標)

注) 特別天然記念物、天然記念物に関しては、種指定されているもののみを対象とし、地域指定や個別指定されているものは除いた。

表 3.1-26 動物の注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー
a	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物または天然記念物に指定された動物の生息地(国天)
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(県天)
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(市天)
b	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・生息地等保護区(国保護)
c	「広島県自然環境保全条例」(昭和 47 年条例第 63 号)	・県自然環境保全地域(県保全) ・県緑地環境保全地域(県緑地)
d	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	・国指定鳥獣保護区(国鳥) ・広島県指定鳥獣保護区(県鳥) ・広島県指定特別保護地区(県特)
e	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号)	・国際的に重要な湿地に係る登録簿(ラムサール条約湿地)に登録されている湿地(ラム湿地)
f	「環境アセスメントデータベース」(令和 5 年(2023 年)3 月閲覧、環境省)	・コウモリ類の分布
g	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成 16 年(2004 年)、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力))	・イヌワシの生息確認情報 ・クマタカの生息確認情報

(7) 動物の重要な種

文献その他の資料調査において確認された動物種のうち表 3.1-25 の選定基準に該当する種は、表 3.1-27～表 3.1-33 に示すとおりである。

表 3.1-27 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	食虫	トガリネズミ	カワネズミ					CR+EN	不足
2	翼手	ヒナコウモリ	コテングコウモリ					NT	不足
3		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ				VU	VU	不足
4	齧歯	リス	ニホンモモンガ					NT	不足
5			ムササビ						指標
6		ヤマネ	ヤマネ	国天				NT	不足
7	食肉	クマ	ツキノワグマ			指定	LP 注3)	CR+EN 注3)	不足
8		イタチ	ニホンイタチ					NT	不足
計	4 目	7 科	8 種	1 種	0 種	1 種	2 種	7 種	8 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年（2022年）11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

注3) 「西中国地域のツキノワグマ」に対する指定
「ニホンツキノワグマ」に対する指定

注4) 種名について

- ・ツキノワグマ：文献⑥での記載は「ニホンツキノワグマ」
- ・ニホンイタチ：文献③④⑧⑪での記載は「イタチ」

表 3.1-28 (1) 鳥類の重要な種 (1/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	キジ	キジ	ヤマドリ						不足
2	カモ	カモ	オシドリ				DD	LP 注3)	軽度
3			トモエガモ				VU		
4	アビ	アビ	シロエリオオハム			指定		CR+EN	
5	ペリカン	サギ	ヨシゴイ				NT	DD	
6			ミゾゴイ				VU	VU	不足
7			ゴイサギ					DD	
8			ササゴイ					NT	
9			アマサギ					DD	
10			チュウサギ				NT		不足
11			クロサギ					NT	
12	ツル	クイナ	クイナ					NT	
13			ヒクイナ				NT	VU	
14	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT	VU	不足
15	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ					DD	
16	チドリ	チドリ	ケリ				DD		
17			ダイゼン					NT	指標
18			イカルチドリ					NT	
19			シロチドリ				VU	LP 注3)	
20			メダイチドリ		国際				
21		セイタカシギ	セイタカシギ				VU		
22		シギ	オオソリハシシギ				VU		
23			ダイシャクシギ						軽度
24			ハウロクシギ		国際		VU		
25			ツルシギ				VU		
26			タカブシギ				VU		
27			オバシギ		国際				
28			コオバシギ		国際				
29			ハマシギ				NT	NT	指標
30		タマシギ	タマシギ				VU	CR+EN	
31		カモメ	ズグロカモメ				VU	NT	
32			オオセグロカモメ				NT		
33			コアジサシ				VU	CR+EN	不足
34	タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT		軽度
35		タカ	ハチクマ				NT	NT	不足
36			ハイタカ				NT	LP 注3)	不足
37			オオタカ				NT	NT	不足
38			サシバ				VU	VU	不足
39			クマタカ		国内		EN	VU	不足
40	フクロウ	フクロウ	コノハズク					CR+EN	
41			フクロウ						不足
42			アオバズク					NT	不足
43	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン						不足
44			ヤマセミ					VU	
45		ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	NT	絶危
46	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ						不足
47	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	NT	
48		カササギヒタキ	サンコウチョウ						不足
49		モズ	アカモズ		国内		EN		
50		ヨシキリ	オオヨシキリ						指標
51		キバシリ	キバシリ					NT	
52		ヒタキ	マミジロ					VU	
53			シロハラ					LP 注3)	

表 3.1-28 (2) 鳥類の重要な種 (2/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
54	スズメ	ヒタキ	ジョウビタキ					LP ^{注3)}	
55			コサメビタキ					NT	
56		ホオジロ	ホオアカ					LP ^{注3)}	
57			ミヤマホオジロ					LP ^{注3)}	
58			ノジコ				NT		
59			クロジ					LP ^{注3)}	
計	13 目	25 科	59 種	0 種	6 種	1 種	29 種	37 種	22 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年（2022年）11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

注3) 「広島県内で繁殖する個体群」に対する指定。

表 3.1-29 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ				NT	NT	準絶
2		スッポン	ニホンスッポン				DD	NT	不足
3	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ					NT	準絶
計	2 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	2 種	3 種	3 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年（2022年）11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

注3) 種名について

- ・ニホンイシガメ：文献⑪⑬での記載は「イシガメ」
- ・ニホンスッポン：文献⑪⑬での記載は「スッポン」

表 3.1-30 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	有尾	サンショウウオ	チュウゴクブチサンショウウオ		特二国内		VU	NT	
2		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天	国際		VU	VU	準絶
3		イモリ	アカハライモリ				NT	NT	指標
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル					VU	準絶
5		アマガエル	ニホンアカガエル					NT	指標
6			トノサマガエル				NT	NT	指標
7			ヌマガエル						指標
計	2 目	5 科	7 種	1 種	2 種	0 種	4 種	6 種	6 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年（2022年）11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

注3) 種名について

- ・チュウゴクブチサンショウウオ：文献⑪⑬での記載は「ブチサンショウウオ」
- ・アカハライモリ：文献⑪での記載は「イモリ」、文献⑬での記載は「イモリ（アカハライモリ）」

表 3.1-31 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ				NT		軽度
2			キシノウエトタテグモ				NT	NT	軽度
3	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ				NT	NT	指標
4		カワトンボ	アオハダトンボ				NT	NT	準絶
5		サナエトンボ	タバサナエ				NT		
6		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					NT	指標
7		トンボ	ハッチョウトンボ					VU	指標
8			アキアカネ					NT	
9			ヒメアカネ					DD	
10	バッタ	クツワムシ	クツワムシ					DD	準絶
11		バッタ	カワラバッタ					CR+EN	絶危
12			トノサマバッタ						指標
13	トビケラ	トビケラ	アミメトビケラ						指標
14	チョウ	シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ						指標
15		タテハチョウ	オオムラサキ				NT	NT	軽度
16		アゲハチョウ	ギフチョウ				VU	VU	絶危
17		シロチョウ	ツマグロキチョウ				EN	NT	
18	コウチュウ	オサムシ	キバリマルクビゴムシ				EN	DD	
19		ハンミョウ	カワラハンミョウ				EN	EX	絶危
20			エリザハンミョウ					NT	準絶
21			コハンミョウ						軽度
22		ガムシ	ガムシ				NT		
23		クワガタムシ	コルリクワガタ						準絶
24		コガネムシ	アカマダラハナムグリ				DD	NT ^{注3)}	
20			ヒゲコガネ					NT	指標
21			クロカナブン						指標
22		コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ					NT	
23		ホタル	ゲンジボタル						指標
24			ヘイケボタル						指標
25		カミキリムシ	ウスバカミキリ						指標
26			クワカミキリ						指標
27			タテジマカミキリ						軽度
28			シロスジカミキリ						指標
29			ヨツスジトラカミキリ						指標
30			オオクロカミキリ					NT	準絶
31			ヒゲナガカミキリ						準絶
32			ミヤマカミキリ						指標
33			セダカコブヤハズカミキリ						指標
34			ヨツボシカミキリ				EN		
35	ハチ	コンボウハバチ	ホシアシブトハバチ				DD		
36		ドロバチモドキ	キアシハナダカバチモドキ				VU	NT	
計	7 目	23 科	36 種	0 種	0 種	0 種	15 種	20 種	30 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 4 年（2022 年）11 月、国土交通省）に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

注 3) 「アカマダラコガネ」に対する指定。

注 4) 種名について

・アカマダラハナムグリ：文献⑥での記載は「アカマダラコガネ」

表 3.1-32 淡水魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種				VU	CR+EN	絶危
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	NT	
3	コイ	コイ	ヤリタナゴ				NT	NT	絶危
4			アブラボテ				NT	NT	準絶
5			ヌマムツ					NT	
6		ドジョウ	ドジョウ				NT	NT	
7			チュウガタスジシマドジョウ				VU	NT	軽度
8			イシドジョウ				EN	CR+EN	絶危
9									
9	ナマズ	アカザ	アカザ				VU	NT	絶危
10	サケ	サケ	サツキマス（アマゴ）				NT	NT	準絶
11	ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	NT	準絶
12	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ				EN	VU	準絶
13		カジカ	カジカ				NT ^{注3)}	VU ^{注3)}	絶危
14			カジカ中卵型				EN	VU	絶危
15		ドンコ	ドンコ						軽度
16			ゴクラクハゼ						絶危
17		ハゼ	スミウキゴリ						絶危
18			ウキゴリ					NT	準絶
計	7 目	11 科	18 種	0 種	0 種	0 種	13 種	15 種	15 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年（2022年）11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

注3) 「カジカ大卵型」に対する指定。

注4) 種名について

- ・スナヤツメ南方種：文献⑩での記載は「スナヤツメ」、文献⑪での記載は「スナヤツメ南方種（I種）」
- ・ニホンウナギ：文献⑩⑪での記載は「ウナギ」
- ・チュウガタスジシマドジョウ：文献⑩での記載は「ナミスジシマドジョウ」
- ・サツキマス（アマゴ）：文献⑩での記載は「アマゴ」、「アマゴ（サツキマス）」、文献⑪での記載は「アマゴ」
- ・ミナミメダカ：文献③④⑦⑪での記載は「メダカ」
- ・カジカ中卵型：文献③④での記載は「回遊型カジカ」

表 3.1-33 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	新生腹足	タニシ	オオタニシ				NT	NT	
2	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ				NT	DD	
3		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				DD		
4	イシガイ	イシガイ	カタハガイ				VU	NT	絶危
5	エビ	ヌマエビ	ミナミヌマエビ					LP	
6		テナガエビ	テナガエビ						準絶
計	4 目	6 科	6 種	0 種	0 種	0 種	4 種	4 種	2 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年（2022年）11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-25 に対応する。

(イ) 注目すべき生息地

1) コウモリ類の生息分布図

「環境アセスメントデータベース」（環境省）におけるコウモリ生息情報は、図 3.1-13 に示すとおりである。

これによると、事業実施想定区域及びその周囲において、ハイリスク種（オヒキコウモリ）の生息情報が確認された。

2) 希少猛禽類の生息分布図

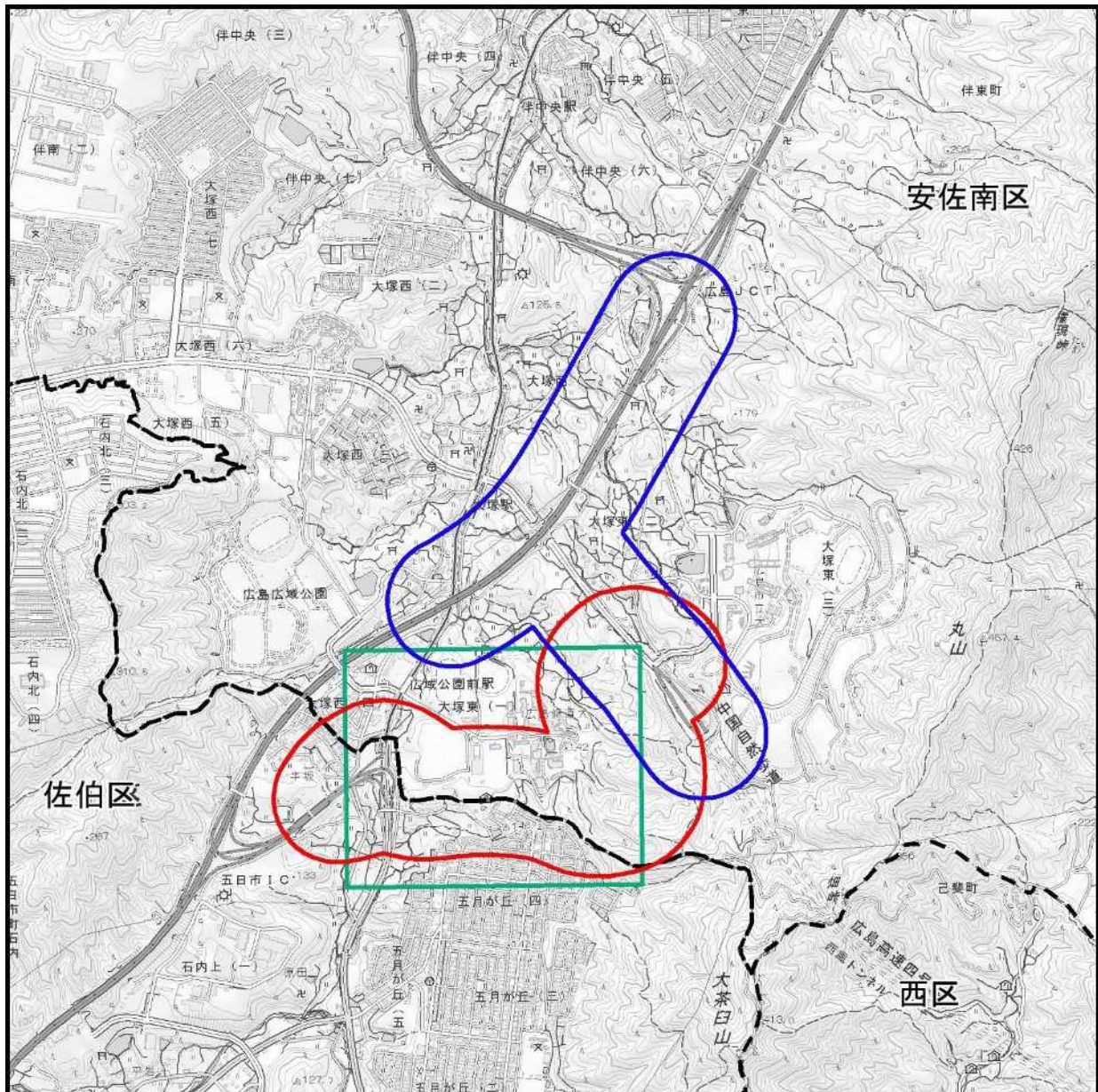
文献その他の資料調査により事業実施想定区域及びその周囲において生息情報が得られた希少猛禽類は、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、コノハズク、アオバズクの8種である。

「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の生態等に関する結果」（平成16年（2004年）、環境省・経済産業省・国土交通省（林野庁協力））によると、事業実施想定区域及びその周囲において、クマタカの生息確認情報が得られた。

クマタカの生息分布（2次メッシュ）は、図 3.1-14 に示すとおりである。

3) その他の動物の注目すべき生息地

文献その他の資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲では、表 3.1-26 の選定基準に該当する動物の注目すべき生息地は確認されなかった。



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- コウモリ分布(ハイリスク種)

出典：「環境アセスメントデータベース EADAS」
(令和5年(2023年)3月閲覧、環境省 HP
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/>)
をもとに作成

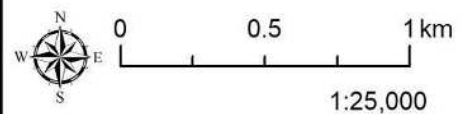
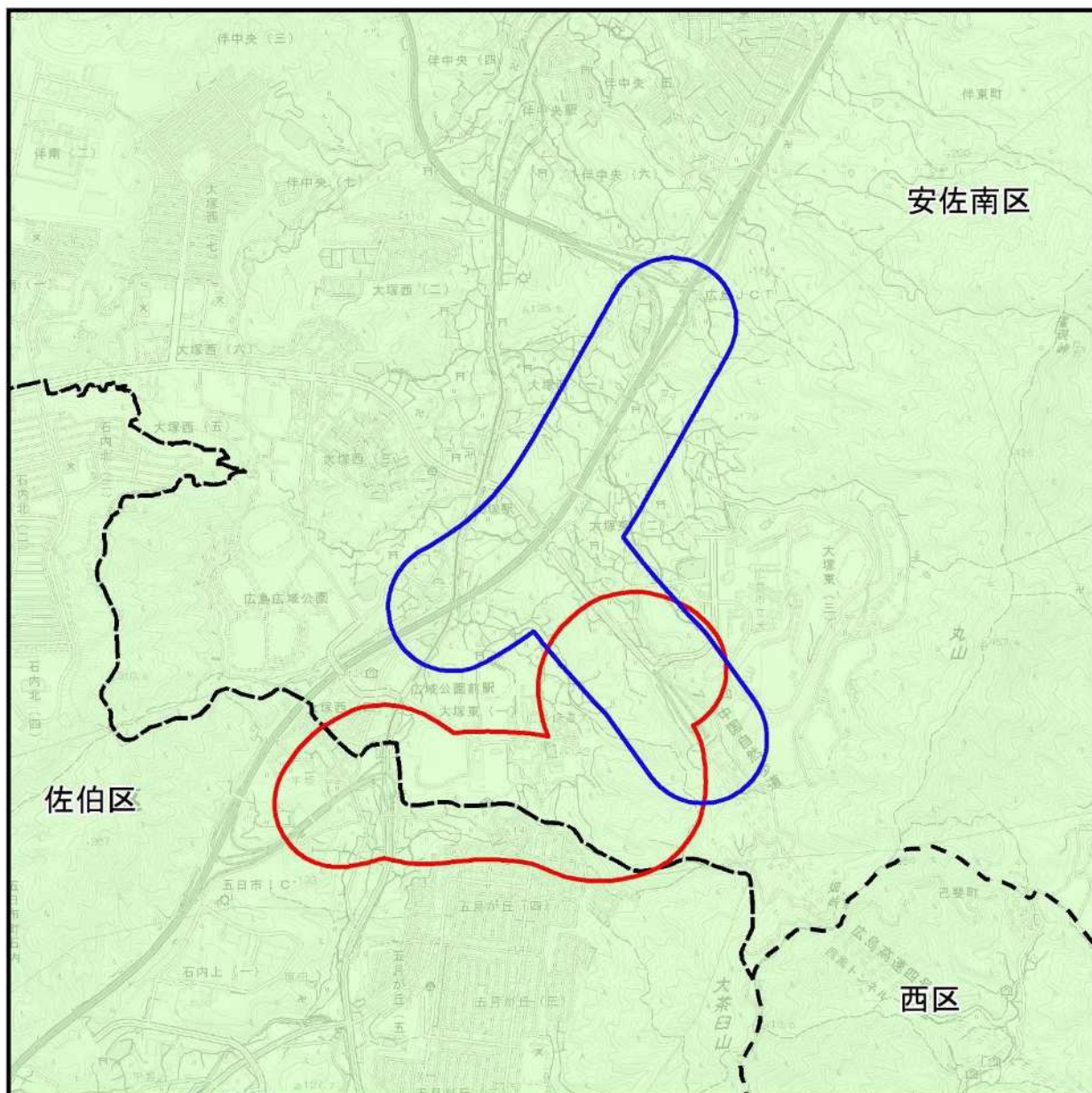


図 3.1-13 コウモリ洞分布及び
コウモリ生息情報



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

生息確認ランク

■ 生息確認

出典：「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成16年(2004年)、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力))

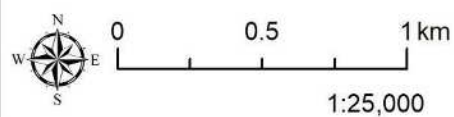


図 3.1-14 クマタカの生息分布
(2次メッシュ)

(3) 植物相の状況

(a) 主な植物相の状況

文献その他の資料により事業実施想定区域及びその周囲で確認された植物相の概況は、表 3.1-34 に示すとおりである。

なお、文献その他の資料による植物の確認種目録は資料編に示す。

表 3.1-34 文献その他の資料による植物相の概況

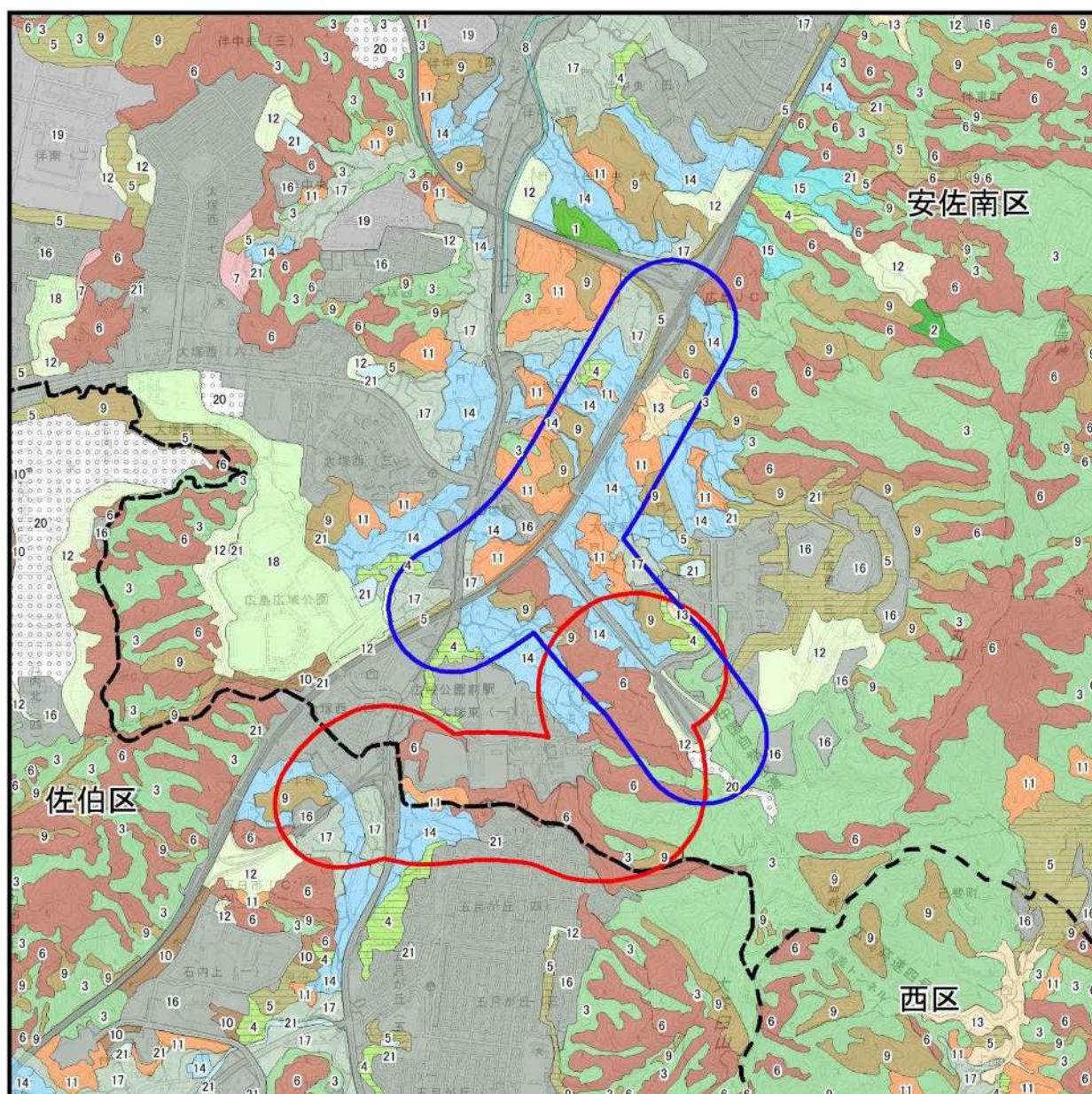
分類群名			科数	種数	主な確認種
シダ植物			21	144	ミズスギ、スギナ、ゼンマイ、カニクサ、タチシノブ、ヒメシダ、イヌワラビ、ヤマイヌワラビ、オニカナワラビ、イワヘゴ、ベニシダ、クマワラビ、トウゴクシダ、イノデ、シノブ、イワヒトデ等
種子植物	裸子植物		6	11	イチヨウ、モミ、アカマツ、ツガ、イヌマキ、コウヤマキ、ヒノキ、スギ、ネズミサシ、イヌガヤ、カヤ
	被子植物	基部被子植物群	6	25	シキミ、サネカズラ、マツブサ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ドクダミ、クスノキ、ヤブニッケイ、カゴノキ、タブノキ、イヌガシ、シロダモ等
		単子葉類	27	250	セキショウ、ウラシマソウ、オモダカ、トチカガミ、ノギラン、シライトソウ、ヤマユリ、エビネ、クモキリソウ、ヒトツボクロ、ヤブラン、ミクリ、トダスゲ、オヒシバ、ササガヤ、オカメザサ、マコモ等
		真正双子葉類	93	641	ツルケマン、ツゲ、ツメレンゲ、ムクノキ、ワレモコウ、マサキ、ネコヤナギ、ハゼノキ、イタドリ、フシグロ、サカキ、ヤブツバキ、マタタビ、リンドウ、クロガネモチ、キキョウ、ノゲシ、ヤマシグレ等
合 計			153 科	1,071 種	—

(b) 植生

「第7回自然環境保全基礎調査（植生調査）-平成29年度調査-」の現存植生図による事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は、図 3.1-15 に示すとおりである。

山間部はコナラ群落（Ⅶ）及びアカマツ群落（Ⅶ）、丘陵部は竹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占める。平地は水田雑草群落及び市街地が大部分を占めており、緑の多い住宅地がパッチ上に分布している。

事業実施想定区域内をみると、ルート案①は水田雑草群落、竹林及びアカマツ群落（Ⅶ）、ルート案②はアカマツ群落（Ⅶ）、竹林及び市街地が広く分布している。



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. シイ・カシニ次林 | 12. 路傍・空地雑草群落 |
| 2. アラカシニ次林 | 13. 畑雑草群落 |
| 3. コナラ群落(VII) | 14. 水田雑草群落 |
| 4. アカメガシワーエノキ群落 | 15. 放棄水田雑草群落 |
| 5. クサギ・アカメガシワ群落 | 16. 市街地 |
| 6. アカマツ群落(VII) | 17. 緑の多い住宅地 |
| 7. クズ群落 | 18. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 8. ツルヨシ群集 | 19. 工場地帯 |
| 9. スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 20. 造成地 |
| 10. その他植林 | 21. 開放水域 |
| 11. 竹林 | |

出典：「1/25,000 現存植生図「祇園」(平成 29 年度(2017 年度))」

GIS データ (令和 5 年(2023 年) 3 月閲覧、

環境省生物多様性センターHP

[http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-](http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html)

023.html)

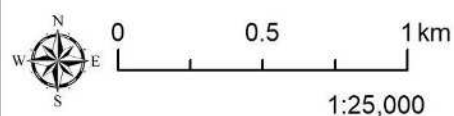


図 3.1-15 現存植生図

(c) 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布

事業実施想定区域及びその周囲の植物の重要な種は表 3.1-35、重要な植物群落は表 3.1-36 に示す法律や規制等の選定基準に基づいて選定した。

表 3.1-35 植物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	
A 注)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物(特天)・天然記念物(国天)	
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・天然記念物(県天)	
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・天然記念物(市天)	
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特一国内) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特二国内)	
C	「広島県野生生物の種の保護に関する条例」 (平成 6 年条例第 1 号)	・指定野生生物種(指定) ・特定野生生物種(特定)	
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年(2020 年)3 月、環境省)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 IA 類(CR) ・絶滅危惧 IB 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU)	・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
E	「レッドデータブックひろしま 2021」 (令和 4 年(2022 年)3 月、広島県)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT)	・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・要注目種(AN)
F	「広島市の生物—まもりたい生命の営み—」 (平成 12 年(2000 年)3 月、広島市) 「広島市の生物 補遺版」 (平成 18 年(2006 年)10 月、広島市)	・絶滅(絶滅) ・野生絶滅(野絶) ・絶滅危惧(絶危) ・準絶滅危惧(準絶)	・軽度懸念(軽度) ・情報不足(不足) ・環境指標種(指標)

注) 特別天然記念物、天然記念物に関しては、種指定されているもののみを対象とし、地域指定や個別指定されているものは除いた。

表 3.1-36 重要な植物群落の選定基準

選定基準		カテゴリー
a	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物または天然記念物に指定された植物の生育地(国・天)
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・天然記念物に指定された植物の生育地(県・天)
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・天然記念物に指定された植物の生育地(市・天)
b	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・生息地等保護区(国・保護)
c	「広島県自然環境保全条例」(昭和 47 年条例第 63 号)	・県自然環境保全地域(県・保全) ・県緑地環境保全地域(県・緑地)
d	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」 第 2 回(昭和 53 年度(1978 年度))、(環境庁) 第 3 回(昭和 59 年～61 年度(1984～1986 年度))、 (環境庁) 第 5 回(平成 9 年～10 年度(1997～1998 年度))、 (環境庁)	【特定植物群落】(特植) A 原生林もしくはそれに近い自然林 B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が 典型的なもの E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の杜・寺林) F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H その他、学術上重要な植物群落または個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)
e	「第 7 回自然環境保全基礎調査植生調査」(平成 29 年(2017 年)、環境省)	自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等(植生自然度 10, 9)(自植)
f	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年(1996 年))、 (財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員)	・ランク 1: 要注意(1) ・ランク 2: 破壊の危機(2) ・ランク 3: 対策必要(3) ・ランク 4: 緊急に対策必要(4)
g	「広島市の生物ーまもりたい生命の営みー」 (平成 12 年(2000 年)3 月、広島市) 「広島市の生物 補遺版」 (平成 18 年(2006 年)10 月、広島市)	・絶滅(絶滅) ・野生絶滅(野絶) ・絶滅危機(絶危) ・準絶滅危機(準絶) ・軽度懸念(軽度) ・情報不足(不足) ・環境指標種(指標)

(7) 植物相

文献その他の資料調査において確認された植物種のうち、表 3.1-35 の選定基準に該当する種は、表 3.1-37 (1)～(2)に示すとおりである。

表 3.1-37(1) 植物の重要な種 (1/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	ウラボシ	オシダ	ツクシイワヘゴ						準絶
2		シノブ	シノブ						指標
3		ウラボシ	イワヒトデ					CR+EN	絶危
4	ヒノキ	コウヤマキ	コウヤマキ						指標
5	モクレン	モクレン	オガタマノキ						軽度
6	オモダカ	トチカガミ	トチカガミ				NT	DD	
7	ヤマノイモ	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ					NT	絶危
8	タコノキ	ホンゴウソウ	ウエマツソウ				VU	CR+EN	絶危
9	クサスギ カズラ	ラン	ヒナラン				EN	CR+EN	絶危
10			シラン				NT		
11			エビネ				NT	NT	準絶
12			キンセイラン				VU	VU	絶危
13			ナツエビネ				VU	VU	準絶
14			ギンラン					NT	
15			キンラン				VU	VU	準絶
16			ミズトンボ				VU	NT	準絶
17			セイタカスズムシソウ					CR+EN	
18			クモラン					NT	準絶
19	イネ	ガマ	ミクリ				NT	NT	不足
20		ホシクサ	クロホシクサ				VU	VU	
21		カヤツリグサ	コウキヤガラ						準絶
22			トダスゲ				CR		
23			シオクグ					NT	
24			ノスゲ				VU		
25	キンポウゲ	ケシ	ナガミノツルケマン				NT		軽度
26		キンポウゲ	オキナグサ				VU	VU	絶危
27	ツゲ	ツゲ	ツゲ						準絶
28	ユキノシタ	ベンケイソウ	ツメレンゲ				NT		準絶
29	マメ	マメ	タヌキマメ					NT	
30			イヌハギ				VU	VU	不足
31			ツルフジバカマ					NT	
32	バラ	バラ	カワラサイコ					NT	
33			ユキヤナギ						準絶
34	ブナ	ブナ	イチイガシ					DD	
35	キントラノオ	オトギリソウ	アゼオトギリ				EN	CR+EN	
36	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ				VU	NT	不足
37			ミズキカシグサ				VU		
38	アブラナ	アブラナ	コイヌガラシ				NT	DD	不足
39			ハナナズナ		希 - 国内		CR	EX	絶滅
40	ナデシコ	ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ					NT	準絶

表 3.1-37(2) 植物の重要な種 (2/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
41	ツツジ	ハイノキ	シロバイ					NT	準絶
42		ツツジ	ホンシヤクナゲ					VU	絶危
43			キシツツジ						指標
44			シロバナウンゼンツツジ						指標
45	リンドウ	アカネ	ナガバジュズネノキ					NT	
46		キョウチクトウ	フナバラソウ				VU	NT	
47			アキノクサタチバナ					EX	絶滅
48			スズサイコ				NT	NT	
49	ナス	ヒルガオ	マメダオシ				CR	VU	
50	シソ	オオバコ	イヌノフグリ				VU		軽度
51			カワヂシャ				NT	DD	不足
52	キク	キキョウ	キキョウ				VU		軽度
53		キク	サンベサワアザミ						軽度
54			フジバカマ				NT	CR+EN	絶危
55			アキノハハコグサ				EN	VU	
56	セリ	トベラ	トベラ						指標
計	24 目	32 科	56 種	0 種	1 種	0 種	30 種	37 種	37 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 4 年(2022 年)11 月、国土交通省)に準拠した。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-35 に対応する。

(イ) 重要な植物群落

事業実施想定区域及びその周囲において表 3.1-36 の選定基準に該当する植物群落は、確認されなかった。

(ウ) 巨樹・巨木林

「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」(平成 3 年、環境庁)および「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」(平成 13 年、環境省)によると、事業実施想定区域及びその周囲には、巨樹・巨木林は存在しないこととなっている。

(4) 生態系の状況

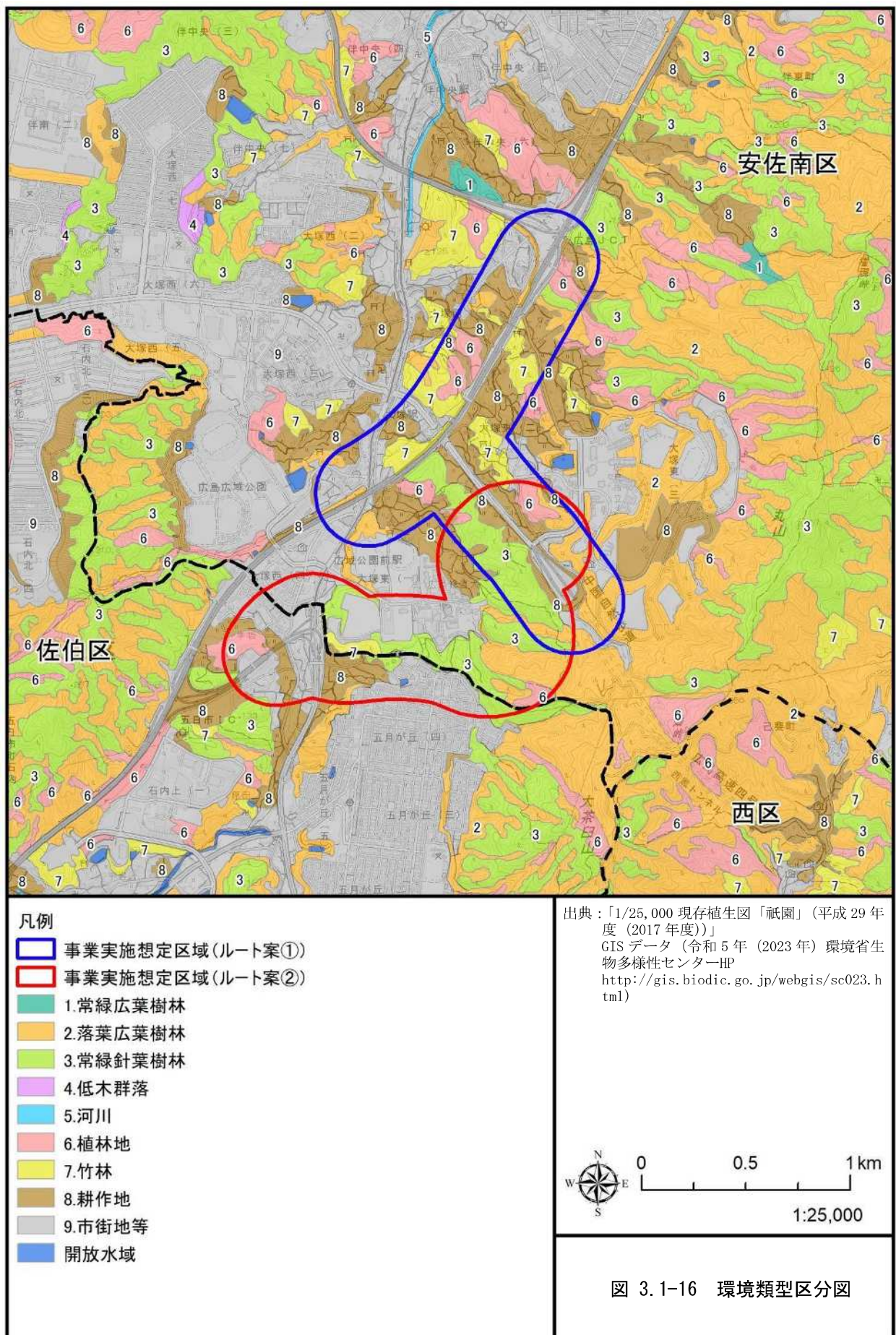
(a) 事業実施想定区域及びその周囲の自然環境の類型化

事業実施想定区域及びその周囲の自然環境について、植生等を踏まえて表 3. 1-38 に示す 9 の環境類型に区分した。また、これを基に作成した環境類型区分図は、図 3. 1-16 に示すとおりである。

事業実施想定区域内の環境は、「耕作地」及び「市街地等」が大半を占めている。その他、「常緑針葉樹林」、「植林地」及び「竹林」が点在している。また、事業実施想定区域の周囲は、「落葉広葉樹林」や「市街地等」が広く分布しており、「耕作地」も点在する。

表 3. 1-38 環境類型区分一覧

環境類型区分		植生等
1	常緑広葉樹林	シイ・カシ二次林、アラカシ二次林
2	落葉広葉樹林	コナラ群落(VII)、アカメガシワ・エノキ群落、クサギ・アカメガシワ群落
3	常緑針葉樹林	アカマツ群落(VII)
4	低木群落	クズ群落
5	河川	ツルヨシ群集
6	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、その他植林
7	竹林	竹林
8	耕作地	畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落、路傍・空地雑草群落
9	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、工場地帯、造成地



(b) 重要な自然環境のまとまりの場

事業実施想定区域及びその周囲の自然環境から、表 3.1-39 に示す基準に基づき選定した重要な自然環境のまとまりの場は、表 3.1-40 及び図 3.1-17 に示すとおりである。

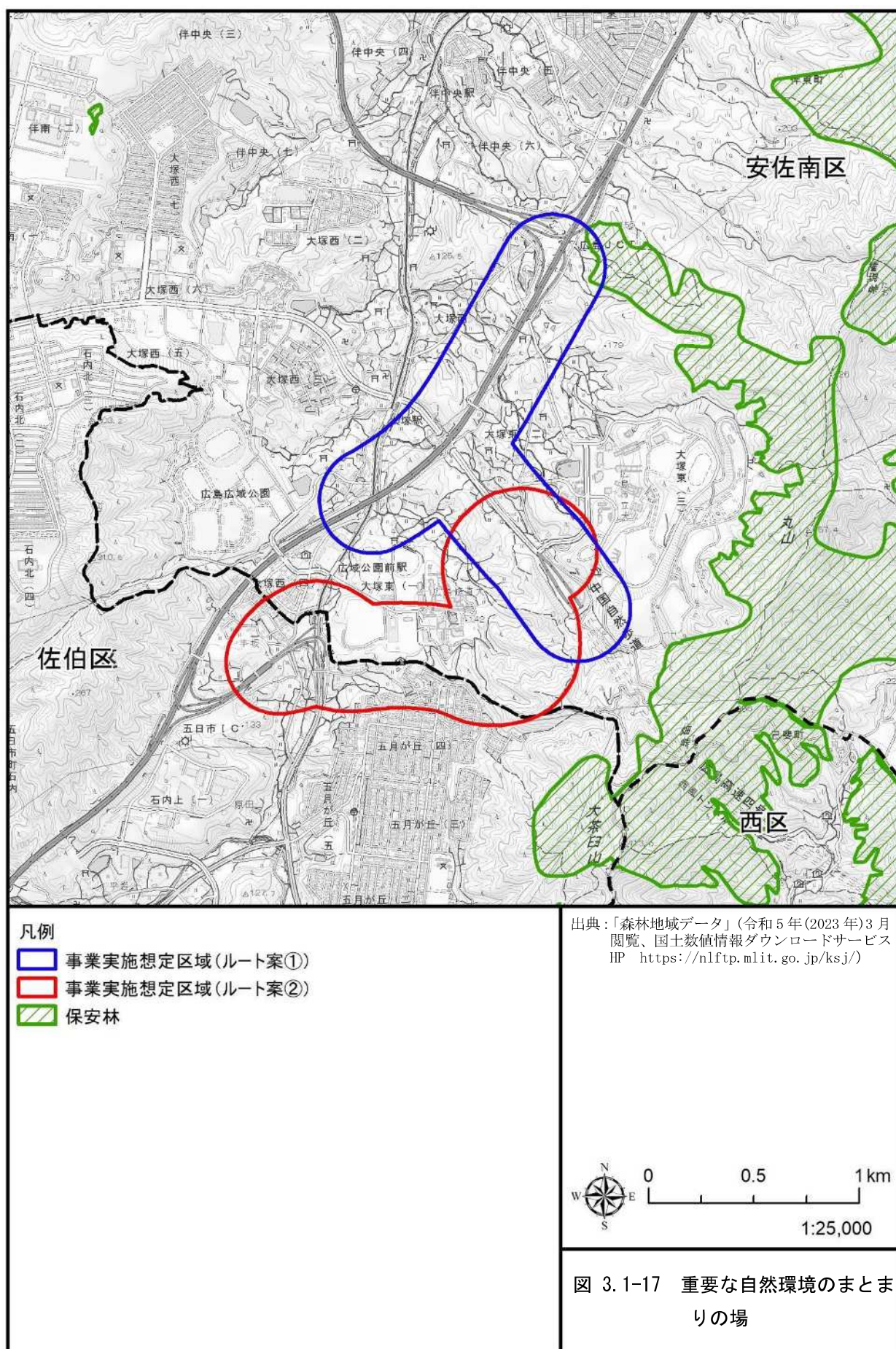
事業実施想定区域内における重要な自然環境のまとまりの場として、「保安林」が分布している。

表 3.1-39 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

選定基準		選定根拠
A	特定植物群落(特植)	「自然環境保全基礎調査第 3 回基礎調査特定植物群落調査」(環境省自然環境局生物多様性センター自然環境情報 GIS 提供システム)における特定植物群落
B	国立公園(国立)	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)における自然公園の区域のうち特別地域
	国定公園(国定)	
	広島県立自然公園(県立)	「広島県立自然公園条例」(昭和 34 年条例第 41 号)における自然公園の区域
C	国指定鳥獣保護区(国鳥)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)における鳥獣保護区
	広島県指定鳥獣保護区(県鳥)	
D	原生自然環境保全地域(国原生)	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 80 号)における指定地区
	自然環境保全地域(国自然)	
	野生動植物保護地区(国保護)	
	県自然環境保全地域(県保全)	「広島県自然環境保全条例」(昭和 47 年条例第 63 号)における指定地区
	県緑化環境保全地域(県緑化)	
E	自然植生(自植)	「第 7 回自然環境保全基礎調査植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター自然環境情報 GIS 提供システム)において、自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等(植生自然度 10, 9)
F	保安林(保林)	「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)により指定された保安林

表 3.1-40 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場	選定基準						事業実施想定区域	
	A	B	C	D	E	F	内	外
保安林						保林	○	○



(5) 専門家ヒアリング結果

既存文献の収集整理による鳥類の生息状況等の確認を目的とし、専門家等へのヒアリングを実施した。ヒアリング結果の概要は、表 3.1-41 に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲の鳥類相に関する情報を得た。

表 3.1-41 専門家等ヒアリング結果の概要

専門家等の所属 (専門分野)	項目	意見の概要
大学名誉教授 (鳥類)	事業実施想定 区域及びその 周囲で留意が 必要な鳥類に ついて	・現道と修道大学の間にある谷筋は、良好な里山環境が広がっていることから、オオタカの繁殖環境を満たしている可能性がある。また、サシバやハチクマについても、渡り途中の採餌場として利用している可能性が考えられる。 ・五日市から緑井方面に抜ける谷筋は、広島地域における渡り鳥（猛禽類及び一般鳥類）の主要なルートとなっているようであり、大規模な環境改変は望ましくない。 ・太田川放水路が近いことから、周辺の山林でミサゴが繁殖している可能性が考えられる。 ・リストに載っていない鳥類のうち、事業地周辺で確認される可能性がある種として、コシアカツバメ、ショウドウツバメ、オオモズが挙げられる。 ・現道と修道大学の間にある谷筋では、タマシギが確認されるかもしれない。 ・クマタカは事業地周辺で繁殖している可能性は低いだろう。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

景観資源は、「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」であり、事業実施想定区域及びその周囲における植物を選定した。

事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況は、表 3.1-42 及び図 3.1-18 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号（昭和 37 年 5 月 18 日）、最終改正：平成 16 年法律第 111 号（平成 16 年 6 月 18 日））に基づき指定される「保存樹」が存在する。

主要な眺望点は、「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」であり、事業実施想定区域及びその周囲における峠、寺社等の眺望の良い場所を選定した。

事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の状況は、表 3.1-43 (1)～(2) 及び図 3.1-18 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、事業実施想定区域を眺望できる地点として、広島広域公園などが存在する。

表 3.1-42 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源

No.	類型	名称	所在地	所有者
1	保存樹	イチョウ	安佐南区沼田伴 3615	専念寺
2		ツブラジイ	安佐南区沼田町伴石原 7518	松峯河内神社
3		イチョウ	佐伯区五日市町石内臼山 3434	浄安寺薬師堂
4		モッコク	佐伯区五日市町石内 2186	—注)
5		コウヤマキ	佐伯区五日市町石内甲 2719	—注)

注) 所有者が個人を示す。

出典：「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市 HP <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/138/7339.html>）

表 3. 1-43(1) 事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点

No.	名称	概況	文献	所在地
01	安佐南区高取北 1 丁目 15	八幡神社の参道に位置し、南東方向が見渡せる眺望場所である。	③	安佐南区 高取北
02	大元神社	この辺りは小高い丘であったが、近年、造成によって大部分がなくなり、神社も今の場所に移された。その時、社なども新しく建て替えられた。	③	安佐南区 高取北
03	山崎河内神社	今から 200 年余り前、岩窟にあったものが移されてきたが、その場所が山深い谷底であり、神を祭る場所ではないと憂いた信徒が現在の場所に社殿を移築し、奉祀したと伝えられている。	③	安佐南区 高取南
04	恵比須神社	生業を守護し、福利をもたらすとされ、都市では商売繁盛の神様として有名。民間信仰の守り神「おんぼんさん」が隣に置かれている。	③	安佐南区 高取南
05	飛倉毘沙門天	平成 6 年（1994 年）に建立された毘沙門堂。その名は信貴山の故事に由来。飛倉豊命霊泉という鉱泉、療養泉基準を超えた良質の湧水がある。	③	安佐南区 高取南
06	雲岩寺	開基は明らかではないが、お堂に残る阿弥陀如来像や付近に残る五輪塔群などの形式から推察して少なくとも室町期以前と思われる。現在のお堂や鐘楼は平成 4 年のアストラムライン工事により移転した。	②	安佐南区 伴東
07	棚田	山辺に広がる棚田が見渡せる眺望場所。	②	安佐南区 伴西
08	サクラの絶景ポイント	奥畑に咲き誇るサクラを一望のもとに見渡すことができるポイント。棚田の石垣や集落、山々も美しい風景を引き立てる。	②	安佐南区 伴西
09	金毘羅神社	もと大原地区で祀っていた金比良さんが、江戸時代に水害の守り神であるのに田畑と共に神様も水害で流された。大原地区では祀られないことになったため、三城田地区に持ち帰り祀ったといわれている。	①④	安佐南区 伴中央
10	伴東城跡	アストラム工事のため、山が半分掘削されることになり発掘調査された。城跡は、数か所の郭や堅堀り等が葦き石とともに確認され、唐三彩、備前焼などの陶器片も出土した。	④	安佐南区 伴東
11	諏訪神社	祭神は、建御名方神、伴市は武田の一族といわれている。例祭は、10 月の第 1 日曜日に開催されている。	④	安佐南区 伴中央
12	火山	標高 488m である。火山山頂は、展望の良い広場で「神武天皇烽火傳説地」の石柱が立っている。	⑥	安佐南区 山本町
13	黄幡神社	元宮は大塚川と平木川の合流点で旧山陽道沿いになり、大正時代に移ったと伝えられている。それ以前の社名に呼田尾黄幡社の名前が残っている。	④	安佐南区 伴中央
14	稲荷神社	下城地区の山側に赤い鳥居が連なって見える。稲荷神社の本宮は、京都の伏見稲荷である。五穀豊穡を祈るとともに、火災防止も祈願している。	④	安佐南区 大塚西
15	宮ヶ瀬神社	大塚村の村社であったため、大塚村の守護神であり、家内安全、五穀豊穡の神とされている。現在は、アストラムラインの建設に伴い、本宮の上の丘に移転している。	②	安佐南区 大塚西
16	八面神社	元は八王社ともいわれ、八大龍王を祀り稲作農民の命、水の精を祀るとも、荒神を祀るとも、五男神と三女神とも伝えられている。	④	安佐南区 大塚西
17	権現峠	権現峠には、すぐ右に「権現神社」があり、伴方面に道が下っている。古くから地域の住民たちが山本方面へ行き来する際に利用された。	⑥	安佐南区 大塚東
18	大塚観音堂	ご本尊の木造十一面千手観音像は、市の重要文化財に指定されている。岸城城主がこの像に感応し、立てたお堂が同寺であると伝えられている。	②	安佐南区 大塚西
19	岸城跡	「芸藩通志」に「大塚村にあり大塚四郎兵衛所居」と記されている。西峯院慈光寺はその香花院であったという。	④	安佐南区 大塚西
20	安佐南区大塚西 1 丁目 27	道路沿いから北西方向が見渡せる眺望場所。	②	安佐南区 大塚西
21	安佐南区大塚東 2 丁目 21	道路沿いから北方向が見渡せる眺望場所。	②	安佐南区 大塚東
22	広島市立大学周辺の田園風景	広島市立大学周辺は田園風景が広がる。近代的な建築物と田園風景が見事なコントラストをなしている。	②	安佐南区 大塚東
23	若宮神社	寺谷にあり、地区の神様として祀られている。祭神、勧請年月、宇も不明だが、元庄屋に祀られていた神様といわれている。	④	安佐南区 大塚東
24	安佐南区大塚西 3 丁目 24	道路沿いから北北西方向が見渡せる眺望場所。	②	安佐南区 大塚西
25	広島広域公園	エディオンスタジアム広島、補助競技場、第一球技場、第二球技場、テニスコートがある。また、ランニングコースがあり、サクラ、ツツジ、モミ、イチョウなど四季を通じて景色を楽しむことができる。	⑤	安佐南区 大塚西

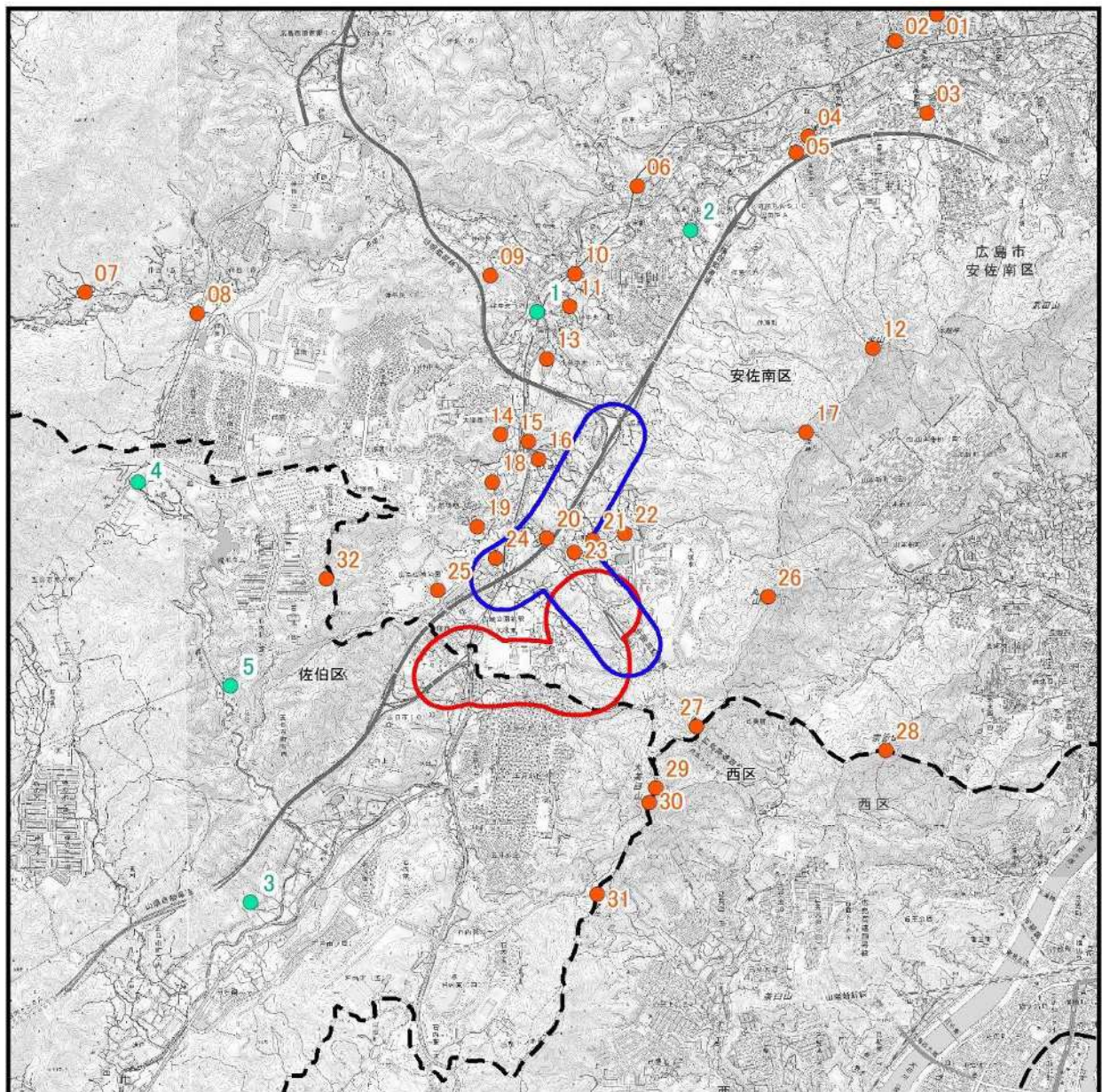
表 3. 1-43 (2) 事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点

No.	名称	概況	文献	所在地
26	丸山	標高 457.6m である。山頂には、反射板がある。	⑥	安佐南区 山本町
27	畑峠	畑峠では、舗装道路がある。左は西広島方面であり、宗箇山にもアクセスできる。	⑥	安佐南区 大塚東
28	宗箇山	西区と安佐南区の境にあり、標高 356m である。	⑦	安佐南区 長束町
29	大茶臼山	標高 413m である。山頂一帯は、無線台に占領されている。三角点から東に下る階段道は、西広島や宗箇山につながっている。	⑥	佐伯区 五日市町石内
30	大茶臼山展望岩	大茶臼山山頂付近にある展望岩。	-	佐伯区 五日市町石内
31	己斐峠	佐伯区と西区の間に位置する峠。標高 217m である。	-	西区 己斐
32	こころ展望公園	佐伯区に位置する公園である。展望台からは瀬戸内海や宮島を一望することができる。	-	佐伯区 石内北

注) 表中に文献番号がないものは、航空写真等により確認したものを示す。

文献及び HP (令和 5 年 (2023 年) 3 月閲覧)

- ①: 「あさみなみ散策マップ～伴ルート/奥畑ルート～」(平成 26 年 (2014 年) 3 月改訂、広島市安佐南区役所地域起し推進課)
- ②: 「あさみなみ散策マップ～大塚ルート～」(平成 26 年 (2014 年) 3 月改訂、広島市安佐南区役所地域起し推進課)
- ③: 「あさみなみ散策マップ～高取・長楽寺ルート～」(平成 27 年 (2015 年) 3 月改訂、広島市安佐南区役所地域起し推進課)
- ④: 「沼田歴史散歩」(平成 28 年 (2016 年) 11 月、沼田歴史散歩の会)
- ⑤: 「広島広域公園エディオンスタジアム広島」
(広島市 HP <http://www.sports-or.city.hiroshima.jp/facilities/kouiki/about/detail>)
- ⑥: 「ひろしま森巡りコース (武田山～火山～丸山～大茶臼山)」(ひろしま森づくりコミュニティネット HP
http://mori-hiroshimacity.genki365.net/gnkh07/pub/content_list.php?type=86&sn=11&en=20)
- ⑦: 「全国観るなび」(公益社団法人 日本観光振興協会 HP nihon-kankou.or.jp)



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 景観資源(保存樹)
- 主要な眺望点

出典：「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」(令和5年(2023年)3月閲覧、広島市HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/138/7339.html>)
 「あさみなみ散策マップ ～伴ルート/奥畑ルート～」、「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」、「あさみなみ散策マップ ～高取・長楽寺～」、「沼田歴史散歩」、「広島広域公園エディオンスタジアム広島」、「ひろしま森巡りコース(武田山～火山～丸山～大茶臼山)」、「全国観るなび」(令和5年(2023年)3月閲覧)出典の詳細は、表3.1-43に示すとおりである。

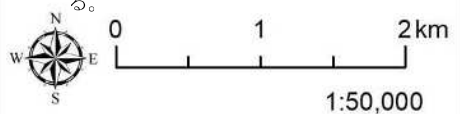


図 3.1-18 景観資源及び主要な眺望点の分布状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-44 及び図 3.1-19 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、広島広域公園、中国自然歩道及びひろしま森巡りコースが存在する。

表 3.1-44 事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場

No.	名称	概況	所在地
1	広島広域公園	エディオンスタジアム広島、補助競技場、第一球技場、第二球技場、テニスコートがある。また、ランニングコースがあり、サクラ、ツツジ、モミ、イチョウなど四季を通じて景色を楽しむことができる。	安佐南区 大塚西
2	中国自然歩道	中国地方 5 県にまたがる中国自然歩道（一周ルート）の一部がある。廿日市市から広島市安佐北区へ抜ける道の一部であり、途中には広島市憩いの森がある。	安佐南区 伴・大塚
3	ひろしま森巡りコース （武田山～火山～丸山～大茶臼山）	武田山から火山、丸山を経て大茶臼山へ至るコースである。このコースには、銀山城址などのみどころが豊富にあり、整備されている。武田山から鈴ヶ峰に至る長い稜線づたいの縦走コースは眺望が良く、アルプスのように長く、歩き応えがあるため、「広島南アルプス」などと呼ばれ、多くの愛好家に親しまれている。	安佐南区伴東 西区己斐

出典：「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」(平成 26 年(2014 年)3 月改訂、
広島市安佐南区役所 地域起こし推進課)
「広島県の自然歩道」(令和 5 年(2023 年)3 月閲覧、広島県 HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-eco-shizen-2010.html>)
「ひろしま森巡りコース(武田山～火山～丸山～大茶臼山)」
(令和 5 年(2023 年)3 月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネット)

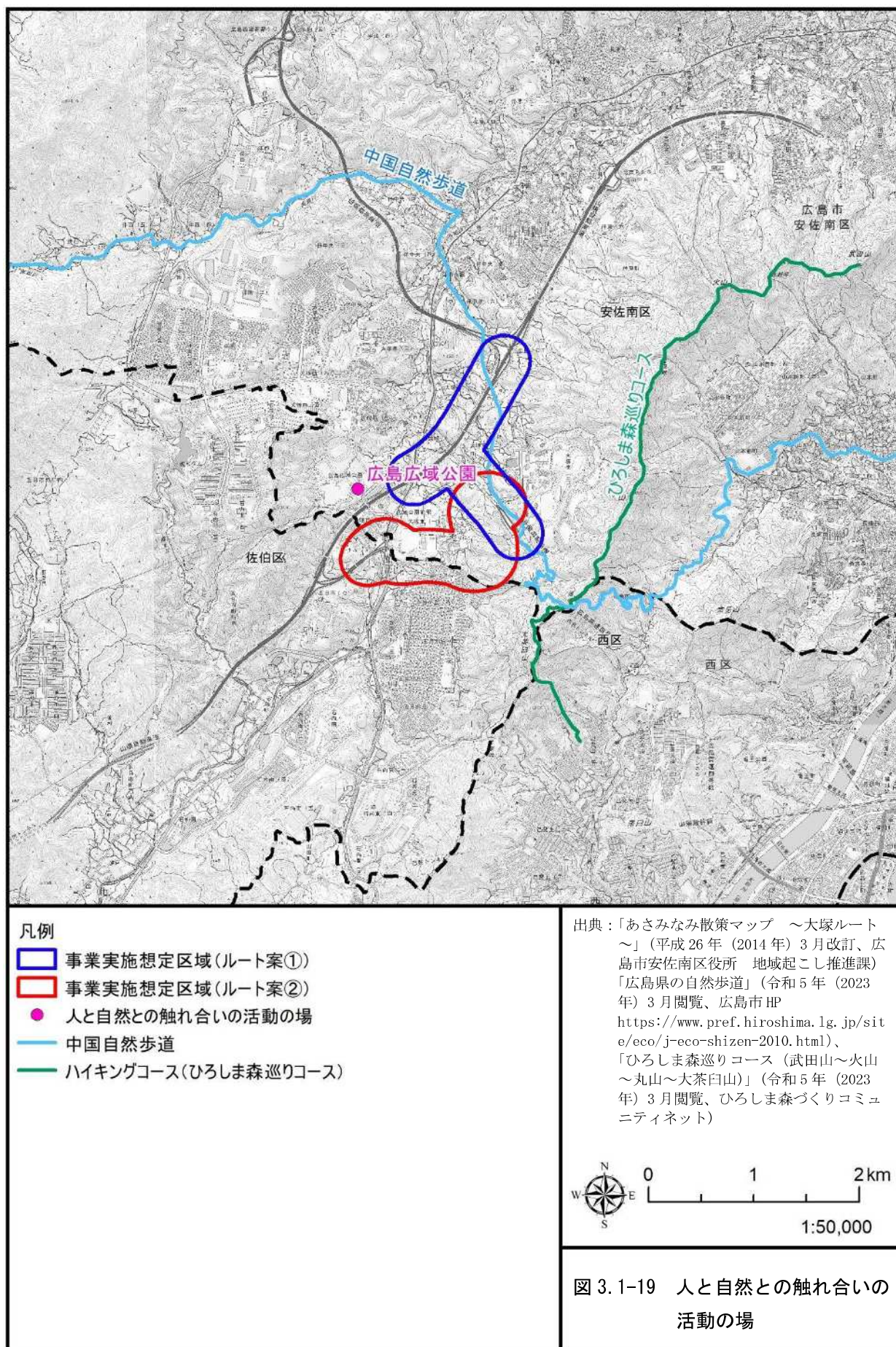


図 3.1-19 人と自然との触れ合いの活動の場

表 3. 1-45 (1) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目		番号	資料名	発行年月	発行元
大気に係る環境の状況	気象	1	地域気象観測所一覧	令和 5 年 3 月閲覧	気象庁
		2	過去の気象データダウンロード	令和 5 年 3 月閲覧	気象庁
	大気質	3	平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		4	平成 29 年度版～令和 3 年度 ダイオキシン類環境調査測定結果	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
	騒音	5	平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
	振動	6	平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
水に係る環境の状況	水象	7	国土数値情報 河川データ	令和 5 年 3 月閲覧	国土交通省
		8	令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
	水質	9	国土数値情報 河川データ	令和 5 年 3 月閲覧	国土交通省
		10	平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		11	令和 3 年度 ダイオキシン類環境調査測定結果	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
	水底の底質	12	令和 3 年度 ダイオキシン類環境調査測定結果	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
	地下水	13	平成 30 年度版～令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		14	令和 3 年度 ダイオキシン類環境調査測定結果	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
土壌及び地盤の状況	土壌	15	土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		16	令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		17	平成 27 年度～令和 3 年度 ダイオキシン類環境調査測定結果	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		18	20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 土壌図	令和 5 年 3 月閲覧	国土調査
	地盤	19	全国地盤環境情報ディレクトリ	令和 3 年度版	環境省
		20	令和 4 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
地形及び地質の状況	地形	21	20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 地形分類図	令和 5 年 3 月閲覧	国土調査
	地質	22	20 万分の 1 日本シームレス地質図 V2	令和 5 年 3 月閲覧	産総研地質調査総合センター
	重要な地形・地質	23	文化財保護法	令和 5 年 3 月閲覧	法律
		24	広島県文化財保存活用大綱	令和 3 年 3 月	広島県教育委員会
		25	広島市文化財保護条例	昭和 43 年条例第 20 号	広島市
		26	日本の地形レッドデータブック第 1 集	平成 12 年	小泉・青木
		27	日本の地形レッドデータブック第 2 集 ―保存すべき地形―	平成 14 年	小泉・青木
		28	日本の典型地形	令和 5 年 3 月閲覧	国土交通省国土地理院
	活断層	29	活断層データベース	令和 5 年 3 月閲覧	産業技術総合研究所
動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況	動植物	30	生物多様性情報システム データベース 検索 第 2 回動植物分布調査	昭和 53～55 年度	環境庁
		31	生物多様性情報システム データベース 検索 第 3 回動植物分布調査	昭和 58～63 年度	環境庁
		32	生物多様性情報システム データベース 検索 第 4 回動植物分布調査	昭和 63～平成 5 年度	環境庁
		33	生物多様性情報システム データベース 検索 第 5 回動植物分布調査	平成 5～10 年度	環境省
		34	レッドデータブックひろしま 2021	令和 4 年 3 月	広島県
		35	広島市の生物-まもりたい生命の営み-	平成 12 年 3 月	広島市
		36	五日市町誌上巻	昭和 49 年 3 月	五日市町誌編集委員会
		37	沼田町史	昭和 55 年 4 月	広島市

表 3. 1-45 (2) 自然的状況の把握に用いた既存資料

項目		番号	資料名	発行年月	発行元
動植物の 生息又は 生育、主 な動物群 集又は植 物群落、 植生及び 生態系の 状況	動植物	38	比婆科学	昭和 64 年～令和 4 年	比婆科学教育振 興会
		39	広島県の動植物-自然環境基本情報-	平成 3 年	広島県
		40	広島市植物公園紀要	平成 4 年～28 年	広島市植物公園
		41	広島県の両生・爬虫類	平成 8 年 5 月	中国新聞社
		42	広島虫の会会報	平成 8 年～令和 2 年	広島虫の会
		43	広島県植物誌	平成 9 年 11 月	中国新聞社
		44	広島県の哺乳類	平成 12 年 6 月	中国新聞社
		45	ひろしま野鳥図鑑増補改訂版	平成 14 年 11 月	中国新聞社
		46	希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の 生態等に関する結果	平成 16 年	環境省・経済産 業省・国土交通 省(林野庁協力)
		47	広島県昆虫誌(改訂増補版) I～IV	平成 26 年	比婆科学教育振 興会
		48	広島県のカミキリムシ	平成 30 年 11 月	広島虫の会
		49	環境アセスメントデータベース EADAS	令和 5 年 3 月閲覧	環境省
		50	1/25,000 現存植生図「祇園」	平成 29 年	環境省
		51	国土数値情報 森林地域データ	令和 5 年 3 月閲覧	国土交通省
景観及び 人と自然 との触れ 合いの活 動の状況	景観	52	都市の美観風致を維持するための樹木の 保存に関する法律	平成 16 年	法律第 111 号
		53	広島市の美しい保存樹・保存樹林につい て	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		54	あさみなみ散策マップ ～伴ルート/奥 畑ルート～	平成 26 年 3 月	広島市安佐南区 役所 地域起こ し推進課
		55	あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～	平成 26 年 3 月	広島市安佐南区 役所 地域起こ し推進課
		56	あさみなみ散策マップ ～高取・長楽寺 ルート～	平成 27 年 3 月	広島市安佐南区 役所 地域起こ し推進課
		57	沼田歴史散歩	平成 28 年 11 月	沼田歴史散歩の 会
		58	広島広域公園エディオンスタジアム広島	令和 5 年 3 月閲覧	広島市
		59	ひろしま森巡りコース(武田山～火山～ 丸山～大茶臼山)	令和 5 年 3 月閲覧	ひろしま森づく りコミュニティ ネット
		60	全国観るなび	令和 5 年 3 月閲覧	公益社団法人日 本観光振興協会
	人と自 然との 触れ合 いの活 動の場	61	あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～	平成 26 年 3 月	広島市安佐南区 役所 地域起こ し推進課
		62	広島県の自然歩道	令和 5 年 3 月閲覧	広島県
		63	ひろしま森巡りコース(武田山～火山～ 丸山～大茶臼山)	令和 5 年 3 月閲覧	ひろしま森づく りコミュニティ ネット

3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況を把握した結果は、表 3.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 3.2-1(1) 事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	1. 人口 令和 4 年（2022 年）1 月時点の広島市安佐南区の人口は 244,457 人、世帯数は 107,453 世帯、広島市佐伯区の人口は 140,893 人、世帯数は 63,722 世帯である。安佐南区における人口はほぼ横ばいで推移しており、佐伯区では増加傾向である。事業実施想定区域の一部に人口集中地区が重なっている。 2. 産業 事業実施想定区域及びその周囲の令和 2 年国勢調査結果における産業別就業者数は、安佐南区、佐伯区ともに第三次産業の占める割合が高い。事業実施想定区域及びその周囲の令和 2 年（2020 年）の農業産出額は、耕種では、「野菜」が最も多く、畜産では、「鶏」及び「鶏卵」が多い。事業実施想定区域及びその周囲の令和 2 年（2020 年）の所有形態別林野面積は、安佐南区、佐伯区ともに民有林が多い。事業実施想定区域及びその周囲の平成 30 年（2018 年）の漁業種類別漁獲量は、「その他の刺し網」及び「その他の釣」が多い。事業実施想定区域及びその周囲の平成 28 年（2016 年）の商業における年間販売額は、安佐南区は 672,731 百万円、佐伯区は 259,915 百万円である。事業実施想定区域及びその周囲の令和 2 年（2020 年）の工業における製造品出荷額は、安佐南区は 6,664,049 万円、佐伯区は 22,995,830 万円である。
土地利用の状況	1. 土地利用 事業実施想定区域及びその周囲の令和 3 年（2021 年）の地目別土地面積は、安佐南区、佐伯区ともに「山林」が最も多い。事業実施想定区域内は「森林」、「田」、「建物用地」が多く分布する。 2. 有害物質に係る土地利用 事業実施想定区域及びその周囲は、廃棄物埋立地及びその跡地等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指定された指定区域は分布しない。
地歴の状況	1. 地歴 事業実施想定区域及びその周囲では、昭和 60 年代以降に山陽自動車道が整備され土地利用に大きな変化があった。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 河川及び湖沼の利用 事業実施想定区域及びその周囲には、一級河川である太田川水系の大塚川及び二級河川である八幡川水系の半坂川の最上流部が存在する。 事業実施想定区域及びその周囲における令和 4 年（2022 年）3 月末時点の水道の利用状況として、上水道 1 箇所、簡易水道 1 箇所、専用水道 62 箇所の利用がある。 事業実施想定区域及びその周囲における内水面漁業権は、指定されていない。 2. 地下水 事業実施想定区域及びその周囲における令和 4 年（2022 年）3 月末時点の地下水の利用状況として、深井戸で 153 m³/日の利用がある。
交通の状況	1. 道路 事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路として、広島西風新都線（高速 4 号線）から山陽自動車道五日市 IC までに、市道の安佐南 4 区 454 号線や主要地方道の広島湯来線などが存在する。 2. 鉄道 事業実施想定区域の周囲では南北にアストラムラインが走行し、事業実施想定区域及びその周囲に大塚駅及び広域公園前駅が存在する。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	1. 教育文化施設 事業実施想定区域及びその周囲の教育文化施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともに保育所が最も多い。 2. 保健医療施設 事業実施想定区域及びその周囲の保健医療施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともに一般診療所が最も多い。 3. 文化施設 事業実施想定区域及びその周囲の文化施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともにスポーツ関連施設が最も多い。 4. 環境の保全についての配慮が特に必要な施設 事業実施想定区域内には、医療機関が 4 箇所、福祉施設が 6 箇所、文化施設が 1 箇所存在する。 5. 住宅の配置 事業実施想定区域及びその周囲には、住居等が点在しており、佐伯区五月が丘では、集合住宅が存在する。 6. 将来の住宅地の面整備計画 事業実施想定区域及びその周囲において、「広島市市営住宅マネジメント計画～推進プラン編（平成 28 年（2018 年）12 月、広島市）」による団地等の更新計画はないが、民間事業として新たに「グリーンフォートみそら」を始めとした整備が進められている。

表 3.2-1(2) 事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
下水道の整備状況	1. 下水道 事業実施想定区域及びその周囲の令和4年（2022年）3月31日時点での下水道処理人口普及率は、広島市で95.8%である。
廃棄物の状況	1. 一般廃棄物 事業実施想定区域及びその周囲の令和2年度（2020年度）におけるごみ総排出量は357,105t、最終処分量は45,085tである。 2. 産業廃棄物 広島市における平成30年度（2018年度）の発生量は約2,240千tである。事業実施想定区域を中心とした20kmの範囲には、一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場、産業廃棄物処理施設が存在する。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	1. 国土利用計画法に基づく都市計画区域 事業実施想定区域の大部分を市街化調整区域が占める。 2. 公害防止計画 広島地域及び備後地域では、令和2年度末で公害防止計画期間が終了した。令和3年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定されていない。 3. 大気汚染防止法により定められた指定地域 事業実施想定区域及びその周囲は、大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていない。なお、本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業を想定していない。また、大気汚染防止法の改正に伴う石綿（アスベスト）飛散防止の対象となる建物等の解体は想定していない。 4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 事業実施想定区域及びその周囲は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に該当しない。 5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路 事業実施想定区域及びその周囲の道路は、沿道整備道路に該当しない。 6. 環境基本法により定められた騒音に係る環境基準の類型の指定状況 事業実施想定区域の指定状況は、一部に「A」、「B」、「C」の類型が指定されており、主に住居専用地域はA類型及びB類型、商業、工業地域がC類型に該当する。 7. 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度等 事業実施想定区域及びその周囲は、「第1種低層住居専用地域」及び「第2種低層住居専用地域」等が存在することから、騒音指定地域の第1種区域でありa区域に該当する。 8. 土壌対策汚染法により指定された区域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 9. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 事業実施想定区域及びその周囲は、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域に該当しない。 10. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び広島県野生生物の種の保護に関する条例により指定された生息地等保護地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）により指定された湿地 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 12. 文化財保護法、広島県文化財保護条例及び広島市文化財保護条例により指定された文化財及び重要な文化的景観 事業実施想定区域及びその周囲は、重要有形文化財（市指定）の「木造阿弥陀如来半跏像」が存在する。また、既知の埋蔵文化財包蔵地として、事業実施想定区域内に、古墓や城跡が分布する。 13. 自然公園法及び広島県立自然公園条例により指定された自然公園 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 14. 自然環境保全法及び広島県自然環境保全条例により指定された保全地域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 15. 首都圏近郊緑地保全法により指定された近郊緑地保全地域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 16. 瀬戸内海環境保全特別措置法により指定された自然海浜保全地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 17. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律により指定された近郊緑地保全区域 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 18. 都市緑地法により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。 19. 都市緑地法に関する基本計画 事業実施想定区域及びその周囲が含まれる広島市では、都市緑地法に基づき、「広島市みどりの基本計画（2021-2030）～水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現～」を策定している。 20. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により指定された鳥獣保護区等 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。

表 3.2-1 (3) 事業実施想定区域及びその周囲の社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	21. 都市計画法により指定された風致地区 事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。
	22. 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画 景観行政団体である広島市については、「広島市景観計画」（令和4年1月4日、広島市）が策定されており、事業実施想定区域は、景観計画重点地域の「⑧西風新都地区」に該当する。
	23. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画 広島市では策定されていない。
	24. 国有林及び民有林 事業実施想定区域及びその周囲には、国有林及び民有林が分布する。事業実施想定区域内は、地域森林計画対象民有林が分布している。
	25. 保安林 事業実施想定区域及びその周囲には、保安林が分布しており、その一部が事業実施想定区域内に存在する。
	26. 国土防災に係る指定区域 事業実施想定区域及びその周囲における国土防災に係る指定区域として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」、砂防法に基づく「砂防指定地」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」が分布する。事業実施想定区域内には、土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）、土砂災害危険箇所、砂防指定地が分布する。
	27. 大気汚染物質に関する環境基準 本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業に該当するものはない。
	28. 河川における生活環境の保全に関する環境基準 事業実施想定区域及びその周囲においては、安川が類型Bに指定されている。
	29. 大気汚染に関する規制基準 事業実施想定区域及びその周囲におけるいおう酸化物の排出基準（K値）は7.0である。
	30. 振動に関する規制区域及び規制基準 事業実施想定区域及びその周囲は、「第1種区域」に該当する。
	31. 水質汚濁に関する規制基準 本事業は該当法並びに各条例に基づく規制対象事業に該当しない。
	32. 悪臭に関する規制基準 広島市の全域が臭気指数規制の地域に指定されている。
	33. 地盤沈下に関する規制基準 事業実施想定区域及びその周囲は、地下水採取の規制に関する指定地域は分布しない。

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

事業実施想定区域及びその周囲の平成30年（2018年）～令和4年（2022年）の人口及び世帯数は、表3.2-2及び図3.2-1に示すとおりである。安佐南区における人口はほぼ横ばいで推移しており、佐伯区では増加傾向である。

また、事業実施想定区域及びその周囲の人口集中地区の状況は、図3.2-2に示すとおりである。事業実施想定区域の一部に人口集中地区が重なっている。

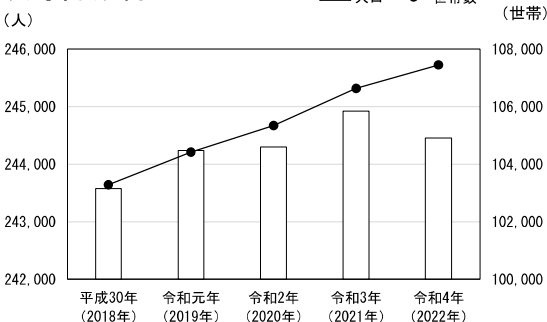
表 3.2-2 人口及び世帯数の推移

各年1月1日現在

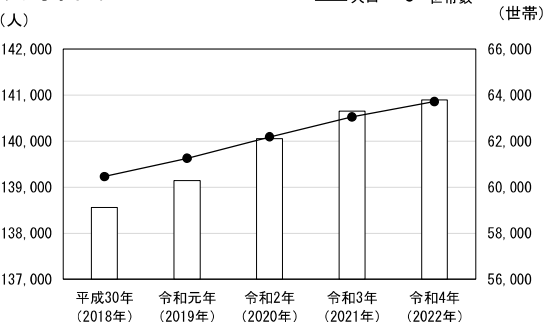
市町村名	年	人口(人)			世帯数 (世帯)
		男	女	合計	
広島市 安佐南区	平成30年 (2018年)	119,315	124,259	243,574	103,289
	令和元年 (2019年)	119,473	124,768	244,241	104,422
	令和2年 (2020年)	119,470	124,831	244,301	105,344
	令和3年 (2021年)	119,717	125,206	244,923	106,637
	令和4年 (2022年)	119,336	125,121	244,457	107,453
広島市 佐伯区	平成30年 (2018年)	67,374	71,191	138,565	60,468
	令和元年 (2019年)	67,652	71,488	139,140	61,262
	令和2年 (2020年)	68,082	71,973	140,055	62,188
	令和3年 (2021年)	68,391	72,257	140,648	63,054
	令和4年 (2022年)	68,492	72,401	140,893	63,722

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(平成30年（2018年）1月～令和4年（2022年）1月、総務省)

広島市安佐南区



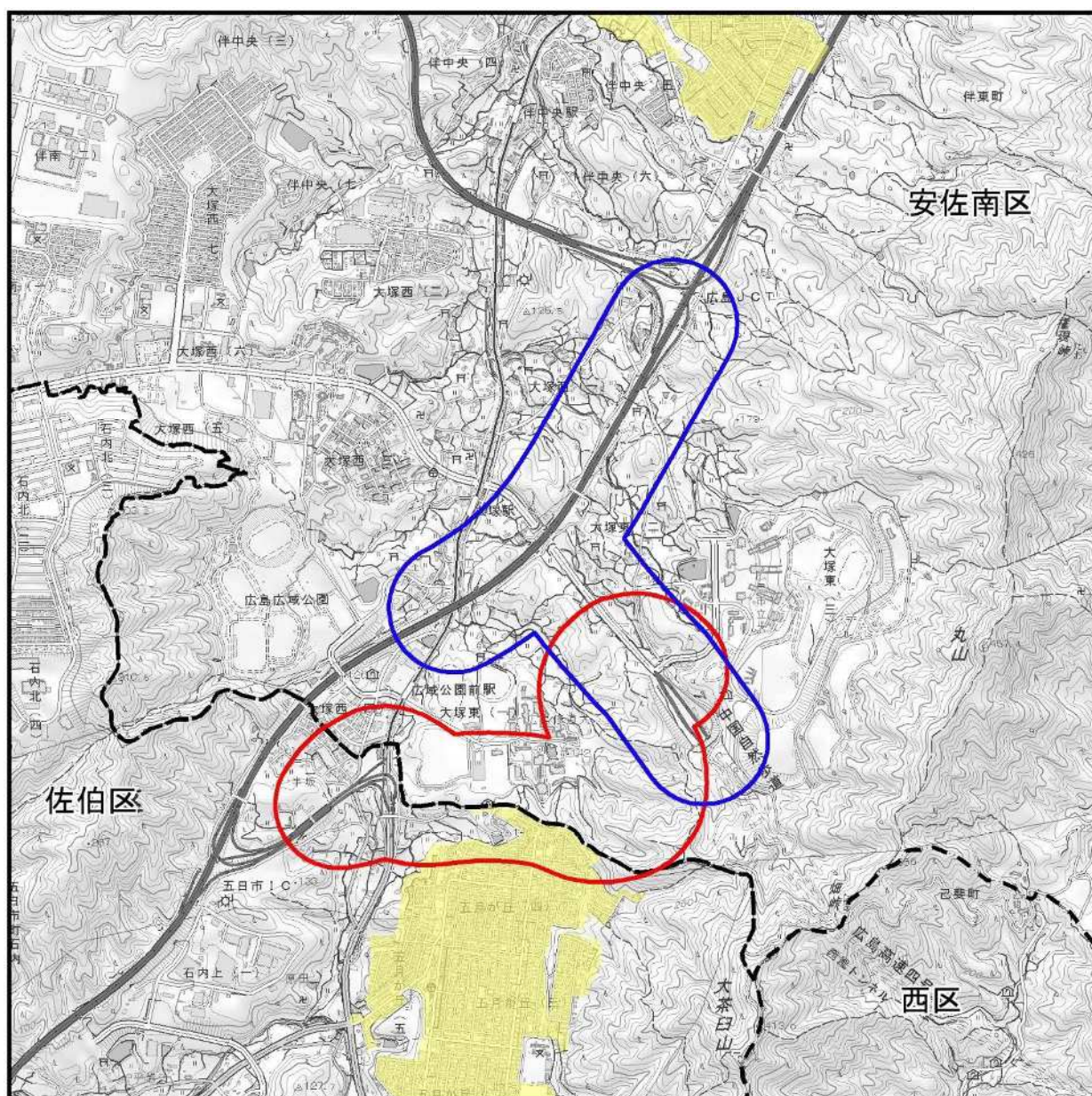
広島市佐伯区



注) 各年1月1日現在の値である。

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(平成30年（2018年）1月～令和4年（2022年）1月、総務省)

図 3.2-1 事業実施想定区域及びその周囲における人口及び世帯数の推移



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 人口集中地区

出典：「人口集中地区データ（平成 27 年）」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

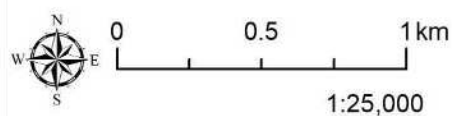


図 3.2-2 人口集中地区の状況

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

事業実施想定区域及びその周囲の令和 2 年国勢調査結果における産業別就業者数は、表 3.2-3 に示すとおりである。

安佐南区、佐伯区ともに第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-3 産業別就業者数（令和 2 年（2020 年））

市町村名 産業分類別	広島市安佐南区		広島市佐伯区	
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第一次産業	1,220	1.1	642	1.0
農業、林業	1,208	1.1	613	0.9
漁業	12	0.0	29	0.0
第二次産業	23,648	20.6	14,084	21.7
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.0	6	0.0
建設業	10,772	9.4	5,784	8.9
製造業	12,864	11.2	8,294	12.8
第三次産業	86,444	75.3	48,124	74.1
電気・ガス・熱供給・水道業	841	0.7	339	0.5
情報通信業	3,500	3.0	1,542	2.4
運輸業、郵便業	6,295	5.5	4,282	6.6
卸売業、小売業	21,905	19.1	12,567	19.4
金融業、保険業	2,909	2.5	1,306	2.0
不動産業、物品賃貸業	3,173	2.8	1,627	2.5
学術研究、専門・技術サービス業	4,073	3.5	2,220	3.4
宿泊業、飲食サービス業	5,912	5.2	3,170	4.9
生活関連サービス業、娯楽業	3,760	3.3	2,354	3.6
教育、学習支援業	7,016	6.1	3,335	5.1
医療、福祉	14,993	13.1	9,224	14.2
複合サービス事業	813	0.7	436	0.7
サービス業(他に分類されないものを除く)	7,502	6.5	3,982	6.1
公務(他に分類されるものを除く)	3,752	3.3	1,740	2.7
分類不能の産業	3,457	3.0	2,075	3.2
総数（産業大分類）	114,769	100.0	64,925	100.0

注) 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計が 100 にならない場合がある。

出典：「令和 2 年国勢調査就業状態等基本集計」（令和 4 年（2022 年）5 月、総務省統計局）

(b) 生産品目、生産量及び生産額

(7) 農 業

事業実施想定区域及びその周囲の令和3年（2021年）の農業産出額は、表 3.2-4 に示すとおりである。

農業産出額は、耕種では、「野菜」が最も多く、畜産では、「鶏」及び「鶏卵」が多い。

表 3.2-4 農業産出額（令和3年（2021年））

単位：1,000万円

市町村名		広島市全域
区 分		
耕種	米	85
	麦 類	×
	雑 穀	0
	豆 類	0
	いも類	3
	野 菜	353
	果 実	17
	花 き	×
	工芸農作物	0
	その他作物	×
畜産	肉用牛	18
	乳用牛	35
	生乳	31
	豚	－
	鶏	67
	鶏卵	67
	ブロイラー	－
	その他畜産物	0
	加工農作物	－
農業産出額		591

注1) 「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「×」は非公表のものを示す。

注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和3年市町村別農業産出額（推計）」（令和5年（2023年）3月、農林水産省）

(i) 林 業

事業実施想定区域及びその周囲の令和2年（2020年）の所有形態別林野面積は、表 3.2-5 に示すとおりである。

安佐南区、佐伯区ともに民有林が多い。

表 3.2-5 所有形態別林野面積（令和2年（2020年））

単位：ha

市町村名		広島市安佐南区	広島市佐伯区
区 分			
合 計		6,671	17,522
国 有		519	993
民有	小 計	6,152	16,529
	独立行政法人等	－	115
	公 有	251	1,215
	私 有	5,901	15,199

注) 「－」は事実のないものを示す。

出典：「2020年農林業センサス」（令和3年（2021年）12月、農林水産省）

(ウ) 水産業

事業実施想定区域及びその周囲の平成 30 年（2018 年）の漁業種類別漁獲量は、表 3.2-6 に示すとおりである。

漁業種類別漁獲量は、「その他の刺し網」及び「その他の釣」が多い。

表 3.2-6 漁業種類別漁獲量（平成 30 年（2018 年））

単位：t

市町村名		広島市全域
区 分		
底びき網	遠洋底びき網	－
	以西底びき網	－
	沖合底びき網	－
	小型底びき網	30
船びき網		－
まき網	大中型まき網	－
	中・小型まき網	－
刺し網	さけ・ます流し網	－
	かじき等流し網	－
	その他の刺し網	41
敷網	さんま棒受網	－
定置網	大型定置網	－
	さけ定置網	－
	小型定置網	－
その他の網漁業		－
はえ縄	まぐろはえ縄	－
	その他のはえ縄	3
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	－
	いか釣	－
	ひき縄釣	－
	その他の釣	40
採貝・採藻		2
その他の漁業		37
漁獲量計		153

注）「－」は事実のないものを示す。

出典：「海面漁業生産統計調査」（令和 2 年（2020 年）3 月、農林水産省）

(イ) 商 業

事業実施想定区域及びその周囲の平成 28 年（2016 年）の商業の状況は、表 3.2-7 に示すとおりである。

年間販売額は、安佐南区は 672,731 百万円、佐伯区は 259,915 百万円である。

表 3.2-7 商業の状況（平成 28 年（2016 年））

市町村名		広島市安佐南区	広島市佐伯区
項 目			
事業所数		1,739	988
従業員数(人)		18,522	8,301
年間販売額(百万円)		672,731	259,915

出典：「平成 28 年経済センサス活動調査」（平成 30 年（2018 年）6 月、総務省統計局）

(オ) 工 業

事業実施想定区域及びその周囲の令和 2 年（2020 年）の工業の状況は、表 3.2-8 に示すとおりである。

製造品出荷額は、安佐南区は 6,664,049 万円、佐伯区は 22,995,830 万円である。

表 3.2-8 工業の状況（令和 2 年（2020 年））

項 目 \ 市町村名	広島市安佐南区	広島市佐伯区
事業所数	130	104
従業員数(人)	3,293	5,360
製造品出荷額(万円)	6,664,049	22,995,830

注) 事業所数及び従業員数は、令和 3 年（2021 年）6 月 1 日現在。

製造品出荷額は、令和 2 年（2020 年）1 月～令和 2 年（2020 年）12 月実績。

出典：「令和 3 年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」
（令和 4 年（2022 年）12 月、経済産業省）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地面積

事業実施想定区域及びその周囲の令和 4 年（2022 年）の地目別土地面積は、表 3.2-9 に示すとおりである。

表 3.2-9 によると、安佐南区、佐伯区ともに「山林」が最も多く、図 3.2-3 によると、事業実施想定区域内は「森林」、「田」、「建物用地」が多く分布する。

事業実施想定区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく農業地域は図 3.2-4、森林地域は図 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-9 地目別土地面積（令和 4 年（2022 年））

単位：千㎡

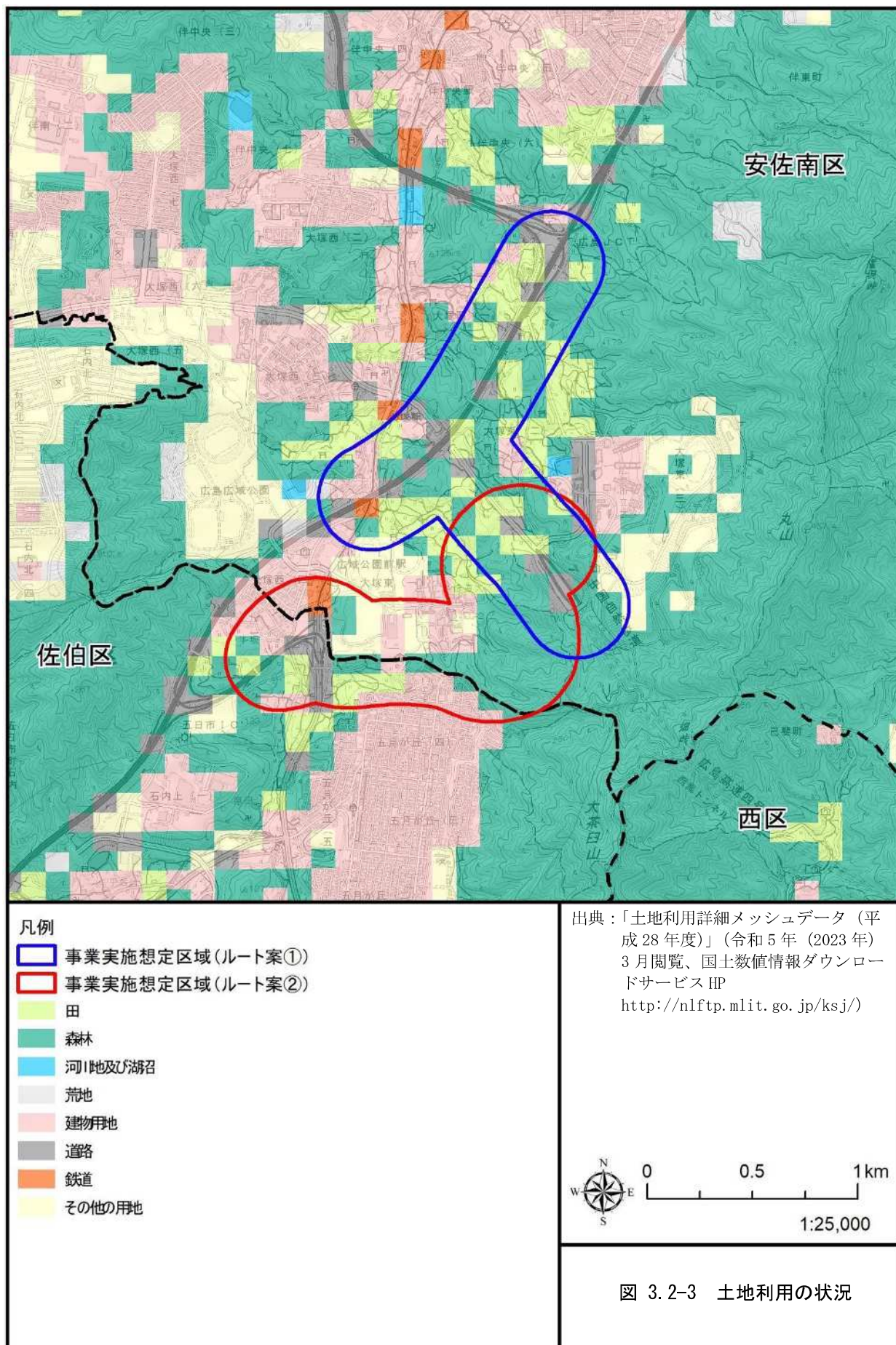
区 分 \ 市町村名	広島市安佐南区	広島市佐伯区
田	3,481	4,795
畑	1,780	2,241
宅 地	16,947	12,430
鉱 泉 地	0	0
池 沼	11	13
山 林	29,438	85,739
牧 場	0	0
原 野	262	1,357
雑 種 地	4,346	3,708
軌 道 用 地	121	91
総 数	56,386	110,374

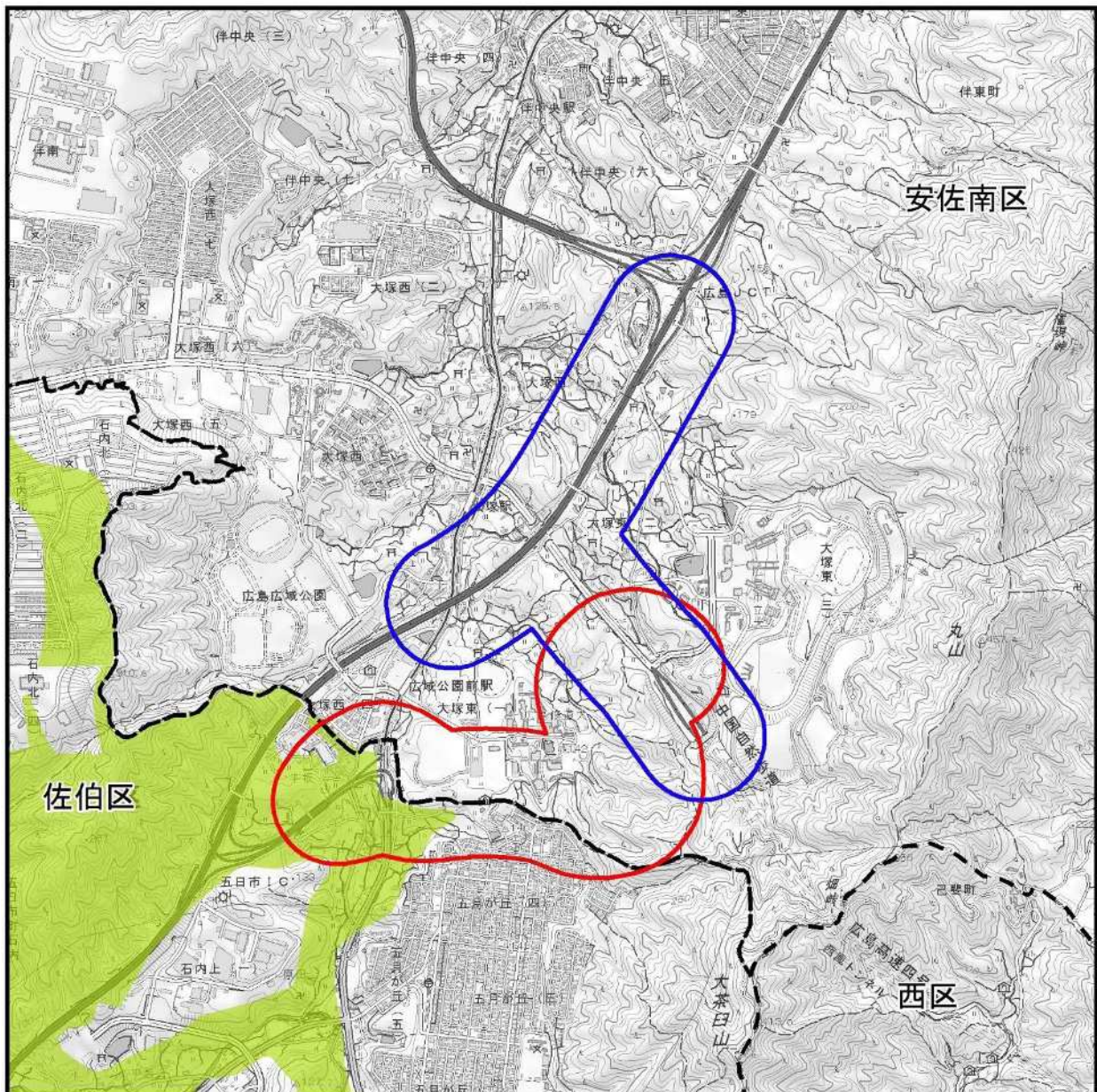
注) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「広島市統計書（令和 4 年度版）」（令和 5 年（2023 年）3 月、広島市）

(2) 有害物質に係る土地利用

事業実施想定区域及びその周囲には、廃棄物埋立地及びその跡地等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（昭和 45 年 12 月 25 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域は分布しない。





凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 農業地域

出典：「農業地域データ（平成 27 年）」
 （令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、
 国土数値情報ダウンロードサービ
 ス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

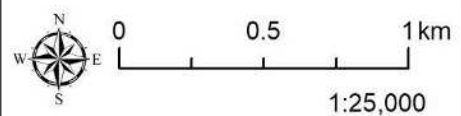
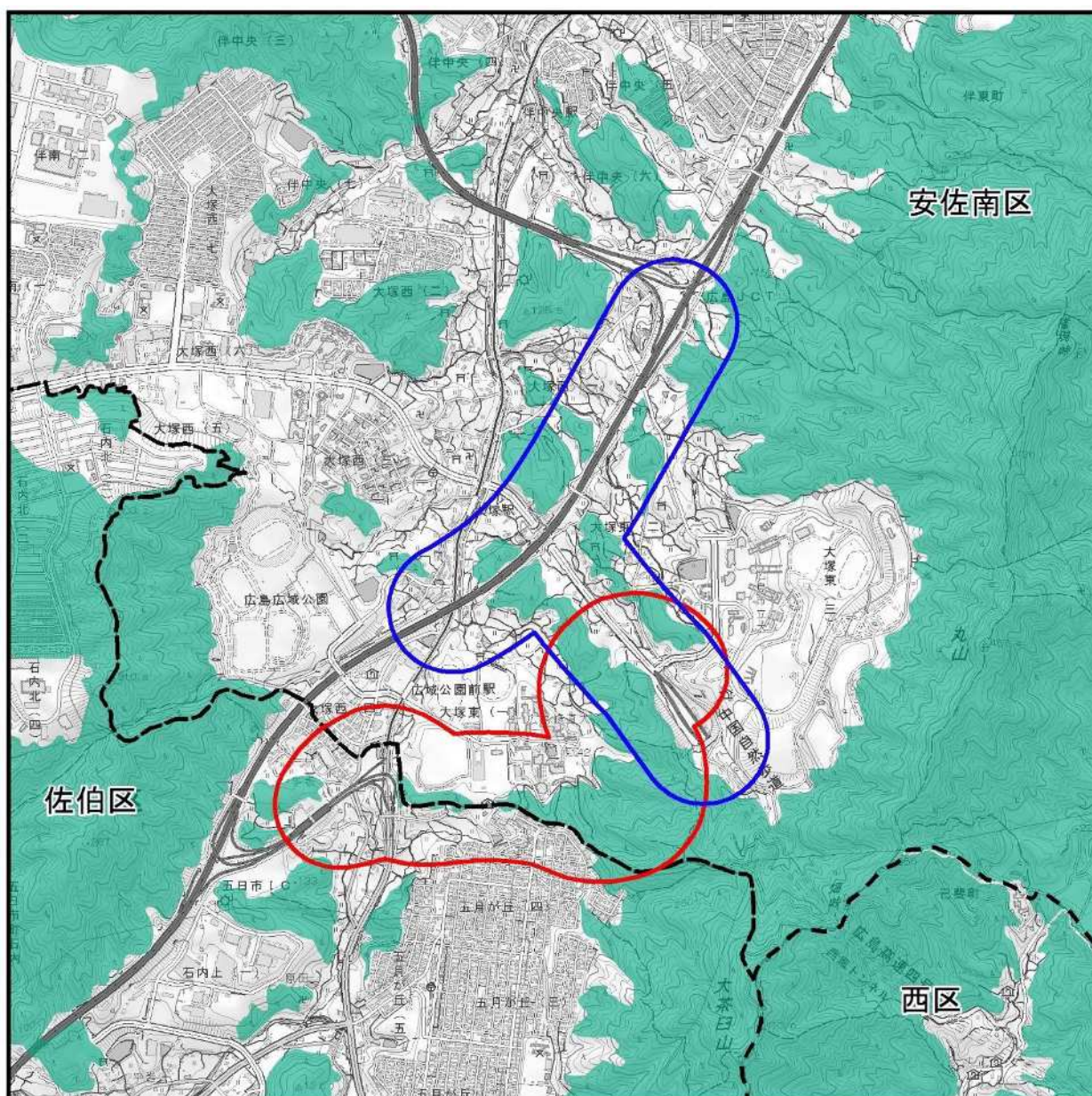


図 3.2-4 農業地域



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 森林地域

出典：「森林地域データ（平成 27 年）」
 （令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、
 国土数値情報ダウンロードサービ
 ス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

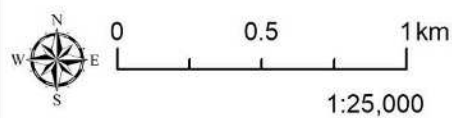
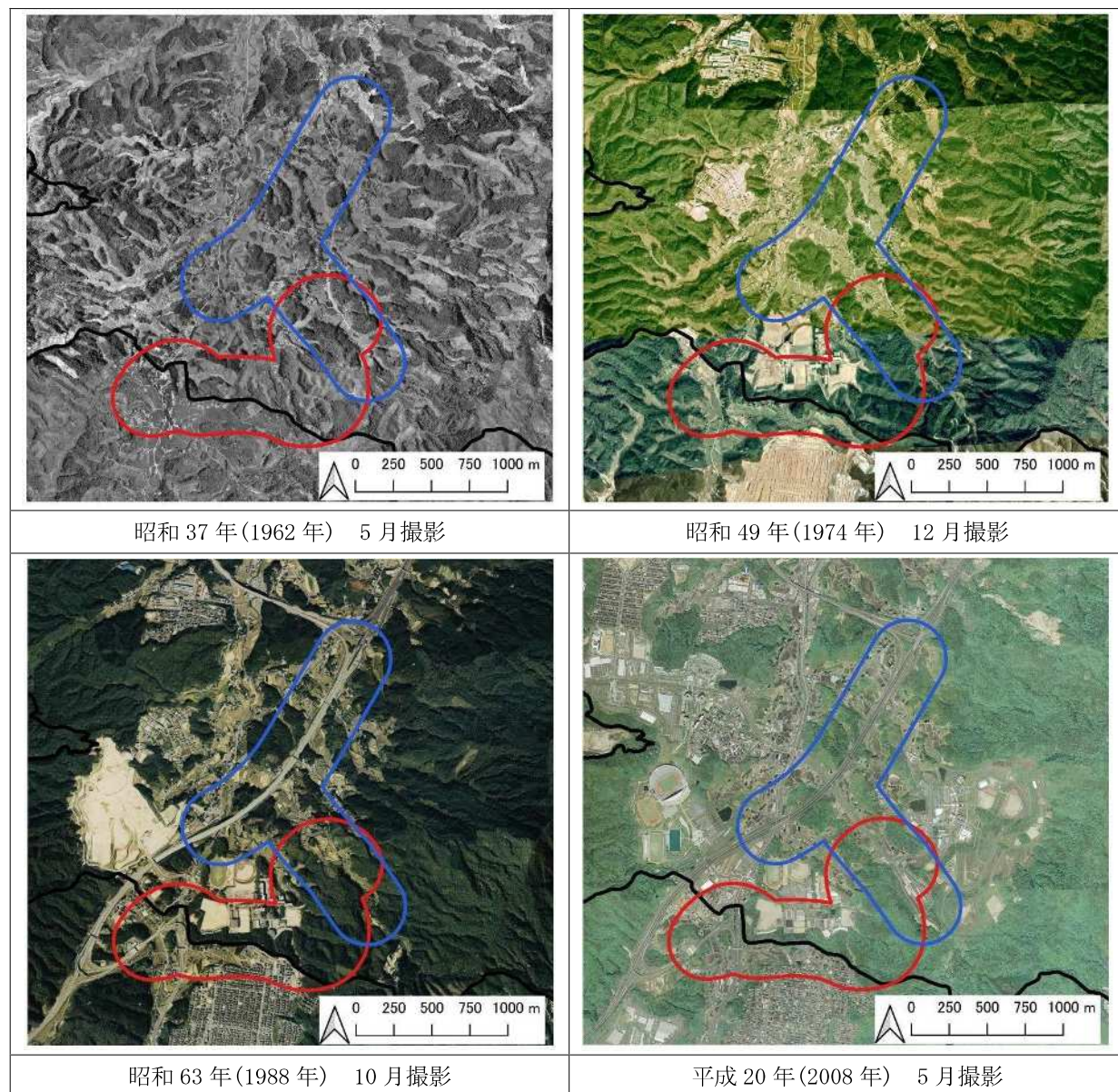


図 3.2-5 森林地域

3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）

事業実施想定区域及びその周囲における昭和 37 年（1962 年）、昭和 49 年（1974 年）、昭和 63 年（1988 年）及び平成 20 年（2008 年）の空中写真を図 3.2-6 に示す。昭和 60 年代以降に山陽自動車道が整備され土地利用に大きな改変があった。



出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土地理院 HP
<https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>）

図 3.2-6 事業実施想定区域の空中写真

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲は、一級河川である太田川水系の大塚川及び二級河川である八幡川水系の半坂川の最上流部が存在する。

また、事業実施想定区域及びその周囲における令和4年（2022年）3月末現在の水道の利用状況は、表3.2-10及び図3.2-7に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における令和4年（2022年）3月末現在の水道水源の状況は、表3.2-11に示すとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周囲における内水面漁業権は、指定されていない状況である。

表 3.2-10 水道水の利用状況（令和4年（2022年）3月末現在）

市町村名	行政区域内 人口 (人)	上水道			簡易水道					
		箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)			
広島市	1, 186, 408	1	1, 173, 650	1, 161, 337	1	250	70			
市町村名	専用水道						合計			普及率 (%)
	自己水源			その他						
	箇所数 (箇所)	確認時 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (箇所)	確認時 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	
広島市	28	6, 246	3, 480	34	5, 006	2, 975	62	1, 180, 146	1, 164, 887	98. 2

注1) 他の市町の水道事業者から給水されている区間がある。

注2) 専用水道のうちその他（自己水源以外）の給水人口については、上水道事業の数値に含まれているため、合計には含めない。

出典：「令和3年度広島県の水道の現況（令和4年3月末現在）」（令和5年（2023年）3月、広島県健康福祉局食品生活衛生課）

表 3.2-11 水道水源の状況（令和4年（2022年）3月末現在）

市町村名	番号	水道種別	水源種別	水源名	取水地点 (受水地点)	浄水場名
広島市	1	上水道	表流水	太田川	市戸坂取水場(太田川)	牛田
	2	上水道	表流水 ダム放流	太田川	八木取水場(太田川)	緑井
	3	上水道	表流水 ダム直接	太田川 高瀬堰	高陽取水場(太田川)	高陽
	4	上水道	表流水	弥平谷川	湯来水道ステーション 取水ポンプ池 弥平谷川(水内川支流)	湯来水道 ステーション
	5	上水道	深井戸	桐1,2号取水井	—	桐
	6	上水道	深井戸	大谷取水井	—	大谷
	7	上水道	深井戸	鹿ノ道1,2号取水井	—	鹿ノ道
	8	上水道	浄水受水	広島用水(3地点)	瀬野川(畑賀)、矢野、阿戸	浄水受水
	9	上水道	浄水受水	西部用水(3地点)	河内、北原、坪井	浄水受水
	10	簡易水道	表流水	—	太田川水系	—

出典：「令和3年度広島県の水道の現況（令和4年3月末現在）」（令和5年（2023年）3月、広島県健康福祉局食品生活衛生課）

(2) 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-12 に示すとおり、令和 4 年（2022 年）3 月末現在、広島市で表流水が多く利用されている。

表 3.2-12 河川及び湖沼の利用状況（令和 4 年（2022 年）3 月末現在）

事業主体名	一日平均取水量(m ³ /日)									
	河川水					地下水		沈殿水 受水	浄水 受水	合計
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸			
広島市	64,260	61,901	-	195,170	-	-	153	3,778	38,003	363,266

出典：「令和 3 年度広島県の水道の現況（令和 4 年 3 月末現在）」（令和 5 年（2023 年）3 月、広島県健康福祉局食品生活衛生課）

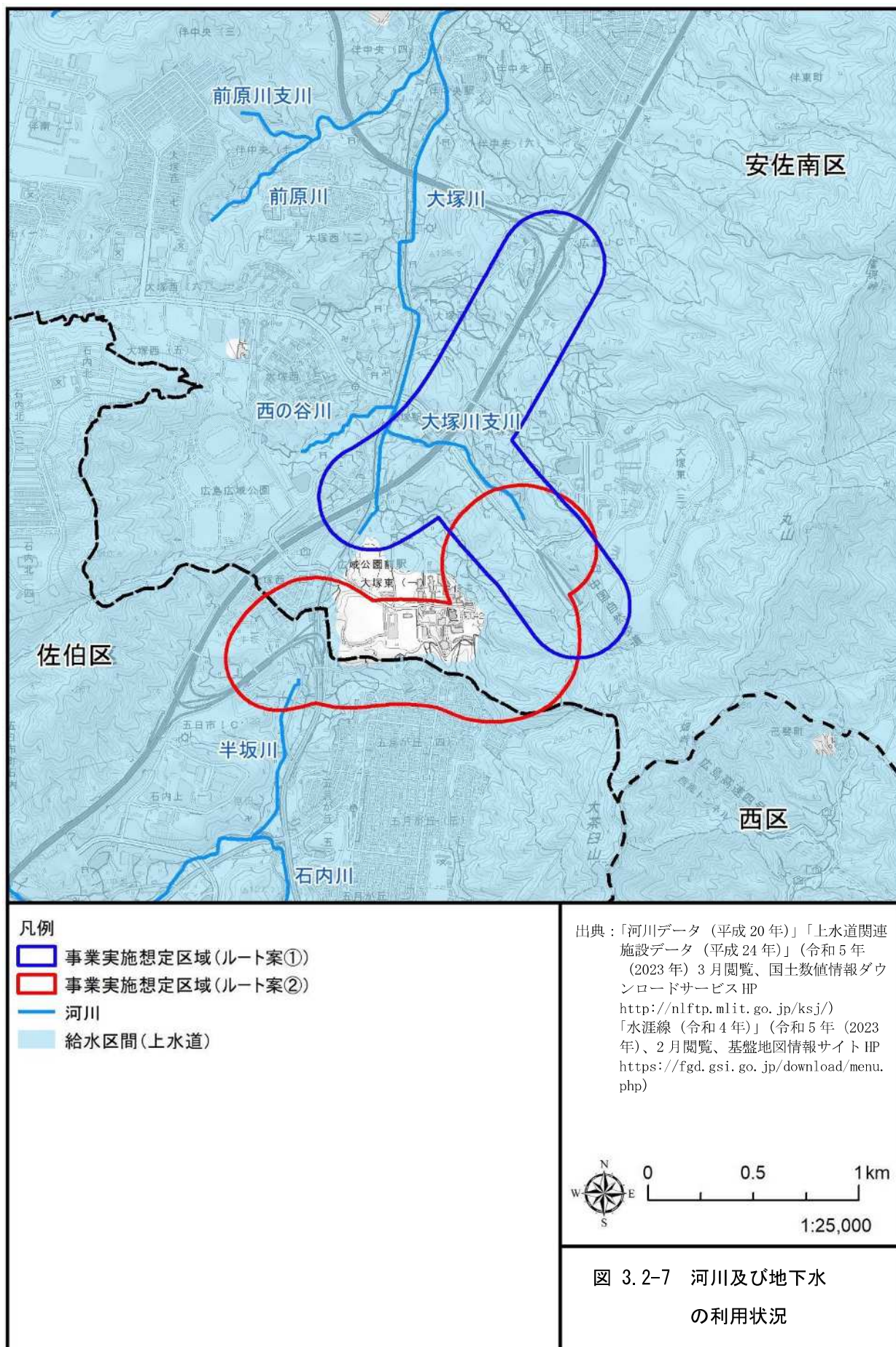


図 3.2-7 河川及び地下水の利用状況

3.2.5 交通の状況

(1) 道路の状況

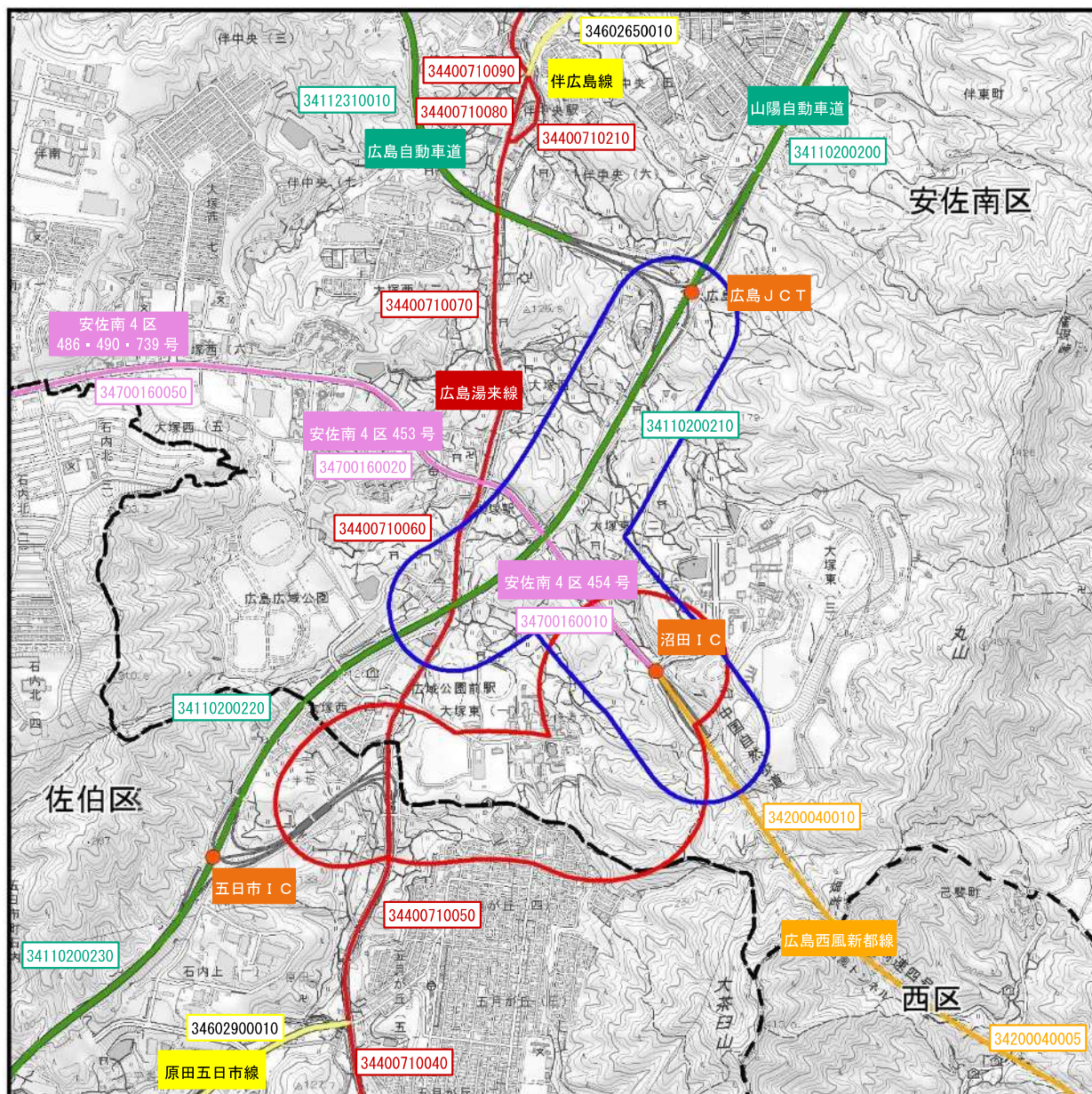
事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2-13 及び図 3.2-8 に示すとおりである。広島西風新都線（広島高速 4 号線）から山陽自動車道五日市 IC までに、市道の安佐南 4 区 453 号線や主要地方道広島湯来線などが存在する。

表 3.2-13 事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路の状況（令和 3 年度（2021 年度））

交通調査 基本区間番号	路線名	起点	終点	12 時間 交通量(台)	24 時間 交通量(台)
34200040005	広島西風新都線 (広島高速 4 号線)	市道西 1 区駅前観音線	広島市西区・ 広島市安佐南区境	13,882	16,510
34200040010	広島西風新都線 (広島高速 4 号線)	広島市西区・ 広島市安佐南区境	市道安佐南 4 区 453 号線	13,882	16,510
34110200200	山陽自動車道	-	広島自動車道	27,679	43,827
34110200210	山陽自動車道	広島自動車道	広島市安佐南区・ 広島市佐伯区境	26,134	41,659
34110200220	山陽自動車道	広島市安佐南区・ 広島市佐伯区境	主要地方道広島湯来線	26,134	41,659
34110200230	山陽自動車道	主要地方道広島湯来線	広島市佐伯区・ 廿日市市境	18,961	32,263
34112310010	広島自動車道	市道安佐南 4 区 608 号線	山陽自動車道	12,314	16,048
34602650010	一般県道伴広島線	主要地方道広島豊平線	主要地方道広島湯来線	20,822	27,485
34602900005	一般県道原田五日市線	主要地方道広島湯来線	市道佐伯 1 区 367 号線	17,404	22,103
34400710090	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	一般県道伴広島線	10,303	12,879
34400710080	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	22,471	29,886
34400710070	主要地方道広島湯来線	市道安佐南 4 区 453 号線	主要地方道広島湯来線	22,471	29,886
34400710060	主要地方道広島湯来線	山陽自動車道	市道安佐南 4 区 453 号線	31,021	41,358
34400710050	主要地方道広島湯来線	一般県道原田五日市線	山陽自動車道	39,836	54,575
34400710040	主要地方道広島湯来線	一般県道伴広島線	一般県道原田五日市線	25,804	34,577
34400710210	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	3,662	4,541
34700160010	市道安佐南 4 区 453 号線	広島西風新都線 (高速 4 号線)	主要地方道広島湯来線	14,680	19,084
34700160020	市道安佐南 4 区 453 号線	主要地方道広島湯来線	-	20,010	26,413
34700160050	市道安佐南 4 区 486・490・739 号線	-	主要地方道広島湯来線	20,010	26,413

注) 斜体は推計値を示す。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」
(令和 5 年(2023 年) 6 月、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 高速自動車道
- 都市高速道路
- 一般県道
- 主要地方道
- 一般市道
- 高速道路(IC・JCT)

交通調査基本区間番号

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(令和5年(2023年)6月、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査HP
<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)

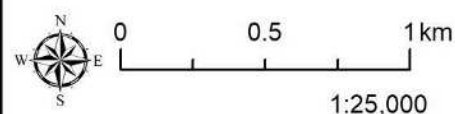


図 3.2-8 道路の状況

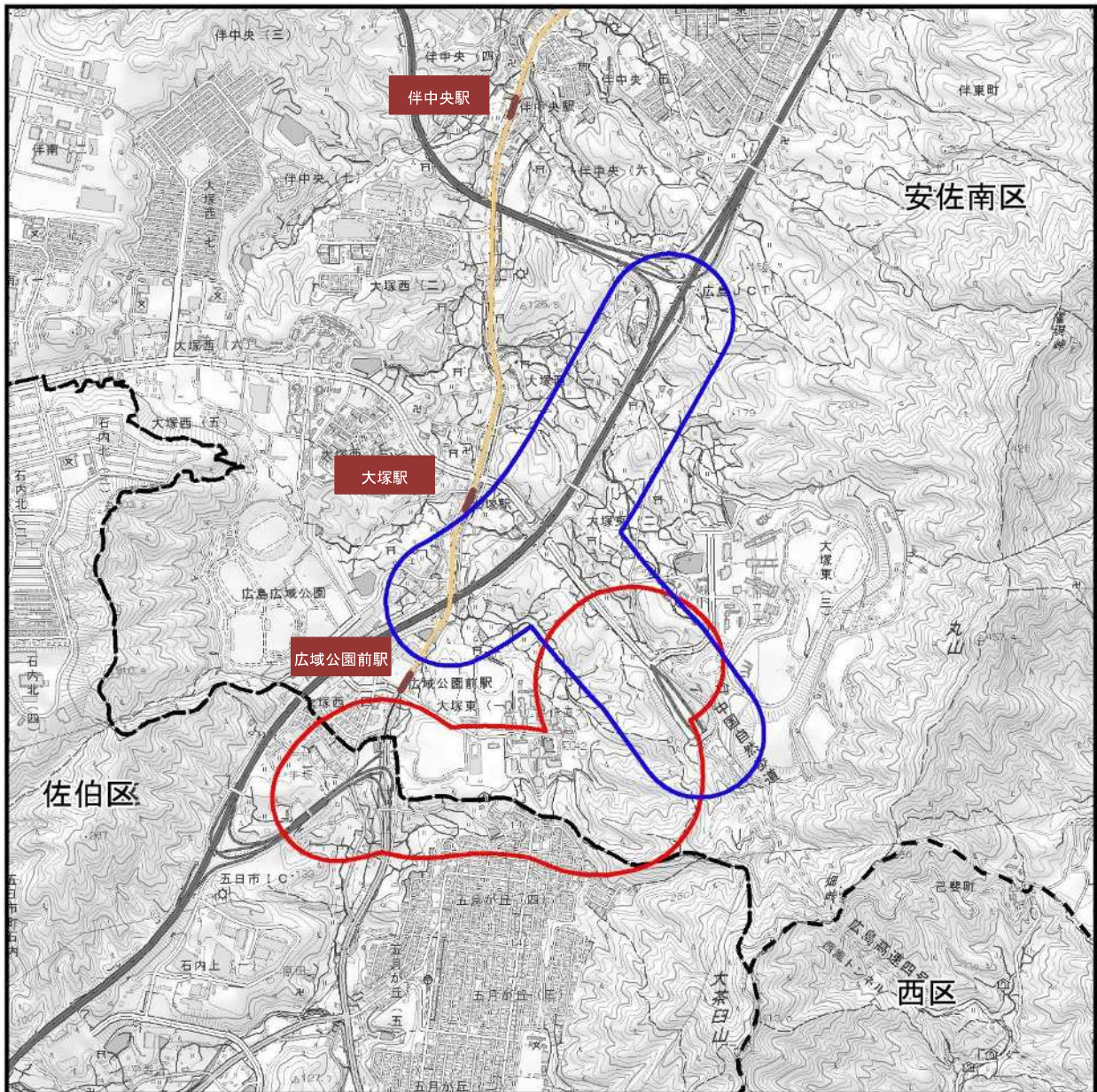
(2) 鉄道の状況

事業実施想定区域及びその周囲の鉄道網の状況は、表 3.2-14 及び図 3.2-9 に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲では南北にアストラムラインが走行し、事業実施想定区域及びその周囲に大塚駅及び広域公園前駅が存在する。

表 3.2-14 事業実施想定区域及びその周囲の主要な鉄道の状況（令和 3 年度（2021 年度））

路線名	項目	起 点	終 点	事業実施想定区域及びその周囲の駅		
アストラムライン (広島新交通 1 号線)	駅 名	本通	広域公園前	伴中央	大塚	広域公園前
	乗降客数（人/日）	18,862	2,029	1,321	1,328	2,029

出典：「アストラムライン各駅の 1 日平均ご利用者（令和 3 年度）」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、
 広島高速交通株式会社 HP <http://www.astramline.co.jp/situation33.html>）
 「駅別乗降客数データ（令和 3 年度）」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 鉄道
- 鉄道(駅)

出典：「鉄道データ(令和3年)」(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

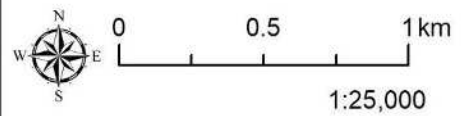


図 3.2-9 鉄道の状況

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 教育文化施設等の状況

事業実施想定区域及びその周囲の教育文化施設等の状況は、表 3.2-15 及び図 3.2-10 に示すとおりである。安佐南区、佐伯区ともに保育所が最も多い。

表 3.2-15 教育文化施設等の状況

区 分	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学
広島市安佐南区	62	19	26	15	6	5
広島市佐伯区	42	4	20	10	4	1

注1) 令和3年(2021年)5月1日現在。

注2) 保育所は、認定こども園及び地域型保育事業所を含む。

注3) 中学校は、中等教育学校を含む。

出典：「広島市統計書(令和4年度版)」(令和5年(2023年)閲覧、
広島市HP <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/toukeisiryou/325900.html>)

出典：「学校データ(令和3年)」(令和5年(2023年)3月閲覧、
国土数値情報ダウンロードサービスHP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

(2) 保健医療施設等の状況

事業実施想定区域及びその周囲の保健医療施設等の状況は、表 3.2-16 及び図 3.2-10 に示すとおりである。安佐南区、佐伯区ともに一般診療所が最も多い。

表 3.2-16 保健医療施設等の状況

区 分	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局	助産所
広島市安佐南区	13	171	110	103	7
広島市佐伯区	10	98	69	65	4

注) 令和元年(2019年)10月1日現在。

出典：「広島市統計書(令和4年度版)」(令和5年(2023年)3月閲覧、
広島市HP <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/toukeisiryou/325900.html>)

(3) 文化施設等の状況

事業実施想定区域及びその周囲の文化施設等の状況は、表 3.2-17 及び図 3.2-10 に示すとおりである。安佐南区、佐伯区ともにスポーツ関連施設が最も多い。

表 3.2-17 文化施設等の状況

区 分	美術館	資料館・記念館・ 博物館・科学館	図書館	動植物園	スポーツ 関連施設
広島市安佐南区	-	1	6	-	44
広島市佐伯区	-	-	3	1	41

注) 「-」は事実のないものを示す。

出典：「文化施設データ(平成25年度)」
(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧

事業実施想定区域内に位置し、環境保全上配慮が特に必要な施設は、表 3.2-18 に示すとおりである。事業実施想定区域内には、医療機関が 4 箇所、福祉施設が 6 箇所、文化施設が 1 箇所存在する。

表 3.2-18 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧

No.	種別	区分	名称	所在地
M01	医療機関	診療所	中島歯科クリニック	安佐南区沼田町大塚 2164
M02	医療機関	診療所	特別養護老人ホーム 新都西風苑医務室	安佐南区大塚東 3-3-9
M03	医療機関	診療所	医療法人たちばな会 斎藤内科医院	安佐南区大塚西 4-8-31
M04	医療機関	診療所	特別養護老人ホーム やすらぎの里クリニック	佐伯区五月が丘 4-15-6
H01	福祉施設	保育施設	森の幼稚園 まめとっこ	安佐南区大塚東
H02	福祉施設	老人福祉施設	ショートステイ新都西風苑	安佐南区大塚東 3-3-9
H03	福祉施設	老人福祉施設	特別養護老人ホームやすらぎの里	佐伯区五月が丘 4-15-6
H04	福祉施設	老人福祉施設	デイサービスセンターやすらぎの里	佐伯区五月が丘 4-15-6
H05	福祉施設	老人福祉施設	短期入所生活介護事業所やすらぎの里	佐伯区五月が丘 4-15-6
H06	福祉施設	老人福祉施設	介護予防短期入所生活介護事業所やすらぎの里	佐伯区五月が丘 4-15-6
C01	文化施設	図書館	広島修道大学図書館	安佐南区大塚東 1-1-1

注) 表中の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧は、事業実施想定区域内（各ルート案から 250m の範囲）の施設を計上した。なお、H03～H06 の福祉施設は同一住所に 4 つの施設が存在する。

出典：「医療機関データ（令和 2 年）、福祉施設データ（令和 3 年）、文化施設データ（平成 25 年）、学校データ（令和 3 年）」

（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

「医療機関を探す」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、救急医療 NET HIROSHIMA HP <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>）

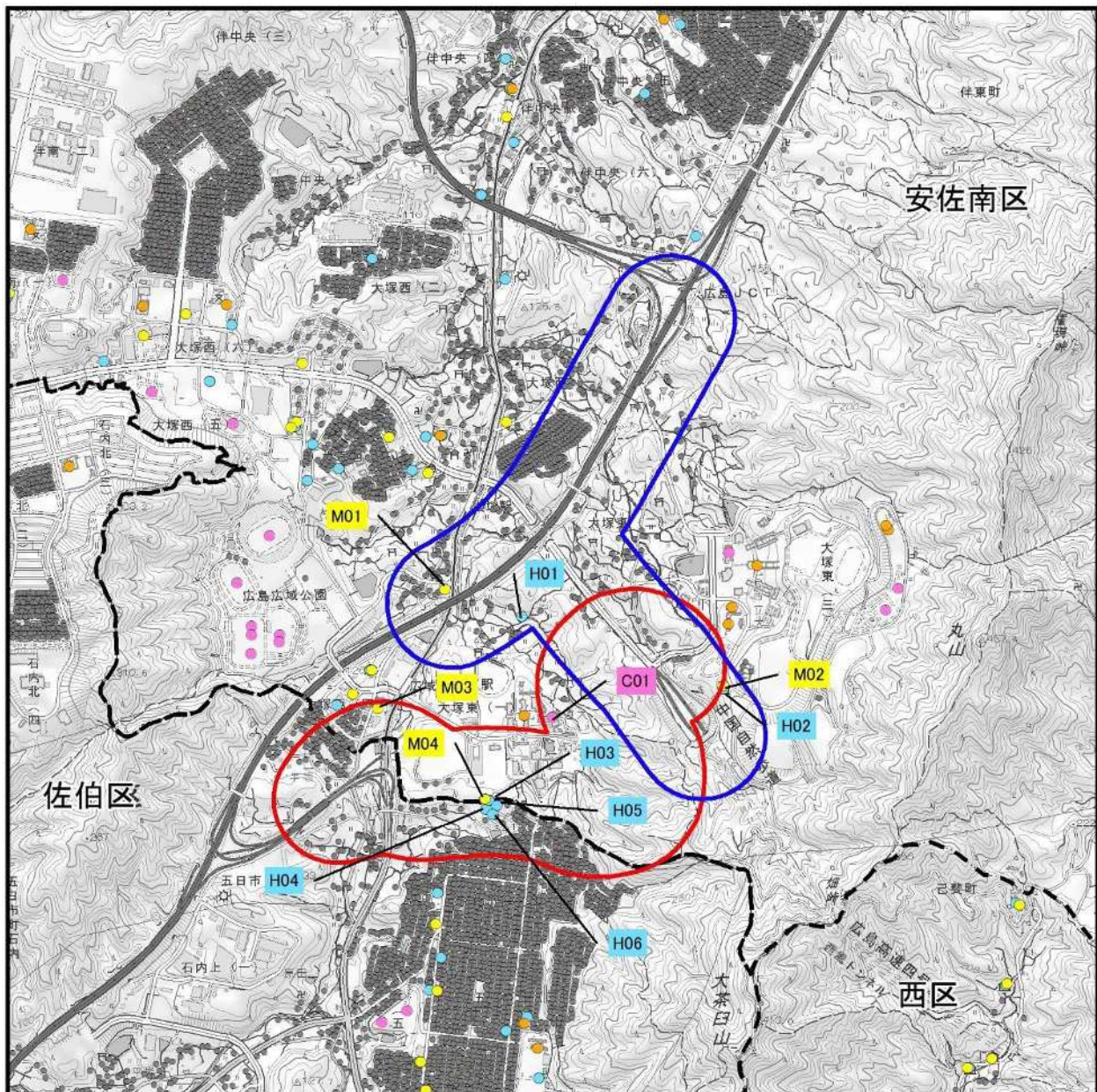
(5) 住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲の住宅の分布状況は、図 3.2-10 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、住居等が点在しており、佐伯区五月が丘では、集合住宅が存在する。

(6) 将来の住宅地の面整備計画の状況

事業実施想定区域及びその周囲において、「広島市市営住宅マネジメント計画～推進プラン編（平成 28 年（2018 年）12 月、広島市）」による団地等の更新計画はないが、民間事業として新たに「グリーンフォートみそら」を始めとした整備が進められている。



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

● 学校

● 医療機関

● 福祉施設

● 文化施設

● 住宅

出典：「医療機関データ(令和2年)、福祉施設データ(令和3年)、文化施設データ(平成25年)、学校データ(令和3年)」(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

「建築物の外周線(令和3年)」(令和5年(2023年)3月閲覧、基盤地図情報ダウンロードサービス HP <https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)

「医療機関を探す」(令和5年(2023年)3月閲覧、救急医療 NET HIROSHIMA HP

<http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>)

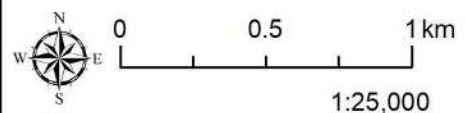


図 3.2-10 環境保全上配慮が特に必要な施設及び住居等の分布状況

3.2.7 下水道の整備状況

事業実施想定区域及びその周囲の令和4年（2022年）3月31日時点での下水道の整備状況は、表3.2-19に示すとおりであり、下水道処理人口普及率は、広島市で95.8%である。

表 3.2-19 下水道処理人口普及率（令和4年（2022年）3月31日現在）

市町村名	人口(人)	下水道処理人口(人)	下水道処理人口普及率(%)
広島市	1,186,408	1,138,320	95.9

出典：「広島県の下水道2022」（令和5年（2023年）3月、広島県 土木建設局 都市環境整備課）

3.2.8 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物の状況は、表3.2-20に示すとおりであり、広島市の令和2年度（2020年度）におけるごみ総排出量は、357,105tである。

表 3.2-20 一般廃棄物の状況（令和2年度（2020年度））

区分		広島市
ごみ 総排出量	計画収集量(t/年)	334,456
	直接搬入量(t/年)	22,649
	集団回収量(t/年)	0
	合計(t/年)	357,105
ごみ 処理量	直接焼却量(t/年)	273,534
	直接最終処分量(t/年)	8,034
	焼却以外の中間処理量(t/年)	73,977
	直接資源化量(t/年)	0
	合計(t/年)	355,545
中間処理後再生利用量(t/年)		47,242
リサイクル率(%)		13.3
最終処分量(t/年)		45,085

注）リサイクル率：（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）
／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

出典：「令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（令和4年（2022年）4月、環境省）

(2) 産業廃棄物の状況

広島市における産業廃棄物の状況は表3.2-21に示すとおりであり、広島市における平成30年度（2018年度）の発生量は約2,240千tである。

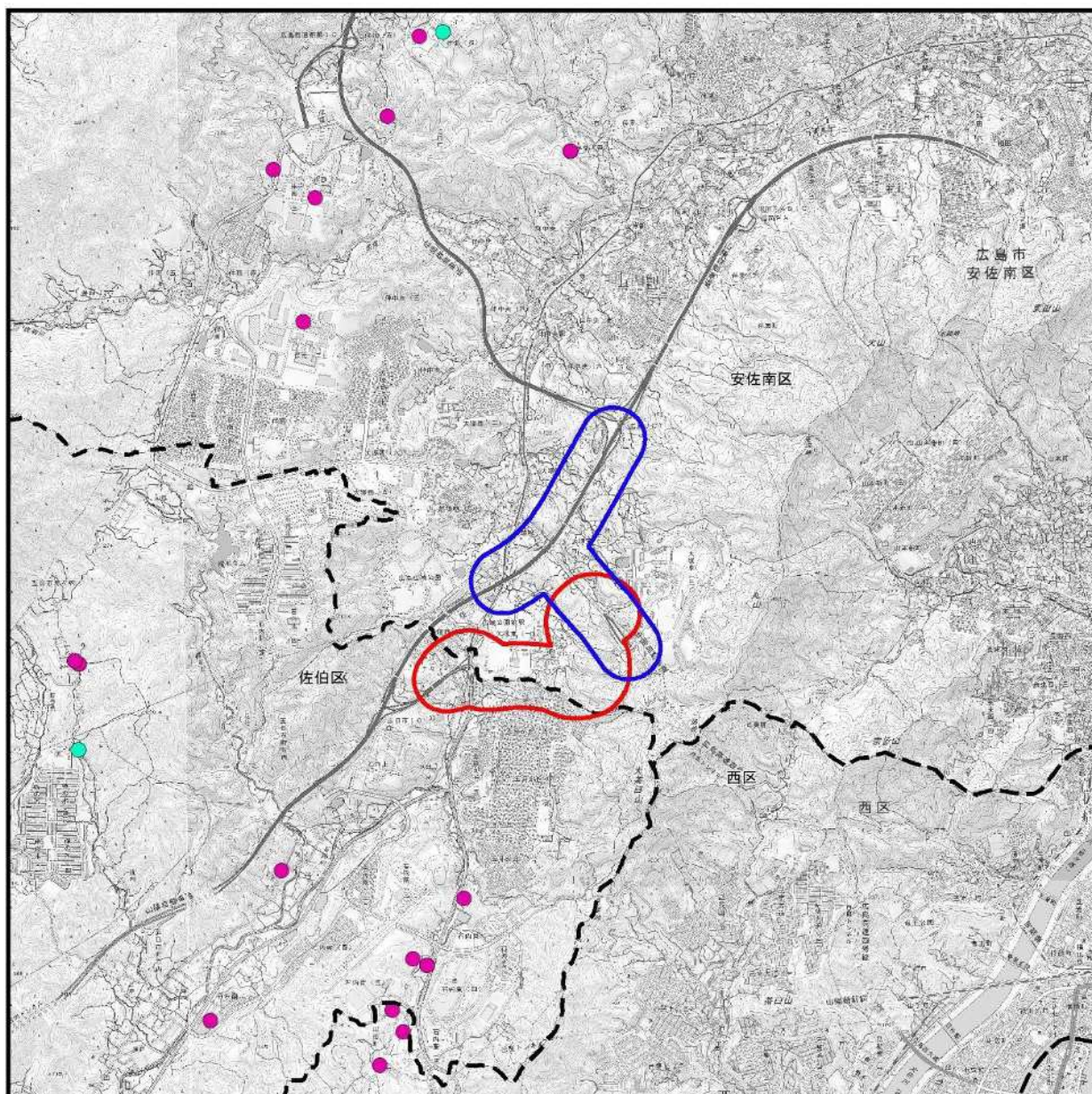
また、事業実施想定区域を中心とした20kmの範囲における一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場、産業廃棄物処理施設の位置は図3.2-11に示すとおりである。

表 3.2-21 産業廃棄物の状況（平成30年度（2018年度））

単位：t/年

区分	発生量	排出量	中間処理量	再生利用量	最終処分量
広島市	2,239,878	2,137,006	2,095,793	791,159	93,310

出典：「広島市産業廃棄物実態調査結果（平成30年度実績）」（令和元年（2019年）10月、広島市）



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)
- 一般廃棄物処理施設(最終処分場)
- 産業廃棄物処理施設

出典：「廃棄物処理施設データ(平成24年)」
(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数
値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

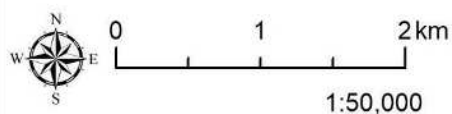


図 3.2-11 (2) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の位置図(拡大図)

3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 土地利用計画

事業実施想定区域及びその周囲の令和4年（2022年）の都市計画区域及び用途地域の状況は、表3.2-22に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づく都市計画区域は図3.2-12、「都市計画法」（昭和43年法律第100号（昭和43年6月15日公布）、最終改正：令和4年法律第68号（令和4年6月17日公布））に基づく用途地域は図3.2-13に示すとおりである。

事業実施想定区域の大部分を市街化調整区域が占める。

表 3.2-22 都市計画区域及び用途地域の状況（令和4年（2022年））

単位：ha

市町村名		広島市安佐南区	広島市佐伯区
区 分			
都市計画区域	市街化区域	3,556	2,011
	市街化調整区域	3,911	4,115
	総面積	7,467	6,126
用途地域	第1種低層住居専用地域	1,058	640
	第2種低層住居専用地域	9	11
	第1種中高層住居専用地域	211	117
	第2種中高層住居専用地域	259	327
	第1種住居地域	1,129	426
	第2種住居地域	279	49
	準住居地域	15	11
	近隣商業地域	327	170
	商業地域	21	33
	準工業地域	112	169
	工業地域	136	58
	工業専用地域	—	—
	総面積	3,556	2,011

注）統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「広島市統計書（令和4年度版）」（令和5年（2023年）3月、広島市）

(2) 公害防止計画

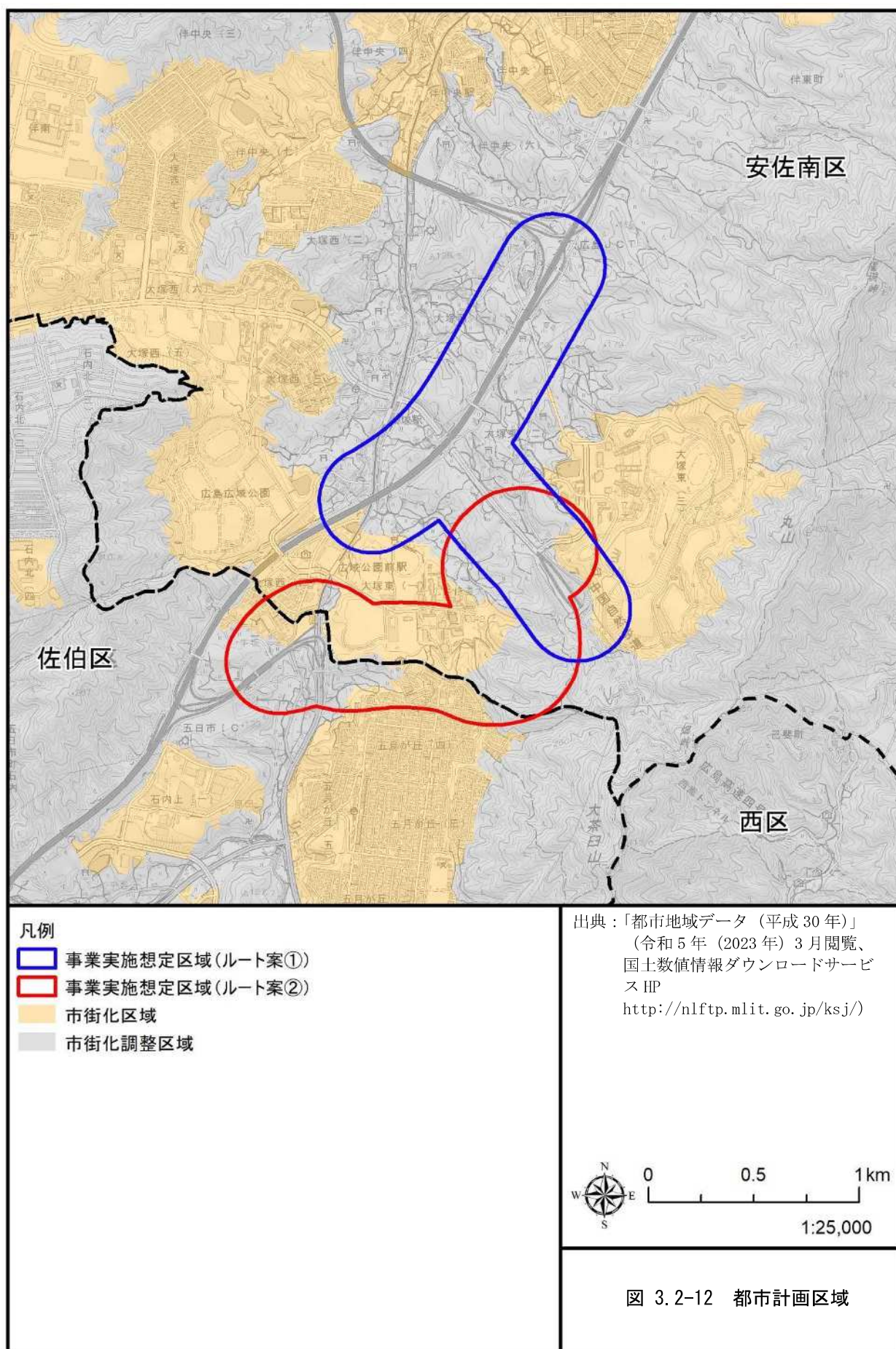
公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進している。

令和2年度末で広島地域及び備後地域の公害防止計画期間が終了した。令和3年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定しない。

(3) 大気汚染防止法により定められた指定地域

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号（昭和43年6月10日公布）、最終改正：令和4年法律第68号（令和4年6月17日公布））では、第5条の2第1項の規定により、工場または事業場が集合している地域で、排出基準の確保が困難であると認められる地域を指定地域として定めている。

事業実施想定区域及びその周囲は、大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていない。なお、本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業に該当するものはない。



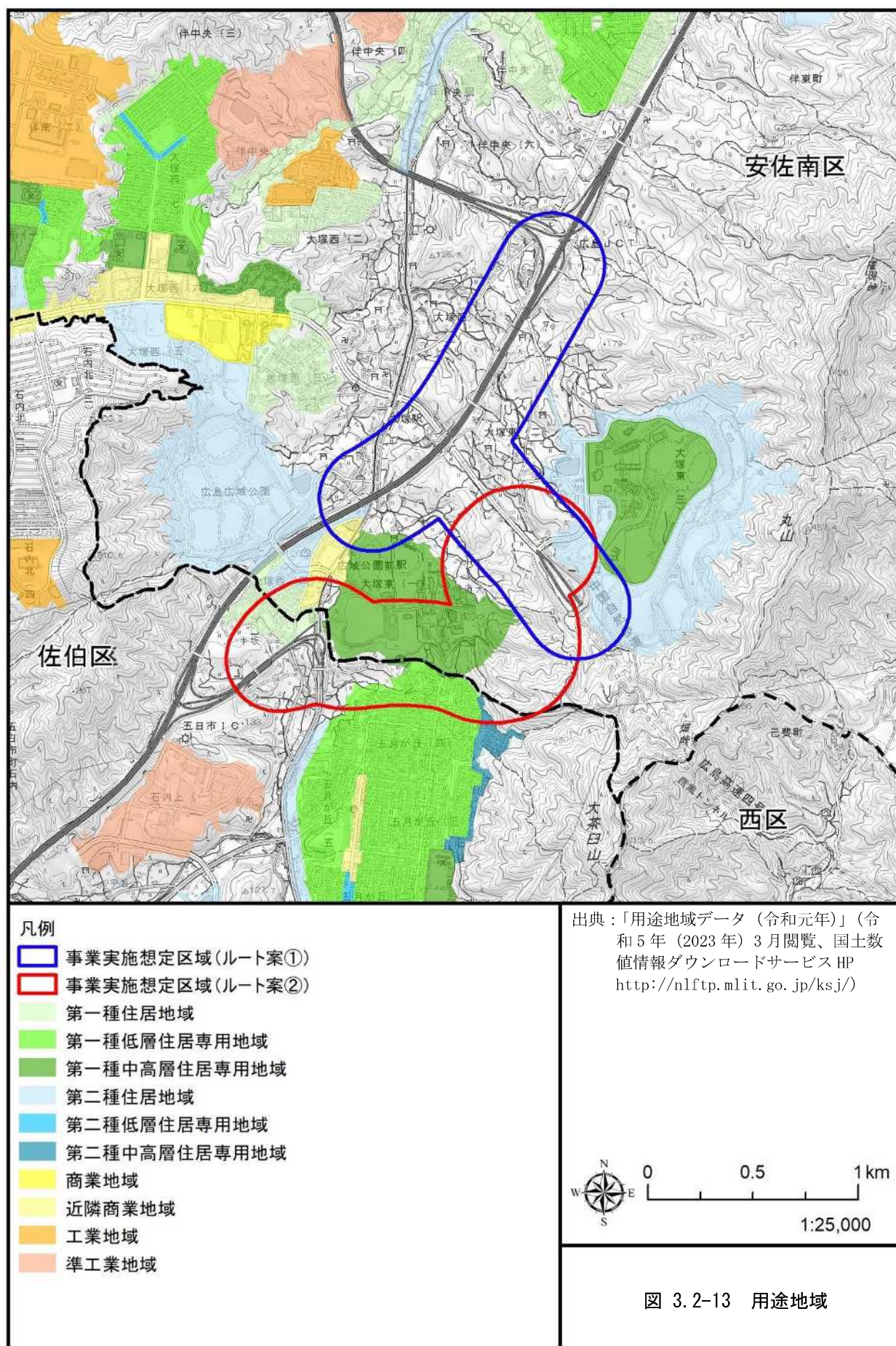


図 3.2-13 用途地域

(4) 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号（平成 4 年 6 月 3 日公布）、最終改正：令和元年法律第 14 号（令和元年 5 月 24 日公布））により、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に該当しない。

(5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律により指定された沿道整備道路

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号（昭和 55 年 5 月 1 日公布）、最終改正：平成 29 年法律第 26 号（平成 29 年 5 月 12 日公布））第 5 条第 1 項の規定により、沿道整備道路が規定されている。事業実施想定区域及びその周囲の道路は、沿道整備道路に該当しない。

(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号（平成 4 年 9 月 28 日公布））の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は分布しない。

(7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律

事業実施想定区域及びその周囲は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号（平成 4 年 6 月 5 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布）、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」（平成 6 年条例第 1 号（平成 6 年 3 月 29 日公布）、最終改正：平成 17 年条例第 37 号（平成 17 年 7 月 6 日公布））に基づく生息地等保護地区に指定されていない。

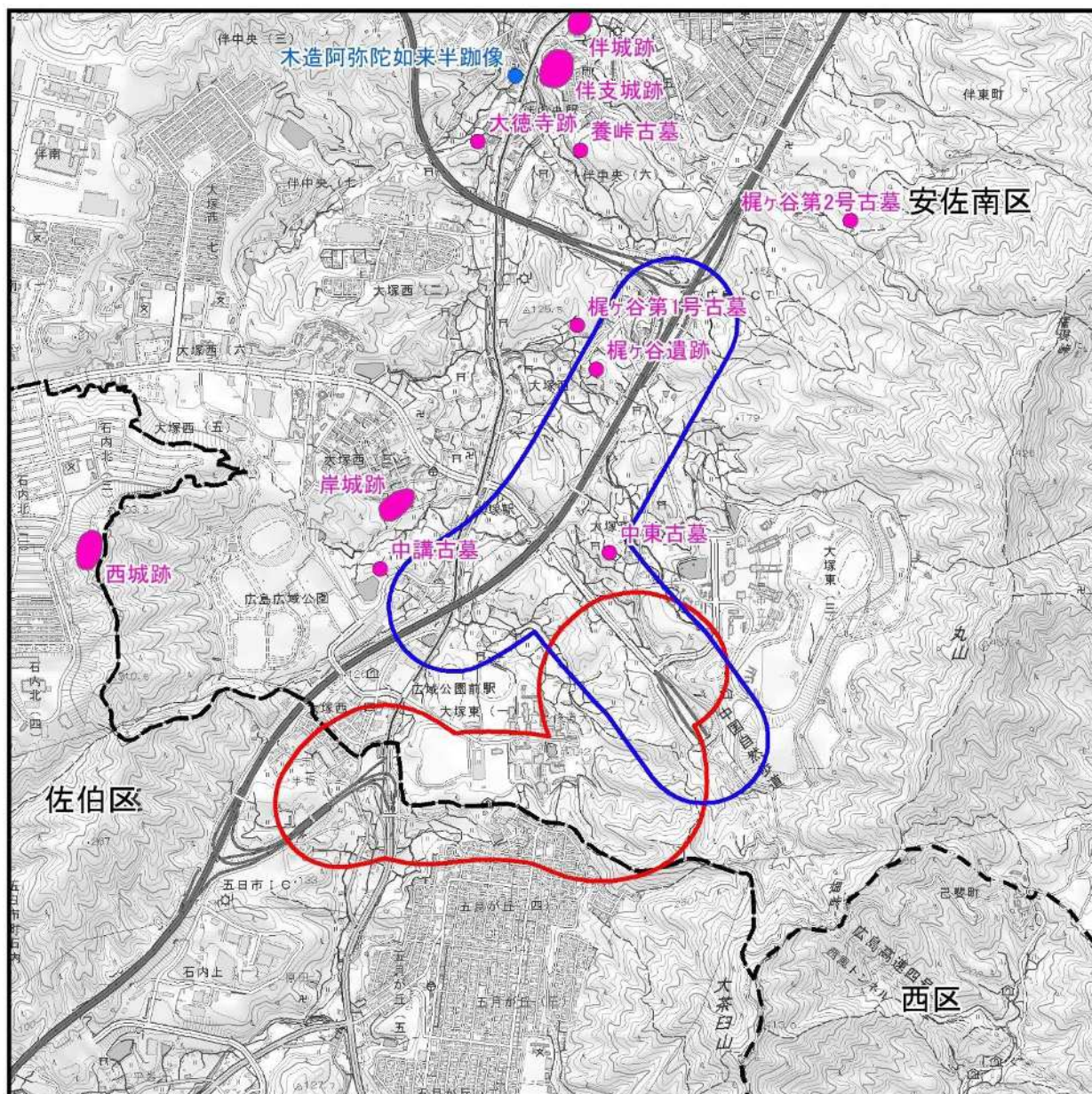
(8) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号（昭和 55 年 9 月 22 日公布）、最終改正：平成 6 年条約第 1 号（平成 6 年 4 月 29 日公布））に基づき指定された湿地は分布しない。

(9) 文化財保護法

(7) 指定文化財等

事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号（昭和 25 年 5 月 30 日）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））、「広島県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 3 号（昭和 51 年 3 月 29 日公布）、最終改正：平成 17 年条例第 37 号（平成 17 年 7 月 6 日公布））、「広島市文化財保護条例」（昭和 43 年条例第 20 号（昭和 43 年 4 月 1 日公布））により史跡・名勝・天然記念物に指定された文化財は、表 3.2-23 及び図 3.2-14 に示すとおりである。また、既知の埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-24 及び図 3.2-14 に示すとおりであり、事業実施想定区域内に、古墓や城跡が分布する。



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 文化財
- 埋蔵文化財(古墓)
- 埋蔵文化財(城跡)

出典：「文化遺産データベース」(令和5年(2023年)3月閲覧、文化庁HP
<http://bunka.nii.ac.jp/db/>)
 「ホットライン教育ひろしま 広島県遺跡地図」(令和5年(2023年)3月閲覧、広島県教育委員会HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-map-map.html>)

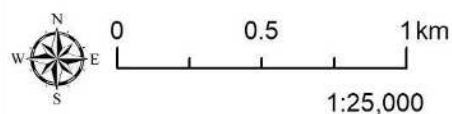


図 3.2-14 指定文化財(史跡・名勝・天然記念物)及び周知の埋蔵文化財包蔵地の位置図

表 3.2-23 事業実施想定区域及びその周囲の文化財

種別	指定	名称	所在地
重要有形文化財	市指定	木造阿弥陀如来半跏像	安佐南区沼田町伴 専念寺

出典：「広島県の文化財」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島県 HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-area-index.html>）
「広島市の文化財」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/11419.html>）

表 3.2-24 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

種別	名称	所在地
古墓	養峠古墓	安佐南区沼田町
古墓	中講古墓	安佐南区大塚西
古墓	梶ヶ谷第 1 号古墓	安佐南区沼田町
古墓	梶ヶ谷第 2 号古墓	安佐南区沼田町
古墓	中東古墓	安佐南区大塚
祭祀遺跡	梶ヶ谷遺跡	安佐南区沼田町
寺院跡	大徳寺跡	安佐南区沼田町
城跡	伴城跡	安佐南区沼田町
城跡	伴支城跡	安佐南区沼田町
城跡	西城跡	佐伯区五日市町
城跡	岸城跡	安佐南区沼田町

出典：「ホットライン教育ひろしま 広島県遺跡地図」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島県教育委員会 HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-map-map.html>）

(イ) 重要文化的景観

重要文化的景観は、地域の特色を示す代表的な景観や他に例を見ない独特なものとして国が選定したものであり、選定は都道府県や市区町村からの申出に基づき、また、重要文化的景観選定基準に照らして行われる。

事業実施想定区域及びその周囲は、重要文化的景観に指定されている区域は分布しない。

(10) 自然公園法

事業実施想定区域及びその周囲は、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号（昭和 32 年 6 月 1 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に基づく国立公園及び国定公園、「広島県立自然公園条例」（昭和 34 年条例第 41 号（昭和 34 年 10 月 9 日公布）、最終改正：令和 4 年条例第 41 号（令和 4 年 10 月 6 日公布））に基づく県立自然公園に指定されていない。

(11) 自然環境保全法

事業実施想定区域及びその周囲は、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号（昭和 47 年 6 月 22 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、「広島県自然環境保全条例」（昭和 47 年条例第 63 号（昭和 47 年 12 月 26 日公布）、最終改正：平成 30 年条例第 21 号（平成 30 年 3 月 2 日公布））に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定されていない。

(12) 首都圏近郊緑地保全法

事業実施想定区域及びその周囲は、「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年法律第 101 号(昭和 41 年 6 月 30 日公布)、最終改正:平成 29 年法律第 26 号(平成 29 年 5 月 12 日公布))に基づく近郊緑地保全地域に指定されていない。

(13) 瀬戸内海環境保全特別措置法

事業実施想定区域及びその周囲は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号(昭和 48 年 10 月 2 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく自然海浜保全地区に指定されていない。

(14) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

事業実施想定区域及びその周囲は、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号(昭和 42 年 7 月 31 日公布)、最終改正:平成 29 年法律第 26 号(平成 29 年 5 月 12 日公布))に基づく近郊緑地保全区域に指定されていない。

(15) 都市緑地法

事業実施想定区域及びその周囲は、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号(昭和 48 年 9 月 1 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されていない。

(16) 都市緑地法に関する基本計画

「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号(昭和 48 年 9 月 1 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))第 4 条第 1 項の規定に基づき、広島市は、「広島市みどりの基本計画(2021-2030)～水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現～」(令和 3 年(2021 年)2 月、広島市)を策定している。当該計画では、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープランとして、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進している。

(17) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

事業実施想定区域及びその周囲は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号(平成 14 年 7 月 12 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく鳥獣保護区等に指定されていない。

(18) 都市計画法

事業実施想定区域及びその周囲は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号(昭和 43 年 6 月 15 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく風致地区に指定されていない。

(19) 景観法

「景観法」(平成 16 年法律第 110 号(平成 16 年 6 月 18 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づき、広島県においては「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」(平成 3 年条例第 4 号(平成 3 月 3 月 14 日交付)、最終改正：平成 22 年条例第 1 号(平成 22 年 3 月 23 日公布))により、景観形成上必要な地域が景観指定地域や大規模行為届出対象地域に指定されている。「景観行政団体」である広島市については、「広島市景観計画」(令和 4 年 1 月 4 日、広島市)が策定されている。

事業実施想定区域は、景観計画重点地域のうち「⑧西風新都地区」に該当しており、届け出対象となる行為は表 3.2-25 に示すとおりである。

表 3.2-25 「広島市景観計画」における届け出対象となる行為

地区区分		届出対象行為	建築物の建築等	工作物(限定列举)の建設等			開発行為等	
				①工作物 1	②工作物 2	③工作物 3	開発行為	土石の採取、土地の形質の変更等
景観計画重点地区	平和、歴史・文化関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～D) ②平和大通り沿道地区 ③縮景園周辺地区 ④不動院周辺地区 ⑤広島東照宮・國前寺周辺地区		規模にかかわらず全て					
	水と緑、にぎわい・おもてなし関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(E) ⑥広島城・中央公園地区 ⑦リバーフロント・シーフロント地区 ⑨広島駅新幹線口地区 ⑩広島駅南口地区 ⑪広島市民球場周辺地区 ⑫都心幹線道路沿道地区 ⑬宇品みなと地区		以下のいずれかにあたるもの ・高さ 13m を超えるもの ・幅員が 10m を超える道路に係る沿道の角地では、高さ 7m を超えるもの ・主な河川又は港湾に面する部分では、高さ 7m を超えるもの ・原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分に設置する工作物で、下端の標高が高さの最高限度の基準に定める高さから 13m 減じた高さを超えるもの ・一般区域のうち原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面が標高 430m を超えるもの		種類ごとに規模等限定	①(A～D)・ ②・⑦・ ⑩・⑫の地区		
	⑧西風新都地区						面積 5ha 以上のもの	面積 500 m ² 以上のもの等
	⑭一般区域(上記以外)							

注) ①工作物 1：第 1 種工作物(煙突、電波塔、ガスタンクなど)

②工作物 2：第 2 種工作物(携帯電話等基地局アンテナ、時間貸し駐車場等、自動販売機など)

③工作物 3：第 3 種工作物(橋りょう)

出典：「広島市景観計画」(令和 4 年(2022 年)1 月、広島市)

(20) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律への対応状況

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号(平成 20 年 5 月 23 日公布)、最終改正:令和 3 年法律第 22 号(令和 3 年 4 月 23 日公布))第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画(歴史的風致維持向上計画)は、広島市では策定されていない。

(21) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(a) 国有林及び民有林

事業実施想定区域及びその周囲の「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号(昭和 26 年 6 月 26 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に定める国有林並びに地域森林計画における民有林の状況は、図 3.2-15 に示すとおりである。

事業実施想定区域内に国有林は分布していないものの、地域森林計画対象民有林が分布している。

(b) 保安林

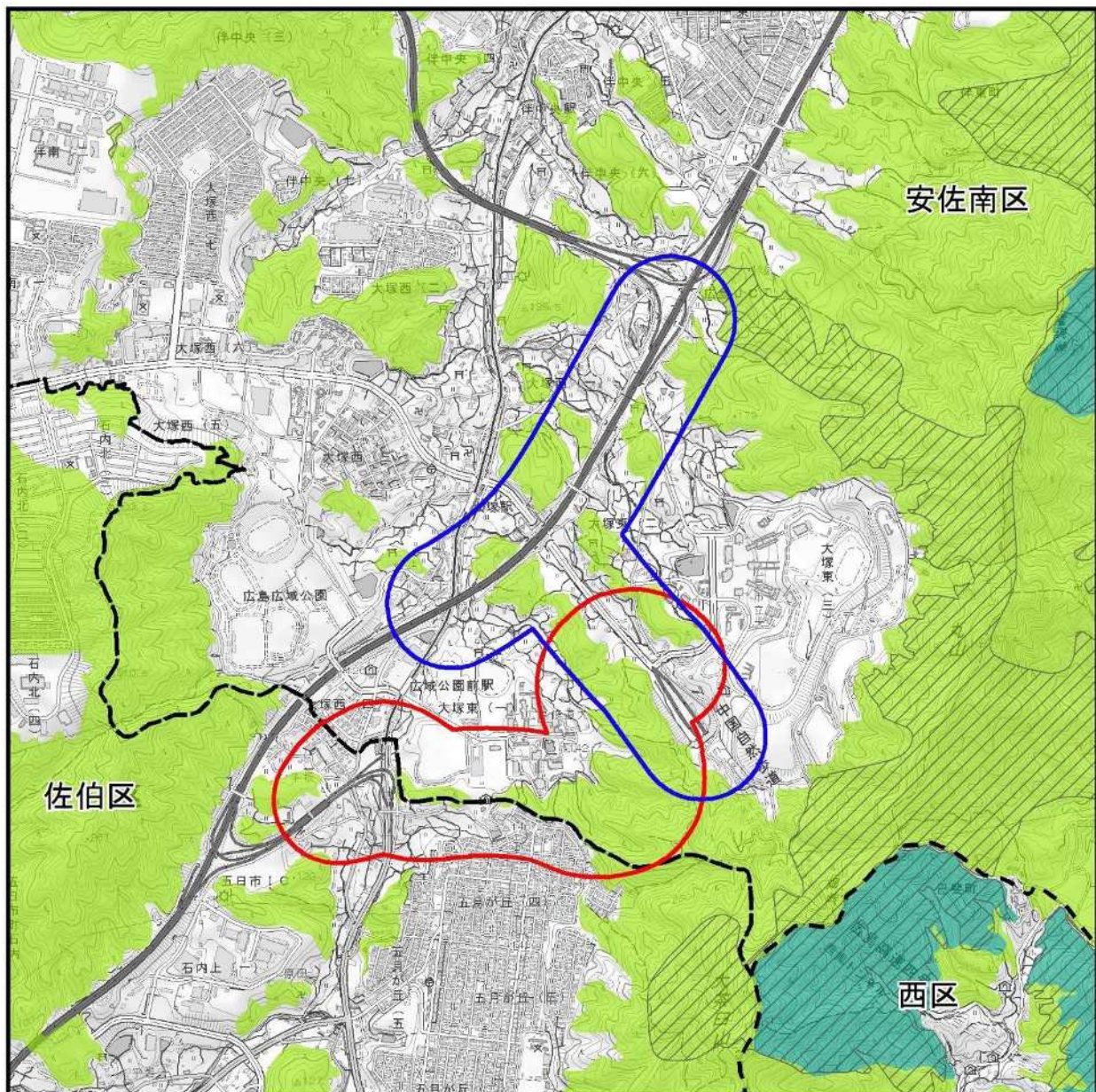
事業実施想定区域及びその周囲の「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号(昭和 26 年 6 月 26 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))により指定された保安林の分布状況は、図 3.2-15 に示すとおりである。

事業実施想定区域内のごく一部が保安林に指定されている。

(c) 国土防災に係る指定区域

事業実施想定区域及びその周囲における国土防災に係る指定区域として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号(平成 12 年 5 月 8 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 69 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号(明治 30 年 3 月 30 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく「砂防指定地」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号(昭和 44 年 7 月 1 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」が指定されている。これらの分布状況は、図 3.2-16 に示すとおりである。

事業実施想定区域内では、土砂災害特別警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)、土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)、土砂災害危険箇所、砂防指定地が分布する。



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林

出典：「森林地域データ（平成 27 年）」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

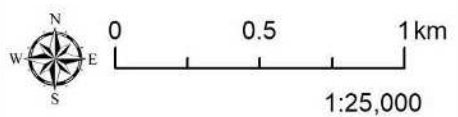


図 3.2-15 国有林・地域森林計画対象民有林及び保安林の状況

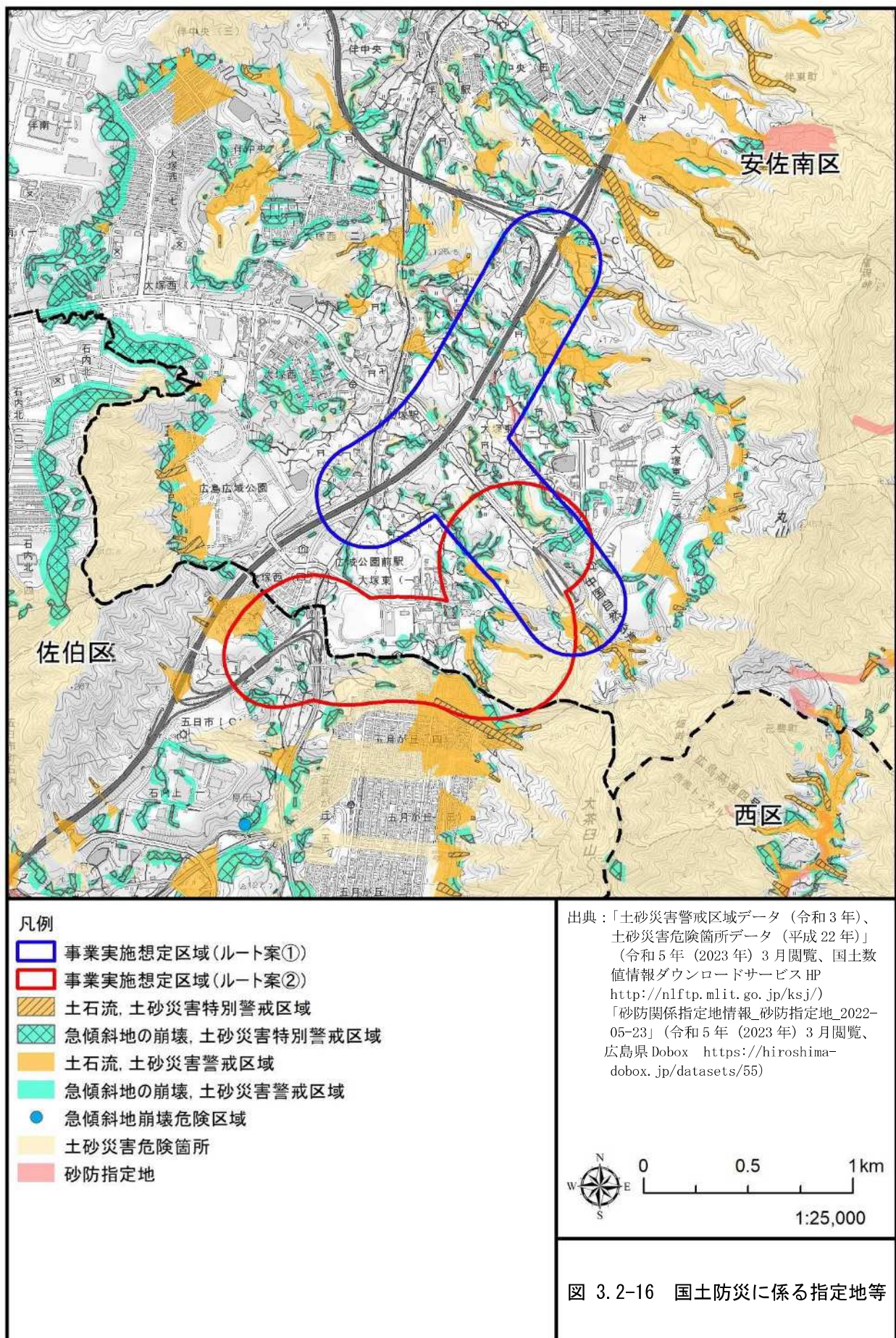


図 3.2-16 国土防災に係る指定地等

(22) 公害関係法令等

(a) 環境基準

環境基準は、「環境基本法 第 16 条」(平成 5 年法律第 91 号(平成 5 年 11 月 19 日公布)、最終改正:令和 3 年法律第 36 号(令和 3 年 5 月 19 日公布))に基づき、「大気の汚染」、「水質の汚濁」、「土壌の汚染」及び「騒音」に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

(7) 大気汚染

「大気汚染物質に係る環境基準」は、表 3.2-26 に示すとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 3.2-27 に、微小粒子状物質については表 3.2-28 に示す基準がそれぞれ定められている。

なお、本事業において、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号(昭和 43 年 6 月 10 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に規定する施設及び作業に該当するものはない。

表 3.2-26 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	(注 1) 浮遊粒子状物質	(注 2) 光化学 オキシダント	二酸化窒素	(注 3) 非メタン 炭化水素
環境上 の条件	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm 以下で あり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 と。	1 時間値の 1 日平 均値が 10ppm 以 下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間 平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平 均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下で あること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であ ること。	1 時間値の 1 日平 均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内又 はそれ以下であ ること。	光化学オキシダ ントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する非メ タン炭化水素の 濃度として、午前 6 時から 9 時ま での 3 時間平均 値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲 にあること。

注 1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注 3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。

注 4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正:平成 8 年環境庁告示第 73 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正:平成 8 年環境庁告示第 74 号)

表 3.2-27 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上 の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以 下であること。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
(平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正:平成 30 年環境省告示第 100 号)

表 3.2-28 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

(イ) 騒音

「騒音に係る環境基準」は、表 3.2-29～表 3.2-30 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲において、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号（平成 5 年 11 月 19 日公布）、最終改正：令和 3 年法律第 36 号（令和 3 年 5 月 19 日公布））に基づく「騒音に係る環境基準」における種類の指定地域が存在する。事業実施想定区域の指定状況は図 3.2-17 に示すとおりであり、一部に「A」、「B」、「C」の類型が指定されている。なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものである。

「幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値」は、表 3.2-31 に示すとおりである。なお、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 3.2-29 騒音に係る環境基準

地域の 類 型	基準値		広島市
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)	
A	55dB 以下	45dB 以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域の定めのある地域
B			第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(C 類型に該当する地域を除く。)
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る。)の地域

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年（2012 年）3 月 30 日、広島市告示第 116 号）

表 3.2-30 道路交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

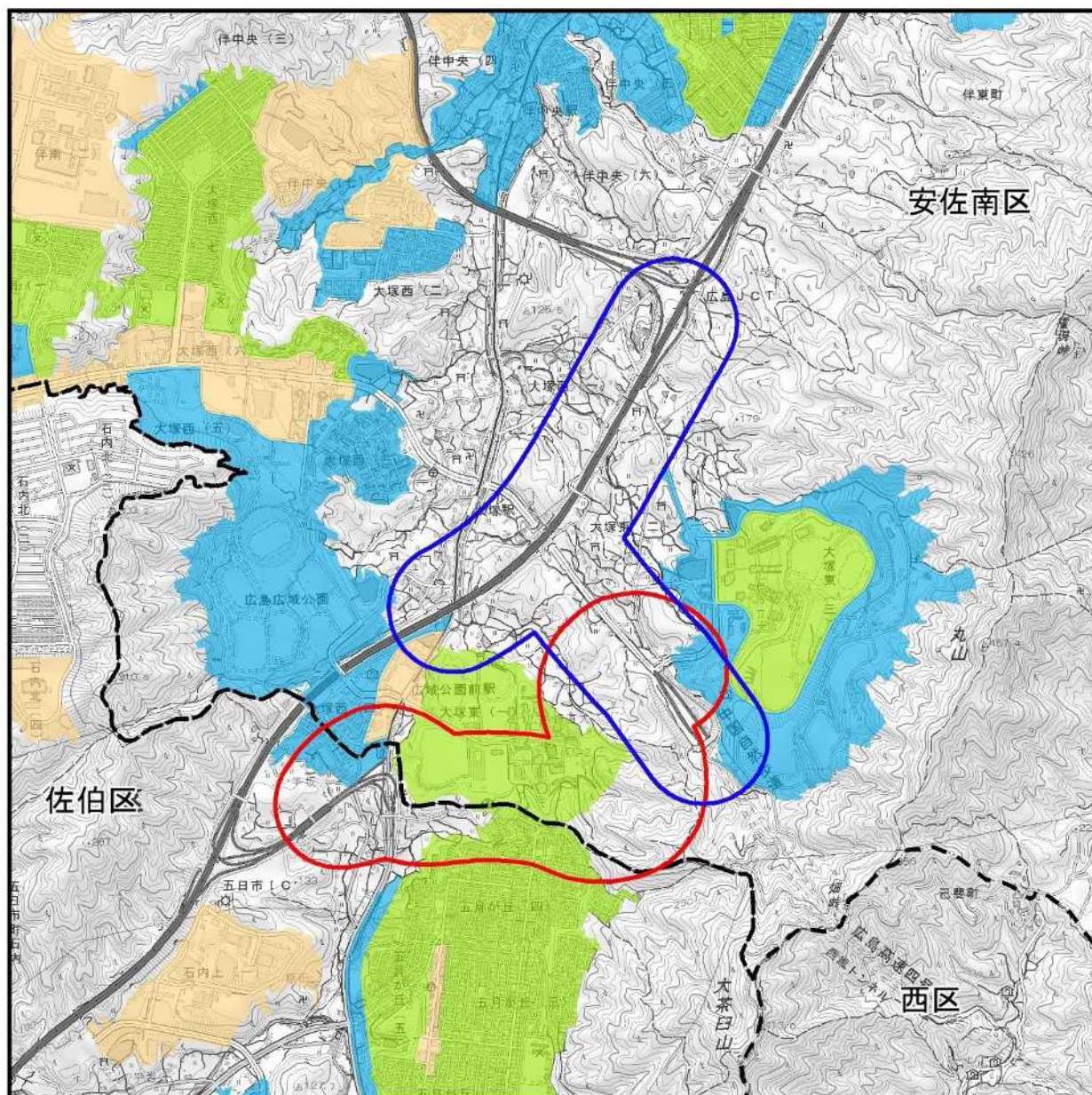
注) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分である。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-31 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基 準 値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 騒音に係る環境基準の類型:A
- 騒音に係る環境基準の類型:B
- 騒音に係る環境基準の類型:C

出典:「用途地域データ(令和元年)」(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

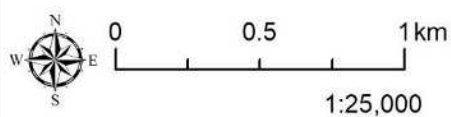


図 3.2-17 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の種類の指定状況

(ウ) 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-32 に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

河川における「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-33 に示すとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲においては、安川が類型 B に指定されている。

表 3.2-32 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号

項 目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性・亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

表 3.2-33 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 62 号

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及 び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	－

備 考

- 基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水生生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生息場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄 に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚 仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備 考

- 基準値は、年間平均値とする。

(I) 地下水

「地下水に係る環境基準」は、表 3.2-34 に示すとおりである。

表 3.2-34 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号
最終改正 令和 3 年 10 月 7 日 環境省告示第 63 号

項 目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考 1. 環境基準は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

(オ) 土壌汚染

「土壌汚染に係る環境基準」は、表 3.2-35 に示すとおりである。

表 3.2-35 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号最終改正 令和2年4月2日 環境省告示第44号

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備 考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注) 上記の環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

(カ) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（平成 11 年 7 月 16 日公布）、最終改正：令和 4 年法律 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に基づき全国一律に定められており、表 3.2-36 に示す基準が定められている。

表 3.2-36 ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日 環境省告示第 68 号

物 質	環境上の条件
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注 1) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注 2) 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

(b) 規制基準等

(7) 大気汚染

1) 大気汚染防止法

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号（昭和 46 年 6 月 22 日）、最終改正：令和 4 年環境省令第 4 号（令和 4 年 3 月 3 日））に基づき、排出基準（K 値）が定められており、事業実施想定区域及びその周囲の K 値は 7.0 である。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（昭和 43 年 6 月 10 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められている。本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設の設置は想定していない。

2) 大気汚染防止法に基づく石綿規制

解体等工事に伴う石綿(アスベスト)飛散防止対策の一層の強化を図る「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等が令和2年10月7日に公布された。改正法は令和3年4月1日から順次施行されている。主な変更点として、対象建材の拡大や作業基準・罰則の拡大等である。特定建築材料として、石綿含有吹付け材(耐火建物、ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等)、石綿含有保温材、その他の石綿含有建材などがあるが、本事業においては特定建築材料を使用した建物等の解体は想定していない。

(イ) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号(昭和43年6月10日公布)、最終改正：令和4年法律第68号(令和4年6月17日公布))、「広島県生活環境の保全等に関する条例」(平成15年広島県条例第35号(平成15年10月7日公布)、最終改正：平成31年条例第7号(平成31年3月8日公布))に基づき、特定工場等及び特定作業場において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。騒音に関する規制基準は表 3.2-37～表 3.2-42 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲は、「第1種低層住居専用地域」及び「第2種低層住居専用地域」等が存在することから、騒音指定地域の第1種区域でありa区域が含まれる。

表 3.2-37 騒音規制法に基づく地域指定及び県条例による規制地域指定状況

市町村	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
広島市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域

出典：「騒音・振動規制の概要」(令和2年(2020年)12月、広島県環境県民局環境保全課)

表 3.2-38 騒音規制法に基づく騒音特定工場等の規制区域及び規制基準

区域の区分	時間の 区分	許容限度 (dB)		備考
		県告示	市告示	
第 1 種区域	昼 間	50	50	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域
	朝・夕	45	45	
	夜 間	45	45	
第 2 種区域	昼 間	55	55	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
	朝・夕	50	50	
	夜 間	45	45	
第 3 種区域	昼 間	65	60	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	朝・夕	65	60	
	夜 間	55	50	
第 4 種区域	昼 間	70	70	工業地域 工業専用地域
	朝・夕	70	70	
	夜 間	65	60	

注) 昼間：午前 8 時から午後 6 時まで
朝：午前 6 時から午前 8 時まで
夕：午後 6 時から午後 10 時まで
夜間：午後 10 時から午前 6 時まで

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）
「騒音・振動防止の手引き（工場・事業場編）」（令和 5 年（2023 年）3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13323.html>）

表 3.2-39(1) 騒音に係る特定施設（法施行令別表第1）

昭和43年11月27日 政令第324号
最終改正 令和3年12月24日 政令第346号

1	金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機(条例名称：高速度切断機)(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバッカー
ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ホ	丸のご盤(帯のご盤と同じ。)
ヘ	かなな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3.2-39(2) 騒音に係る特定施設（広島県条例施行規則別表 10）

平成 15 年 10 月 7 日 規則第 69 号
最終改正 令和 3 年 7 月 30 日 規則第 78 号

1	金属加工機械
イ	やすり目立機(すべての施設)
ロ	旋盤(定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
ハ	型削盤(定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
ニ	平削盤(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
ホ	金属研磨機(移動式のを除く。)(すべての施設)
ヘ	高速度切断機(と石を用いるものを除く。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 未満、3.75kw 以上のものに限る。)
3	コンクリートブロックマシン(すべての施設)
4	木材加工機械
イ	帯のこ盤(木工用のものであり原動機の定格出力が 2.25kw 未満、0.75kw 以上のものに限る。)
ロ	丸のこ盤(帯のこ盤と同じ。)
ハ	かなん盤(原動機の定格出力が 2.25kw 未満、0.75kw 以上のものに限る。)
5	ダイカストマシン(すべての施設)
6	オシレートコンベア(すべての施設)
7	電動発電機(すべての施設)

表 3.2-40 騒音に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85dB	第 1 号区域 午後 7 時から翌日午前 7 時まで行われないこと 第 2 号区域 午後 10 時から翌日午前 6 時まで行われないこと	第 1 号区域 10 時間を超えないこと 第 2 号区域 14 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日には行わないこと
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
バックホウを使用する作業					
トラクターショベルを使用する作業					
ブルドーザーを使用する作業					

注) 騒音の測定は、建設作業の敷地境界線において行う。

出典：「特定建設作業のしおり」（令和 5 年（2023 年）5 月、広島市）
「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-41 区域の区分

区域の区分	指定状況
第 1 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、幼保連携認定型こども園、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域をいう。
第 2 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-42 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	当てはめる地域	車線等	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 車線道路	65 dB	55 dB
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2 車線以上道路	70 dB	65 dB
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域	1 車線道路	65 dB	55 dB
	準住居地域	2 車線以上道路	75 dB	70 dB
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	車線を有する道路 幹線道路近接区域	75 dB	70 dB

- 注 1) 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち代表すると認められる 3 日間について行う。
- 注 2) 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。
- 注 3) 原則として日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法とし、建築物による無視できない販社の影響を避ける位置で測定する（避けられない場合は補正）。
- 注 4) 「幹線道路近接区域」とは、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から 15 m, 2 車線を超える場合は 20 m までの範囲）を指す。
- 注 5) 「幹線道路を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては，4 車線以上の区間に限る），一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

(ウ) 振 動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（昭和 51 年 6 月 10 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））では、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。振動の規制に関する基準は、表 3.2-43～表 3.2-47 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲の指定状況は、図 3.2-18 に示すとおり「第 1 種区域」及び「第 2 種区域」に該当する。

表 3.2-43 振動特定工場等の規制区域及び規制基準

区域の区分	昼間(7:00～19:00)	夜間(19:00～7:00)
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

- 注 1) 第 1 種区域：騒音規制地域の区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域の範囲
第 2 種区域：騒音規制地域の区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲
- 注 2) 振動の測定は、特定工場の敷地境界線において行う。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-44 振動規制法に基づく特定施設（法施行令別表第 1）

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号
最終改正 令和 3 年 12 月 24 日 政令第 346 号

1	金属加工機械
イ	液圧プレス(矯正プレスを除く)(すべての施設)
ロ	機械プレス(すべての施設)
ハ	せん断機(定格出力が 1kw 以上のものに限る。)
ニ	鍛造機(すべての施設)
ホ	ワイヤーフォーミングマシン(定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)(すべての施設)
5	イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。)
ロ	コンクリート管製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)
ハ	コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。)
6	イ ドラムバーカー(すべての施設)
ロ	チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。)
9	合成樹脂射出成形機(すべての施設)
10	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)(すべての施設)

表 3.2-45 特定建設作業振動の規制基準

特定建設 作業の区分	振動の 許容限度	禁止される 作業時間	1 日の作業の 許容時間	連続作業 の 許容時間	休日作業の 禁止
くい打機くい抜機くい打 くい抜機の使用作業	75dB	第 1 号区域 午後 7 時から翌日 の午前 7 時まで	第 1 号区域 10 時間	6 日以内	日曜日その他の休日 には行わないこと
剛球の使用作業					
舗装版破碎機の使用作業					
ブレーカーの使用作業		第 2 号区域 午後 10 時から翌 日の午前 6 時まで	第 2 号区域 14 時間		

注) 振動の測定は、建設作業の敷地境界線において行う。

出典：「特定建設作業のしおり」（令和 5 年（2023 年）5 月、広島市）
「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-46 区域の区分

区域の区分	指定状況
第 1 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、幼保連携認定型こども園、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域をいう。
第 2 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち第 1 号区域以外の区域をいう。

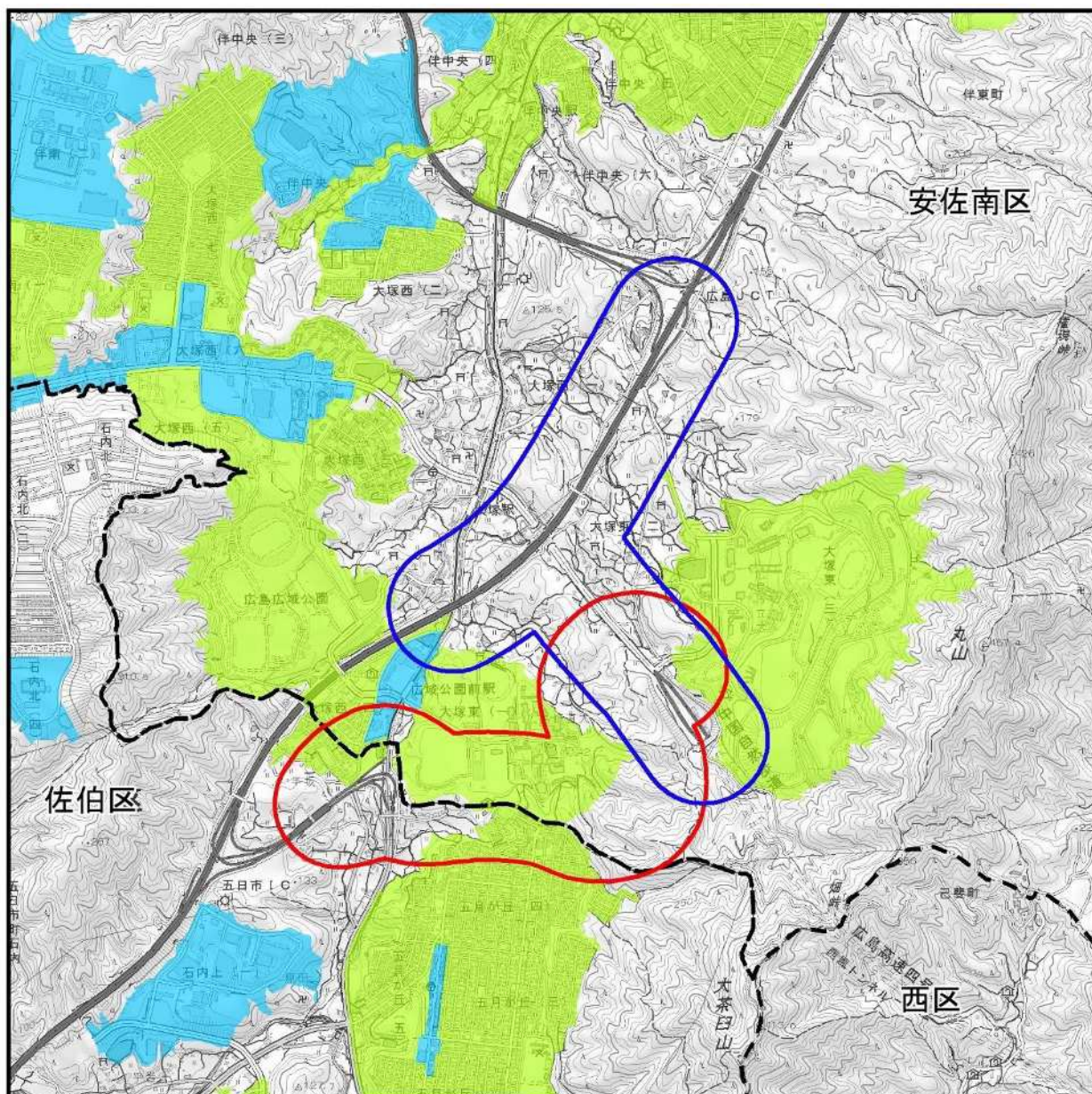
出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 2 年（2020 年）12 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-47 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間(7:00～19:00)	夜間(19:00～7:00)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注) 振動の測定は、道路の敷地境界線において行う。

出典：「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号（昭和 51 年 11 月 10 日交付）、
最終改正 令和 3 年環境省令第 3 号（令和 3 年 3 月 25 日交付））」



凡例

- 事業実施想定区域(ルート案①)
- 事業実施想定区域(ルート案②)
- 振動規制法に基づく区域の指定:第1種区域
- 振動規制法に基づく区域の指定:第2種区域

出典:「用途地域データ(令和元年)」(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)

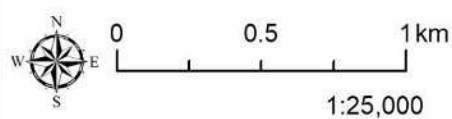


図 3.2-18 振動規制法に基づく区域の指定状況

(I) 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号(昭和 45 年 12 月 25 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))では、国民の健康の保護や生活環境の保全を図るため、工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制している。

そのうち、工場及び事業場からの排水については、「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号(昭和 46 年 6 月 21 日公布)、最終改正:令和 4 年環境省令第 17 号(令和 4 年 5 月 17 日公布))に基づく排水基準が定められており、その内容は、表 3.2-48 及び表 3.2-49 に示すとおりである。生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である特定事業場からの排水についてのみ適用される。検定方法は「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示第 39 号(平成元年 8 月 21 日公布)、最終改正:令和 2 年環境省告示第 35 号(令和 2 年 3 月 30 日公布))に示される。

また、「水質汚濁防止法」並びに「広島県生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年広島県条例第 35 号(平成 15 年 10 月 7 日公布)、最終改正:平成 31 年条例第 7 号(平成 31 年 3 月 8 日公布))、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年広島県条例第 69 号(昭和 46 年 12 月 24 日公布)、最終改正:平成 21 年広島県条例第 35 号(平成 21 年 7 月 6 日公布))により、生活環境項目については上乗せ排水基準(表 3.2-50 参照)が設定されているが、本事業は該当法並びに各条例に基づく規制対象事業に該当しない。

表 3.2-48 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

昭和 46 年 6 月 21 日 昭和 46 年総理府令第 35 号
最終改正 令和 4 年 5 月 17 日 環境省令第 17 号

一律排水基準		地下浸透基準
種類又は項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.001mg/L
シアン化合物	1mg/L	0.1mg/L
有機りん化合物	1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.04mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4mg/L	シス体 0.004mg/L、 トランス体 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	海域 230mg/L、 その他 10mg/L	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L、 その他 8mg/L	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100mg/L	アンモニア性窒素：0.7mg/L 亜硝酸性窒素：0.2mg/L 硝酸性窒素：0.2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005mg/L
塩化ビニルモノマー	－	0.0002mg/L
備 考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日号外法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		

表 3.2-49 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他項目）

昭和 46 年 6 月 21 日 昭和 46 年総理府令第 35 号
最終改正 令和 4 年 5 月 17 日 環境省令第 17 号

種類又は項目			許容限度[mg/L]						
			第 1 種水域		第 2 種水域		第 3 種水域		第 4 種水域
			河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.5～9.0
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		90 (70)		160 (120)		160 (120)		
	化学的酸素要求量 (COD)			50 (40)		85 (65)		120 (90)	130 (100)
	浮遊物質 (SS)		90 (70)		90 (70)		200 (150)		200 (150)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類	8		8		20		20
		鉍油類	5						
	フェノール類含有量		5						
	銅含有量		3						
	亜鉛含有量		2						
	溶解性鉄含有量		10						
	溶解性マンガン含有量		10						
	クロム含有量		2						
	大腸菌群数 [個/cm ³]		(3,000)						
温度、外観、透視度及び臭気			排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度						
備考									
1. () 内は日間平均値である。									
2. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。									
3 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m ³ 以上の特定事業場について適用する。									
4. 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準がある。									
5. クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。									
6. 上乗せ基準を適用する水域区分については、第 1 種水域から第 4 種水域及び呉水域の 5 水域であり、表 3.2-50 のとおりである。									

備 考

1. () 内は日間平均値である。
2. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- 3 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³以上の特定事業場について適用する。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m³以上の特定事業場について適用する。
4. 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準がある。
5. クロム含有量については、排水量に関係なく適用する。
6. 上乗せ基準を適用する水域区分については、第 1 種水域から第 4 種水域及び呉水域の 5 水域であり、表 3.2-50 のとおりである。

注) 許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。

出典：「水質規制のしおり」（令和 5 年（2023 年）3 月、広島県）

表 3.2-50 生活環境項目の上乗せ排水基準

区域	範囲
瀬戸内海水域及び特定湖沼	本庄ダム貯水池（本庄貯水池）、御調ダム貯水池（青竜湖）、新成羽川ダム貯水池（備中湖）、魚切ダム貯水池（窓竜湖）、南原ダム貯水池（南原貯水池）、明神ダム貯水池（明神貯水池）、下部ダム貯水池、上部ダム貯水池、野呂川ダム貯水池（野呂峡やすらぎ湖）、本庄ダム貯水池（本庄貯水池）、柳迫ダム貯水池、大山下池、奥山池、栗原ダム貯水池（門田水源地）、奈良池、久山田ダム貯水池（久山田水源地）、竜泉寺ダム貯水池、岩谷ダム貯水池、内浦ダム貯水池、大浦第一ダム貯水池、大浦第二ダム貯水池、釜谷ダム貯水池、熊野ダム貯水池（熊野貯水池）、新道ダム貯水池、服部大池、八日谷ダム貯水池（八日谷貯水池）
呉水域	呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点から同市仁方町と同市川尻町の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域並びに同海域に直接流入する河川（J R 呉線二河川橋梁から上流の二河川及び同呉線西大川橋梁から上流の黒瀬川を除く。）及びこれに接続する公共用水域をいう。
瀬戸内海水域	広島市、廿日市市、大竹市、安芸太田町、北広島町の一部、東広島市、呉市、竹原市、三原市、世羅町の一部、尾道市、府中市、福山市、神石高原町、庄原市の一部、安芸高田市の一部、府中町、海田町、坂町、熊野町、江田島町、大崎上島町
下水道排水区間	工場又は事業場が下水道法第 2 条第 7 号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上乗せ排水基準となる。

出典：「水質規制のしおり」（令和 5 年（2023 年）3 月、広島県）

(才) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号(昭和 46 年 6 月 1 日公布)、最終改正: 令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))では、生活環境の保全と国民の健康の保護を目的として特定悪臭物質の規制基準や臭気指数の許容限度が定められている。広島市では、表 3.2-51 に示すとおり臭気指数の許容限度のみ定められている。

表 3.2-51 (1) 悪臭防止法に基づく規制地域

市町村	地域の範囲	規制の区分
広島市	全域	臭気指数規制

出典:「悪臭規制について」(令和元年(2019 年)10 月、広島市)

表 3.2-51 (2) 臭気指数基準

区域の区分			許容限度 (臭気指数)
広島市	第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	10
	第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域, 商業地域及び準工業地域の定めのある地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域であつて第 3 種区域に該当する区域を除く区域	13
	第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域の定めのない地域	15

出典:「悪臭規制について」(令和元年(2019 年)10 月、広島市)

(カ) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号(平成 14 年 5 月 29 日公布)、改正令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は表 3.2-52 に示すとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周囲は、指定区域に該当しない。

表 3.2-52 特定有害物質と指定基準

分類	特定有害物質	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
		(mg/L 以下)	(mg/kg 以下)
第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002	—
	四塩化炭素	0.002	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	—
	ジクロロメタン	0.02	—
	テトラクロロエチレン	0.01	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—
	トリクロロエチレン	0.01	—
	ベンゼン	0.01	—
第 2 種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	45
	六価クロム化合物	0.05	250
	シアン化物	検出されないこと	遊離シアン 50
	水銀及びその化合物	0.0005	15
	アルキル水銀	検出されないこと	—
	セレン及びその化合物	0.01	150
	鉛及びその化合物	0.01	150
	砒素及びその化合物	0.01	150
	ふっ素及びその化合物	0.8	4000
	ほう素及びその化合物	1	4000
第 3 種特定有害物質 (農薬等)	2-クロロ-4,6-ビス-1,3,5-トリアジン(シマジン)	0.003	—
	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(チオベンカルブ)	0.02	—
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	0.006	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。)	検出されないこと	—

出典：「特定有害物質及び指定基準」(令和 5 年(2023 年)3 月閲覧、広島県 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-index-kaisei.html>)

(キ) 地盤沈下

広島県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号（昭和 31 年 6 月 11 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に基づき、地下水採取の規制に関する指定地域が定められている。また、「令和 2 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（令和 4 年（2022 年）3 月、環境省 水・大気環境局）によると、事業実施想定区域及びその周囲は、指定地域は分布しない。

(23) その他環境保全計画等

(a) 第 5 次広島県環境基本計画

広島県では、「広島県環境基本条例」を平成 7 年（1995 年）3 月に制定し、平成 9 年（1997 年）3 月には「広島県環境基本計画」を策定した。以来、社会情勢の変化等に合わせて見直しを行い、令和 3 年（2021 年）3 月に「第 5 次広島県環境基本計画」が策定された。

昨今、環境を取り巻く情勢は、持続可能な開発目標（SDGs）への取組、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けた対応、自然災害リスク増幅が懸念される気候変動への適応、プラスチックごみによる海洋汚染への対策など、世界や国内で目まぐるしく変化しており、広島県においても新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められている。このような社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、そして、広島県の新たな総合計画を環境分野から推進するため、第 5 次広島県環境基本計画が策定された。

第 4 次広島県環境基本計画策定後から現在、そして今後想定される社会情勢や環境の変化を把握し、今後の環境政策への影響を検討した上で、計画の新たな視点・ポイントとして表 3.2-53 に示す 3 つを掲げている。施策体系は表 3.2-54 に示すとおりである。

表 3.2-53 計画の新たな視点・ポイント

計画の新たな視点・ポイント	
1	SDGs の考え方に基づく施策の推進
2	地球温暖化対策の推進
3	プラスチックごみの海洋流出防止対策

出典：「第 5 次広島県環境基本計画」（令和 3 年（2021 年）3 月、広島県）

表 3.2-54 施策体系

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進			地域環境の保全	
1	省エネルギー対策等の推進	1	良好な大気環境の確保	(1) 大気質の保全 (2) 騒音・振動・悪臭の防止
	(1) 二酸化炭素排出量の削減対策の推進			
	(2) その他の温室効果ガス削減対策の推進	2	健全な水環境の保全・管理	
	2 再生可能エネルギーの導入促進	3	化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全	
	3 カーボンサイクルの推進	4	プラスチックごみの海洋流出防止対策	
	(1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進	5	地域環境の維持・向上	(1) 総合的な環境保全対策の推進 (2) 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造
	(2) 森林吸収源対策の推進			
4 気候変動を見据えた適応策の推進				
循環型社会の実現			自然環境と生物多様性の保全	
1	資源循環サイクルを拡大させた社会づくり	1	自然資源の持続可能な利用	2 生態系の健全な維持管理
	(1) 一般廃棄物の徹底的な資源循環			
	(2) 産業廃棄物の徹底的な資源循環	環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり		
	2 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり	1	環境学習・自主的な環境活動等の推進	2 環境関連産業の振興
	(1) 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理		3	
	(2) 産業廃棄物の適正処理	(1) 事業者等による環境に配慮した取組の推進		
	(3) 廃棄物不法投棄防止対策	(2) 県自らの率先行動		

出典：「第 5 次広島県環境基本計画」（令和 3 年（2021 年）3 月、広島県）

(b) 広島市総合計画（広島市基本構想/第6次広島市基本計画（2020年-2030年）

広島市では、「国際平和文化都市」を都市像として掲げ、「世界に輝く平和のまち」、「国際的に開かれた活力のあるまち」、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」をまちづくりの3つの柱とした「広島市総合計画」を令和3年（2021年）3月に策定した。また、これからのまちづくりにおける7つの大きな課題を挙げ、課題を乗り越えるためのコンセプトとして「持続可能なまちづくり」を掲げている。

(c) 第3次広島市環境基本計画

広島市では、平成28年（2016年）3月に「第2次広島市環境基本計画」（以下、「前計画」という）を策定し、広島市の環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」として掲げた。環境像の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに設定し、様々な施策を推進することで、一定の成果を挙げてきた。

近年、様々な環境問題が頻発する中で、第3次広島市環境基本計画では、前計画の環境像である「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を踏襲し、環境区分ごとに基本目標を立て施策の方針を定めている（表 3.2-55 参照）。

表 3.2-55 広島市環境像

環境像	環境区分	基本目標	施策の方針
将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち	自然環境	豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～	・健全な水循環の確保 ・緑の保全 ・生物の多様性の確保 ・自然との触れ合いの推進
	都市環境	自然と調和した快適な 都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～	・水と緑を活かした潤いのあるまちづくりの推進 ・自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 ・環境への負荷の少ない交通体系等の整備 ・まちづくりにおける環境の保全等についての配慮
	生活環境	健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～	・大気環境の保全 ・水環境・土壌環境の保全 ・有害化学物質等の対策の推進 ・騒音・振動の防止 ・ゼロエミッションシティ広島の推進 ・プラスチックごみ対策の推進
	地球環境	地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～	・地球温暖化対策（緩和策と適応策） ・オゾン層の保護 ・酸性雨の防止

出典：「第3次広島市環境基本計画」（令和3年（2021年）3月、広島市）

表 3.2-56 (1) 社会的状況の把握に用いた既存資料

項目	概況	番号	資料名	発行年月	発行元
人口及び産業の状況	人口	1	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査	令和5年3月閲覧	総務省
		2	国土数値情報 人口集中地区データ（平成27年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
	産業	3	令和2年国勢調査就業状態等基本集計	令和4年5月	総務省統計局
		4	令和3年市町村別農業産出額（推計）	令和5年3月	農林水産省
		5	2020年農林業センサス	令和3年12月	農林水産省
		6	海面漁業生産統計調査	令和2年3月	農林水産省
		7	平成28年経済センサス－活動調査	平成30年6月	総務省統計局
		8	令和3年経済センサス－活動調査 産業別集計（製造業）	令和4年12月	経済産業省
土地利用の状況	土地利 用	9	広島市統計書（令和4年度版）	令和5年3月	広島市
		10	国土数値情報 土地利用詳細メッシュデータ（平成28年度）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		11	国土数値情報 農業地域データ（平成27年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		12	国土数値情報 森林地域データ（平成27年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
地歴の状況	地歴	13	地図・空中写真閲覧サービス	令和5年3月閲覧	国土地理院
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	河川及び湖沼の利用	14	令和3年度広島県の水道の現況	令和5年3月	広島県健康福祉局 食品生活衛生課
		15	国土数値情報 河川データ（平成20年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		16	国土数値情報 上水道関連施設データ（平成24年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
	地下水	17	令和3年度広島県の水道の現況	令和5年3月閲覧	広島県健康福祉局 食品生活衛生課
		18	水涯線（令和4年）	令和5年3月閲覧	国土地理院
交通の状況	道路	19	令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果	令和5年6月	全国道路・街路交通情勢調査
	鉄道	20	アストラムライン各駅の1日平均ご利用者（令和3年度）	令和5年3月閲覧	広島高速交通株式会社
		21	国土数値情報 駅別乗降客数データ（令和3年度）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		22	基盤地図情報 鉄道データ（令和3年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	教育文化施設	23	広島市統計書（令和4年度版）	令和5年3月閲覧	広島市
		24	国土数値情報 学校データ（令和3年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
	保健医療施設	25	広島市統計書（令和4年度版）	令和5年3月閲覧	広島市
	文化施設	26	国土数値情報 文化施設データ（平成25年度）	令和5年3月閲覧	国土交通省
	環境の保全についての配慮が特に必要な施設	27	国土数値情報 医療機関データ（令和2年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		28	国土数値情報 福祉施設データ（令和3年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		29	国土数値情報 学校データ（令和3年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
		30	医療機関を探す	令和5年3月閲覧	救急医療 NET HIROSHIMA
下水道の整備状況	下水道	31	広島県の下水道2022	令和5年3月	広島県土木建設局 都市環境整備課
廃棄物の状況	一般廃棄物	32	令和2年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果	令和4年4月	環境省
		33	国土数値情報 廃棄物処理施設データ（平成24年）	令和5年3月閲覧	国土交通省
	産業廃棄物	34	広島市産業廃棄物実態調査結果	令和元年10月	広島市
		35	国土数値情報 廃棄物処理施設データ（平成24年）	令和5年3月閲覧	国土交通省

表 3.2-56 (2) 社会的状況の把握に用いた既存資料

項目	概況	番号	資料名	発行年月	発行元
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	土 利 用 計 画	36	広島市統計書（令和4年度版）	令和5年3月閲覧	広島市
		37	国土数値情報 都市地域データ(平成30年)	令和5年3月閲覧	国土交通省
		38	国土数値情報 用途地域データ(令和元年)	令和5年3月閲覧	国土交通省
	文 化 財 保 護 法	39	文化財データベース	令和5年3月閲覧	文化庁
		40	ホットライン教育ひろしま 広島県遺跡地図	令和5年3月閲覧	広島県教育委員会
		41	広島県の文化財	令和5年3月閲覧	広島県
		42	広島市の文化財	令和5年3月閲覧	広島市
	景観法	43	広島市景観計画	令和4年1月	広島市
	そ の 他 の 環 境 の 保 全 を 目 的 と し て 法 令 等 に 規 定 す る 区 域 等 の 状 況	44	国土数値情報 森林地域データ(平成27年)	令和5年3月閲覧	国土交通省
		45	国土数値情報 土砂災害警戒区域データ(令和3年)	令和5年3月閲覧	国土交通省
		46	国土数値情報 土砂災害危険箇所データ(平成22年)	令和5年3月閲覧	国土交通省
		47	砂防関係指定地情報_砂防指定地_2022-05-23」(令和5年(2023年))	令和5年3月閲覧	広島県
	公 害 関 係 法 令 等	48	騒音・振動規制の概要	令和2年12月	広島県環境県民局 環境保全課
		49	国土数値情報 用途地域データ(令和元年)	令和5年3月閲覧	国土交通省
		50	騒音・振動防止の手引き(工場・事業場編)	令和2年12月	広島市
		51	特定建設作業のしおり	令和5年5月	広島市
		52	水質規制のしおり	令和5年3月	広島県
		53	悪臭規制について	令和元年10月	広島市
		54	特定有害物質及び指定基準	令和5年3月	広島県
		55	令和2年度 全国の地盤沈下地域の概況	令和4年3月	環境省 水・大気 環境局
	そ の 他 環 境 保 全 計 画 等	56	第5次広島県環境基本計画	令和3年3月	広島県
		57	第3次広島市環境基本計画	令和3年3月	広島市
		58	広島市総合計画	令和3年3月	広島市

第4章 都市計画における評価基準及び評価等の方法

4.1 都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準

「第12版都市計画運用指針」（令和4年（2022年）4月、国土交通省）が設定する構想段階手続における都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準は、下記に示すとおりである。

第12版都市計画運用指針に基づき、本事業の特性等を勘案して「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」に関する評価項目をそれぞれ選定する。

都市施設（道路）の都市計画にかかる都市計画評価基準について

①基本的考え方

都市計画決定権者は、都市計画の構想段階評価を行うときは、都市計画法第13条の都市計画基準及び本運用指針に照らし、評価の対象となる都市計画に係る都市施設等ごとに、以下をもとに、適切な評価分野、評価項目を設定するものとする。

②都市施設に関する評価分野等

「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」を基本に評価分野を設定し、対象地域の状況や当該都市施設の特性等に応じ、分野ごとに必要な評価項目を設定するものとする。

※第12版 都市計画運用指針 関連箇所抜粋

4.2 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目及び評価の方法

4.2.1 評価項目の選定

都市計画運用指針において、「都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために定められるものであり、この目的の実現に向け、必要と考えられる事項の全てに配慮して、個々の都市計画が総体として定められるものでなければならない。また、定められる個々の都市計画の内容が、土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮しうよう総合的に決められることが必要である。」とされている。

以上を踏まえ、都市計画の一体性、総合性の確保に関する評価項目について、事業特性等を勘案し選定した。

選定した評価項目と選定理由は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
上位計画との整合性	本事業と、その周辺における都市づくり等との一体性・総合性が確保されている必要があるため、選定した。

4.2.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価の方法

評価項目	評価方法
上位計画との整合性	上位計画との一体性や整合性が図られているかを比較評価する。

4.3 自然的環境の整備又は保全に関する評価項目及び評価の方法

4.3.1 評価項目の選定

都市計画運用指針では、自然的環境の整備又は保全の意義について、「近年では、都市部における貴重な緑地等の減少や都市住民の環境保全に対する意識の高まりに対応し、都市計画において緑地等の自然的環境を整備又は保全する必要性が高まっている。このため、すべての都市計画において自然的環境の整備（失われた自然的環境の復元を含む。）又は保全に配慮し、必要なものを公園等の都市施設又は緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域等の地域地区として決定していくことが重要である。」と示している。

これは主に、緑地、公園等の都市施設整備や、緑地保全に係る地域地区指定等について掲げているもので、本施設は、緑地や地域地区指定に該当しないものの、周辺環境に対する十分な配慮を行う必要性が高い施設である。

以上を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定する。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.3-1 に示すとおりである。

なお、評価項目の選定にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年（2013 年）、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下、「技術手法」という）の考え方を参考にした。

表 4.3-1 自然的環境の整備又は保全に関する評価項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			土地又は工作物の 存在及び供用		選定理由
			道路の 存在	自動車の 走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布している。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布している。自動車の走行に伴い、騒音の影響が生じるおそれがあることから選定した。
		振動		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布している。自動車の走行に伴い、振動の影響が生じるおそれがあることから選定した。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種の生息地等が分布している。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種の生育地等が分布している。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周辺には、生態系の保全上重要かつまとまって存在する自然環境が分布している。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観		○		事業実施想定区域及びその周辺には、景観資源や主要な眺望点等が分布している。道路の存在に伴い、景観への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。
	人と自然との触れ合いの活動の場		○		事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布している。道路の存在に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定した。

※計画段階配慮事項については、対象道路事業実施区域が決まる前の複数案の段階において、検討に必要な範囲内で調査・予測・評価を行うものであり、工事の実施による影響が想定される大気環境（悪臭）、水環境（水質、底質、地下水）、土壤環境（地形及び地質、地盤、土壌）、廃棄物、温室効果ガスについては、選定していない。今後の手続において、適切に調査・予測・評価を実施する。

4.3.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.3-2 に示すとおりである。

表 4.3-2 自然的環境の整備又は保全に関する評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地等の位置 ・集落・市街地 ^{注1)} ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 ^{注2)} ・騒音、振動に係る環境基準の類型指定の状況 ^{注3)}	既存資料	集落・市街地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
自動車の走行による振動				
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ^{注4)} ・注目すべき生息地 ^{注5)}	既存資料	重要な種の生息地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種 ^{注6)}	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要な自然環境のまとまりの場（保安林 ^{注7)} ）	既存資料	生態系の保全上重要であってまとまって存在する自然環境の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・景観資源 ^{注8)} ・主要な眺望点 ^{注8)}	既存資料	景観資源及び主要な眺望点の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ^{注9)} の存在	既存資料	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1) 集落・市街地は、「建築物の外周線（令和3年度）」（令和5年（2023年）3月閲覧、基盤地図情報ダウンロードサービス HP）に基づき設定。

注2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、「学校データ（令和3年）」、「医療機関データ（令和2年）」、「福祉施設データ（令和3年）」、「文化施設データ（平成25年度）」（令和5年（2023年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP）、「医療機関を探す」（令和5年（2023年）3月閲覧、救急医療 NET HIROSHIMA HP <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/>）に基づき設定。

注3) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、「用途地域データ（令和元年）」（令和5年（2023年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP）に基づき設定。また、振動規制法に係る道路交通振動の要請限度の区域の区分の状況は、「振動規制法（昭和51年）」（令和5年（2023年）3月閲覧）に基づき設定。

注4) 重要な動物種は、表 3.1-25 に示す選定基準に基づき設定。

注5) 注目すべき生息地は、表 3.1-26 に示す選定基準に基づき設定。

注6) 重要な植物種は、表 3.1-35 に示す選定基準に基づき設定。

注7) 保安林は、「森林地域データ（平成27年）」（令和5年（2023年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス）に基づき設定。

注8) 景観資源及び主要な眺望点は、「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市 HP）、「あさみなみ散策マップ ～伴ルート/奥畑ルート～」（平成26年（2014年）2月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課）、「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」（平成26年（2014年）2月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課）、「あさみなみ散策マップ～高取・長楽寺ルート～」（平成27年（2015年）3月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課）、「沼田歴史散歩」（平成28年11月、沼田歴史散歩の会）、「広島広域公園エディオンスタジアム広島」（令和5年（2023年）3月閲覧、広島市）、「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」（令和5年（2022年）3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネット HP）、「全国観るなび」（令和5年（2022年）3月閲覧、公益社団法人 日本観光振興協会 HP）に基づき設定。

注9) 人と自然との触れ合いの活動の場は、「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」（平成26年（2014年）2月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課）、「広島県の自然歩道」（令和5年（2022年）3月閲覧、広島市 HP）、「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」（令和5年（2023年）3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネット）に基づき設定。

4.4 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目及び評価の方法

4.4.1 評価項目の選定

都市計画法において、都市施設は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要となる施設のことであり、「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること」とされている。

以上を踏まえ、適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定する。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.4-1 に示すとおりである。

表 4.4-1 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
適切な道路の配置	土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な道路の配置にする必要があるため、選定した。
用地取得に伴うリスク	用地取得に伴い、事業費の増額や事業の遅れが発生する等のリスクがあり、可能な限り回避した配置が望ましいため、選定した。

4.4.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.4-2 に示すとおりである。

表 4.4-2 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価の方法

評価項目	評価方法
適切な道路の配置	上位計画との一体性や整合性が図られているかを比較評価する。
用地取得に伴うリスク	事業実施想定区域から想定される道路の位置と民地の重なり具合を比較評価する。

4.5 円滑な都市活動の確保に関する評価項目及び評価の方法

4.5.1 評価項目の選定

都市施設である「道路」は、「円滑な都市活動の確保」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が円滑な都市活動を向上させるものである。一方で、本事業の整備で道路網が変化することにより、住民の都市活動への影響として、周辺道路の交通への影響を評価する必要がある。

以上を踏まえ、円滑な都市活動の確保に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定する。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.5-1 に示すとおりである。

表 4.5-1 円滑な都市活動の確保に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
災害時のネットワークの向上	円滑な都市活動の確保に資することから、選定した。
周辺道路の渋滞緩和	円滑な都市活動の確保に資することから、選定した。
市街地への移動時間の短縮	円滑な都市活動の確保に資することから、選定した。
交通事故の減少	円滑な都市活動の確保に資することから、選定した。

4.5.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.5-2 に示すとおりである。

表 4.5-2 円滑な都市活動の確保に関する評価の方法

評価項目	評価方法
災害時のネットワークの向上	本事業の実施により、災害時のネットワークの向上に資するか比較評価する。
周辺道路の渋滞緩和	本事業の実施により、周辺道路の渋滞緩和に資するか比較評価する。
市街地への移動時間の短縮	本事業の実施により、市街地への移動時間の短縮に資するか比較評価する。
交通事故の減少	本事業の実施により、交通事故の減少に資するか比較評価する。

4.6 良好な都市環境の保持に関する評価項目及び評価の方法

4.6.1 評価項目の選定

都市施設である「道路」は、「良好な都市環境の保持」のために必要不可欠な施設であり、施設の立地自体が良好な都市環境を保持する役割を果たすものである。一方で、周辺の都市環境への影響について十分に配慮する必要がある。

以上を踏まえ、良好な都市環境の保持に関する評価項目について、事業特性等を勘案し設定する。

選定した評価項目及び選定理由は、表 4.6-1 に示すとおりである。

表 4.6-1 良好な都市環境の保持に関する評価項目の選定

評価項目	選定理由
農業的土地利用への影響	周辺の都市環境への影響について十分に配慮する必要があるため、選定した。
通過交通の排除	良好な都市環境の保持に資するため、選定した。

4.6.2 評価の方法

選定した評価項目の評価方法は、表 4.6-2 に示すとおりである。

表 4.6-2 円滑な都市活動の確保に関する評価の方法

評価項目	評価方法
農業的土地利用への影響	本事業の実施による農地への影響を比較評価する。
通過交通の排除	周辺道路における通過交通の排除に資するかを比較評価する。

第5章 評価等の結果

構想段階手続における都市計画における評価結果一覧は、表 5.1 に示すとおりである。

表 5.1 (1) 構想段階手続における都市計画における評価結果一覧

評価項目	ルート案①	ルート案②
上位計画との整合性	山陽自動車道と直接接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られるため、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合する。 また、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られるため、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合する。 また、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。
	いずれのルート案も上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。	
大気質	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があるとして評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	
騒音	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があるとして評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	
振動	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の一部分が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があるとして評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の半分以上が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	

表 5.1 (2) 構想段階手続における都市計画における評価結果一覧

評価項目	ルート案①	ルート案②
動物	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。
	いずれのルート案も環境への影響が懸念されるが、今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により影響低減が可能であるため、各ルート案の影響は同程度であると評価する。	
植物	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	いずれのルート案も環境への影響は小さいと評価する。	
生態系	予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場である保安林が僅かに存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場は存在しない。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	ルート案①ではわずかに保安林が存在するが、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価する。	
景観	予測地域内には、主要な眺望点が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、主要な眺望点や景観資源が存在しない。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	ルート案①では主要な眺望点が存在するが、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価する。	
人と自然との触れ合いの活動の場	予測地域内に「中国自然歩道」が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内に「中国自然歩道」が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。
	いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価する。	

表 5.1 (3) 構想段階手続における都市計画における評価結果一覧

評価項目	ルート案①	ルート案②
適切な道路の配置	上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られ、適切な道路の配置がなされているものと評価する。	上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られ、適切な道路の配置がなされているものと評価する。
	いずれのルート案も適切な道路の配置がなされているものと評価する。	
用地取得に伴うリスク	大半が既存の道路上を通過するが、一部は民地を通過すると想定される。 このため、用地取得に伴うリスクがあると評価する。	大半が民地を通過すると想定されるため、ルート案①に比べて用地取得の面積が大きいと想定される。 このため、用地取得に伴うリスクがあると評価する。
	ルート案①の方が用地取得に伴うリスクは小さいと評価する。	
災害時のネットワークの向上	新たな緊急輸送道路としての機能が期待される。また、大半が既存の道路上を通過するため、ルート上に土砂災害特別警戒区域が存在しないと想定されることから、防災面における問題がない。 以上より、災害時のネットワークの向上に資すると評価する。	新たな緊急輸送道路としての機能が期待される。一方、複数の「土砂災害特別警戒区域」を通過すると想定されるため、土砂災害による通行止めが懸念される。 以上より、災害時のネットワークの向上に資すると評価するが、防災面における懸念事項が存在する。
	ルート案①の方が、安全かつ災害時のネットワークの向上に資すると評価する。	
周辺道路の渋滞緩和	山陽自動車道と直接接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量が減少する。 以上より、周辺道路の渋滞緩和に資すると評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量が減少する。 以上より、周辺道路の渋滞緩和に資すると評価する。
	いずれのルート案も周辺道路の渋滞緩和に資すると評価する。	
市街地への移動時間の短縮	広島西風新都 IC から高速 4 号線沼田ランプ間の所要時間が現在より 8～11 分短縮する。 以上より、市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。	広島西風新都 IC から高速 4 号線沼田ランプ間の所要時間が現在より 5～8 分短縮する。 以上より、市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。
	ルート案①の方が、距離で約 3.6km、時間で約 3 分短いことから、より市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。	
交通事故の減少	山陽自動車道と直接接続することにより、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少や渋滞が緩和される。 以上より、交通事故の減少に資すると評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少や渋滞が緩和される。 以上より、交通事故の減少に資すると評価する。
	いずれのルート案も交通事故の減少に資するものと評価する。	
農業的土地利用への影響	大半が既存の道路上を通過するが、道路周辺には一部農地が存在する。 このため、農業的土地利用への影響は少なからずあると評価する。	一部が「国土利用計画法」に基づく農業地域に指定されており、部分的に農地利用されている。 このため、農業的土地利用への影響があると評価する。
	ルート案①の方が農業的土地利用への影響の程度は小さいものと評価する。	

表 5.1 (4) 構想段階手続における都市計画における評価結果一覧

評価項目	ルート案①	ルート案②
通過交通の排除	山陽自動車道と直接接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通が減少する。 このため、通過交通の排除に資すると評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通が減少する。 このため、通過交通の排除に資すると評価する。
	いずれのルート案も通過交通の排除に資すると評価する。	

5.1 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価結果

5.1.1 上位計画との整合性

(1) 広島市総合計画

広島市が策定する全ての計画の最上位に位置付けられる「広島市総合計画」において、「活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり」として、中四国地方の中核都市である本市の都市機能をより高めるため、都市交通の高速性・定時制を強化する自動車専用道路網を整備することとしている。

また、少子化・高齢化・人口減少に対応するため、広島広域都市圏の29市町と連携して、圏域経済を活性化し、自律的な発展を図ることなどにより、令和32年(2050年)以降も圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでおり、今後とも、ヒトやモノが循環する基盤となる広域的な交通ネットワークの充実強化を進める必要があるとしている。

高速4号線と山陽自動車道が接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られ、都心部との速達性や定時制が向上することで、県北部の高速道路周辺に多数立地している製造業などの生産性向上が期待できる。また、県北部の主要な観光施設であるスキー場は、来場者のほとんどが自動車利用であるため、都心部からの利便性向上が期待できる。

(2) 広島市総合交通戦略

「広島市総合計画」を上位計画とした交通分野における部門計画である「広島市総合交通戦略」において、市域のみならず広島県全体の活力を生み、中四国地方の発展を牽引していくための基盤となる幹線道路網整備として、「広島高速4号線延伸」が位置付けられている。

(3) 広島市都市計画マスタープラン

住民に最も近い基礎自治体である市町村が、住民の意見を反映して策定する都市計画の基本方針である「広島市都市計画マスタープラン」において、高速性・定時制に優れた自動車専用道路ネットワークの形成として、「広島高速4号線延伸」が位置付けられている。

以上の状況を踏まえ、表5.1-1に、上位計画との整合性に係る評価結果を示す。

評価の結果、いずれのルート案も上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。

表 5.1-1 都市計画の一体性・総合性の確保に関する評価結果

評価項目	評価結果	
	ルート案①	ルート案②
上位計画との整合性	山陽自動車道と直接接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られるため、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合する。 また、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られるため、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合する。 また、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。
	いずれのルート案も上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価する。	

5.2 自然的環境の整備又は保全に関する評価結果

事業実施想定区域に道路を設置することによる周辺環境に与える影響を検討した結果、事業計画における配置計画等の配慮を行うことにより、重大な環境影響は回避又は低減されるものと評価する。

5.2.1 大気質

(1) 調査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の分布状況

(b) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(c) 調査手法

調査手法は、表 5.2-1 に示す既存文献等の収集整理とした。

表 5.2-1 調査手法

調査項目	調査手法
環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の分布状況	国土数値情報 「医療機関データ」（令和2年（2020年）） 「福祉施設データ」（令和3年（2021年）） 「文化施設データ」（平成25年（2013年）） 「学校データ」（令和3年（2021年）） 数値地図（国土基本情報）オンライン 「建築物の外周線」（令和3年（2021年）） 救急医療 NET HIROSHIMA HP 「医療機関を探す」（令和5年（2023年）1月6日現在） ゼンリン住宅地図 「広島県 安佐南区」（令和4年（2022年）6月） 「広島県 佐伯区」（令和4年（2022年）7月）

(d) 調査結果

調査結果は、図 5.2-1 に示すとおりである。

ルート案周辺には、環境保全上配慮が特に必要な施設である学校や医療機関、福祉施設、文化施設のほか、住宅等が存在している。

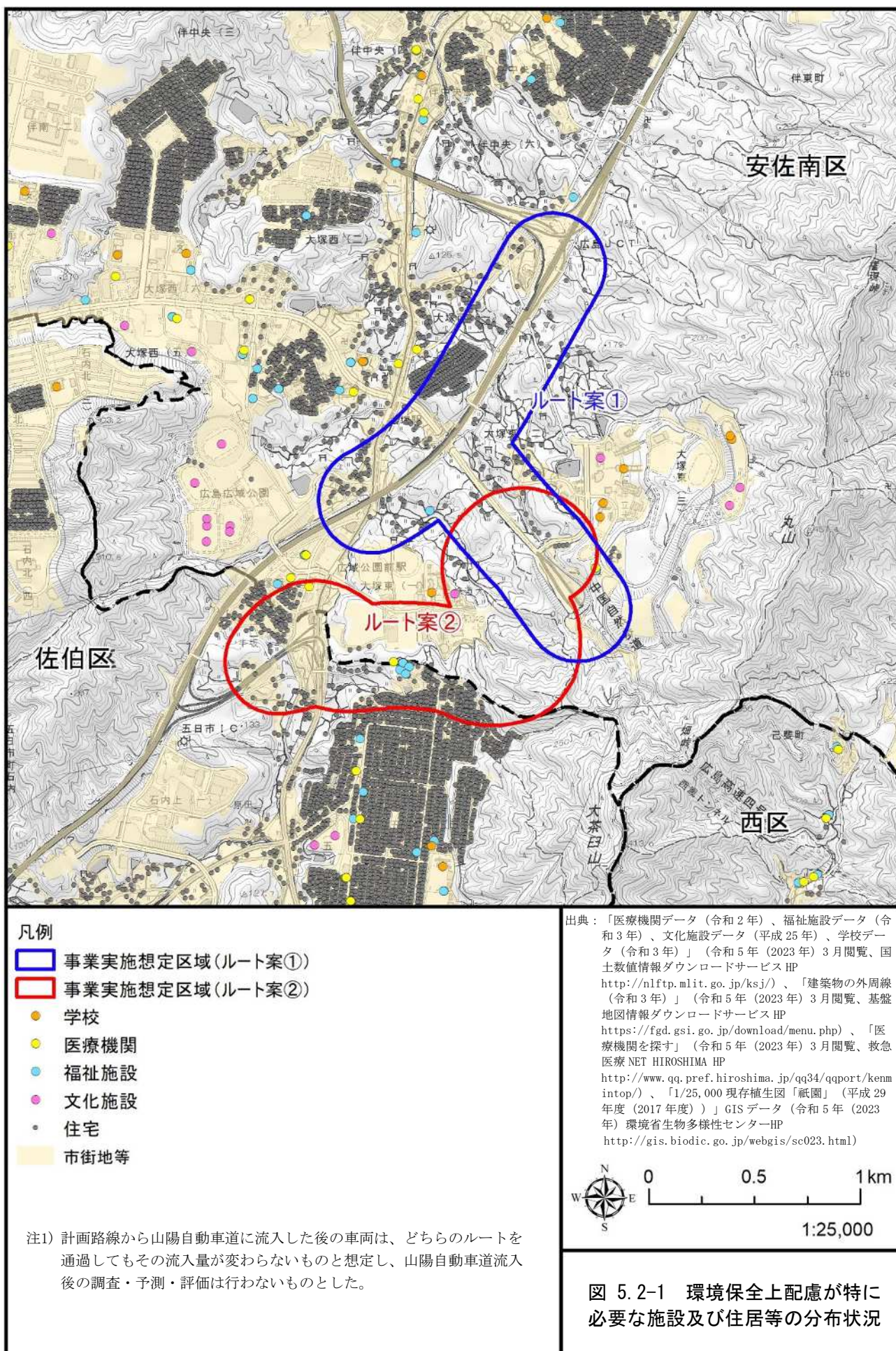


図 5.2-1 環境保全上配慮が特に必要な施設及び住居等の分布状況

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・自動車の走行に伴い影響を及ぼす環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の立地状況

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-1 に示す各ルート案の事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と環境保全上配慮が特に必要な施設及び住宅等の分布状況と各ルート案の重ね合わせにより、それぞれの住居等への影響を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-1 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。

ルート案②の予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。なお、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（大気質）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
自動車の走行 による大気質	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があるとして評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	

なお、自動車の走行による大気質への影響について、既存資料では事業実施想定区域における大気質の状況等の詳細な情報が得られなかったため、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査の実施に当たっては、今後検討する対象事業実施区域及び住宅等の分布状況を踏まえ、調査地点を検討することとする。
- ・今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、環境に配慮した事業計画の立案、適切な環境保全措置の立案をすることにより、大気質への影響の低減を図る。

5.2.2 騒音

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の分布状況
- ・騒音に係る環境基準の類型指定の状況

(b) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(c) 調査手法

調査手法は、表 5.2-3 に示す既存文献等の収集整理とした。

表 5.2-3 調査手法

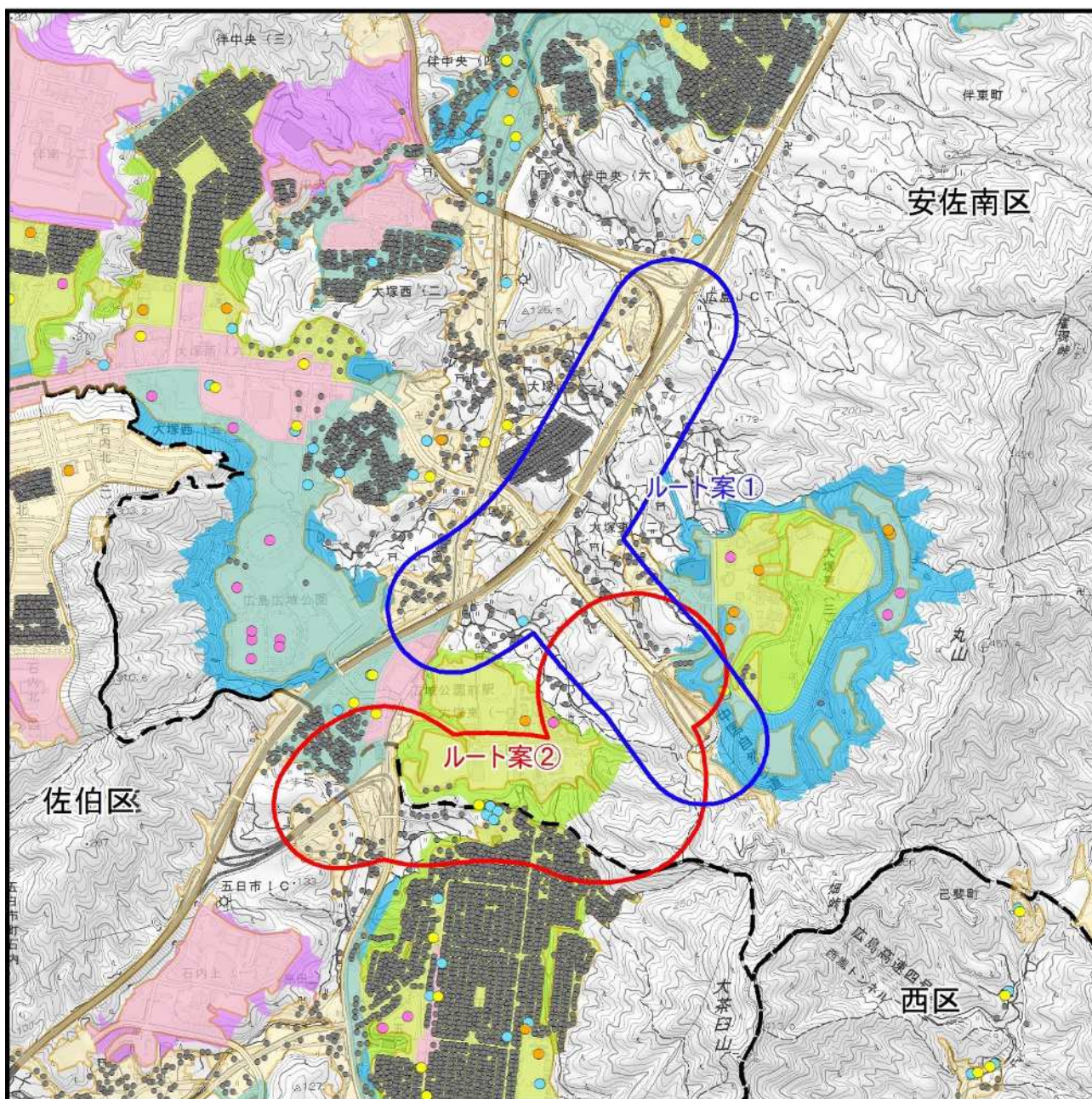
調査項目	調査手法
環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の分布状況	国土数値情報 「医療機関データ」（令和2年（2020年）） 「福祉施設データ」（令和3年（2021年）） 「文化施設データ」（平成25年（2013年）） 「学校データ」（令和3年（2021年）） 数値地図（国土基本情報）オンライン 「建築物の外周線」（令和3年（2021年）） 救急医療 NET HIROSHIMA HP 「医療機関を探す」（令和5年（2023年）1月6日現在） ゼンリン住宅地図 「広島県 安佐南区」（令和4年（2022年）6月） 「広島県 佐伯区」（令和4年（2022年）7月）
騒音に係る環境基準の類型指定の状況	国土数値情報 「用途地域データ」（令和元年（2019年））

(d) 調査結果

調査結果は、図 5.2-2 に示すとおりである。

ルート案周辺には、環境保全上配慮が特に必要な施設である学校や医療機関、福祉施設、文化施設のほか、住宅等が存在する。

また、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」の類型の指定地域は図 5.2-2 に示すとおりであり、ルート案周辺には環境基準類型A、B及びCが存在する。



凡例

 事業実施想定区域(ルート案①)

 事業実施想定区域(ルート案②)

● 学校

● 医療機関

● 福祉施設

● 文化施設

● 住宅

市街地等

騒音に係る環境基準の類型:A

騒音に係る環境基準の類型:B

騒音に係る環境基準の類型:C

注) 計画路線から山陽自動車道に流入した後の車両は、どちらのルートを通ってもその流入量が変わらないものと想定し、山陽自動車道流入後の調査・予測・評価は行わないものとした。

出典: 「医療機関データ(令和2年)」、福祉施設データ(令和3年)、文化施設データ(平成25年)、学校データ(令和3年)」「(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)」、「建築物の外周線(令和3年)」「(令和5年(2023年)3月閲覧、基盤地図情報ダウンロードサービスHP <https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>)」、「医療機関を探す」(令和5年(2023年)3月閲覧、救急医療NET HIROSHIMA HP <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenminto/p/>)、「1/25,000 現存植生図「祇園」(平成29年度(2017年度))」GISデータ(令和5年(2023年)環境省生物多様性センターHP <http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc023.html>)、「用途地域データ(令和元年)」「(令和5年(2023年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)



0 0.5 1 km

1:25,000

図 5.2-2 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定状況

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 自動車の走行に伴い影響を及ぼす環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の立地状況

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-2 に示す各ルート案の事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と環境保全上配慮が特に必要な施設及び住宅等の分布状況と各ルート案の重ね合わせにより、それぞれの住宅等への影響を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-2 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在する。

ルート案②の予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在する。なお、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-4 に示すとおりである。

表 5.2-4 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（騒音）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
自動車の走行 による騒音	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型A、B及びCの指定地域が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があるとして評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型A、B及びCの指定地域が存在する。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	

なお、自動車の走行による騒音の影響について、既存資料では事業実施想定区域における騒音の状況等の詳細な情報が得られなかったため、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査の実施に当たっては、今後検討する対象事業実施区域及び住宅等の分布状況を踏まえ、調査地点を検討することとする。
- ・今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、環境に配慮した事業計画の立案、適切な環境保全措置の立案をすることにより、騒音影響の低減を図る。

5.2.3 振動

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の分布状況
- ・振動規制法に係る道路交通振動の要請限度の状況

(b) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(c) 調査手法

調査手法は、表 5.2-5 に示す既存文献等の収集整理とした。

表 5.2-5 調査手法

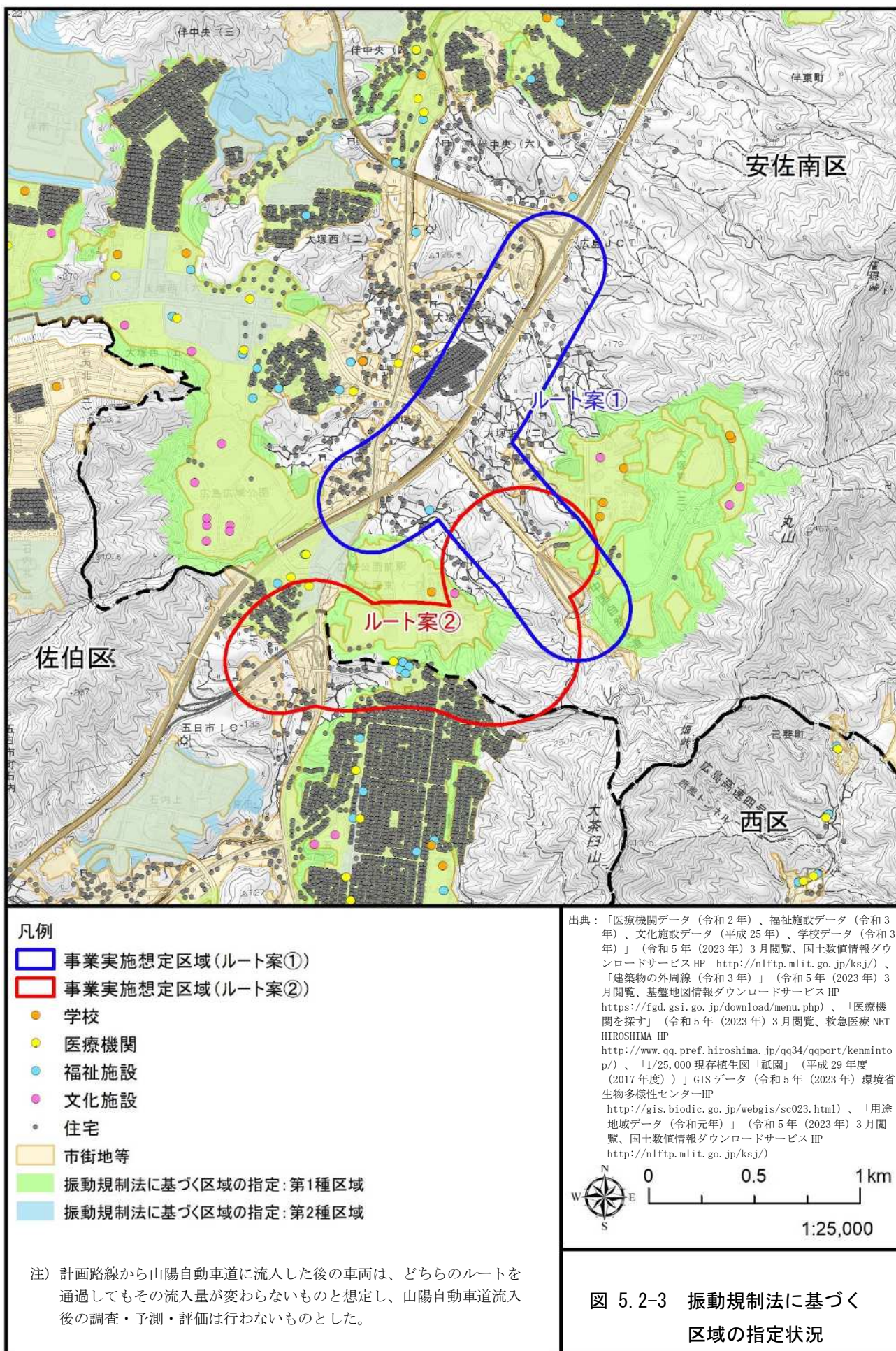
調査項目	調査手法
環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の分布状況	国土数値情報 「医療機関データ」（令和2年（2020年）） 「福祉施設データ」（令和3年（2021年）） 「文化施設データ」（平成25年（2013年）） 「学校データ」（令和3年（2021年）） 数値地図（国土基本情報）オンライン 「建築物の外周線」（令和3年（2021年）） 救急医療 NET HIROSHIMA HP 「医療機関を探す」（令和5年（2023年）1月6日現在） ゼンリン住宅地図 「広島県 安佐南区」（令和4年（2022年）6月） 「広島県 佐伯区」（令和4年（2022年）7月）
振動規制法に係る道路交通振動の要請限度の状況	国土数値情報 「用途地域データ」（令和元年（2019年））

(d) 調査結果

調査結果は、図 5.2-3 に示すとおりである。

ルート案周辺には、環境保全上配慮が特に必要な施設である学校や医療機関、福祉施設、文化施設のほか、住宅等が存在する。

また、「振動規制法」に基づく「道路交通振動の要請限度」の指定地域はとして、ルート案周辺には第1種区域及び第2種区域が存在する。



(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 自動車の走行に伴い影響を及ぼす環境保全上配慮が特に必要な施設（学校、医療機関、福祉施設、文化施設）及び住宅等の立地状況

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-3 に示す各ルート案の事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と環境保全上配慮が特に必要な施設及び住宅等の分布状況と各ルートの重ね合わせにより、それぞれの住宅等への影響を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-3 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の一部が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。

ルート案②の予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の半分以上が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当する。なお、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-6 に示すとおりである。

表 5.2-6 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（振動）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
自動車の走行 による振動	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の一部が第1種区域及び第2種区域に該当する。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があるとして評価する。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在する。また、予測地域の半分以上が第1種区域及び第2種区域に該当する。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられる。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価する。	

なお、自動車の走行による振動の影響について、既存資料では事業実施想定区域における振動の状況等の詳細な情報が得られなかったため、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査の実施に当たっては、今後検討する対象事業実施区域及び住宅等の分布状況を踏まえ、調査地点を検討することとする。
- ・今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、環境に配慮した事業計画の立案、適切な環境保全措置の立案をすることにより、振動影響の低減を図る。

5.2.4 動物

(1) 調査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な動物の生息状況
- ・ 注目すべき生息地

(b) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(c) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

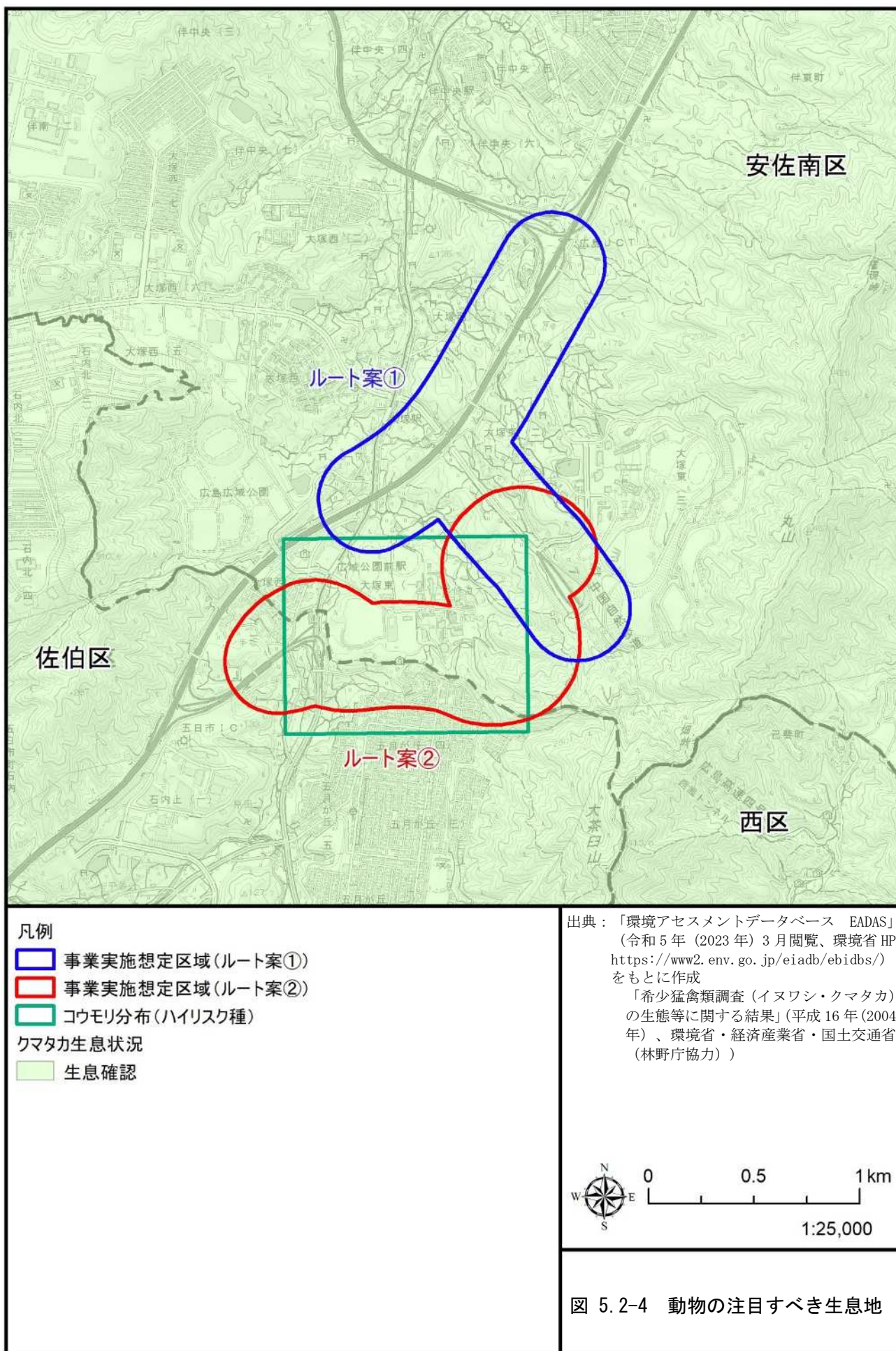
(d) 調査結果

(7) 重要な動物の生息状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要な動物として、哺乳類 8 種、鳥類 59 種、爬虫類 3 種、両生類 7 種、昆虫類 36 種、淡水魚類 18 種、底生動物 6 種が確認された。これらのリストは、表 3.1-27～表 3.1-33 に示すとおりである。

(イ) 動物の注目すべき生息地の分布状況

動物の注目すべき生息地として、「環境アセスメントデータベース」（環境省）によると、図 5.2-4 に示すとおり、事業実施想定区域及びその周囲においてハイリスク種（オヒキコウモリ）の生息情報が得られた。また、「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の生態等に関する結果」（平成 16 年、環境省・経済産業省・国土交通省（林野庁協力））によると、図 5.2-4 に示すとおり、事業実施想定区域及びその周囲においてクマタカの生息情報が得られた。



(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な動物の生息地及び動物の注目すべき生息地との位置関係
- ・ 各ルート案の土地の改変の程度

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-4 に示す事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と重要な動物の生息地及び動物の注目すべき生息地の重ね合わせにより、各ルート案との位置関係を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-4 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、動物の注目すべき生息地として、「オヒキコウモリの生息地」と「クマタカの生息地」が分布する。

ルート案②の予測地域内には、動物の注目すべき生息地として、「オヒキコウモリの生息地」と「クマタカの生息地」が分布する。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過、分断の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-7 に示すとおりである。

表 5.2-7 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（動物）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
道路の存在による 動物	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。
	いずれのルート案も環境への影響が懸念されるが、今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により影響低減が可能であるため、各ルート案の影響は同程度であると評価する。	

なお、道路の存在による動物への影響について、既存資料では事業実施想定区域における生息状況等の詳細な情報が得られなかったため、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・有識者へのヒアリングを実施し、動物の生息状況や調査方法等の助言を受ける。
- ・現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、主な生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査時期等を検討する。
- ・今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な動物種の生息地をできるだけ回避したルート等の検討や環境に配慮した工事計画の立案をすることにより、生息環境への影響の低減を図る。

5.2.5 植物

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な植物の生育状況
- ・ 重要な植物群落の分布状況
- ・ 巨樹・巨木の分布状況

(b) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(c) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

(d) 調査結果

(7) 重要な植物の生育状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要な植物として 56 種が確認された。
これらのリストは、表 3.1-37 に示すとおりである。

(イ) 重要な植物群落の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲では、重要な植物群落は確認されなかった。

(ウ) 巨樹・巨木の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲では、巨樹・巨木は確認されなかった。

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な植物の生育地と各ルート案の位置関係
- ・ 各ルート案の土地の改変の程度

(b) 予測地域

予測地域は、事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と重要な植物の生育地の重ね合わせにより、各ルート案との位置関係を予測した。

(d) 予測結果

ルート案①の予測地域内には、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。

ルート案②の予測地域内には、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過、分断の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-8 に示すとおりである。

表 5.2-8 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（植物）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
道路の存在による 植物	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できなかった。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	いずれのルート案も環境への影響は小さいと評価する。	

なお、道路の存在による植物への影響について、既存資料では事業実施想定区域における生育状況等の詳細な情報が得られなかったため、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・有識者へのヒアリングを実施し、植物の生育情報や調査方法等の助言を受ける。
- ・現地調査により植物の生育状況を把握し、生育が確認された重要な種に対して環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、主な生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえた調査時期等を検討する。
- ・今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、詳細な位置が特定できた重要な植物種の生育地をできるだけ回避したルート等の検討をすることにより、生育環境への影響の低減を図る。

5.2.6 生態系

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な自然環境のまとまりの場の分布状況

(b) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

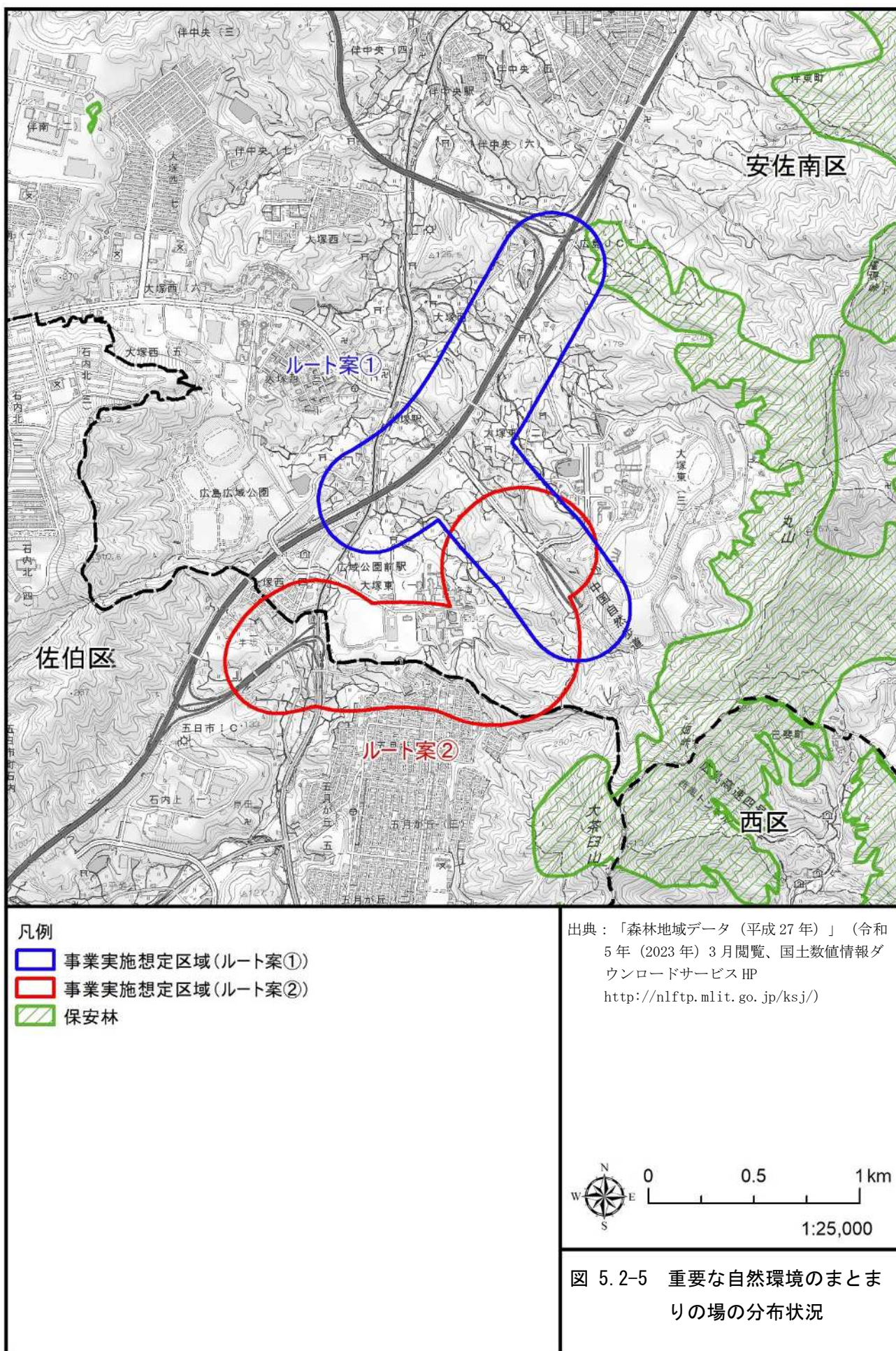
(c) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

(d) 調査結果

調査の結果は、図 5.2-5 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲に保安林が分布する。



(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 重要な自然環境のまとまりの場と各ルート案の位置関係
- ・ 各ルート案の土地の改変の程度

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-5 に示す事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、各ルート案との位置関係を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-5 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場である保安林が僅かに存在（約 1.1ha）する。

ルート案②の予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場は存在しない。

(3) 評 価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過、分断の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-9 に示すとおりである。

表 5.2-9 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（生態系）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
道 路 の 存 在 に よ る 生 態 系	予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場である保安林が僅かに存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場は存在しない。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	ルート案①ではわずかに保安林が存在するが、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルートを検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価する。	

なお、道路の存在による生態系への影響について、既存資料では事業実施想定区域における詳細な情報が得られなかったため、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査により注目種等の生息・生育状況を把握し、適切な環境保全措置を検討する。なお、現地調査の実施にあたっては、今後検討される生態系の注目種の生態的特性を踏まえた調査時期等を検討する。
- ・施設等を整備する場合は、土地の改変及び樹木の伐採面積の最小化を図ることで、直接改変による重要な自然環境のまとまりの場への影響の低減を図る。

5.2.7 景 観

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・ 景観資源の分布状況
- ・ 主要な眺望点の分布状況

(b) 調査地域

調査地域は、対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離を考慮して設定するものとし、各ルート案から 3 km の範囲内とした。

(c) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

(d) 調査結果

調査結果は、図 5.2-6 に示すとおりである。

(7) 景観資源の分布状況

調査地域において、景観資源として「保存樹」が 5 箇所存在する。

(イ) 主要な眺望点の分布状況

調査地域において、表 5.2-10 に示すとおり、主要な眺望点として「大元神社」、「広島広域公園」などが 27 箇所存在する。

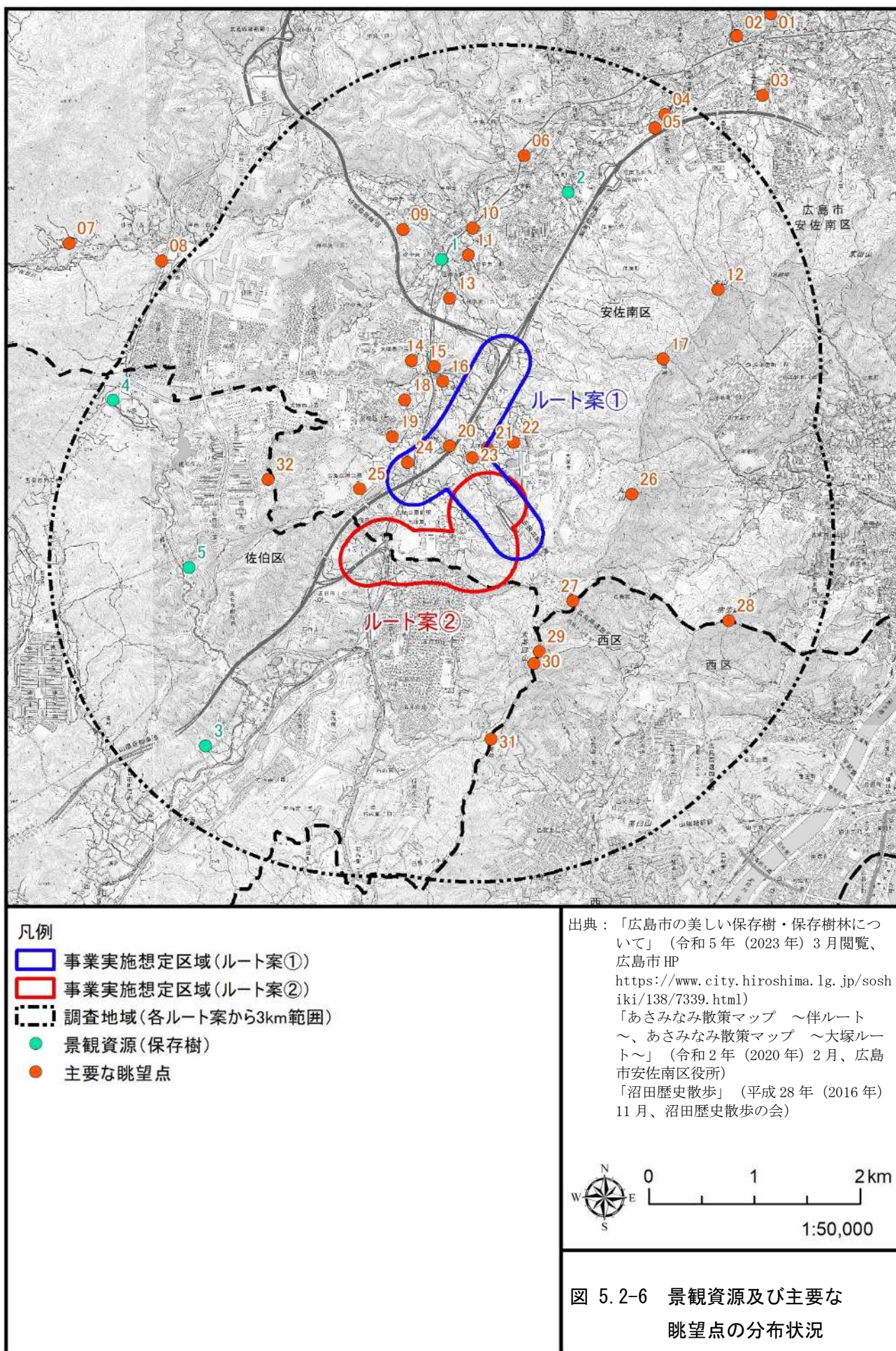


表 5.2-10 主要な眺望点の分布状況

No.	名称
04	恵比須神社
05	飛倉毘沙門天
06	雲岩寺
09	金毘羅神社
10	伴東城跡
11	諏訪神社
12	火山
13	黄幡神社
14	稲荷神社
15	宮ヶ瀬神社
16	八面神社
17	権現峠
18	大塚観音堂
19	岸城跡
20	安佐南区大塚西 1 丁目 27
21	安佐南区大塚東 2 丁目 21
22	広島市立大学周辺の田園風景
23	若宮神社
24	安佐南区大塚西 3 丁目 24
25	広島広域公園
26	丸山
27	畑峠
28	宗箇山
29	大茶臼山
30	大茶臼山展望岩
31	己斐峠
32	こころ展望公園

注) 主要な眺望点のうち、各ルート案から 3 km 範囲内の眺望点を表記した。

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・ 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度
- ・ 主要な眺望景観の変化の程度

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-6 に示す事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、予測地域と景観資源及び主要な眺望点の重ね合わせにより、各ルート案との位置関係を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-6 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、主要な眺望点が存在する。

ルート案②の予測地域内には、主要な眺望点や景観資源は存在しない。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過、分断の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-11 に示すとおりである。

表 5.2-11 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（景観資源及び主要な眺望点）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
道路の存在による 景観資源 及び主要な眺望点	予測地域内には、主要な眺望点が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内には、主要な眺望点や景観資源が存在しない。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価する。
	ルート案①では主要な眺望点が存在するが、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価する。	

なお、道路の存在による景観への影響について、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査にあたっては、今後検討する対象事業実施区域及び道路構造等を踏まえ、適切な調査地点を設定する。
- ・現地調査にあたっては、景観資源及び主要な眺望点の特性等を踏まえた調査時期を設定する。
- ・施設等を整備する場合は、広島市が公表している「広島市景観計画」に定められる形態意匠の基準等を踏まえ、自然との調和が図られたデザインを検討し、良好な景観の形成を図る。

5.2.8 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(b) 調査地域

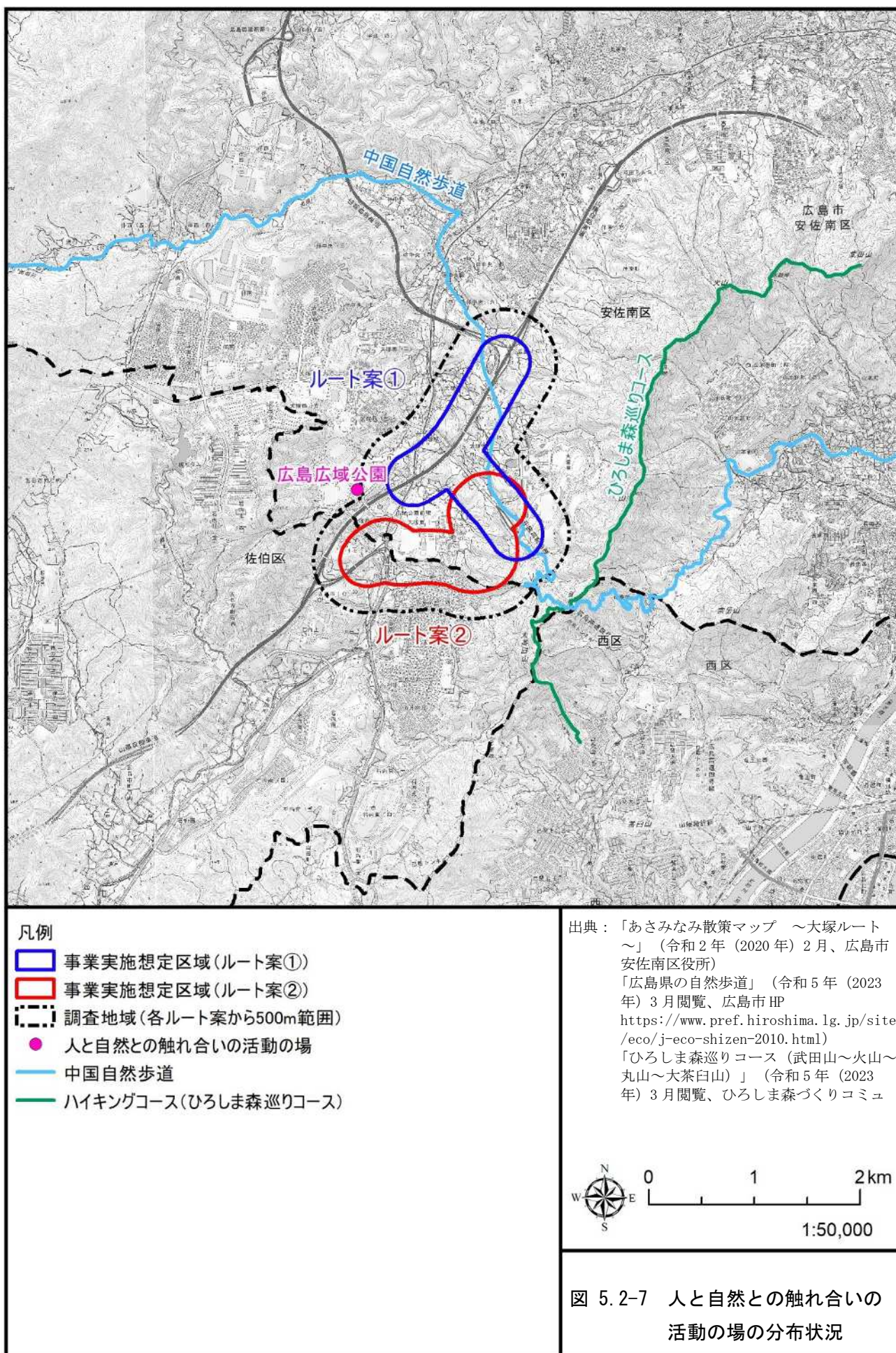
調査地域は、対象道路が触れ合いの活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲を考慮して設定するものとし、各ルート案から 500m 及びその周囲を範囲とした。

(c) 調査手法

調査手法は、既存文献等の収集整理とした。

(d) 調査結果

調査結果は、図 5.2-7 に示すとおりである。調査地域において、人と自然との触れ合いの活動の場として「中国自然歩道」が存在する。



(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場と各ルート案の位置関係
- ・各ルート案の土地の改変の程度

(b) 予測地域

予測地域は、図 5.2-7 に示す事業実施想定区域とした。

(c) 予測手法

予測手法は、事業実施想定区域と人と自然との触れ合いの活動の場の重ね合わせにより、各ルート案との位置関係を予測した。

(d) 予測結果

予測結果は、図 5.2-7 に示すとおりである。

ルート案①の予測地域内には、「中国自然歩道」が存在する。

ルート案②の予測地域内には、「中国自然歩道」が存在する。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、回避又は通過、分断の状況を整理・比較し、影響の程度について評価した。

(b) 評価結果

評価の結果は、表 5.2-12 に示すとおりである。

表 5.2-12 自然的環境の整備又は保全に関する評価の結果（人と自然との触れ合いの活動の場）

計画段階 配慮事項	ルート案①	ルート案②
道路の存在による 人と自然との触れ 合いの活動の場	予測地域内に「中国自然歩道」が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。	予測地域内に「中国自然歩道」が存在する。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価する。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能である。
	いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価する。	

なお、道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、今後の方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。

- ・現地調査にあたっては、今後検討する対象事業実施区域及び道路構造等を踏まえ、適切な調査地点を設定する。
- ・現地調査にあたっては、人と自然との触れ合いの活動の場の特性等を踏まえた調査時期を設定する。
- ・今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、事業実施想定区域内に位置する人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルートの検討及び迂回路等を設置し利用者等の通行を妨げないことなどにより、影響の低減を図る。

5.3 適切な規模及び必要な位置への配置に関する評価結果

5.3.1 適切な道路の配置

都市施設は、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために必要となる施設のことであり、「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること」とされている。

高速4号線と山陽自動車道との接続については、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られている。

以上の状況を踏まえ、表5.3-1に、適切な道路の配置に関する評価結果を示す。

評価の結果、いずれのルート案も適切な道路の配置がなされているものと評価する。

表 5.3-1 適切な道路の配置に関する評価結果

評価項目	ルート案①	ルート案②
適切な道路の配置	上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られ、適切な道路の配置がなされているものと評価する。	上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られ、適切な道路の配置がなされているものと評価する。
	いずれのルート案も適切な道路の配置がなされているものと評価する。	

5.3.2 用地取得に伴うリスク

用地取得が発生した場合、地権者との交渉に時間を要する可能性がある。また、取得に必要な費用も発生することから、事業実施にあたり、用地取得は可能な限り回避することが望ましい。

ルート案①は、大半が既存の道路上を通過するが、一部は民地を通過すると想定される。

ルート案②は、大半が民地を通過すると想定されるため、ルート案①に比べて用地取得の面積が大きいと想定される。

以上の状況を踏まえ、表 5.3-2 に、用地取得に伴うリスクに関する評価結果を示す。

評価の結果、ルート案①の方が用地取得に伴うリスクは小さいと評価する。

表 5.3-2 用地取得に伴うリスクに関する評価結果

評価項目	ルート案①	ルート案②
用地取得に伴うリスク	大半が既存の道路上を通過するが、一部は民地を通過すると想定される。 このため、用地取得に伴うリスクがあると評価する。	大半が民地を通過すると想定されるため、ルート案①に比べて用地取得の面積が大きいと想定される。 このため、用地取得に伴うリスクがあると評価する。
	ルート案①の方が用地取得に伴うリスクは小さいと評価する。	

5.4 円滑な都市活動の確保に関する評価結果

5.4.1 災害時のネットワークの向上

広島都市圏では、近年「平成 26 年 8 月豪雨災害」、「平成 30 年 7 月西日本豪雨災害」など大規模な災害が頻発しており、防災・減災への取組が急務となっている。

いずれのルート案も、新たな緊急輸送道路として機能することによって、信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークが形成される。

ルート案①は、大半が既存の道路上を通過するため、防災面で問題がなく、災害に強い道路ネットワークの構築が期待される。一方、ルート案②は、複数の「土砂災害特別警戒区域」を通過するため、土砂災害による通行止めが懸念される。

以上の状況を踏まえ、表 5.4-1 に、災害時のネットワークの向上に関する評価結果を示す。

評価の結果、ルート案①の方が、安全かつ災害時のネットワークが向上するものと評価する。

表 5.4-1 災害時のネットワークの向上に関する評価結果

評価項目	評価結果	
	ルート案①	ルート案②
災害時のネットワークの向上	新たな緊急輸送道路としての機能が期待される。また、大半が既存の道路上を通過するため、ルート上に土砂災害特別警戒区域が存在しないと想定されることから、防災面における問題がない。 以上より、災害時のネットワークの向上に資すると評価する。	新たな緊急輸送道路としての機能が期待される。一方、複数の「土砂災害特別警戒区域」を通過すると想定されるため、土砂災害による通行止めが懸念される。 以上より、災害時のネットワークの向上に資すると評価するが、防災面における懸念事項が存在する。
	ルート案①の方が、安全かつ災害時のネットワークの向上に資すると評価する。	

5.4.2 周辺道路の渋滞緩和

西風新都と都心部を結ぶ主なアクセス道路である高速4号線や、西風新都周辺の幹線道路を連絡する大塚駅北交差点には交通が集中する構造となっている。また、高速4号線は県北部方面と都心部を結ぶ広域交通のアクセス道路にもなっていることから、山陽自動車道を利用する交通も大塚駅北交差点に集中することとなっている。

いずれのルート案も、高速4号線と山陽自動車道が接続することにより、これまで広島西風新都ICや五日市ICから一般道を経由して高速4号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少が期待される。

以上の状況を踏まえ、表5.4-2に、周辺道路の渋滞の緩和に関する評価結果を示す。

評価の結果、いずれのルート案も周辺道路の渋滞の緩和に資すると評価する。

表 5.4-2 周辺道路の渋滞緩和に関する評価結果

評価項目	評価結果	
	ルート案①	ルート案②
周辺道路の渋滞緩和	山陽自動車道と直接接続することにより、これまで広島西風新都ICや五日市ICから一般道を経由して高速4号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量が減少する。	山陽自動車道と五日市ICを介して接続することにより、これまで広島西風新都ICや五日市ICから一般道を経由して高速4号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量が減少する。
	以上より、周辺道路の渋滞緩和に資すると評価する。	以上より、周辺道路の渋滞緩和に資すると評価する。
	いずれのルート案も周辺道路の渋滞緩和に資すると評価する。	

5.4.3 市街地への移動時間の短縮

高速4号線は、広島県の北部方面と市内中心部を結ぶ重要な路線であるが、現在市内中心部へ向かうためには、高速道路から五日市ICや広島西風新都ICで一般道に乗り継ぎ、高速4号線を利用する必要がある。

高速4号線を延伸することにより、利便性の向上や広島広域都市圏域における人流・物流の更なる活性化が期待される。また、現在のルートでは渋滞の発生による所要時間のばらつきがみられるが、高速4号線の延伸によりばらつきの改善が期待される。

広島西風新都ICから高速4号線沼田ランプ間の所要時間について、ルート案①は、現在より8～11分短縮する。一方、ルート案②は、現在より5～8分短縮する。

以上の状況を踏まえ、表5.4-3に、市街地への移動時間の短縮に関する評価結果を示す。

評価の結果、ルート案①の方が距離で約3.6km、時間で約3分短いことから、より市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。

表 5.4-3 市街地への移動時間の短縮に関する評価結果

評価項目	評価結果	
	ルート案①	ルート案②
市街地への移動時間の短縮	広島西風新都ICから高速4号線沼田ランプ間の所要時間が現在より8～11分短縮する。 以上より、市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。	広島西風新都ICから高速4号線沼田ランプ間の所要時間が現在より5～8分短縮する。 以上より、市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。
	ルート案①の方が、距離で約3.6km、時間で約3分短いことから、より市街地への移動時間の短縮に資すると評価する。	

5.4.4 交通事故の減少

広島高速4号線を利用する車が集中する大塚駅北交差点では、過去4年間（H27-H30）で39件の交通事故が発生している。これらの事故原因の内訳は、渋滞等が主な要因とされる追突が約7割を占めている。

いずれのルート案も、高速4号線と山陽道を接続するため、大塚駅北交差点の交通量減少や渋滞の緩和により、交通事故の減少が期待できる。

以上の状況を踏まえ、表5.4-4に、交通事故の減少に関する評価結果を示す。

評価の結果、いずれのルート案も交通事故の減少に資すると評価する。

表 5.4-4 交通事故の減少に関する評価結果

評価項目	評価結果	
	ルート案①	ルート案②
交通事故の減少	山陽自動車道と直接接続することにより、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少や渋滞が緩和される。 以上より、交通事故の減少に資すると評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少や渋滞が緩和される。 以上より、交通事故の減少に資すると評価する。
	いずれのルート案も交通事故の減少に資すると評価する。	

5.5 良好な都市環境の保持に関する評価結果

5.5.1 農業的土地利用への影響

ルート案①は、大半が既存の道路上を通過するが、道路周辺には一部農地が存在する。

ルート案②は、一部が「国土利用計画法」に基づく農業地域に指定されており、部分的に農地利用されている。

以上の状況を踏まえ、表 5.5-1 に、農業的土地利用への影響に関する評価結果を示す。

評価の結果、ルート案①の方が農業的土地利用への影響の程度は小さいものと評価する。

表 5.5-1 農業的土地利用への影響に関する評価結果

評価項目	ルート案①	ルート案②
農業的土地利用への影響	大半が既存の道路上を通過するが、道路周辺には一部農地が存在する。 このため、農業的土地利用への影響は少なからずあると評価する。	一部が「国土利用計画法」に基づく農業地域に指定されており、部分的に農地利用されている。 このため、農業的土地利用への影響があると評価する。
	ルート案①の方が農業的土地利用への影響の程度は小さいものと評価する。	

5.5.2 通過交通の排除

高速 4 号線と山陽自動車道が接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通の減少が期待される。

以上の状況を踏まえ、表 5.5-2 に、通過交通の排除に関する評価結果を示す。

評価の結果、いずれのルート案も通過交通の排除に資すると評価する。

表 5.5-2 通過交通の排除に関する評価結果

評価項目	ルート案①	ルート案②
通過交通の排除	山陽自動車道と直接接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通が減少する。 このため、通過交通の排除に資すると評価する。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通が減少する。 このため、通過交通の排除に資すると評価する。
	いずれのルート案も通過交通の排除に資すると評価する。	

哺乳類確認種リスト

No.	目名	科名	種名	文献 No.										
				1	3	4	5	6	7	8	10	11	16	
1	食虫	トガリネズミ	ジネズミ										○	
2			カワネズミ				○	○						
3		モグラ	ヒミズ									○	○	
4			コウベモグラ		○						○	○		
5	翼手	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ										○	
6		ヒナコウモリ	アブラコウモリ										○	
7			コテングコウモリ					○						
8		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ					○						
9	霊長	オナガザル	ニホンザル			○	○			○		○	○	
10	ウサギ	ウサギ	ノウサギ		○					○		○	○	
11	齧歯	リス	ニホンモモンガ					○	○					
12			ムササビ					○	○				○	
13		ヤマネ	ヤマネ					○	○					
14		ネズミ	アカネズミ									○	○	
15			ヒメネズミ									○	○	
16			ドブネズミ											○
17	食肉	クマ	ツキノワグマ					○	○			○	○	
18		イヌ	タヌキ		○	○	○			○		○	○	
19			キツネ		○		○			○		○	○	
20		イタチ	テン		○					○		○	○	
21			ニホンイタチ		○	○		○	○	○		○	○	
22			アナグマ				○						○	○
23	偶蹄	イノシシ	イノシシ		○	○	○			○		○	○	
24		シカ	ニホンジカ				○					○		
計	7 目	15 科	24 種	0 種	7 種	4 種	6 種	6 種	7 種	8 種	0 種	14 種	18 種	

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和4年11月、国土交通省）に準拠した。

注2) 文献 No.

- 「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」（昭和53～55年 環境省自然環境局）
- 「第4回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」（昭和63年～平成5年 環境省自然環境局）
- 「第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」（平成5年～平成11年 環境省自然環境局）
- 「第6回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」（平成11年～平成17年 環境省自然環境局）
- 「広島版レッドデータブック2021」（令和3年 広島県）
- 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」（平成12年 広島市）
- 「五日市町誌 上巻」（昭和49年 五日市町誌編集委員会）
- 「比婆科学」（昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会）
- 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」（平成3年 広島県）
- 「広島県の哺乳類」（平成12年 中国新聞社）

鳥類確認種リスト (1/4)

No.	目名	科名	種名	文献 No.								
				1	2	6	7	8	10	11	17	18
1	キジ	キジ	ヤマドリ	○						○		
2			キジ	○	○					○	○	
3	カモ	カモ	オオハクチョウ							○		
4			オシドリ		○						○	
5			オカヨシガモ								○	
6			ヨシガモ		○						○	
7			ヒドリガモ		○					○	○	
8			アメリカヒドリ								○	
9			マガモ	○	○						○	
10			カルガモ		○					○	○	
11			ハシビロガモ								○	
12			オナガガモ		○						○	
13			シマアジ							○	○	
14			トモエガモ								○	
15			コガモ		○						○	
16			ホシハジロ								○	
17			キンクロハジロ		○						○	
18			スズガモ		○						○	
19			ホオジロガモ								○	
20			ミコアイサ								○	
21			ウミアイサ								○	
22	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		○						○	
23			カンムリカイツブリ							○	○	
24			ハジロカイツブリ								○	
25	ハト	ハト	キジバト	○	○					○	○	
26			アオバト	○						○	○	
27	アビ	アビ	シロエリオオハム								○	
28	ミズナギドリ	ミズナギドリ	マダラシロハラミズナギドリ							○		
29			オオミズナギドリ								○	
30	カツオドリ	ウ	カワウ								○	
31			ウミウ								○	
32	ペリカン	サギ	ヨシゴイ								○	
33			ミゾゴイ								○	
34			ゴイサギ		○	○				○	○	
35			ササゴイ	○							○	
36			アマサギ								○	
37			アオサギ		○					○	○	
38			ダイサギ		○						○	
39			チュウサギ								○	
40			コサギ		○					○	○	
41			クロサギ								○	
42	ツル	クイナ	クイナ			○					○	
43			ヒクイナ								○	
44			バン	○							○	
45	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	○						○	○	
46			ツツドリ	○				○			○	
47			カッコウ					○			○	
48	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○		○					○	
49	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ								○	
50			アマツバメ			○					○	
51			ヒメアマツバメ						○		○	
52	チドリ	チドリ	タゲリ		○						○	
53			ケリ							○	○	
54			ムナグロ								○	
55			ダイゼン								○	
56	チドリ	チドリ	イカルチドリ		○	○				○	○	

鳥類確認種リスト (2/4)

No.	目名	科名	種名	文献 No.								
				1	2	6	7	8	10	11	17	18
57	チドリ	チドリ	コチドリ	○							○	
58			シロチドリ	○	○						○	
59			メダイチドリ								○	
60		セイタカシギ	セイタカシギ								○	
61		シギ	ヤマシギ								○	
62			タシギ		○						○	
63			オグロシギ								○	
64			オオソリハシシギ								○	
65			チュウシャクシギ								○	
66			ダイシャクシギ								○	
67			ハウロクシギ								○	
68			ツルシギ								○	
69			コアオアシシギ							○	○	
70			アオアシシギ								○	
71			クサシギ								○	
72			タカブシギ								○	
73			キアシシギ								○	
74			ソリハシシギ								○	
75			イソシギ	○	○						○	
76			キョウジョシギ								○	
77			オバシギ								○	
78			コオバシギ								○	
79			ミユビシギ								○	
80			トウネン								○	
81			ヒバリシギ								○	
82			ウズラシギ								○	
83			ハマシギ		○						○	
84			キリアイ								○	
85			アカエリヒレアシシギ							○	○	
86		タマシギ	タマシギ	○						○		
87		カモメ	ユリカモメ		○						○	
88			ズグロカモメ								○	
89			ウミネコ								○	
90			カモメ		○						○	
91			セグロカモメ		○						○	
92			オオセグロカモメ								○	
93			コアジサシ	○							○	
94			アジサシ								○	
95	タカ	ミサゴ	ミサゴ				○			○		
96		タカ	ハチクマ							○		
97			トビ	○	○					○	○	
98			ツミ								○	
99			ハイタカ		○							
100			オオタカ							○		
101			サシバ	○			○			○		
102			クマタカ									○
103	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○				○			○	
104			コノハズク								○	
105			フクロウ								○	
106			アオバズク	○		○	○			○	○	
107	サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ								○	
108	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				○	○			○	
109			カワセミ	○	○					○	○	
110			ヤマセミ	○	○					○	○	
111	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			○	○				○	
112	キツツキ	キツツキ	アリスイ								○	
113			コゲラ	○	○					○	○	

鳥類確認種リスト (3/4)

No.	目名	科名	種名	文献 No.								
				1	2	6	7	8	10	11	17	18
114	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ								○	
115			アカゲラ								○	
116			アオゲラ	○						○	○	
117	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			○					○	
118		カササギヒタキ	サンコウチョウ	○				○			○	
119		モズ	モズ	○	○					○	○	
120			アカモズ								○	
121		カラス	カケス	○						○	○	
122			ミヤマガラス								○	
123			ハシボソガラス	○	○					○	○	
124			ハシブトガラス	○	○					○	○	
125		キクイタダキ	キクイタダキ		○			○		○	○	
126		ツリスガラ	ツリスガラ		○					○	○	
127		シジュウカラ	コガラ					○			○	
128			ヤマガラ	○	○					○	○	
129			ヒガラ							○		
130			シジュウカラ	○	○					○	○	
131		ヒバリ	ヒバリ	○	○						○	
132		ツバメ	ショウドウツバメ								○	
133			ツバメ	○						○	○	
134			コシアカツバメ	○							○	
135			イワツバメ		○						○	
136		ヒヨドリ	ヒヨドリ	○	○					○	○	
137		ウグイス	ウグイス	○	○					○	○	
138			ヤブサメ	○						○	○	
139		エナガ	エナガ	○	○					○	○	
140		ムシクイ	メボソムシクイ								○	
141			エゾムシクイ								○	
142			センダイムシクイ	○						○	○	
143		メジロ	メジロ	○	○					○	○	
144		ヨシキリ	オオヨシキリ				○				○	
145			コヨシキリ								○	
146		セッカ	セッカ	○	○						○	
147		レンジャク	キレンジャク							○	○	
148			ヒレンジャク								○	
149		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ					○				
150		キバシリ	キバシリ					○			○	
151		ミソサザイ	ミソサザイ							○	○	
152		ムクドリ	ムクドリ	○	○						○	
153			コムクドリ							○	○	
154		カワガラス	カワガラス							○		
155		ヒタキ	マミジロ								○	
156			トラツグミ								○	
157			クロツグミ								○	
158			マミチャジナイ								○	
159			シロハラ							○	○	
160			アカハラ								○	
161			ツグミ		○					○	○	
162			コマドリ								○	
163			ノゴマ					○			○	
164			コルリ							○	○	
165			ルリビタキ					○		○	○	
166			ジョウビタキ		○					○	○	
167			ノビタキ								○	
168			イソヒヨドリ	○							○	
169			エゾビタキ								○	

鳥類確認種リスト (4/4)

No.	目名	科名	種名	文献 No.										
				1	2	6	7	8	10	11	17	18		
170	スズメ	ヒタキ	サメビタキ									○		
171			コサメビタキ	○							○			
172			キビタキ	○				○			○			
173			ムギマキ								○			
174			オオルリ	○				○		○	○			
175		イワヒバリ	カヤクグリ								○			
176		スズメ	スズメ	○	○						○	○		
177		セキレイ	キセキレイ	○							○	○		
178			ハクセキレイ	○	○							○		
179			セグロセキレイ	○	○						○	○		
180			マミジロタヒバリ								○			
181			ビンズイ									○		
182			タヒバリ		○							○		
183			アトリ	アトリ									○	
184				カワラヒワ	○	○						○	○	
185		マヒワ										○		
186		ベニヒワ										○		
187		ハギマシコ									○	○		
188		ベニマシコ										○		
189		オオマシコ										○		
190		ウソ									○	○		
191		シメ										○		
192		コイカル										○		
193		イカル		○	○							○	○	
194		ホオジロ	ホオジロ	○	○						○	○		
195			ホオアカ			○						○		
196			カシラダカ		○						○	○		
197			ミヤマホオジロ		○						○	○		
198			ノジコ									○		
199			アオジ		○						○	○		
200			クロジ								○	○		
201			オオジュリン		○							○		
計	19 目		52 科	201 種	52 種	58 種	9 種	6 種	13 種	1 種	68 種	187 種	1 種	

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

- 「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和53～55年 環境省自然環境局)
- 「第3回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和58～63年 環境省自然環境局)
- 「広島版レッドデータブック 2021」(令和3年 広島県)
- 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
- 「五日市町誌 上巻」(昭和49年 五日市町誌編集委員会)
- 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
- 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)
- 「ひろしま野鳥図鑑」(平成14年 中国新聞社)
- 「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成16年、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力)

爬虫類確認種リスト

No.	目名	科名	種名	文献 No.						
				3	4	6	7	10	11	13
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ			○			○	○
2		スッポン	ニホンスッポン			○			○	○
3	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ							○
4		トカゲ	ニホントカゲ		○					○
5		カナヘビ	ニホンカナヘビ		○				○	○
6		ナミヘビ	シマヘビ		○				○	○
7			アオダイショウ		○				○	○
8			ジムグリ		○					○
9			シロマダラ						○	
10			ヒバカリ							○
11			ヤマカガシ		○				○	○
12		クサリヘビ	ニホンマムシ						○	○
計	2 目	7 科	12 種	0 種	6 種	2 種	0 種	0 種	8 種	11 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

- 「第4回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和63年～平成5年 環境省自然環境局)
- 「第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(平成5年～平成11年 環境省自然環境局)
- 「広島版レッドデータブック 2021」(令和3年 広島県)
- 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
- 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
- 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)
- 「広島県の両生・爬虫類」(平成8年 中国新聞社)

両生類確認種リスト

No.	目名	科名	種名	文献 No.						
				3	4	6	7	10	11	13
1	有尾	サンショウウオ	チュウゴクブチサンショウウオ			○			○	○
2		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ			○	○		○	○
3		イモリ	アカハライモリ						○	○
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル			○				○
5		アマガエル	ニホンアマガエル						○	○
6			タゴガエル						○	○
7			ニホンアカガエル							○
8			ヤマアカガエル		○				○	○
9			トノサマガエル			○			○	○
10			ツチガエル						○	○
11			ヌマガエル						○	○
12			シュレーゲルアオガエル		○				○	○
13			モリアオガエル		○			○	○	
14			カジカガエル						○	
計	2 目	5 科	14 種	0 種	3 種	4 種	1 種	1 種	12 種	12 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

- 「第4回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和63年～平成5年 環境省自然環境局)
- 「第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(平成5年～平成11年 環境省自然環境局)
- 「広島版レッドデータブック2021」(令和3年 広島県)
- 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
- 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
- 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)
- 「広島県の両生・爬虫類」(平成8年 中国新聞社)

昆虫類確認種リスト (1/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
1	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ					○							
2			キシノウエトタテグモ				○	○							
3	カゲロウ	トビイロカゲロウ	ナミトビイロカゲロウ										○		
4			トゲトビイロカゲロウ										○		
5		モンカゲロウ	フタスジモンカゲロウ										○		
6			モンカゲロウ										○		
7		マダラカゲロウ	オオクママダラカゲロウ										○		
8			チェルノバマダラカゲロウ										○		
9			オオマダラカゲロウ										○		
10			ヨシノマダラカゲロウ										○		
11			シリナガマダラカゲロウ										○		
12			ホソバマダラカゲロウ										○		
13			クシゲマダラカゲロウ										○		
14			アカマダラカゲロウ										○		
15			エラブタマダラカゲロウ										○		
16		ヒメフタオカゲロウ	マエグロヒメフタオカゲロウ										○		
17		コカゲロウ	ミジカオフタバコカゲロウ											○	
18			フローレンスコカゲロウ											○	
19			フタバコカゲロウ											○	
20			ヒュウガコカゲロウ											○	
21	チラカゲロウ	チラカゲロウ											○		
22	ヒラタカゲロウ	オビカゲロウ									○		○		
23		ミヤマタニガワカゲロウ											○		
24		クロタニガワカゲロウ											○		
25		シロタニガワカゲロウ											○		
26		ウエノヒラタカゲロウ											○		
27		ナミヒラタカゲロウ											○		
28		エルモンヒラタカゲロウ											○		
29		ユミモンヒラタカゲロウ											○		
30		キョウトキハダヒラタカゲロウ											○		

昆虫類確認種リスト (2/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
31	カゲ ロウ	ヒラタカゲ ロウ	キハダヒラタカゲロウ											○	
32			サツキヒメヒラタカゲロウ											○	
33	ト ン ボ	アオイトトンボ	ホソミオツネントンボ									○			
34			アオイトトンボ			○									
35			オオアオイトトンボ									○			
36		イトトンボ	キイトトンボ									○			
37			アオモンイトトンボ									○			
38			クロイトトンボ									○			
39			セスジイトトンボ									○			
40		モノサシトンボ	モノサシトンボ									○			
41			グンバイトンボ					○							
42		カワトンボ	ハグロトンボ			○						○		○	
43			ミヤマカワトンボ									○			
44			アオハダトンボ					○							
45			ニホンカワトンボ									○		○	
46			アサヒナカワトンボ			○									
47		ムカシトンボ	ムカシトンボ									○		○	
48		ヤンマ	クロスジギンヤンマ									○			
49			ギンヤンマ									○		○	
50			コシボソヤンマ											○	
51			カトリヤンマ			○									
52			ミルンヤンマ			○								○	
53		サナエトンボ	ダビドサナエ											○	
54			オナガサナエ											○	
55			コオニヤンマ											○	
56			オジロサナエ											○	
57			タバサナエ										○		
58		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	○								○			
59		オニヤンマ	オニヤンマ									○		○	
60		エゾトンボ	コヤマトンボ											○	
61			タカネトンボ									○			
62		トンボ	ショウジョウトンボ									○			
63			ハラビロトンボ									○		○	
64			ハッチョウトンボ					○							
65			シオカラトンボ									○			

昆虫類確認種リスト (3/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
66	トンボ	トンボ	シオヤトンボ								○			
67			オオシオカラトンボ								○			
68			ウスバキトンボ			○					○			
69			コシアキトンボ								○			
70			チョウトンボ								○			
71			マユタテアカネ			○					○			
72			アキアカネ			○					○			
73			ヒメアカネ			○								
74	カマキリ	カマキリ	ハラビロカマキリ								○			
75			チョウセンカマキリ								○			
76			オオカマキリ								○			
77	バッタ	クツワムシ	クツワムシ	○				○			○			
78			セスジツユムシ								○			
79		ツユムシ	ツユムシ								○			
80			ササキリ								○			
81		キリギリス	ハヤシノウマオイ								○			
82			クチキコオロギ										○	
83		マツムシ	アオマツムシ	○										
84			エンマコオロギ								○			
85		コオロギ	ツツレサセコオロギ								○			
86			ショウリョウバッタ								○			
87		バッタ	カワラバッタ					○						
88			トノサマバッタ					○			○			
89			ツマグロバッタ								○			
90		イナゴ	ヤマトフキバッタ								○			
91		オンブバッタ	オンブバッタ								○			
92	カメムシ	アオバハゴロモ	アオバハゴロモ										○	
93			ベッコウハゴロモ								○			
94			アミガサハゴロモ										○	
95		セミ	エゾゼミ								○			
96			クマゼミ								○			
97			アブラゼミ								○			
98			ミンミンゼミ								○			
99			チッチゼミ		○									
100			ツクツクボウシ								○			
101			ニイニイゼミ		○						○			

昆虫類確認種リスト (4/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
102	カメムシ	セミ	ヒグラシ		○						○				
103			ハルゼミ		○						○				
104		アワフキムシ	テングアワフキ										○		
105		ヨコバイ	ツマグロオオヨコバイ								○				
106		サシガメ	ヨコヅナサシガメ									○	○		
107			ヤニサシガメ								○				
108		マキバサシガメ	アカマキバサシガメ										○		
109			ベニモンマキバサシガメ										○		
110		オオホシカメムシ	オオホシカメムシ										○		
111			ヒメホシカメムシ										○		
112		ホソヘリカメムシ	クモヘリカメムシ										○		
113			ホソヘリカメムシ								○				
114		ヘリカメムシ	ハラビロヘリカメムシ											○	
115			オオクモヘリカメムシ										○	○	
116			ホシハラビロヘリカメムシ								○				
117		ナガカメムシ	キベリヒョウタンナガカメムシ											○	
118			チャイロナガカメムシ											○	
119		ツノカメムシ	ヒメツノカメムシ											○	
120			モンキツノカメムシ											○	
121		カメムシ	ウシカメムシ	○											
122			キマダラカメムシ											○	
123			クサギカメムシ									○		○	
124			アオクサカメムシ											○	
125			チャバネアオカメムシ											○	
126		マルカメムシ	マルカメムシ									○			
127		クヌギカメムシ	ヘラクヌギカメムシ											○	
128			サジクヌギカメムシ											○	
129		アメンボ	アメンボ									○			
130		タイコウチ	ミズカマキリ	○								○			
131	トビケラ	ヒゲナガカワトビケラ	ヒゲナガカワトビケラ								○				
132			チャバネヒゲナガカワトビケラ								○				
133		エグリトビケラ	エグリトビケラ								○				
134		トビケラ	アミメトビケラ						○			○			

昆虫類確認種リスト (5/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
135	チ ヨ ウ	ボクトウガ	ゴマフボクトウ								○			
136		イラガ	イラガ								○			
137		マダラガ	ウスバツバメガ								○			
138			シロシタホタルガ								○			
139			ホタルガ								○			
140		セセリチ ウ	ダイミョウセセリ								○			
141			ホソバセセリ								○			
142			ヒメキマダラセセリ						○				○	
143			イチモンジセセリ								○			
144			キマダラセセリ		○									
145	シジミチ ウ	シジミチ ウ	ミズイロオナガシジ ミ		○									
146			ウスイロオナガシジ ミ					○						
147			ムラサキツバメ		○				○				○	
148			ムラサキシジミ		○	○								
149			コツバメ		○									
150			ルリシジミ		○									
151			メスアカミドリシジ ミ										○	
152			ウラギンシジミ								○			
153			ツバメシジミ		○						○			
154			ウラクロシジミ										○	
155			アカシジミ		○									
156			ベニシジミ		○						○		○	
157			トラフシジミ		○						○			
158			サツマシジミ	○					○		○			
159			ウラキンシジミ		○						○		○	
160			ヤマトシジミ 本土亜 種			○					○			
161		タテハチ ウ	コムラサキ										○	
162			ツマグロヒョウモン		○								○	
163			メスグロヒョウモン		○								○	
164			スミナガシ 本土亜種										○	
165			ウラギンヒョウモン								○			
166			ルリタテハ 本土亜種								○			
167			クロヒカゲ 本土亜種		○	○					○			
168			ヒカゲチョウ		○						○			
169			テングチョウ 日本本 土亜種		○									

昆虫類確認種リスト (6/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
170	チ ヨ ウ	タテハチヨ ウ	イチモンジチョウ		○										
171			ジャノメチョウ		○						○				
172			コジャノメ								○				
173			ヒメジャノメ		○						○		○		
174			サトキマダラヒカゲ		○										
175			ミスジチョウ							○					
176			コムスジ本州以南亜種									○			
177			アサギマダラ							○					
178			オオムラサキ						○						
179			ヒメアカタテハ		○							○			
180			アカタテハ									○		○	
181			ヒメウラナミジャノメ		○							○			
182			アゲハチヨ ウ	アオスジアゲハ								○			
183				ギフチョウ	○		○		○	○		○		○	
184				カラスアゲハ本土亜種						○		○			
185	キアゲハ									○					
186	ナガサキアゲハ							○							
187	クロアゲハ本土亜種							○		○		○			
188	アゲハ									○					
189	シロチョウ	ツマキチョウ本土亜種		○						○					
190		モンキチョウ								○					
191		ツマグロキチョウ		○						○					
192		キタキチョウ								○					
193		スジグロシロチョウ								○		○			
194		モンシロチョウ								○		○			
195	ツトガ	ウスムラサキノメイガ								○					
196		コブノメイガ								○					
197		モモノゴマダラノメイガ								○					
198		アヤナミノメイガ								○					
199		クワノメイガ								○					
200		ミツテンノメイガ								○					
201		マメノメイガ								○					
202		キバラノメイガ								○					
203		ヒメシロノメイガ								○					
204		マエアカスカシノメイガ								○					

昆虫類確認種リスト (7/26)

No.	目名	科名	種名	文献No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
205	チ ヨ ウ	ツトガ	キオビミズメイガ										○	
206			シロオビノメイガ								○			
207			モンシロクロノメイ ガ								○			
208			モンシロルリノメイ ガ								○			
209		メイガ	オオウスベニトガリ メイガ								○			
210			アカシマメイガ								○			
211			ナカムラサキフトメ イガ								○			
212			アカマダラメイガ								○			
213			キンボシシマメイガ								○			
214			ギンモンシマメイガ								○			
215		マドガ	スギタニマドガ								○			
216		カギバガ	オオアヤトガリバ								○			
217			ウスギヌカギバ								○			
218			ヤマトカギバ								○			
219			アシベニカギバ								○			
220			ウコンカギバ								○			
221		アゲハモド キガ	キンモンガ								○			
222		シャクガ	ヒメマダラエダシャ ク								○			
223			ハンノトビスジエダ シャク								○			
224			ナカウスエダシャク								○			
225			ヒ ヨ ウモンエダシャ ク								○			
226			キオビゴマダラエダ シャク								○			
227			フタテンオエダシャ ク								○			
228			ヘリジロヨツメアオ シャク								○			
229			ギンスジアオシャク								○			
230			クロモンアオシャク								○			
231			コヨツメアオシャク								○			
232			クロフシロエダシャ ク								○			
233			フトフタオビエダシ ャク								○			
234			オオトビスジエダシ ャク								○			
235			ツマキリエダシャク								○			
236			ウスオビヒメエダシ ャク								○			

昆虫類確認種リスト (8/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
237	チ ヨ ウ	シヤクガ	ヒメシロフアオシヤク								○			
238			セスジナミシヤク								○			
239			エグリエダシヤク								○			
240			オオナミシヤク								○			
241			カギシロスジアオシヤク								○			
242			コシロオピアオシヤク								○			
243			コシロスジアオシヤク								○			
244			ナミガタエダシヤク								○			
245			サザナミオビエダシヤク								○			
246			シロシタトビイロナミシヤク								○			
247			ウスバミスジエダシヤク								○			
248			オビベニヒメシヤク								○			
249			スカシエダシヤク								○			
250			トビカギバエダシヤク								○			
251			アミメオオエダシヤク								○			
252			ヒメカギバアオシヤク								○			
253			キマエアオシヤク								○			
254			マエキトビエダシヤク								○			
255			ヨツメエダシヤク								○			
256			コヨツメエダシヤク								○			
257			ウスキツバメエダシヤク								○			
258			ウスアオエダシヤク								○			
259			シナトビスジエダシヤク								○			
260			ツマキリウスキエダシヤク								○			
261			ウラモンアカエダシヤク								○			
262			ヤマトエダシヤク								○			
263			ネグロウスベニナミシヤク								○			
264			トビネオオエダシヤク								○			
265			リンゴツノエダシヤク								○			
266			オオシロアヤシヤク								○			
267			コナフキエダシヤク								○			

昆虫類確認種リスト (9/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
268	チ ヨ ウ	シャクガ	ヒトツメオオシロヒメ シャク								○			
269			フタナミトビヒメシ ャク								○			
270			フタヤマエダシャク								○			
271			ビロードナミシャク								○			
272			ウンモンオオシロヒ メシャク								○			
273			キマダラツバメエダ シャク								○			
274			ツマグロナミシャク								○			
275		ツバメガ	クロホシフタオ								○			
276		イカリモン ガ	イカリモンガ								○			
277		カレハガ	マツカレハ								○			
278			タケカレハ								○			
279			カレハガ								○			
280		ヤママユガ	オオミズアオ本土亜 種								○			
281			エゾヨツメ								○			
282			ヤママユ本土亜種								○			
283			クスサン本土亜種								○			
284			ヒメヤママユ								○			
285		スズメガ	ブドウスズメ								○			
286			エビガラスズメ								○			
287			ウンモンスズメ								○			
288			トビイロスズメ								○			
289			モモスズメ								○			
290			クチバスズメ								○			
291			エゾスズメ								○			
292			ミスジビロードスズ メ		○						○			
293			コスズメ								○			
294			キイロスズメ								○			
295			セスジスズメ								○			
296		シャチホコ ガ	セダカシャチホコ								○			
297			ホソバシャチホコ								○			
298			ギンシャチホコ								○			
299			ツマジロシャチホコ								○			
300			ヘリスジシャチホコ								○			
301			ツマキシシャチホコ								○			
302			モンクロシャチホコ								○			

昆虫類確認種リスト (10/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
303	チ ヨ ウ	シャチホコ ガ	オオエグリシャチホ コ								○			
304			トビギンボシシャチ ホコ								○			
305			ウスイロギンモンシ ャチホコ								○			
306			シャチホコガ								○			
307			アオシャチホコ								○			
308		ヒトリガ	カノコガ								○			
309			ゴマダラベニコケガ								○			
310			マエグロホソバ								○			
311			ヒメキホソバ								○			
312			ヨツボシホソバ								○			
313			ヒメホシキコケガ								○			
314			アカハラゴマダラヒ トリ								○			
315		ドクガ	チャドクガ								○			
316			スギドクガ								○			
317			アカヒゲドクガ								○			
318			リンゴドクガ								○			
319			シタキドクガ								○			
320			クロモンドクガ								○			
321			ノンネマイマイ								○			
322			シロオビドクガ本土 亜種								○			
323		ヤガ	カブラヤガ								○			
324			オオウスヅマカラス ヨトウ								○			
325			カラスヨトウ								○			
326			オオシマカラスヨト ウ								○			
327			ネスジシラクモヨト ウ								○			
328			フクラスズメ								○			
329			シロモンオビヨトウ								○			
330			ヒメサビスジヨトウ								○			
331			タマナギンウワバ								○			
332			モクメヤガ								○			
333			コウンモンクチバ								○			
334			シラクモアツバ								○			
335			マダラツマキリヨト ウ								○			
336			シマケンモン								○			

昆虫類確認種リスト (11/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
337	チ ヨ ウ	ヤガ	ハガタクチバ								○			
338			クロモクメヨトウ								○			
339			モンムラサキクチバ								○			
340			オオトモエ								○			
341			アカテンクチバ								○			
342			アケビコノハ								○			
343			モモイロツマキリコ ヤガ								○			
344			クロクモヤガ								○			
345			ソトウスグロアツバ								○			
346			クロキシタアツバ								○			
347			カキバトモエ								○			
348			ルリモンクチバ								○			
349			トビフタスジアツバ								○			
350			ギンモンシロウワバ								○			
351			シャクドウクチバ								○			
352			シロスジトモエ								○			
353			ウンモンクチバ								○			
354			フタテンキヨトウ								○			
355			マメチャイロキヨト ウ								○			
356			スジシロキヨトウ								○			
357			カギモンキリガ								○			
358			リンゴツマキリアツ バ								○			
359			シロモンツマキリア ツバ								○			
360			マツキリガ								○			
361			マダラエグリバ								○			
362			オオアカマエアツバ								○			
363			カバスジヤガ								○			
364			ウスベニコヤガ								○			
365			コマルモンシロガ								○			
366			オスグロトモエ								○			
367			ハスモンヨトウ								○			
368			ニセシロフコヤガ								○			
369			チョウセンツマキリ アツバ								○			
370			キクキンウワバ								○			
371			シロスジアオヨトウ								○			

昆虫類確認種リスト (12/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
372	チ ヨ ウ	ヤガ	キシタミドリヤガ								○			
373			ハイイロキシタヤガ								○			
374		コブガ	ネジロキノカワガ								○			
375	ハエ	ガガンボ	マダラガガンボ								○			
376			マドガガンボ								○			
377		ブユ	アシマダラブユ										○	
378		ムシヒキア ブ	シオヤアブ								○			
379		ツリアブ	クロバネツリアブ								○			
380		ハナアブ	トゲアリノスアブ										○	
381		クロバエ	ミドリキンバエ										○	
382		ニクバエ	ホンシュウホソニク バエ										○	
383			ホリホソニクバエ										○	
384			シリグロニクバエ										○	
385	コ ウ チ ュ ウ	オサムシ	キイロチビゴモクム シ										○	
386			トゲアトキリゴミム シ										○	
387			キベリゴモクムシ										○	
388			フタモンクビナガゴ ミムシ										○	
389			クロズカタキバゴミ ムシ										○	
390			オオアオミズギワゴ ミムシ										○	
391			アオアトキリゴミム シ										○	
392			アカガネアオゴミム シ									○		
393			オオアトボシアオゴ ミムシ										○	
394			ムナビロアトボシア オゴミムシ										○	
395			コガシラアオゴミム シ										○	
396			アトワアオゴミムシ										○	
397			クロモリヒラタゴミ ムシ										○	
398			オオアオモリヒラタ ゴミムシ										○	
399			チャイロホソヒラタ ゴミムシ										○	
400			クビアカモリヒラタ ゴミムシ										○	
401			ルリヒラタゴミムシ										○	
402			ヤセアトキリゴミム シ										○	

昆虫類確認種リスト (13/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No												
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20		
403	コ ウ チ ユ ウ	オサムシ	コヨツボシアトキリ ゴミムシ											○		
404			セアカヒラタゴミム シ												○	
405			オオゴモクムシ												○	
406			オオズケゴモクムシ												○	
407			ケウスゴモクムシ												○	
408			ヒメケゴモクムシ												○	
409			クロゴモクムシ												○	
410			ウスアカクロゴモク ムシ												○	
411			コゴモクムシ												○	
412			ケゴモクムシ												○	
413			トックリゴミムシ												○	
414			キクビアオアトキリ ゴミムシ												○	
415			フタホシアトキリゴ ミムシ												○	
416			ハネビロアトキリゴ ミムシ												○	
417			アトグロジュウジア トキリゴミムシ												○	
418			キベリマルクビゴミ ムシ				○									
419			ヒラタアトキリゴミ ムシ												○	
420			アオヘリアトキリゴ ミムシ												○	
421			クロヘリアトキリゴ ミムシ												○	
422			ダイミョウツブゴミ ムシ												○	
423			クロズホナシゴミム シ												○	
424			ホソホナシゴミムシ												○	
425			ホソチビゴミムシ												○	
426			カラカネゴモクムシ												○	
427			ミドリマメゴモクム シ												○	
428			ツヤマメゴモクムシ												○	
429			ヒラタコミズギワゴ ミムシ												○	
430			クリイロコミズギワ ゴミムシ												○	
431			ウスモンコミズギワ ゴミムシ												○	
432			ヨツモンコミズギワ ゴミムシ												○	
433			オオクロツヤゴモク ムシ												○	

昆虫類確認種リスト (14/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
434	コウチュウ	オサムシ	チビツヤゴモクムシ											○	
435			アカガネオオゴミムシ										○		
436		ハンミョウ	カワラハンミョウ					○							
437			ニワハンミョウ							○		○			
438			エリザハンミョウ				○								
439			コハンミョウ					○							
440		ナガヒラタムシ	ヒメナガヒラタムシ										○		
441		ガムシ	ガムシ										○		
442			ヒメガムシ									○			
443		エンマムシ	クロアリヅカエンマムシ										○		
444			クロエンマムシ									○			
445			ツヤチビヒラタエンマムシ									○			
446		シデムシ	オオモモブトシデムシ											○	
447			モモブトシデムシ								○				
448			ヨツボシモンシデムシ											○	
449		ハネカクシ	シリブトヒメコケムシ											○	
450		ムネアカセンチコガネ	ムネアカセンチコガネ										○		
451		センチコガネ	センチコガネ										○		
452		クワガタムシ	アカアシクワガタ									○			
453			コルリクワガタ					○							
454	アカマダラセンチコガネ	アカマダラセンチコガネ										○			
455	コガネムシ	コイチャコガネ										○	○		
456		アオドウガネ										○	○		
457		ドウガネブイブイ									○	○	○		
458		サクラコガネ									○	○	○		
459		ヒメサクラコガネ										○	○		
460		ヒメコガネ										○	○		
461		アカマダラハナムグリ				○									
462		ミゾムネマグソコガネ												○	
463		セマダラマグソコガネ									○			○	
464		マグソコガネ									○				
465		トゲニセマグソコガネ										○			

昆虫類確認種リスト (15/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
466	コウチュウ	コガネムシ	アオハナムグリ									○		
467			セマダラコガネ									○	○	
468			コアオハナムグリ										○	
469			ナガチャコガネ									○	○	
470			ヒメトラハナムグリ 本土亜種									○		
471			カミヤビロウドコガネ									○		
472			ヒメビロウドコガネ									○	○	
473			マルガタビロウドコガネ									○	○	
474			オオコフキコガネ									○	○	
475			コフキコガネ								○			
476			オオスジコガネ									○	○	
477			ヒメスジコガネ									○	○	
478			スジコガネ								○	○	○	
479			ヒラタハナムグリ									○		
480			クロマルエンマコガネ									○		
481			コブマルエンマコガネ								○	○	○	
482			フトカドエンマコガネ									○		
483			マメダルマコガネ									○		
484			ツヤエンマコガネ									○	○	
485			ウスチャコガネ									○		
486			ヒゲコガネ				○	○						
487			マメコガネ								○	○		
488			シロテンハナムグリ										○	
489			カナブン								○			
490			クロカナブン					○			○	○	○	
491			セスジカクマグソコガネ									○	○	
492			ツヤケシビロウドコガネ									○	○	
493			ナエドコチャイロコガネ									○		
494			カブトムシ								○	○		
495		コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ				○					○		
496			ヒメコブスジコガネ									○	○	
497		チビドロムシ	オオメホソチビドロムシ									○		
498		タマムシ	クロナガタマムシ									○	○	

昆虫類確認種リスト (16/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
499	コ ウ チ ュ ウ	タマムシ	ヒメアサギナガタマムシ									○		
500			トガリカラカネナガタマムシ									○	○	
501			ホソアシナガタマムシ									○		
502			アカバナガタマムシ									○		
503			ウグイスナガタマムシ									○		
504			ミツボシナガタマムシ									○		
505			アオグロナガタマムシ									○		
506			ヒメヒラタタマムシ									○		
507			クロタマムシ									○	○	
508			ウバタマムシ								○	○	○	
509			オオムツボシタマムシ									○		
510			ムツボシタマムシ									○	○	
511			タマムシ					○			○			
512			シロオビナカボソタマムシ									○		
513			ハイイロヒラタチビタマムシ									○		
514			ヒラタチビタマムシ									○		
515			マスダクロホシタマムシ									○	○	
516			ムネアカチビナカボソタマムシ									○	○	
517			クズノチビタマムシ									○		
518			コウゾチビタマムシ									○		
519			アカガネチビタマムシ									○		
520			ダンドラチビタマムシ									○		
521		コメツキムシ	アカアシハナコメツキ									○		
522			キバネクチボソコメツキ									○		
523			チャイロコメツキ									○		
524			ホソキコメツキ									○		
525			クロクシコメツキ									○		
526			オオナガコメツキ										○	
527			マダラチビコメツキ										○	
528			アラハダチャイロコメツキ									○		
529			オニツヤハダコメツキ									○	○	

昆虫類確認種リスト (17/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
530	コウチュウ	コメツキムシ	アカアシオオクシコメツキ									○	○		
531			ヒラタクシコメツキ									○			
532			オオクシヒゲコメツキ										○		
533		ヒゲブトコメツキ	ナガヒゲブトコメツキ										○		
534		ホタル	ゲンジボタル	○				○			○				
535			ヘイケボタル				○								
536		ベニボタル	ムネアカテングベニボタル										○		
537		カッコウムシ	クロダングラカッコウムシ											○	
538			ツماغロツツカッコウムシ											○	
539			キムネツツカッコウムシ											○	
540			アリモドキカッコウムシ											○	
541			イガラシカッコウムシ											○	
542		コクヌスト	オオコクヌスト											○	
543		テントウムシ	シロトホシテントウ											○	
544			ムーアシロホシテントウ											○	
545			ナナホシテントウ									○			
546			ナミテントウ									○		○	
547			ニジュウヤホシテントウ									○			
548			キイロテントウ											○	
549			ムツキボシテントウ											○	
550	ヒメカメノコテントウ												○		
551		ババヒメテントウ											○		
552		ナガヒメテントウ											○		
553	テントウムシダマシ	イカリモンテントウダマシ											○		
554	オオキノコムシ	セグロチビオオキノコムシ											○		
555		カタモンオオキノコムシ											○		
556		ルリオオオキノコムシ											○		
557		ウスモンホソオオキノコムシ											○		
558		ヒメオビオオキノコムシ											○		
559		ミヤマオビオオキノコムシ											○		
560		タイショウオオキノコムシ											○		

昆虫類確認種リスト (18/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
561	コ ウ チ ュ ウ	オオキノコ ムシ	クロハバビロオオキ ノコムシ											○	
562			アカハバビロオオキ ノコムシ											○	
563			シベリアチビオオキ ノコムシ											○	
564			カクモンチビオオキ ノコムシ											○	
565			ミツボシチビオオキ ノコムシ											○	
566			ツماغロチビオオキ ノコムシ											○	
567			クロチビオオキノコ ムシ											○	
568			オオサワチビオオキ ノコムシ											○	
569			キベリハバビロオオ キノコムシ											○	
570			ベニモンチビオオキ ノコムシ											○	
571			ムツホシチビオオキ ノコムシ											○	
572			カタベニチビオオキ ノコムシ											○	
573		ヒメマキム シ	ムナボソヒメマキム シ										○		
574		ケシキスイ	ケモンケシキスイ										○		
575			ホソキヒラタケシキ スイ										○		
576			ヨツボシケシキスイ										○		
577			ニセアカマダラケシ キスイ										○		
578		ホソヒラタ ムシ	ニセミツモンセマル ヒラタムシ										○		
579			ミツモンセマルヒラ タムシ										○		
580		アリモドキ	アカモンホソアリモ ドキ										○		
581		ホソカタム シ	マダラホソカタムシ										○		
582		ニセクビボ ソムシ	チャイロニセクビボ ソムシ										○		
583			マダラニセクビボソ ムシ										○		
584			クシヒゲニセクビボ ソムシ										○		
585			セグロニセクビボソ ムシ										○		
586			オビモンニセクビボ ソムシ										○		
587			ナガクチキ ムシ	フタオビホソナガク チキ									○	○	
588		トケジヒメナガクチ キ										○			
589		カトウヒメナガクチ キ										○			

昆虫類確認種リスト (19/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
590	コ ウ チ ュ ウ	ナガクチキ ムシ	ヨツボシヒメナガク チキ									○		
591			モリモトヒメナガク チキ									○		
592			アヤモンヒメナガク チキ									○		
593			チビノミナガクチキ									○		
594			ノミナガクチキ									○		
595			アオバナガクチキ									○		
596			マルモンニセハナノ ミ									○		
597			アカオビニセハナノ ミ									○		
598			コイチャニセハナノ ミ									○		
599			カバイロニセハナノ ミ									○		
600			ビロウドホソナガク チキ									○		
601			クロホソナガクチキ									○		
602			ヘリアカナガクチキ									○		
603			ヒメホソナガクチキ									○		
604			ミヤケヒメナガクチ キ									○		
605			カツオガタナガクチ キ									○		
606			ミツボシホソナガク チキ									○		
607		ツチハンミ ヨウ	キイロゲンセイ										○	
608		コキノコム シ	コモンヒメコキノコ ムシ										○	
609			キュウシュウヒメコ キノコムシ										○	
610			コマダラコキノコム シ										○	
611		チビキカワ ムシ	カドムネチビキカワ ムシ										○	
612		ヒラタナガ クチキムシ	ヒメコメツキガタナ ガクチキ									○		
613		ゴミムシダ マシ	クリノウスイロクチ キムシ									○		
614			ホンドホソアカクチ キムシ									○		
615			コマルキマワリ									○	○	
616			ヨツボシゴミムシダ マシ									○	○	
617			マルカブトゴミムシ ダマシ									○		
618			クリイロクチキムシ									○		
619			ヒメナガニジゴミム シダマシ										○	○

昆虫類確認種リスト (20/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
620	コ ウ チ ュ ウ	ゴミムシダ マシ	フトナガニジゴミム シダマシ									○		
621			ホソナガニジゴミム シダマシ									○		
622			オオナガニジゴミム シダマシ									○		
623			アメイロホソゴミム シダマシ									○		
624			オオヒメツノゴミム シダマシ									○		
625			ホンクロホシテント ウゴミムシダマシ									○		
626			ルリゴミムシダマシ									○		
627			モンキゴミムシダマ シ									○	○	
628			オオモンキゴミムシ ダマシ									○		
629			ニシズビロキマワリ モドキ									○		
630			ヤマトスナゴミムシ ダマシ									○		
631			ヒメスナゴミムシダ マシ									○		
632			アカツヤバネクチキ ムシ									○		
633			フナガタクチキムシ									○		
634			オオメキバネハムシ ダマシ									○		
635			ヒゲブトゴミムシダ マシ									○	○	
636			フジナガハムシダマ シ									○		
637			コツヤホソゴミムシ ダマシ									○		
638			ニシツヤヒサゴゴミ ムシダマシ									○		
639			ヒゴキノコゴミムシ ダマシ									○		
640			クロツヤキノコゴミ ムシダマシ									○		
641			クロオビキノコゴミ ムシダマシ									○		
642			ツノボソキノコゴミ ムシダマシ									○		
643			ベニモンキノコゴミ ムシダマシ									○		
644			ニホンキマワリ本土 亜種								○			
645			サトユミアシゴミム シダマシ									○		
646			ルリツヤヒメキマワ リモドキ									○		
647			ホンドクビカクシゴ ミムシダマシ									○		
648			ヒメナガキマワリ									○		

昆虫類確認種リスト (21/26)

No.	目名	科名	種名	文献No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
649	コ ウ チ ュ ウ	ゴミムシダ マシ	コマルムネゴミムシ ダマシ									○		
650			ホンドニジゴミムシ ダマシ									○	○	
651			ミツノゴミムシダマ シ									○		
652			モトヨツコブエグリ ゴミムシダマシ									○	○	
653			マルセルエグリ ゴミ ムシダマシ本土亜種									○	○	
654			ホンドクロオオクチ キムシ									○		
655			ナミクチキムシ									○		
656		カミキリム シ	ビロウドカミキリ										○	○
657			センノキカミキリ											○
658			ウスバカミキリ											○
659			キマダラミヤマカミ キリ											○
660			トゲヒゲトビイロカ ミキリ											○
661			ツヤケシハナカミキ リ								○		○	○
662			ゴマダラカミキリ								○		○	○
663			カノコサビカミキリ											○
664			クワカミキリ											○
665			サビカミキリ										○	○
666			キクスイモドキカミ キリ								○		○	○
667			ケブカマルクビカミ キリ											○
668			タテジマカミキリ					○			○		○	○
669			ルリカミキリ										○	○
670			シロスジカミキリ										○	○
671			ハンノキカミキリ											○
672			ゴイシモモブトカミ キリ										○	
673			ヒメスギカミキリ											○
674			ツシマムナクボカミ キリ										○	○
675			タケトラカミキリ								○			○
676			ヨツスジトラカミキ リ					○			○			○
677			シラケトラカミキリ										○	○
678			トゲヒゲトラカミキ リ										○	○
679			ホタルカミキリ										○	○
680			ヒナルリハナカミキ リ										○	○

昆虫類確認種リスト (22/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
681	コウチュウ	カミキリムシ	ホソカミキリ											○
682			ヨコヤマトラカミキリ											○
683			ヨツキボシカミキリ										○	
684			ホシベニカミキリ											○
685			ヤツメカミキリ											○
686			クモガタケシカミキリ										○	
687			ガロアケシカミキリ										○	○
688			シラオビゴマフケシカミキリ								○		○	○
689			アトモンマルケシカミキリ										○	○
690			カエデヒゲナガコバナカミキリ										○	○
691			コジマヒゲナガコバナカミキリ										○	○
692			ホソツヤヒゲナガコバナカミキリ										○	○
693			シラホシカミキリ										○	○
694			キイロトラカミキリ										○	○
695			クモノスモンサビカミキリ								○		○	
696			ミヤマルリハナカミキリ								○		○	○
697			キバネニセハムシハナカミキリ										○	○
698			ムネアカクロハナカミキリ										○	○
699			ツマグロハナカミキリ										○	○
700			ヨツスジハナカミキリ										○	○
701			オオヨツスジハナカミキリ										○	○
702			イタヤカミキリ											○
703			オオクロカミキリ				○							○
704			カタシロゴマフカミキリ										○	○
705			ナガゴマフカミキリ							○	○		○	○
706			クワサビカミキリ										○	○
707			ヒシカミキリ											○
708			ドイカミキリ									○	○	○
709			ハラアカコブカミキリ										○	○
710			マツノマダラカミキリ											○
711			ヒゲナガカミキリ					○			○		○	

昆虫類確認種リスト (23/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
712	コ ウ チ ュ ウ	カミキリム シ	カラフトヒゲナガカ ミキリ								○			○	
713			ヒメヒゲナガカミキ リ										○	○	
714			ミヤマカミキリ											○	
715			ヒメアヤモンチビカ ミキリ										○	○	
716			ハイイロヤハズカミ キリ											○	
717			ケブカヒラタカミキ リ											○	
718			ヘリグロリングカミ キリ										○	○	
719			ヒメリングカミキリ										○	○	
720			ホソキリングカミキ リ										○	○	
721			リングカミキリ										○	○	
722			ソボリングカミキリ									○	○		
723			サドチピアメイロカ ミキリ										○		
724			タカサゴシロカミキ リ											○	
725			ラミーカミキリ											○	
726			ニンフホソハナカミ キリ									○		○	
727			セダカコブヤハズカ ミキリ					○							
728			ニセシラホシカミキ リ										○	○	
729			キクスイカミキリ											○	
730			チャイロヒメハナカ ミキリ										○	○	
731			セスジヒメハナカミ キリ											○	
732			オオヒメハナカミキ リ									○	○	○	
733			フタオビヒメハナカ ミキリ										○	○	
734			ヒメシラオビカミキ リ											○	
735			ホンドヒメシラオビ カミキリ										○		
736			シロスジドウボソカ ミキリ										○	○	
737			ノコギリカミキリ									○	○	○	
738			ニセノコギリカミキ リ										○	○	
739			キボシカミキリ									○		○	
740			コバネカミキリ										○	○	
741			ドウボソカミキリ											○	
742					マルモンサビカミキ リ										○

昆虫類確認種リスト (24/26)

No.	目名	科名	種名	文献No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
743	コウチュウ	カミキリムシ	ワモンサビカミキリ								○		○	○
744			トガリシロオビサビカミキリ										○	○
745			アトモンサビカミキリ											○
746			ナカジロサビカミキリ											○
747			ヒメナガサビカミキリ										○	○
748			エゾサビカミキリ									○		
749			アトジロサビカミキリ										○	○
750			ヘリグロベニカミキリ											○
751			ベニカミキリ										○	○
752			クスベニカミキリ										○	○
753			ヒメクロトラカミキリ										○	○
754			ホソトラカミキリ										○	○
755			セミスジコブヒゲカミキリ										○	○
756			フタモンアラゲカミキリ											○
757			ヒトオビアラゲカミキリ										○	○
758			トゲバカミキリ										○	
759			ケシカミキリ								○		○	○
760			イボタサビカミキリ											○
761			クロカミキリ								○		○	○
762			タイワンメダカカミキリ											○
763			アメイロカミキリ									○		○
764			ヨツボシカミキリ											○
765			アカハナカミキリ										○	○
766			コウヤホソハナカミキリ									○	○	○
767			ヒトオビチビカミキリ										○	○
768			チャボヒゲナガカミキリ										○	○
769			ニイジマトラカミキリ										○	○
770			ブドウトラカミキリ											○
771			クビアカトラカミキリ										○	
772			アオスジカミキリ										○	
773		ハムシ	ニホンカミナリハムシ										○	
774			ツブノミハムシ										○	

昆虫類確認種リスト (25/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No										
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20
775	コウチュウ	ハムシ	キアシツブノミハムシ										○	
776			ムナグロツヤハムシ										○	
777			ウリハムシ								○		○	
778			ウスイロサルハムシ										○	
779			ヒメドウガネトビハムシ										○	
780			ヨモギハムシ								○			
781			バラルリツツハムシ										○	
782			ヒメキベリトゲハムシ										○	
783			マダラカサハラハムシ										○	
784			クワハムシ										○	
785			クロオビカサハラハムシ										○	
786			キベリクビボソハムシ										○	
787			キオビクビボソハムシ										○	
788			ヤマイモハムシ										○	
789			サシゲトビハムシ										○	
790			コバンマメトビハムシ										○	
791			キイロクワハムシ										○	
792			キスジノミハムシ										○	
793			ルリハムシ								○			
794			キカサハラハムシ										○	
795		ヒゲナガゾウムシ	ワタミヒゲナガゾウムシ										○	
796			キノコヒゲナガゾウムシ										○	
797			ウスモンツツヒゲナガゾウムシ										○	
798		オトシブミ	ヌルデケシツブチョッキリ										○	
799			ハイイロチョッキリ										○	
800		ゾウムシ	ウスモンカレキゾウムシ										○	
801			トゲアシクチブトゾウムシ										○	
802			コゲチャツツゾウムシ										○	
803			クロシギゾウムシ										○	
804			マツアナアキゾウムシ										○	
805			ムネスジノミゾウムシ										○	

昆虫類確認種リスト (26/26)

No.	目名	科名	種名	文献 No											
				1	3	4	6	7	8	10	11	14	19	20	
806	コウチュウ	ゾウムシ	ホソアナアキゾウムシ											○	
807			クリアナアキゾウムシ											○	
808			リンゴアナアキゾウムシ											○	
809			クロキボシゾウムシ											○	
810			ニセマツノシラホシゾウムシ											○	
811		オサゾウムシ	オオゾウムシ									○			
812			キクイムシ	ミカドキクイムシ										○	
813	ハチ	コンボウハバチ	アカガネコンボウハバチ											○	
814			ホシアシブトハバチ								○				
815		アリ	ヤマトアシナガアリ											○	
816			ニシムネアカオオアリ											○	
817			クロオオアリ											○	
818			トゲズネハリアリ											○	
819			ハヤシクロヤマアリ											○	
820			カワラケアリ											○	
821			ミナミキイロケアリ											○	
822			クロナガアリ											○	
823			カドフシアリ											○	
824			テラニシハリアリ											○	
825			ヒメムネボソアリ											○	
826		スズメバチ	キイロスズメバチ									○			
827		ドロバチモドキ	キアシハナダカバチモドキ				○								
828		ミツバチ	キムネクマバチ									○			
計	11 目	127 科	828 種	8 種	29 種	13 種	8 種	24 種	9 種	1 種	333 種	142 種	366 種	104 種	

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

1. 「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和53～55年 環境省自然環境局)
3. 「第4回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和63年～平成5年 環境省自然環境局)
4. 「第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(平成5年～平成11年 環境省自然環境局)
6. 「広島版レッドデータブック2021」(令和3年 広島県)
7. 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
8. 「五日市町誌 上巻」(昭和49年 五日市町誌編集委員会)
10. 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
11. 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)
14. 「広島虫の会会報 第35号～第59号」(平成8年～令和2年 広島虫の会)
19. 「広島県昆虫誌(改訂増補版) I～IV」(平成26年 比婆科学教育振興会)
20. 「広島県のカミキリムシ」(平成30年 広島虫の会)

魚類確認種リスト

No.	目名	科名	種名	文献 No.						
				3	4	6	7	8	10	11
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種			○			○	○
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ						○	○
3	コイ	コイ	ギンブナ	○					○	○
4			ヤリタナゴ			○				
5			アブラボテ		○	○	○		○	
6			オイカワ	○					○	○
7			カワムツ						○	○
8			ヌマムツ						○	
9			タカハヤ						○	○
10			ウグイ	○						○
11			モツゴ							○
12			ムギツク	○					○	○
13			カマツカ						○	○
14			ズナガニゴイ	○						○
15			ニゴイ						○	○
16			イトモロコ							○
17		ドジョウ	ドジョウ	○		○				○
18			オオシマドジョウ	○						
19			チュウガタスジシマドジョウ			○	○		○	
20			イシドジョウ		○	○	○		○	
21	ナマズ	ギギ	ギギ	○						○
22		ナマズ	ナマズ	○					○	○
23		アカザ	アカザ			○	○			○
24	サケ	アユ	アユ					○	○	○
25		サケ	サツキマス (アマゴ)			○	○		○	○
26	ボラ	ボラ	ボラ						○	○
27			メナダ						○	
28	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	○	○	○	○		○	○
29	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ	○		○	○		○	○
30		カジカ	カジカ				○		○	○
31			カジカ中卵型	○	○	○			○	
32		ドンコ	ドンコ	○			○		○	○
33		ハゼ	マハゼ						○	○
34			ヌマチチブ	○						
35			チチブ						○	
36			カワヨシノボリ	○					○	○
37			ゴクラクハゼ				○		○	
38			トウヨシノボリ類	○						
39			スミウキゴリ						○	
40			ウキゴリ	○		○	○		○	
計	8 目	15 科	40 種	17 種	4 種	12 種	11 種	1 種	29 種	26 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

- 「第4回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(昭和63年～平成5年 環境省自然環境局)
- 「第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査報告書」(平成5年～平成11年 環境省自然環境局)
- 「広島版レッドデータブック 2021」(令和3年 広島県)
- 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
- 「五日市町誌 上巻」(昭和49年 五日市町誌編集委員会)
- 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
- 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)

底生動物確認種リスト

No.	目名	科名	種名	文献 No.			
				6	7	10	11
1	新生腹足	タニシ	オオタニシ	○			
2		カワニナ	カワニナ				○
3	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ				○
4		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				○
5	イシガイ	イシガイ	カタハガイ	○		○	
6	エビ	ヌマエビ	ミナミヌマエビ	○		○	
7		テナガエビ	テナガエビ		○	○	
8			スジエビ			○	
9		モクズガニ	モクズガニ			○	
計	4 目	8 科	9 種	3 種	1 種	5 種	3 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

6. 「広島版レッドデータブック 2021」(令和3年 広島県)
7. 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
10. 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
11. 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)

植物確認種リスト (1/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
1	ヒカゲノカズ ラ	ヒカゲノカズラ	トウゲシバ (広義)					○	○	○	
2			ホソバトウゲシバ						○		
3			ミズスギ						○		
4			ヒカゲノカズラ						○	○	
5	イワヒバ	イワヒバ	ヒメクラマゴケ						○	○	
6			カタヒバ						○		
7			クラマゴケ						○		
8			イワヒバ						○		
9	トクサ	トクサ	スギナ						○	○	
10	ハナヤスリ	ハナヤスリ	フユノハナワラビ						○		
11	ゼンマイ	ゼンマイ	オオバヤシャゼンマイ							○	
12			ゼンマイ					○	○	○	
13			ヤシャゼンマイ							○	
14			ヤマドリゼンマイ						○	○	
15	コケシノブ	コケシノブ	アオホラゴケ						○		
16			ウチワゴケ						○		
17			コウヤコケシノブ						○	○	
18			ホソバコケシノブ						○	○	
19			ハイホラゴケ						○	○	
20	ウラジロ	ウラジロ	コシダ			○		○	○	○	
21			ウラジロ			○		○	○	○	
22	フサシダ	カニクサ	カニクサ					○	○	○	
23	ヘゴ	キジノオシダ	オオキジノオ						○	○	
24			キジノオシダ						○	○	
25			フタツキジノオ						○		
26	ウラボシ	ホングウシダ	ホラシノブ					○	○	○	
27		コバノイシカグ マ	イヌシダ					○	○	○	
28			コバノイシカグマ						○	○	
29			イワヒメワラビ						○	○	
30			フモトシダ							○	
31			ワラビ					○	○	○	
32		イノモトソウ	イヌイワガネソウ							○	
33			イワガネゼンマイ							○	
34			イワガネソウ						○	○	
35			タチシノブ					○	○	○	
36			オオバノイノモトソウ						○	○	
37			イノモトソウ						○	○	

植物確認種リスト (2/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
38	ウラボシ	イノモトソウ	マツサカシダ						○		
39			アマクサシダ						○	○	○
40			オオバノアマクサシダ					○			
41			オオバノハチジョウシダ						○	○	
42		ナヨシダ	ウスヒメワラビ						○		
43		チャセンシダ	コバノヒノキシダ						○	○	
44			トラノオシダ						○	○	
45			ヌリトラノオ						○		
46			チャセンシダ							○	
47		ヒメシダ	ヒメワラビ						○	○	
48			ミドリヒメワラビ						○	○	
49			ゲジゲジシダ					○	○	○	
50			ホシダ					○		○	
51			コハシゴシダ						○	○	
52			イヌケホシダ						○		
53			イブキシダ						○	○	
54			ハシゴシダ						○		
55			ハリガネワラビ							○	
56			ヤワラシダ						○	○	
57			ヒメシダ							○	○
58			ミゾシダ					○	○	○	
59		コウヤワラビ	イヌガンソク						○	○	
60			クサソテツ						○		
61		シシガシラ	シシガシラ					○	○	○	
62			コモチシダ						○	○	○
63		メシダ	イヌワラビ						○	○	
64			ウラボシノコギリシダ						○		
65			カラクサイヌワラビ						○	○	
66			シケチシダ						○	○	
67			タカオシケチシダ						○		
68			サトメシダ							○	
69			ヒサツイヌワラビ						○		
70			ホソバイヌワラビ						○	○	
71			ツクシイヌワラビ						○		
72			オオサトメシダ							○	
73			サキモリイヌワラビ							○	

植物確認種リスト (3/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
74	ウラボシ	メシダ	タニイヌワラビ						○	○	
75			ヤマホソパイヌワラビ							○	
76			オオカラクサイヌワラビ							○	
77			ヤマイヌワラビ						○	○	
78			ヒロハイヌワラビ						○	○	
79			ホソバシケシダ						○	○	
80			オオホソバシケシダ							○	
81			セイタカシケシダ						○	○	
82			シケシダ						○	○	
83			ヘラシダ						○	○	
84			ムサシシケシダ						○		
85			ナチシケシダ							○	
86			ハクモウイノデ						○	○	
87			ヒカゲワラビ						○	○	
88			ウスバミヤマノコギリシダ							○	
89			ミヤマノコギリシダ						○	○	
90			キヨタキシダ						○	○	
91		オシダ	オオカナワラビ						○	○	
92			ホソバナライシダ						○		
93			オニカナワラビ						○	○	
94			ホソバカナワラビ			○			○	○	
95			ナンゴクナライシダ					○		○	
96			テンリュウカナワラビ							○	○
97			ミドリカナワラビ						○		
98			ハカタシダ						○	○	
99			コバノカナワラビ						○	○	
100			リョウメンシダ						○	○	
101			オニヤブソテツ						○	○	
102			ヤブソテツ					○	○	○	
103			ヤマヤブソテツ							○	
104			イワヘゴ						○	○	
105			ヤマイタチシダ					○	○	○	
106			サイゴクベニシダ						○	○	
107			ミサキカグマ						○	○	
108			ツクシイワヘゴ		○			○			

植物確認種リスト (4/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
109	ウラボシ	オシダ	オオクジャクシダ						○	○	
110			ベニシダ			○		○	○	○	
111			ミドリベニシダ						○		
112			マルバベニシダ						○	○	
113			オオベニシダ					○	○	○	
114			イヌナチクジャク							○	
115			ギフベニシダ						○		
116			クマワラビ						○	○	
117			キヨスミヒメワラビ						○	○	
118			エンシュウベニシダ							○	
119			アイノコクマワラビ							○	
120			キョズミオオクジャク							○	○
121			トウゴクシダ					○	○	○	
122			ヒメイタチシダ							○	
123			ナガバノイタチシダ						○	○	
124			オクマワラビ						○	○	
125			オオイタチシダ					○		○	
126			カタイノデモドキ							○	
127			キョズミイノデ						○	○	
128			アイアスカイノデ						○		
129			カタイノデ					○	○		
130			ミツイシイノデ							○	
131			ツヤナシイノデ							○	
132			イノデ						○	○	
133			サイゴクイノデ						○	○	
134			イノデモドキ						○	○	
135			ジュウモンジシダ							○	
136		シノブ	シノブ		○				○		
137		ウラボシ	マメヅタ						○	○	
138			ヤノネシダ						○	○	
139			ヒメノキシノブ						○		
140			ノキシノブ			○			○	○	
141			イワヒトデ						○		
142			オシャグジデンダ							○	○
143			ヒトツバ						○	○	
144			ミツデウラボシ						○	○	
145	イチョウ	イチョウ	イチョウ			○			○	○	

植物確認種リスト (5/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
146	マツ	マツ	モミ			○	○		○	○	
147			アカマツ			○	○		○	○	
148			ツガ			○	○				
149	ナンヨウスギ	マキ	イヌマキ						○		
150	ヒノキ	コウヤマキ	コウヤマキ		○	○			○		
151		ヒノキ	ヒノキ				○		○	○	
152			スギ			○	○		○	○	
153			ネズミサシ			○			○	○	
154		イチイ	イヌガヤ						○	○	
155			カヤ			○			○		
156	シキミ	マツブサ	シキミ						○	○	
157			サネカズラ						○	○	
158			マツブサ						○	○	
159	センリョウ	センリョウ	ヒトリシズカ						○		
160			フタリシズカ							○	
161			センリョウ						○	○	
162	コショウ	ドクダミ	ドクダミ						○	○	
163		ウマノスズクサ	ミヤコアオイ						○		
164			サンヨウアオイ						○	○	
165	モクレン	モクレン	オガタマノキ		○				○		
166			ホオノキ						○	○	
167			タムシバ						○	○	
168	クスノキ	クスノキ	クスノキ			○			○		
169			ヤブニッケイ						○	○	
170			カナクギノキ						○	○	
171			ヤマコウバシ						○	○	
172			ダンコウバイ						○		
173			アブラチャン						○	○	
174			シロモジ							○	
175			クロモジ						○	○	
176			カゴノキ			○			○	○	
177			アオガシ						○	○	
178			タブノキ						○	○	
179			イヌガシ							○	
180			シロダモ			○			○	○	
181	ショウブ	ショウブ	セキショウ						○	○	
182	オモダカ	サトイモ	マムシグサ						○	○	

植物確認種リスト (6/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.								
				6	7	8	9	10	11	12	15	
183	オモダカ	サトイモ	ナンゴクウラシマソウ						○			
184			ウラシマソウ						○			
185			カラスビシャク							○		
186			オオハンゲ						○			
187		オモダカ	ヘラオモダカ							○		
188			ウリカワ						○			
189			オモダカ						○			
190		トチカガミ	ヤナギスブタ						○			
191			コカナダモ							○		
192			クロモ						○			
193			トチカガミ						○			
194		ヒルムシロ	フトヒルムシロ						○			
195		ヤマノイモ	キンコウカ	ソクシンラン						○	○	
196				ノギラン						○	○	
197	ヒナノシャクジョウ		ヒナノシャクジョウ	○						○		
198	ヤマノイモ		タチドコロ						○			
199			ヤマノイモ						○	○		
200			カエデドコロ							○		
201			オニドコロ							○	○	
202	タコノキ	ホンゴウソウ	ウエマツソウ	○								
203		ビャクブ	ヒメナベワリ						○	○		
204	ユリ	シュロソウ	シライトソウ						○			
205			シロバナショウジョウバカマ						○			
206			ショウジョウバカマ						○	○		
207		イヌサフラン	ホウチャクソウ						○	○		
208			チゴユリ						○	○		
209		サルトリイバラ	サルトリイバラ			○			○	○		
210			シオデ						○			
211			ヤマカシュウ							○		
212		ユリ	ウバユリ						○	○		
213			ヤマユリ						○			
214			ササユリ						○	○		
215			コオニユリ							○		
216			ヤマジノホトトギス						○	○		
217			アマナ						○	○		

植物確認種リスト (7/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
218	クサスギカズ ラ	ラン	ヒナラン						○		
219			シラン					○	○		
220			エビネ		○			○	○		
221			キンセイラン						○		
222			ナツエビネ		○				○		
223			ギンラン						○		
224			キンラン		○				○		
225			シュンラン					○	○		
226			カキラン					○			
227			アケボノシュスラン					○	○		
228			ミヤマウズラ						○		
229			ミズトンボ		○			○			
230			セイタカスズムシソウ					○			
231			ジガバチソウ						○		
232			クモキリソウ						○		
233			コ克蘭						○		
234			コケイラン						○		
235			ヤマサギソウ					○			
236			オオバノトンボソウ					○	○		
237			ネジバナ						○		
238			クモラン		○						
239			カヤラン					○	○		
240			ヒトツボクロ						○		
241		アヤメ	ヒメヒオウギズイセン						○		
242			シャガ					○	○		
243			ニワゼキショウ			○			○		
244		ススキノキ	ノカンゾウ					○			
245			ヤブカンゾウ						○		
246		ヒガンバナ	ノビル					○			
247			ヒガンバナ					○	○		
248			キツネノカミソリ					○			
249		クサスギカズラ	ハラン						○		
250			ツルボ					○	○		
251			ケイビラン					○			
252			オオバギボウシ					○	○		
253			コバギボウシ						○		
254			ヒメヤブラン						○		

植物確認種リスト (8/30)

No.	目名	科名	種名	文献No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
255	クサスギカズ ラ	クサスギカズラ	ヤブラン						○	○	
256			コヤブラン							○	
257			ジャノヒゲ						○	○	
258			ナガバジャノヒゲ							○	
259			ミヤマナルコユリ						○	○	
260			アマドコロ						○	○	
261			キチジョウソウ						○	○	
262			オモト						○	○	
263	ツユクサ	ツユクサ	ツユクサ						○	○	
264			イボクサ						○		
265			ヤブミョウガ						○	○	
266		ミズアオイ	コナギ							○	
267	ショウガ	ショウガ	ミョウガ						○	○	
268	イネ	ガマ	ミクリ		○				○		
269		ホシクサ	ヒロハノイヌノヒゲ						○		
270			ホシクサ						○		
271			コイヌノヒゲ						○		
272			クロホシクサ	○					○		
273			ニッポンイヌノヒゲ							○	
274		イグサ	イグサ						○	○	
275			アオコウガイゼキショ ウ						○		
276			コウガイゼキショウ						○		
277			クサイ						○	○	
278			スズメノヤリ						○	○	
279			ヤマスズメノヒエ						○	○	
280			ヌカボシソウ						○	○	
281		カヤツリグサ	コウキヤガラ		○						
282			イトハナビテンツキ							○	
283			トダスゲ						○		
284			ツクシミノボロスゲ							○	
285			ベニイトスゲ							○	
286			エナシヒゴクサ							○	
287			マツバスゲ							○	
288			メアオスゲ							○	
289			ハリガネスゲ							○	
290			ケタガネソウ						○		

植物確認種リスト (9/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
291	イネ	カヤツリグサ	ヒメカンスゲ						○	○	
292			ナルコスゲ						○	○	
293			アゼナルコ						○		
294			カサスゲ						○		
295			ヤマテキリスゲ							○	
296			タニガワスゲ							○	
297			マスクサ							○	
298			コハリスゲ							○	
299			ヤマアゼスゲ						○	○	
300			ミセンアオスゲ							○	
301			ヒゴクサ							○	
302			ヒカゲスゲ							○	
303			ナキリスゲ						○	○	
304			アオスゲ						○	○	
305			オオアオスゲ							○	
306			タチスゲ						○	○	
307			ゴウソ						○		
308			ヌカスゲ							○	
309			ノゲヌカスゲ							○	
310			ヒメシラスゲ							○	
311			ミヤマカンスゲ						○	○	
312			アオミヤマカンスゲ							○	
313			アワボスゲ						○		
314			ササノハスゲ						○	○	
315			キンキカサスゲ						○	○	
316			ヒメモエギスゲ							○	
317			コカンスゲ						○	○	
318			シラコスゲ							○	
319			クサスゲ						○	○	
320			シオクグ	○							
321			アズマナルコ							○	
322			タガネソウ						○		
323			ニシノホンモンジスゲ							○	
324			ノスゲ							○	
325			フサナキリスゲ						○		
326			ヤワラスゲ						○		
327			モエギスゲ						○		

植物確認種リスト (10/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.								
				6	7	8	9	10	11	12	15	
328	イネ	カヤツリグサ	チャガヤツリ								○	
329			ヒメクグ						○	○		
330			クグガヤツリ						○			
331			タマガヤツリ							○		
332			ヒナガヤツリ							○		
333			アゼガヤツリ							○		
334			コアゼガヤツリ							○		
335			コゴメガヤツリ							○		
336			カヤツリグサ						○	○		
337			ウシクグ						○	○		
338			オニガヤツリ						○			
339			カワラスガナ						○	○		
340			シカクイ						○	○		
341			ヒメヒラテンツキ							○		
342			クロテンツキ						○	○		
343			ヒンジガヤツリ							○		
344			イヌノハナヒゲ						○			
345			ホタルイ						○	○		
346			アブラガヤ						○	○		
347			イネ	イネ	ヤマヌカボ						○	
348	ヌカボ									○		
349	コヌカグサ									○		
350	ヌカススキ									○		
351	スズメノテッポウ								○	○		
352	セトガヤ								○			
353	オオスズメノテッポウ									○		
354	メリケンカルカヤ									○		
355	コブナグサ								○	○		
356	トダシバ								○	○		
357	ヤマカモジグサ								○	○		
358	コバンソウ									○		
359	ヒメコバンソウ									○		
360	イヌムギ									○		
361	スズメノチャヒキ								○			
362	キツネガヤ									○		
363	ノガリヤス								○	○		
364	ジュズダマ								○	○		

植物確認種リスト (11/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
365	イネ	イネ	オガルカヤ						○		
366			ギョウギシバ							○	
367			カモガヤ							○	
368			メヒシバ						○	○	
369			コメヒシバ						○		
370			アキメヒシバ						○		
371			アブラススキ						○	○	
372			イヌビエ						○		
373			タイヌビエ								○
374			オヒシバ						○		
375			アオカモジグサ						○	○	
376			シナダレスズメガヤ								○
377			カゼクサ						○	○	
378			ウシノケグサ								○
379			アオウシノケグサ								○
380			トボシガラ							○	○
381			チガヤ							○	○
382			ハイチゴザサ							○	○
383			エゾノサヤヌカグサ							○	
384			サヤヌカグサ								○
385			ササガヤ							○	
386			ミヤマササガヤ								○
387			ネズミムギ								○
388			ササクサ							○	○
389			アシボソ							○	○
390			オギ							○	
391			ススキ				○			○	○
392			ネズミガヤ							○	
393			コチデミザサ								○
394			ケチデミザサ							○	
395			ヌカキビ							○	○
396			オオクサキビ								○
397			シマスズメノヒエ								○
398			アメリカスズメノヒエ								○
399			スズメノヒエ							○	○
400			タチスズメノヒエ								○
401			チカラシバ							○	○

植物確認種リスト (12/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.								
				6	7	8	9	10	11	12	15	
402	イネ	イネ	クサヨシ								○	
403			ツルヨシ						○	○		
404			モウソウチク						○			
405			マダケ						○	○		
406			ネザサ			○			○			
407			キボウシノ						○			
408			ミゾイチゴツナギ								○	
409			スズメノカタビラ						○	○		
410			ツクシスズメノカタビ ラ								○	
411			ヒエガエリ								○	
412			ハイヌメリグサ								○	
413			ヌメリグサ								○	
414			スズダケ							○		
415			ウツクシザサ							○	○	
416			チュウゴクザサ							○		
417			オニウシノケグサ							○	○	
418			ヒロハノウシノケグサ								○	
419			アキノエノコログサ								○	
420			コツブキンエノコロ							○	○	
421			キンエノコロ								○	
422			オオエノコロ								○	
423			エノコログサ								○	
424			ムラサキエノコロ								○	
425			オカメザサ							○		
426			オオアブラススキ							○	○	
427			ネズミノオ							○	○	
428			カニツリグサ							○	○	
429			マコモ							○		
430			シバ							○	○	
431			キンポウゲ	ケシ	ムラサキケマン							○
432	ツルケマン								○			
433	フウロケマン								○	○		
434	ナガミノツルケマン				○				○			
435	タケニグサ								○	○		
436	ナガミヒナゲシ										○	
437		アケビ	ゴヨウアケビ							○		

植物確認種リスト (13/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
438	キンポウゲ	アケビ	アケビ						○	○	
439			ミツバアケビ					○	○		
440			ムベ					○	○		
441		ツツラフジ	アオツツラフジ						○		
442			ツツラフジ						○		
443		メギ	ナンテン					○			
444		キンポウゲ	サラシナショウマ							○	
445			ボタンヅル							○	
446			ハンショウヅル						○	○	
447			クサボタン						○		
448			センニンソウ						○	○	
449			オキナグサ	○	○				○		
450			ウマノアシガタ						○	○	
451			キツネノボタン						○	○	
452			ヒメウズ						○		
453			アキカラマツ						○		
454	ヤマモガシ	アワブキ	アワブキ					○	○		
455	ツゲ	ツゲ	ツゲ		○						
456	ユキノシタ	カツラ	カツラ						○		
457		ユズリハ	ユズリハ						○	○	
458			ヒメユズリハ						○		
459		ユキノシタ	チダケサシ						○	○	
460			ネコノメソウ							○	
461			ヤマネコノメソウ							○	
462			コガネネコノメソウ							○	
463			タチネコノメソウ							○	
464			チャルメルソウ						○	○	
465			ユキノシタ							○	
466		ベンケイソウ	ツメレンゲ						○		
467			コモチマンネングサ						○	○	
468			ヒメレンゲ						○	○	
469		アリノトウグサ	アリノトウグサ						○		
470	ブドウ	ブドウ	ノブドウ						○	○	
471			ヤブカラシ						○	○	
472			ツタ						○	○	
473			エビヅル						○	○	
474			サンカクヅル						○	○	

植物確認種リスト (14/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
475	ブドウ	ブドウ	アマヅル							○	
476	マメ	マメ	ネムノキ						○	○	
477			イタチハギ							○	
478			ヤブマメ						○	○	
479			ホドイモ						○	○	
480			ゲンゲ						○	○	
481			ジャケツイバラ							○	
482			タヌキマメ	○					○		
483			アレチヌスビトハギ							○	
484			ノササゲ						○	○	
485			フジカンゾウ						○	○	
486			ケヤブハギ						○	○	
487			ヌスビトハギ						○	○	
488			ヤブハギ						○	○	
489			マルバヌスビトハギ						○		
490			コマツナギ						○	○	
491			ヤハズソウ						○	○	
492			ヤマハギ							○	
493			メドハギ							○	
494			マルバハギ							○	
495			ツクシハギ						○	○	
496			ネコハギ						○	○	
497			イヌハギ	○							
498			マキエハギ							○	
499			イヌエンジュ							○	
500			コメツブウマゴヤシ			○					
501			コウマゴヤシ			○					
502			ウマゴヤシ			○					
503			ムラサキウマゴヤシ							○	
504			シロバナシナガワハギ							○	
505			シナガワハギ							○	
506			クズ						○	○	
507			オオバタンキリマメ						○	○	
508			タンキリマメ						○		
509			ハリエンジュ							○	
510			クララ						○	○	
511			コメツブツメクサ							○	

植物確認種リスト (15/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
512	マメ	マメ	ムラサキツメクサ			○					
513			シロツメクサ			○			○	○	
514			ツルフジバカマ						○		
515			スズメノエンドウ							○	
516			ヤハズエンドウ						○	○	
517			ホソバヤハズエンドウ							○	
518			カスマグサ						○		
519			ナンテンハギ						○		
520			ヤブツルアズキ						○		
521			ヤマフジ						○	○	
522			フジ						○	○	
523			ナツフジ						○		
524		ヒメハギ	ヒメハギ						○	○	
525	バラ	グミ	ツルグミ						○	○	
526			ナワシログミ						○	○	
527			アキグミ						○		
528		クロウメモドキ	クマヤナギ						○		
529			イソノキ						○	○	
530			ネコノチチ						○		
531		ニレ	ケヤキ						○		
532		アサ	ムクノキ						○	○	
533			エノキ						○	○	
534		クワ	ツルコウゾ						○		
535			コウゾ						○		
536			ヒメコウゾ							○	
537			クワクサ							○	
538			イヌビワ						○	○	
539			イタビカズラ						○	○	
540			ヤマグワ						○	○	
541		イラクサ	クサコアカソ						○	○	
542			カラムシ						○	○	
543			メヤブマオ						○	○	
544			ナガバヤブマオ						○		
545			アカソ							○	
546			コアカソ						○	○	
547			ヒメウワバミソウ						○	○	
548			サンショウソウ						○		

植物確認種リスト (16/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
549	バラ	イラクサ	オオサンショウソウ						○	○	
550			コミヤマミズ							○	
551		バラ	キンミズヒキ						○	○	
552			ザイフリボク						○	○	
553			ウラジロノキ						○	○	
554			エドヒガン			○					
555			ヤマザクラ						○	○	
556			カスミザクラ							○	
557			ソメイヨシノ			○					
558			ビワ						○		
559			ダイコンソウ						○	○	
560			リンボク						○	○	
561			ウワミズザクラ						○	○	
562			カナメモチ			○					
563			オヘビイチゴ						○	○	○
564			カワラサイコ	○						○	
565			キジムシロ							○	
566			ミツバツチグリ						○	○	
567			ヘビイチゴ						○	○	
568			ヤブヘビイチゴ						○	○	
569			カマツカ							○	
570			ケカマツカ						○		
571			シャリンバイ							○	
572			テリハノイバラ						○		
573			ノイバラ						○	○	
574			ミヤコイバラ						○		
575			ヤマイバラ							○	
576			フユイチゴ						○		
577			ビロードイチゴ						○	○	
578			クマイチゴ						○	○	
579			クサイチゴ						○	○	
580			ニガイチゴ						○	○	
581			ヒメバライチゴ							○	
582			モミジイチゴ						○	○	
583			ナワシロイチゴ						○	○	
584			コバノフユイチゴ						○	○	
585			エビガライチゴ						○	○	

植物確認種リスト (17/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
586	バラ	バラ	コジキイチゴ							○	
587			ワレモコウ						○	○	
588			ユキヤナギ		○				○		
589	ブナ	ブナ	クリ			○			○	○	
590			ツブラジイ						○	○	
591			スダジイ			○					
592			シリブカガシ						○	○	
593			アカガシ			○				○	
594			クヌギ			○			○		
595			ナラガシワ						○		
596			イチイガシ	○					○		
597			アラカシ			○			○	○	
598			シラカシ						○	○	
599			ウラジロガシ			○			○		
600			コナラ			○			○	○	
601			ツクバネガシ						○	○	
602			アベマキ						○	○	
603		ヤマモモ	ヤマモモ			○			○		
604		クルミ	ノグルミ						○		
605			サワグルミ			○					
606		カバノキ	ケヤマハンノキ							○	
607			ヒメヤシャブシ						○	○	
608			カワラハンノキ						○		
609			オオバヤシャブシ						○	○	
610			クマシデ						○	○	
611			アカシデ						○	○	
612			イヌシデ						○	○	
613	ウリ	ウリ	アマチャヅル						○	○	
614			キカラスウリ						○		
615			スズメウリ						○	○	
616	ニシキギ	ニシキギ	イワウメヅル						○		
617			ツルウメモドキ						○	○	
618			オオツルウメモドキ						○		
619			オオコマユミ						○		
620			コマユミ						○	○	
621			マサキ						○		
622			ムラサキマユミ						○		

植物確認種リスト (18/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
623	ニシキギ	ニシキギ	ツリバナ						○	○	
624			マユミ						○		
625	カタバミ	カタバミ	イモカタバミ							○	
626			カタバミ						○	○	
627			ムラサキカタバミ						○	○	
628			オッタチカタバミ							○	
629			ミヤマカタバミ						○	○	
630			キントラノオ	トウダイグサ	エノキグサ						○
631	ニシキソウ								○		
632	コニシキソウ								○		
633	オオニシキソウ									○	
634	アカメガシワ								○	○	
635	ヤマアイ									○	
636	コミカンソウ	ヒトツバハギ								○	
637		コバンノキ							○	○	
638		コミカンソウ							○		
639		ヒメミカンソウ							○	○	
640	ヤナギ	ネコヤナギ							○		
641		オノエヤナギ								○	
642	スミレ	コタチツボスミレ							○	○	
643		タチツボスミレ							○	○	
644		アオイスミレ							○		
645		マルバスミレ								○	
646		スミレ							○	○	
647		コミヤマスミレ								○	
648		ナガバタチツボスミレ							○	○	
649		ツボスミレ							○	○	
650		シハイスミレ							○	○	
651		ノジスミレ							○		
652	オトギリソウ	オトギリソウ							○	○	
653		コケオトギリ							○	○	
654		アゼオトギリ								○	
655		サワオトギリ							○	○	
656		ミズオトギリ							○		
657	フウロソウ	フウロソウ	オランダフウロ								○
658			アメリカフウロ							○	
659			ゲンノショウコ						○	○	

植物確認種リスト (19/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
660	フトモモ	ミソハギ	ミソハギ						○		
661			キカシグサ						○		
662			ミズマツバ	○	○						
663			ミズキカシグサ						○		
664		アカバナ	タニタデ						○		
665			ミズタマソウ						○	○	
666			アカバナ						○	○	
667			チョウジタデ						○	○	
668			メマツヨイグサ							○	
669			オオマツヨイグサ			○					
670			コマツヨイグサ							○	
671			アレチマツヨイグサ			○					
672			マツヨイグサ			○					
673	ミツバウツギ	ミツバウツギ	ゴンズイ						○	○	
674			ミツバウツギ						○		
675		キブシ	キブシ						○	○	
676	ムクロジ	ウルシ	スルデ						○	○	
677			ハゼノキ			○					
678			ヤマハゼ						○		
679			ヤマウルシ			○			○		
680		ムクロジ	オオモミジ						○		
681			ヤマモミジ			○					
682			チドリノキ						○		
683			ウリカエデ						○	○	
684			イロハモミジ						○		
685			イタヤカエデ (広義)			○			○		
686			ウリハダカエデ						○	○	
687			コハウチワカエデ						○	○	
688			ヒナウチワカエデ						○		
689			トチノキ			○			○		
690		ミカン	マツカゼソウ						○	○	
691			ミヤマシキミ						○	○	
692			カラスザンショウ							○	
693			フユザンショウ						○	○	
694			サンショウ						○	○	
695			イヌザンショウ						○	○	
696	アオイ	アオイ	イチビ						○		

植物確認種リスト (20/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
697	アオイ	アオイ	カラスノゴマ						○		
698			ゼニアオイ						○		
699			エノキアオイ								○
700		ジンチョウゲ	コショウノキ							○	
701			ガンピ							○	
702			ミツマタ							○	
703	アブラナ	アブラナ	ヤマハタザオ							○	
704			ナズナ			○			○		
705			ジャニンジン							○	
706			タネツケバナ						○		
707			オオバタネツケバナ						○	○	
708			ワサビ							○	
709			オランダガラシ							○	
710			ショカツサイ							○	
711			コイヌガラシ		○						
712			イヌガラシ						○	○	
713			スカシタゴボウ								○
714			ハナナズナ	○	○	○			○	○	
715			グンバイナズナ							○	
716	ビャクダン	ビャクダン	ヒノキバヤドリギ							○	
717			カナビキソウ						○		
718	ナデシコ	タデ	イタドリ						○	○	
719			ヒメツルソバ							○	
720			ミズヒキ						○	○	
721			オオイヌタデ						○	○	
722			イヌタデ						○	○	
723			ヤノネグサ						○	○	
724			シンミズヒキ						○	○	
725			タニソバ							○	
726			イシミカワ							○	
727			ハナタデ						○	○	
728			ボントクタデ						○	○	
729			アキノウナギツカミ						○	○	
730			ママコノシリヌグイ							○	
731			ミゾソバ						○	○	
732			オオネバリタデ						○	○	
733			スイバ						○	○	

植物確認種リスト (21/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
734	ナデシコ	タデ	ヒメスイバ			○				○	
735			アレチギシギシ							○	
736			ギシギシ						○		
737		ナデシコ	ミミナグサ						○		
738			オランダミミナグサ						○	○	
739			カワラナデシコ						○	○	
740			イヌコモチナデシコ							○	
741			ツメクサ						○		
742			ムシトリナデシコ							○	
743			ナンバンハコベ						○	○	
744			フシグロ						○	○	
745			ウシハコベ						○	○	
746			サワハコベ							○	
747			コハコベ			○			○	○	
748			オオヤマハコベ							○	
749			ミドリハコベ						○	○	
750			ヤマハコベ						○		
751			ノミノフスマ			○			○	○	
752		ヒユ	イノコヅチ						○	○	
753			ヒナタイノコヅチ						○	○	
754			ホソアオゲイトウ						○		
755			コアカザ						○		
756			アリタソウ							○	
757		ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ						○	○	
758			マルミノヤマゴボウ	○							
759		スベリヒユ	スベリヒユ						○		
760	ミズキ	ミズキ	ウリノキ							○	
761			ミズキ						○	○	
762			ヤマボウシ						○	○	
763			クマノミズキ							○	
764		アジサイ	ツルアジサイ						○		
765			クサアジサイ							○	
766			ウツギ						○	○	
767			マルバウツギ						○		
768			ノリウツギ						○		
769			アマギコアジサイ							○	
770			コアジサイ						○	○	

植物確認種リスト (22/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
771	ミズキ	アジサイ	コガクウツギ						○	○	
772			ヤマアジサイ						○	○	
773			イワガラミ						○	○	
774	ツツジ	ツリフネソウ	ツリフネソウ						○		
775		サカキ	サカキ			○			○	○	
776			ヒサカキ			○			○	○	
777			モッコク						○		
778		カキノキ	カキノキ						○	○	
779		サクラソウ	マンリョウ						○		
780			カラタチバナ						○		
781			ヤブコウジ						○	○	
782			ギンレイカ							○	
783			オカトラノオ						○	○	
784			コナスビ						○	○	
785			イズセンリョウ						○	○	
786			タイミンタチバナ			○					
787		ツバキ	ヤブツバキ			○			○	○	
788			チャノキ							○	
789		ハイノキ	タンナサワフタギ						○	○	
790			ミミズバイ			○					
791			クロキ			○			○	○	
792			シロバイ	○	○				○		
793			クロバイ						○	○	
794			サワフタギ						○		
795		イワウメ	オオイワカガミ			○			○		
796		エゴノキ	アサガラ						○	○	
797		エゴノキ	エゴノキ						○	○	
798		マタタビ	サルナシ						○		
799			ウラジロマタタビ							○	
800			キウイフルーツ							○	
801			マタタビ						○	○	
802		リョウブ	リョウブ						○	○	
803		ツツジ	ウメガサソウ						○	○	
804			ホツツジ						○		
805			ベニドウダン						○		
806			ネジキ						○	○	
807			ギンリョウソウ							○	

植物確認種リスト (23/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
808	ツツジ	ツツジ	アセビ			○			○	○	
809			イチヤクソウ						○	○	
810			ツリガネツツジ						○		
811			ホンシャクナゲ		○				○		
812			ヤマツツジ			○			○	○	
813			ヒメヤマツツジ							○	
814			レンゲツツジ						○		
815			コバノミツバツツジ						○	○	
816			キシツツジ						○		
817			バйкаツツジ						○		
818			シロバナウンゼンツツジ		○	○			○	○	
819			フジツツジ						○		
820			シャシャンボ			○			○		
821			アクシバ						○	○	
822			ナツハゼ						○	○	
823			スノキ						○		
824			カンサイスノキ							○	
825	クロタキカズラ	クロタキカズラ	クロタキカズラ						○		
826	アオキ	アオキ	アオキ			○			○	○	
827	リンドウ	アカネ	ナガバジュズネノキ							○	
828			アリドオシ							○	
829			クルマムグラ						○		
830			キクムグラ						○	○	
831			ヤマムグラ						○		
832			オオヤマムグラ						○		
833			オオバナヤエムグラ							○	
834			ヤエムグラ						○	○	
835			ヨツバムグラ						○		
836			ホソバナヨツバムグラ						○		
837			ツルアリドオシ						○		
838			ハシカグサ						○	○	
839			サツマイナモリ						○	○	
840			ヘクソカズラ						○	○	
841			イナモリソウ						○		
842			アカネ						○	○	

植物確認種リスト (24/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.										
				6	7	8	9	10	11	12	15			
843	リンドウ	アカネ	カギカズラ										○	
844		リンドウ	ベニバナセンブリ										○	
845			リンドウ							○	○			
846			フデリンドウ							○	○			
847			アケボノソウ							○	○			
848			センブリ							○	○			
849			ツルリンドウ							○	○			
850			キョウチクトウ	キジョラン								○		
851		キョウチクトウ								○				
852		テイカカズラ								○	○			
853		ツルニチニチソウ									○			
854		オオカモメヅル								○	○			
855		フナバラソウ		○						○	○			
856		アキノクサタチバナ								○				
857		スズサイコ		○						○				
858	ナス	ヒルガオ	マメダオシ	○										
859		ナス	クコ						○					
860			イガホオズキ								○			
861			ヒヨドリジョウゴ							○	○			
862			マルパノホロシ								○			
863			ハダカホオズキ								○			
864	ムラサキ	ムラサキ	ハナイバナ							○	○			
865			ヤマルリソウ							○				
866			ミズタビラコ							○	○			
867			キュウリグサ				○				○			
868	シソ	モクセイ	アオダモ							○				
869			ヤマトアオダモ							○				
870			マルバアオダモ							○	○			
871			シオジ							○				
872			ネズミモチ							○	○			
873			イボタノキ							○				
874			キンモクセイ				○			○				
875			ヒイラギ							○				
876		イワタバコ	イワタバコ				○			○				
877		オオバコ	ジギタリス									○		
878			マツバウンラン									○		
879			オオバコ								○	○		

植物確認種リスト (25/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
880	シソ	オオバコ	タチイヌノフグリ			○			○	○	
881			サンインクワガタ						○	○	
882			ムシクサ						○		
883			オオイヌノフグリ			○			○	○	
884			イヌノフグリ		○						
885			カワヂシャ		○						
886			アゼナ	スズメノトウガラシ (広義)						○	
887	アゼナ								○		
888	ウリクサ							○			
889	アゼトウガラシ							○			
890	シソ	キランソウ						○	○		
891		ジュウニヒトエ							○		
892		ニシキゴロモ						○	○		
893		コムラサキ						○			
894		ムラサキシキブ						○	○		
895		ヤブムラサキ						○	○		
896		クサギ						○	○		
897		トウバナ						○	○		
898		イヌトウバナ						○	○		
899		ヤマトウバナ						○	○		
900		テンニンソウ							○		
901		ナギナタコウジュ						○	○		
902		カキドオシ						○	○		
903		ヤマハッカ							○		
904		ヒキオコシ							○		
905		アキチョウジ						○	○		
906		オドリコソウ						○			
907		ホトケノザ			○						
908		ヒメオドリコソウ								○	
909		メハジキ						○	○		
910		ヒメシロネ						○			
911		ラショウモンカズラ						○			
912		ハッカ						○			
913		ヒメジソ								○	
914		イヌコウジュ						○			
915				シソ						○	

植物確認種リスト (26/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
916	シソ	シソ	トラノオジソ						○		
917			ウツボグサ						○		
918			アキノタムラソウ						○	○	
919			キバナアキギリ						○	○	
920			タツナミソウ						○		
921			コバノタツナミ							○	
922			シソバタツナミ						○	○	
923			デワノタツナミソウ						○	○	○
924			イヌゴマ							○	
925			ツルニガクサ						○	○	
926			カリガネソウ							○	
927		サギゴケ	ムラサキサギゴケ						○	○	
928			トキワハゼ						○	○	
929		ハエドクソウ	ミゾホオズキ							○	
930			ハエドクソウ							○	
931		キリ	キリ						○	○	
932		ハマウツボ	ナンバンギセル							○	
933			ミヤマママコナ						○	○	
934			ママコナ							○	
935			セイヨウヒキヨモギ							○	
936			コシオガマ						○		
937		キツネノマゴ	オギノツメ						○		
938			キツネノマゴ						○		
939		クマツヅラ	アレチハナガサ							○	
940	モチノキ	ハナйкаダ	ハナйкаダ						○		
941			コバノハナйкаダ							○	
942		モチノキ	ナナミノキ						○		
943			イヌツゲ			○			○	○	
944			モチノキ						○		
945			タラヨウ						○	○	
946			アオハダ						○		
947			タマミズキ						○	○	
948			ソヨゴ			○			○	○	
949			クロガネモチ						○		
950			ウメモドキ						○		
951			イヌウメモドキ						○		
952	キク	キキョウ	ツリガネニンジン						○	○	

植物確認種リスト (27/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
953	キク	キキョウ	ホタルブクロ						○	○	
954			ツルニンジン						○	○	
955			ミゾカクシ							○	
956			タニギキョウ						○	○	
957			キキョウ							○	
958			ヒナキキョウソウ								○
959			キキョウソウ							○	
960			ヒナギキョウ						○	○	
961		キク	ノブキ							○	
962			ヌマダイコン						○		
963			モミジハグマ							○	
964			キッコウハグマ						○	○	
965			ブタクサ							○	
966			カワラヨモギ						○		
967			ヨモギ							○	
968			オトコヨモギ						○	○	
969			イヌヨモギ						○		
970			ノコンギク						○	○	
971			シラヤマギク						○	○	
972			イナカギク						○		
973			シュウブソウ						○	○	
974			アメリカセンダングサ			○			○	○	
975			タウコギ						○		
976			ヤブタバコ							○	
977			コヤブタバコ						○		
978			ホソバガンクビソウ						○		
979			ガンクビソウ						○	○	
980			サジガンクビソウ						○	○	
981			ヒメガンクビソウ							○	
982			トキンソウ							○	
983			リュウノウギク							○	
984			ノアザミ						○	○	
985			キセルアザミ						○		
986			サンベサワアザミ						○		
987			ヨシノアザミ						○	○	
988			ベニバナボロギク			○				○	
989			ヤクシソウ						○	○	

植物確認種リスト (28/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
990	キク	キク	ハナヤクシソウ							○	
991			タカサブロウ						○	○	
992			ダンドボロギク						○	○	
993			ヒメジョオン			○			○	○	
994			アレチノギク			○			○		
995			ヒメムカシヨモギ			○			○		
996			ペラペラヨメナ							○	
997			ケナシヒメムカシヨモギ						○		
998			オオアレチノギク						○		
999			フジバカマ		○						
1000			ヒヨドリバナ (広義)						○	○	
1001			ツワブキ						○		
1002			ウスベニチチコグサ							○	
1003			チチコグサ						○		
1004			キツネアザミ							○	
1005			ブタナ							○	
1006			ニガナ						○		
1007			ハナニガナ						○	○	
1008			イワニガナ							○	
1009			アキノノゲシ							○	
1010			ヤマニガナ						○		
1011			コオニタビラコ						○		
1012			センボンヤリ						○	○	
1013			サワギク							○	
1014			ムラサキニガナ						○	○	
1015			モミジガサ						○		
1016			カシワバハグマ			○			○		
1017			コウヤボウキ						○	○	
1018			フキ						○		
1019			コウゾリナ						○	○	
1020			ハハコグサ						○	○	
1021			アキノハハコグサ						○		
1022			キヌガサギク							○	
1023			コメナモミ							○	
1024			メナモミ							○	
1025			セイトカアワダチソウ			○				○	

植物確認種リスト (29/30)

No.	目名	科名	種名	文献No.								
				6	7	8	9	10	11	12	15	
1026	キク	キク	オオアワダチソウ									○
1027			トキワアワダチソウ			○						○
1028			アキノキリンソウ						○	○		
1029			オニノゲシ						○			
1030			ノゲシ							○		
1031			ホウキギク			○						
1032			ヤブレガサ								○	
1033			キクバヤマボクチ							○	○	
1034			セイヨウタンポポ							○		
1035			オカオグルマ							○		
1036			オニタビラコ（広義）								○	
1037	セリ	トベラ	トベラ						○			
1038		ウコギ	タラノキ						○			
1039			コシアブラ						○	○		
1040			カクレミノ			○			○	○		
1041			ヤツデ						○			
1042			タカノツメ						○	○		
1043			キヅタ						○	○		
1044			オオバチドメ							○		
1045			ノチドメ						○			
1046			オオチドメ								○	
1047			チドメグサ						○			
1048		セリ	ハナビゼリ							○		
1049			シラネセンキュウ						○			
1050			ミツバ						○	○		
1051			セリ							○		
1052			ヤブニンジン								○	
1053			ヤブジラミ						○	○		
1054	マツムシソウ	ガマズミ	ソクズ						○			
1055			ニワトコ						○	○		
1056			ガマズミ						○			
1057			コバノガマズミ						○	○		
1058			ヤブデマリ							○		
1059			ヤマシグレ						○	○		
1060			ミヤマガマズミ						○	○		
1061		スイカズラ	コツクバネウツギ						○	○		
1062	ツクバネウツギ							○	○			

植物確認種リスト (30/30)

No.	目名	科名	種名	文献 No.							
				6	7	8	9	10	11	12	15
1063	マツムシソウ	スイカズラ	ナベナ						○		
1064			ウグイスカグラ							○	
1065			ミヤマウグイスカグラ						○	○	
1066			ヤマウグイスカグラ						○		
1067			スイカズラ						○	○	
1068			オミナエシ							○	
1069			オトコエシ						○	○	
1070			ツルカノコソウ							○	
1071			ヤブウツギ						○	○	
計	60 目	153 科	1071 種	16 種	24 種	80 種	5 種	23 種	749 種	748 種	16 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和4年11月、国土交通省)に準拠した。

注2) 文献

6. 「広島版レッドデータブック 2021」(令和3年 広島県)
7. 「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年 広島市)
8. 「五日市町誌 上巻」(昭和49年 五日市町誌編集委員会)
9. 「沼田町史」(昭和55年 広島市役所)
10. 「比婆科学」(昭和64年～令和4年 比婆化学教育振興会)
11. 「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年 広島県)
12. 「広島市植物公園 紀要 第14号～第33号」(平成4年～28年 広島市植物公園)
15. 「広島県植物誌」(平成9年 中国新聞社)

登 録 番 号	広L2—2024—79
名 称	広島高速4号線延伸事業(都市計画道路広島 西風新都線)構想段階評価書
編集・発行者	道路交通局 道路部 道路計画課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (〒730-8586) TEL 082-504-2366
発 行 年 月	令和 6年 12月